

知的障害者の権利擁護 (成年後見制度)に関する

生活実態調査報告書

目 次

1. 調査概要 1	
1) 調査の目的	3
(1) 生活実態調査アンケート実施の背景	
(2) 調査の目的と種類	
2) 調査項目	5
(1) 個人対象調査項目	
(2) 地方育成会対象調査項目	
3) 作業仮説	7
(1) 個人対象調査	
(2) 地方育成会対象調査	
4) 調査対象と回収状況、実施日程	8
(1) 個人対象調査	
(2) 地方育成会対象調査	
(3) 調査実施日程	
2. 調査結果 1 - 個人対象調査	
1) 単純集計結果と考察	10
(1) 単純集計結果	
(2) 各項目の考察	
2) クロス集計結果と考察	44
(1) 属性との関係	
(2) 成年後見制度の利用・意識との関係	
(3) 態度と考え方の関係	
(4) クロス集計結果表・グラフ	
3) 自由記述の考察	77
(1) 経済面の不安について	
(2) 高齢化への不安について	
(3) 自由記述クロス集計結果	
3. 調査結果 2 - 地方育成会対象調査	
1) 単純集計結果と考察	91
(1) 単純集計結果	
(2) 回答団体の属性	
2) 成年後見制度について	106
(1) 成年後見制度に関する会の現状	
(2) 成年後見制度に関する今後の取り組み	
3) クロス集計結果と考察	109
(1) 成年後見制度に関する会の現状	

(2) 成年後見制度に関する今後の取り組み	
(3) クロス集計結果表・グラフ	
4. 全体のまとめ	
1) 作業仮説との関連	130
(1) 個人対象調査	
(2) 地方育成会対象調査	
2) 家族の意識と育成会の役割	132
(1) 家族支援と育成会	
(2) 権利擁護事業と育成会	
3) 今後の分析課題	133
謝辞	133
添付資料 1	134
1-1 依頼状（個人対象者紹介依頼状）	
「知的障害者の権利擁護に関する意見調査実施についてのお願い」	
1-2 紹介回答用紙（個人対象者紹介依頼文書 2）	
「対象者のご紹介」についての回答 1. アンケートの配布について 2. 対象市区町村育成会情報	
添付資料 2 個人調査票（単純集計結果数値%記載）	137
「権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査アンケート へのご協力をお願いいたします」	
添付資料 3 組織調査票（単純集計結果数値%記載）	145
「知的障害者の権利擁護に関する意見調査 ご協力をお願いします」	
添付資料 4-1 配布封筒（兵庫県大会用）	150
添付資料 4-2 配布封筒（千葉関東ブロック大会・全国大会用）	151
添付資料 4-3 配布封筒（全国地方育成会個人用）	152
添付資料 4-4 配布封筒（全国地方育成会組織用）	153
執筆者一覧	154

生活実態調査アンケート調査結果 報告書

1. 調査概要

1) 調査の目的

(1) 生活実態調査アンケート実施の背景

障害福祉制度が措置制度から契約制度へと変わるなかで、特に判断能力に困難のある利用者（知的障害者）の権利擁護の課題が浮上してきている。それは、従来は家族によって担われてきたものであるが、さまざまな事情から権利擁護機能を十分に果たすことが難しい場合もあり、また知的障害のある人（以下、本人）の地域での自立生活を支援するという立場から見たとき、家族が担うのではない新しい視点からの対応が求められると考えられる。

さらに、日常生活における権利侵害の危険性はすべての人々に存在するものであり、判断能力に困難をかかえる人々に対しては法や福祉の分野で各種の擁護制度が存在してはいるが、必ずしも十分に機能しているとは言えない現状がある。

このような状況の中で、知的障害の当事者（本人・家族）の会である「育成会」は、最大の事業として、人権を守るための権利擁護事業の必要性を痛感してきた。特に＜成年後見制度＞の積極的な活用によって、自らがその任と役割を果たす必要があることを確認しており、すでに各地での実践も散発的に開始されている。

その中の一つである岩手県手をつなぐ育成会では、平成 10（1998）年から県委託事業として「障害者 110 番相談室」を開設したところ、知的障害のある人からのサラ金、ヤミ金相談はもとより、キャッチセールス、携帯電話、リフォーム等の消費者被害相談が次々と寄せられた。本人が地域で暮らすということは、一般社会で起きている問題が例外なく知的障害のある人にも起きる、いや、それ以上に、判断能力が不十分のため周りに利用されやすいという実態が浮き彫りになった。一方では、知的障害の重い人たちの財産、相続、年金問題の相談もあった。

このような状況の中で、平成 12（2000）年 4 月に改正された成年後見制度が施行されたため、本人の権利擁護のための活用を目的に、県内の市町村育成会にパンフレットを配布し制度の普及に努めた。その後平成 14（2002）年に、当時の盛岡市知的障害者を守る会・中高年部会において「親と子の高齢化に伴う諸問題」に関するアンケート調査が実施された。2 年間にわたって青年期・壮年期の本人の保護者に対して啓発活動をしてきたにもかかわらず、「成年後見制度を知っていますか」の問いには、まったく知らないが 30%を占め（回答者 148 名）、ことばとしては聞いたことはあるものの制度の理解はほとんどなされていないことが判明した。福祉サービスが措置から契約に変わるのを目前にしても、また 97%の人が今後のことを心配していると回答していながら、本人の権利擁護という視点が非常に薄いことが感じられた。

これを踏まえて、相談室の巡回相談や親の会の会合、本人のスキルアップセミナーや講演会において、弁護士等によるわかりやすい情報提供や制度の理解促進など、きめ細かい普及・啓発に努めた結果、平成 17（2005）年に行った成年後見制度の勉強会でのアンケートでは、成年後見制度を知っていた人が参加者の 86.6%という回答が得られた。また、不安については、前回アンケートでは「世話をする人」と漠然とした回答が半数を占めていたが、この時のアンケートでは質問項目の違いはあるものの、「財産やお金の管理」「本人の権利擁護」「施設契約、福祉サービスの利用」「経済的な不安」の順でより明確化された。これには、福祉制度を含めた社会状況の変化の認識が深まったことと成年後見制度の啓発活動を積み重ねた成果が現れているように思われる。しかし

ながら、アンケートに見られる意識の状態と、実際の成年後見の中身の理解や活用状況とを照らしてみると、必ずしも意識と実態が一致しているとは考えられない。手続きや費用に対する抵抗感の強さはすでに指摘されてきたことではあるが、この不一致のなかには、家族の本人への理解や対応についての本質的な問題が存在していると思われる。

今回の平成 18（2006）年度実態調査においては、家族の「障害の理解」と共に、「本人の権利擁護」という意識をつね日ごろどれだけ持っているかを明らかにし、本人に対する権利擁護の視点、回答者の年齢による差、支援に何を望んでいるのかの動向を数値として把握することができるのではと考えている。これをもとに、各市町村育成会として取り組むべき権利擁護の方向性が見えてくるのではないだろうか。

（２）調査の目的と種類

上記のような背景や、権利擁護の一方法としての成年後見制度の利用が期待されるほどには伸びていない現状からは、本人の権利擁護のあり方は直接の支援者（保護者）である者の考え方から大きな影響を受ける、ということが浮かび上がってくる。本人の権利擁護を推進するためには、家族であるからできること・家族ではできないことを明確化し、権利擁護への視点を育てるとともに、具体的にどういう後見内容が必要と家族自身を感じているのかについて把握し、組織としての育成会がどのように応えられるのかを含めて検討することが求められていると言えよう。

あらためて指摘するまでもないが、本人の権利擁護のあり方は、本人が周囲の状況や自分のおかれている状態を理解できるような工夫をどれだけしているか、特に障害が重度の人の意思表示方法と読み取り方の工夫や選択肢の用意などと関連している。一方で、障害の理解について専門的な教育を受けている家族は少なく、権利擁護といわれても何を意味するのか見当がつかないという場合も多いであろう。そもそも本人の権利擁護とは、家族自身が加害・被害に遭わないための権利擁護と表裏一体の関係にあり、家族を守ることなしに本人を守るとは実現しにくいと考えられる。すなわち、家族は本人の最大の権利擁護者になりうる一方で、最大の権利侵害者にもなりうるという側面を持っていると言え、ポジティブな面をどうやって引き出し、ネガティブな面をどうやって解消するのかにも注意が払われなければならない。

また、各育成会組織においても、組織化の程度や事業規模などがさまざまであり、権利擁護事業に足並みそろえて取り組むという状況にはない。

特に成年後見制度の立ち上げにおいて、a) 事業そのものを実施する運営的役割、b) 成年後見制度を実施している機関・人を監督する役割、c) 事業を実施したいと思っている人・組織や実施しているところを支援する役割などが混合しているため、実際にそれぞれの組織で何が可能なかということが見えにくくなっているのではないだろうか。さらに、このような機能(役割)を、各地域での育成会と都道府県育成会、全日本育成会とがどのように分担し有機的に連携していくかという方策を構築するためには、まず各育成会の実情把握から行うことが必要と考えられる。

これらを踏まえ本調査では、①家族自身が権利擁護に関する自覚を深められるよう成年後見制度の啓発も含めた実態把握をする、②各育成会においてはその実態把握を通して知的障害のある本人の権利擁護を推進する仕組みを作れるようにする、の２点を視野におき、各調査の依頼文面にある「障害のある方とご家族が安心して仲良く暮らしていけるような仕組みを作る」ための基礎データを得るために実施した。

したがって実施した調査は、①個人対象調査、②地方育成会対象調査、の２種となった。

2) 調査項目

(1) 個人対象調査項目

①基礎調査項目 A：回答者と本人の属性

FQ1. 回答者の年齢、性別、職業有無

FQ2. 障害者本人の福祉サービス費用／月

FQ3. 回答者以外の本人支援者-属性別回答（複数回答）

FQ4. 障害のある本人について：回答者との続柄・年齢、居住形態、障害手帳の種類（3名回答枠）の8項目9設問。

※このアンケートは、本人を支援している家族（親・きょうだい等）を対象とさせて頂いた。

②基礎調査項目 B：障害のある本人の現状について

FQ5. 主たる活動の場

FQ6. 身近生活での自立・介助の程度

= 1. 衣服の着脱 2. 入浴 3. 食事 4. 排泄 5. 留守番

の2項目6設問。

③日常生活項目 A：本人の障害基礎年金について

FQ7. 使い道、管理

の2項目2設問。

④日常生活項目 B：回答者の相談相手について

FQ8. 家族内相談相手と成年後見制度に対する話題の有無・内容

FQ9. 家族外相談相手と成年後見制度に対する話題の有無・内容

の2項目2設問。

⑤福祉サービス利用項目

FQ10. ホームヘルプサービスについての利用経験、利用内容、サービスの良い点・改善点

FQ11. ガイドヘルプサービスについての利用経験、利用内容、サービスの良い点・改善点

FQ12. ショートステイについての利用経験、サービスの良い点・改善点

の3項目11設問。

⑥回答者と本人の将来に対する項目

FQ13. 本人の将来について特に心配な点

FQ14. 回答者に代わる支援者として望ましい人物・機関（複数回答）

FQ15. 本人の将来の望ましい住まいとその選択理由（自由記述回答）

FQ16. 安心した暮らしを実現するための必要事項（複数回答）

FQ17. 経済面での不安（自由記述回答）

FQ18. 高齢化を迎えた時の不安（自由記述回答）

の6項目7設問。

⑦成年後見制度項目 A：成年後見制度の認知度

AQ1. 成年後見制度の認知度（詳細認知希望）と選択理由（自由記述回答）

AQ2. 成年後見制度のイメージ

AQ3. 成年後見制度学習会への出席経験（出席希望）

AQ4. 成年後見制度に関する学習会の希望開催機関

AQ5. 後見人の本人代理契約条項認知度

の 5 項目 8 設問。

⑧成年後見制度項目 B：権利擁護に対する認識、日常生活での行動

- BQ1. 権利擁護認識で大事な事項
- BQ2. 本人の意思決定に関する項目＝外出時の食事メニュー
- BQ3. 本人の意思決定に関する項目＝在宅時の食事・入浴・就寝時間
- BQ4. 本人の意思決定に関する項目＝行事・レクリエーション活動種類
- BQ5. 本人の意思決定に関する項目＝本人の工賃（収入）の使用目的
- BQ6. 本人の意思決定に関する項目＝医療ケア
- BQ7. 本人の意思・要求の理解度
- BQ8. 本人の意思・要求の理解方法
- BQ9. 本人の意思・要求に対する配慮方法
- BQ10. 本人を叱る際の対応
- BQ11. 家族以外の関係者の権利侵害場面

の 11 項目 11 設問。

以上の項目について、

- F I. 現在のあなたと本人について：FQ1 ～ FQ9
 - F II. 普段の福祉サービス利用について：FQ10 ～ FQ12
 - F III. 本人とあなたの将来について：FQ13 ～ FQ18
 - A. 成年後見制度について：AQ1 ～ AQ5
 - B. 権利擁護に関する認識と日常生活における行動について：BQ1 ～ BQ11
- の 5 つに区分した構成とした。

※巻末のアンケート用紙を参照。

（２）地方育成会対象調査項目

①基礎調査項目 A：回答者の属性

- F1. 会名称（自由記述回答）
- F1-1. 所在地（都道府県、政令指定都市）
- F2. 回答者氏名、役職（自由記述回答）

②基礎調査項目 B：会の活動沿革、現状

- F3-1. 会の設立年月
- F3-2. 設立時の会名称（自由記述回答）
- F3-3. 設立当初の活動目的（自由記述回答）
- F3-4. 設立当初の会員数
- F3-5. 現在の会員数
- F4. 会の組織形態＝法人格の有無
- F4-1. 法人格取得年
- F4-2. 法人格取得予定・希望
- F4-3. 申請状況
- F4-4. 申請法人種類（自由記述回答）
- F4-5. 法人格取得目的・事業名（自由記述回答）

F5. 現在の活動内容（複数回答）

F5-1. 1. 最も重点を置いている活動・事業名

2. 今年度実施日程・期間（自由記述回答）
3. 参加状況（属性別人数等）（自由記述回答）
4. 成果（自由記述回答）
5. 課題（自由記述回答）

F6. 成年後見制度利用者の有無

F6-1. 成年後見制度利用者数

③成年後見制度に関する取り組み・考え方

- Q1. 成年後見制度の意義認識（複数回答）
- Q2. 成年後見制度に関する情報源利用状況（複数回答）
- Q3. 成年後見制度に関する説明会、学習会参加経験
- Q3-1. 参加説明会・学習会主催者団体（複数回答）
- Q4. 学習会等の情報伝達手段（複数回答）
- Q5. 成年後見制度に関する可能な活動（複数回答）
- Q6. 権利擁護に関する活動立ち上げ希望
- Q6-1. 立ち上げ希望活動の内容（複数回答）
- Q6-2. 立ち上げ希望のない理由（複数回答）
- Q7. 法人成年後見立ち上げに際しての困難事項（複数回答）
- Q8. 成年後見についての全日本育成会への希望支援内容（複数回答）
- Q9. 成年後見制度をテーマとした権利擁護啓発活動を行うための具体的な要望、疑問、質問
地方育成会（市町村、養護学校、作業所単位等）・都道府県育成会・全日本育成会のそれぞれに対する自由記述回答。

以上の項目について、

1. 会のことについて：F1～F6、
2. 成年後見制度に関する取り組みと考えについて：Q1～Q9

の2つに区分した構成とした。

※ 巻末のアンケート用紙を参照。

3) 作業仮説

(1) 個人対象調査

①成年後見制度が利用されない理由として、本人の生活に関し家族が現状維持を望む傾向、制度についての情報（理解）不足の問題があるのではないかな。

②親の心配は身上監護が中心であり、財産管理は二の次と考えられているのではないかな。また、本人が家族・親族・施設関係者などから搾取や虐待を受けている場合もあるため、親の安心＝本人の幸せとは限らないのではないかな。

③障害が重くなるほど言葉によるコミュニケーションや意思表示が乏しくなり、本人の意を汲むことの困難が大きくなる。本人の意思把握の困難さが権利擁護の推進を疎外しているのではないかな。

④家族による本人の権利侵害があるとすれば、ものごとを選択する時・金銭の管理・健康状態

など生活のさまざまな場面に及んでいると考えられる。しかし、家族にとってはそれが普段どおりの生活と自覚されている場合も少なくないのではないかと。

⑤さまざまなサービスを利用している家族の方が、利用していない家族よりも権利擁護制度利用についての垣根が低いのではないかと。

(2) 地方育成会対象調査

①それぞれの育成会の現在の構成人員や組織形態、実施事業内容などによって、権利擁護事業への取り組み状況が異なるのではないかと。

②連絡体制や情報源によって、権利擁護事業への取り組み状況が異なるのではないかと。

③権利擁護事業への取り組みは、各育成会の代表およびリーダー的存在の人の意識が反映されているのではないかと。

④権利擁護事業の実施にあたっては、法人格の取得および全日本との関係がかぎになるのではないかと。

4) 調査対象と回収状況、実施日程

(1) 個人対象調査

①対象者選定：今回の対象者は、本人を支援している家族とした。全日本育成会の全国約 13.4 万人の個人会員より 1 万人を目安にアンケート配布を予定。

平成 18 (2006) 年 10 月 26 日の 06 年度兵庫県大会参加者 650 部、11 月 18 日千葉市での 06 全国大会参加者 2600 部の配布とこの両大会の開催期間前後を目途に兵庫県、千葉県を除いた全国都道府県・政令指定都市に 150 部ずつを割り当てることを目安に各事務局に打診し、協力を得た。当初、年齢別配布（本人年齢 9 才、10 才代、20 才代以上）を依頼したが、年齢別の配布が困難なケースが多かった。各県毎に協力依頼配布先として傘下の地方育成会を指定していただき、協力先育成会の情報の紹介を得た。年齢区分での協力もいくつかの県で得られている。この作業は、全日本育成会事務局より FAX にて依頼、返信をいただき集約された。全依頼先より返答をいただいた。

②配布先：各都道府県・政令指定都市事務局から各傘下の地方育成会（市町村、養護学校、作業所単位等最小育成会単位）の紹介と配布方法、配布数の指示を FAX で受けた。

③配布方法：②で指示を受けた地方育成会宛に直接または県育成会を通して郵送した。兵庫県大会と千葉市での全国大会では、参加者へ各会場で直接配布し依頼した。

④回収方法：配布アンケートに同封した返信用封筒による個別返信を原則とした。ただし、県育成会が傘下の育成会にアンケート票を直接配布・回収するという件数が相当数あった。

⑤アンケート配布数

集合直接・郵送配布数一覧：

兵庫県大会	650 部	平成 18 (2006) 年 10 月 26 日発送、11 月 10 日返送	〆切
千葉市開催全国大会	2,600 部	平成 18 (2006) 年 11 月 18 日発送、12 月 8 日返送	〆切
全国地方育成会宛郵送	8,383 部	平成 18 (2006) 年 11 月 10 日～22 日発送、12 月 8 日返送	〆切

合計 11,633 部配布

⑥回収状況：回収は、同封の返信用封筒による着払いで返送された。平成 18 (2006) 年 10 月

27日より返信があり、今回の報告書データとして入力された有効票数は、総数で4840票、有効回収率は、41.6%である。郵送法による回収率としては、相当高い回収率である。返送総数4846票であった。

(2) 地方育成会対象調査

- ①調査対象選定：都道府県・政令指定都市育成会と各傘下の登録地方育成会、全2544団体（06年度育成会要覧『手をつなぐ』掲載団体）を対象とした。
- ②調査対象数内訳：都道府県47、政令指定都市14、地方育成会（市町村、養護学校、作業所等活動団体・グループ）2483の合計2544団体。
- ③配布方法：全て直接、封書により平成18（2006）年12月末に郵送した。
- ④回収方法：返信用封筒による返信が大多数であったが、FAXによる返信も十数票あった。
- ⑤回収状況：平成19（2007）年1月15日を返信締め切りとし、2月初旬までの回収総数は945票、今回の報告書における有効票数は944票で、有効回収率は37.7%であった。

(3) 調査実施日程

①生活実態調査委員会の立ち上げと会合日程

平成18（2006）年

- 8月23日 第1回会合 「権利擁護システムプロジェクト」活動趣旨・内容説明、生活実態調査実施内容決定
- 9月25日 第2回会合 個人会員対象調査票案検討
- 10月14日 第3回会合 個人会員対象調査票完成、実施作業へ。地方育成会対象票案提示
- 12月16日 第4回会合 地方育成会対象調査票完成、個人調査集計分析作業日程提示

平成19（2007）年

- 1月30日 第5回会合 個人調査単純集計結果表提示、データ分析作業、第1回調査報告書作成作業開始
- 2月24日 第6回会合 第1回調査報告書作成作業、地方育成会対象票単純集計結果表提示

②調査実施日程

平成18（2006）年

- 10月26日 兵庫県大会 650部配布
- 11月18日 千葉市開催全国大会 2600部配布
- 11月13日～11月22日 全国発送
- 11月27日～12月下旬 郵便返送回収
- 12月24日 個人会員対象調査票データ入力開始（業者委託）
- 12月29日 地方育成会対象調査票全国一斉発送

平成19（2007）年

- 1月9日～2月初旬 郵送またはFAXにて回収
- 1月14日 個人会員対象調査票データ納品 最終集計作業開始
- 1月22日 地方育成会対象調査票データ入力開始（業者委託）
- 2月5日 地方育成会対象調査票データ納品 最終集計作業開始

2. 調査結果 1-個人対象調査

1) 単純集計結果と考察

(1) 単純集計結果

単純集計結果表の見方：用語の解説

- ・「％」は、回答数の合計欄にある合計数を 100 とした時の割合。

単答＝一つの回答だけの場合は、回答数は、今回の回答者総数 4840 人。

- ・「該当」「非該当」とは、複数の選択肢で○答記入有を該当、○記入無を非該当。

- ・「MA」とは「複数回答」の意味であり、この記号があるものは複数回答の集計を表している。

複数回答集計表では、度数の合計と回答者数がそれぞれ異なっている。「ケースのパーセント」は、質問毎の回答者（ケース）数を 100 とした時の割合。それぞれの設問の次に（複数回答※回答数 N=…この設問への回答者数…人）と記載してある数値を参照。

注：FQ2 と FQ5 ～ 7 については、家族の中に本人が複数いる場合には、一番年上の者について集計。

その他、特に記載のない場合は一番年上の本人についての意見や態度を表している。

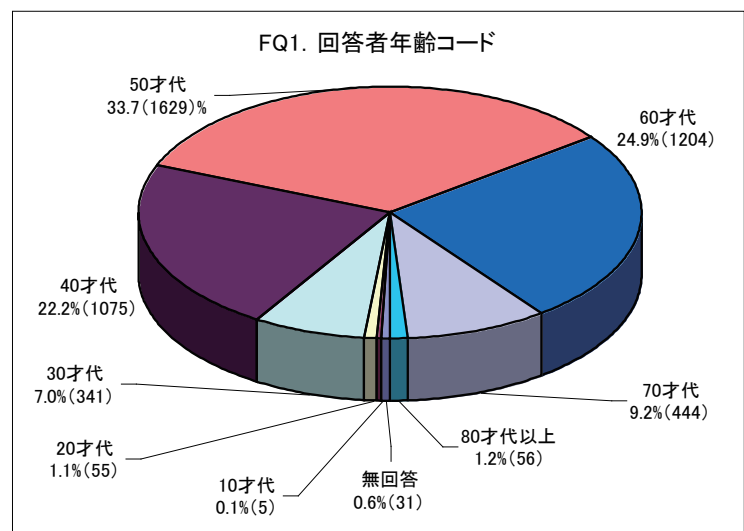
FQ1：回答者の年齢

表 2-1-1

FQ1. 回答者年齢

	回答数	%
無回答	31	0.6
10才代	5	0.1
20才代	55	1.1
30才代	341	7.0
40才代	1075	22.2
50才代	1629	33.7
60才代	1204	24.9
70才代	444	9.2
80才代以上	56	1.2
合計	4840	100

グラフ 2-1-1



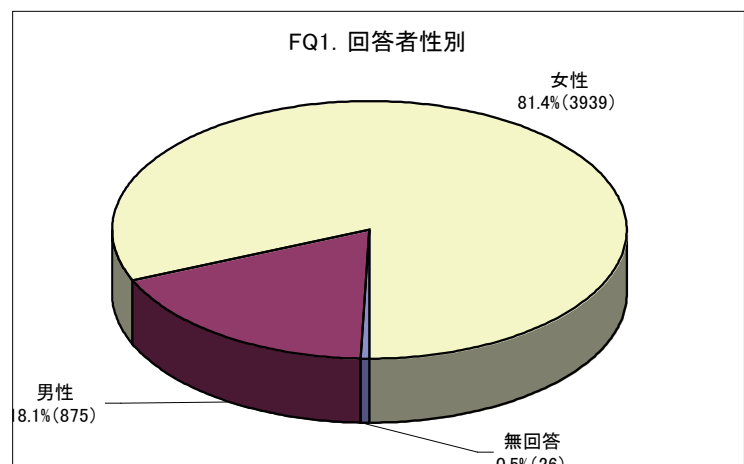
FQ1：回答者の性別

表 2-1-2

FQ1. 回答者性別

	回答数	%
無回答	26	0.5
男性	875	18.1
女性	3939	81.4
合計	4840	100

グラフ 2-1-2

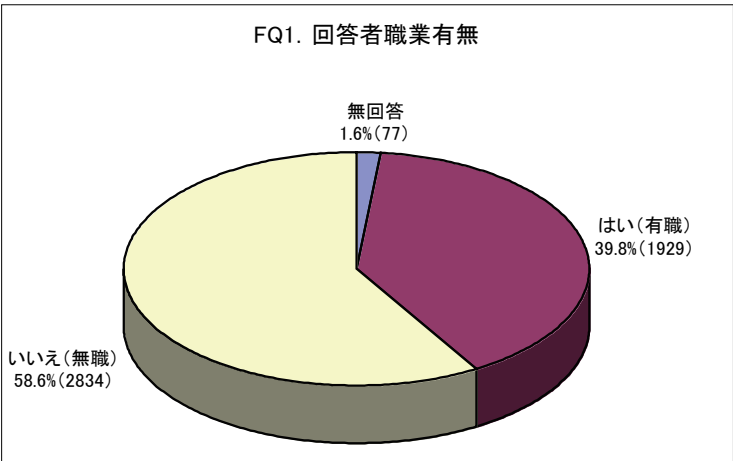


FQ1：回答者の職業有無

表 2-1-3

FQ1. 回答者職業有無		
	回答数	%
無回答	77	1.6
はい（有職）	1929	39.8
いいえ（無職）	2834	58.6
合計	4840	100

グラフ 2-1-3

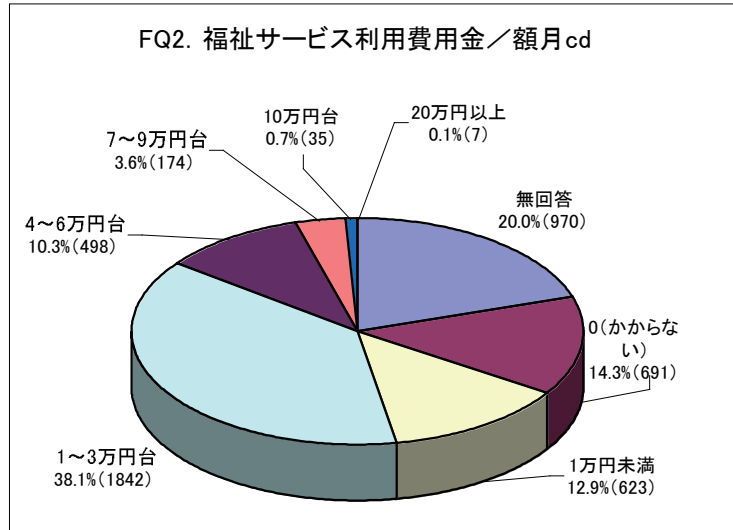


FQ2：障害者本人の福祉サービス費用／月

表 2-1-4

FQ2. 福祉サービス利用費用金／額月		
	回答数	%
無回答	970	20
0(かからない)	691	14.3
1万円未満	623	12.9
1～3万円台	1842	38.1
4～6万円台	498	10.3
7～9万円台	174	3.6
10万円台	35	0.7
20万円以上	7	0.1
合計	4840	100

グラフ 2-1-4



FQ3：回答者以外の本人支援者-属性別回答（各項目回答数）

表 2-1-5-1

FQ3. 1. 夫（父）		
	回答数	%
非該当	1760	36.4
該当	3080	63.6
合計	4840	100

表 2-1-5-2

FQ3. 2. 妻（母）		
	回答数	%
非該当	4068	84
該当	772	16
合計	4840	100

表 2-1-5-3

FQ3. 3. 父（祖父）		
	回答数	%
非該当	4468	92.3
該当	372	7.7
合計	4840	100

表 2-1-5-4

FQ3. 4. 母（祖母）		
	回答数	%
非該当	4131	85.4
該当	709	14.6
合計	4840	100

表 2-1-5-5

FQ3. 5. 子ども

	回答数	%
非該当	3233	66.8
該当	1607	33.2
合計	4840	100

表 2-1-5-6

FQ3. 6. 叔父・叔母

	回答数	%
非該当	4672	96.5
該当	168	3.5
合計	4840	100

表 2-1-5-7

FQ3. 7. その他 ()

	回答数	%
非該当	4699	97.1
該当	141	2.9
合計	4840	100

表 2-1-5-8

FQ3. 8. いない

	回答数	%
非該当	4386	90.6
該当	454	9.4
合計	4840	100

FQ3：回答者以外の本人支援者

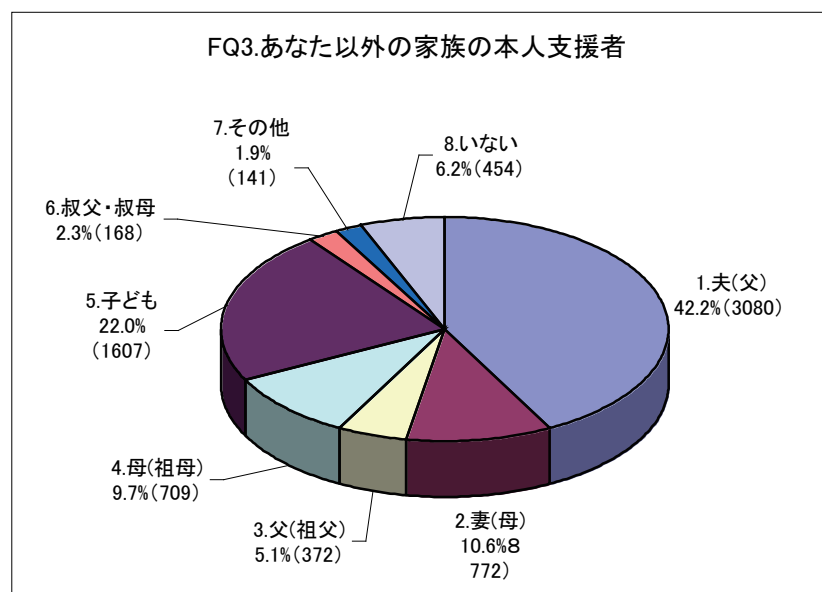
複数回答集計※回答数 7303 この設問への回答者数 4686 (96.8%)

表 2-1-5-8

グラフ 2-1-5-8

FQ3. あなた以外の家族の本人支援者

	回答数	%
1. 夫(父)	3080	42.2%
2. 妻(母)	772	10.6%
3. 父(祖父)	372	5.1%
4. 母(祖母)	709	9.7%
5. 子ども	1607	22.0%
6. 叔父・叔母	168	2.3%
7. その他 ()	141	1.9%
8. いない	454	6.2%
合計	7303	100.0%



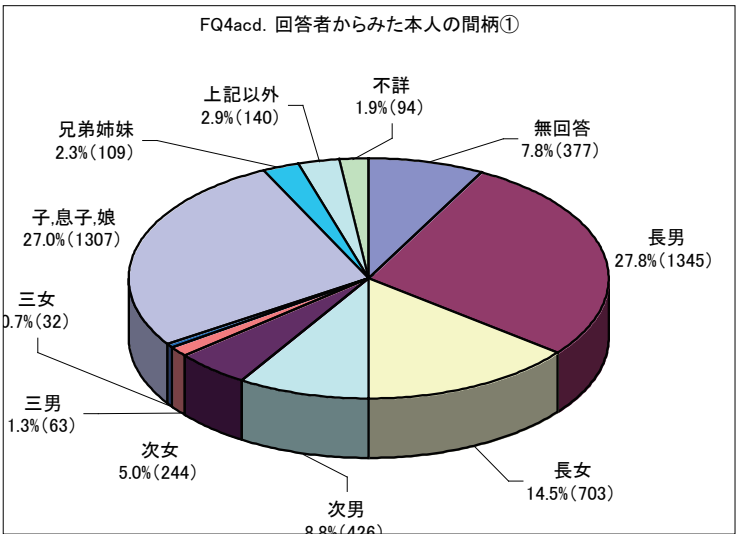
FQ4：本人と回答者の続柄 回答者との関係：1 人目

表 2-1-6

グラフ 2-1-6

FQ4a. 回答者からみた本人の間柄①

	回答数	%
無回答	377	7.8
長男	1345	27.8
長女	703	14.5
次男	426	8.8
次女	244	5.0
三男	63	1.3
三女	32	0.7
子，息子，娘	1307	27.0
兄弟姉妹	109	2.3
上記以外	140	2.9
99	94	1.9
合計	4840	100



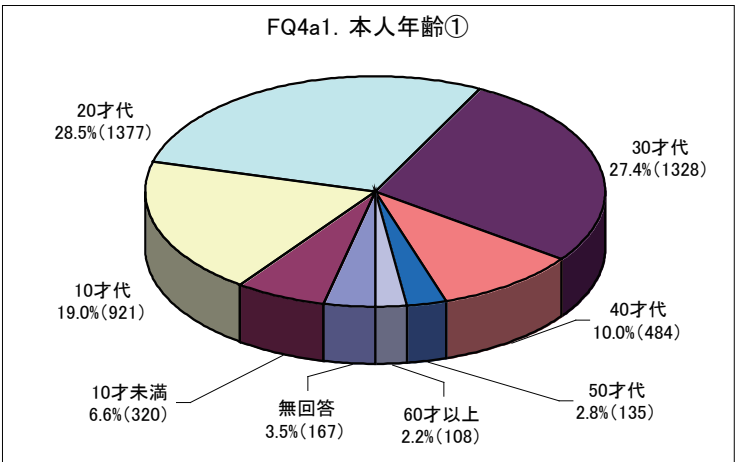
FQ4：本人の年齢 回答者との関係：1 人目

表 2-1-7

グラフ 2-1-7

FQ4a1. 本人年齢①

	回答数	%
無回答	167	3.5
10 才未満	320	6.6
10 才代	921	19.0
20 才代	1377	28.5
30 才代	1328	27.4
40 才代	484	10.0
50 才代	135	2.8
60 才以上	108	2.2
合計	4840	100



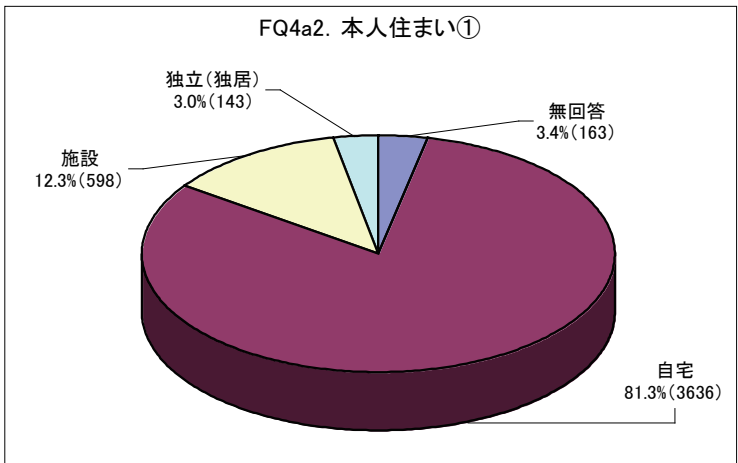
FQ4：本人の住まい 回答者との関係：1 人目

表 2-1-8

グラフ 2-1-8

FQ4a2. 本人住まい①

	回答数	%
無回答	163	3.4
自宅	3936	81.3
施設	598	12.4
独立（独居）	143	3.0
合計	4840	100



FQ4：本人と回答者の続柄

回答者との関係：2 人目

表 2-1-9-1

FQ4b. 回答者からみた本人の間柄②

	回答数	%
無回答	4585	94.7
長男	23	0.5
長女	14	0.3
次男	52	1.1
次女	19	0.4
三男	17	0.4
三女	5	0.1
子，息子，娘	38	0.8
兄弟姉妹	15	0.3
上記以外	64	1.3
99	8	0.2
合計	4840	100

FQ4：本人の年齢 回答者との関係：2 人目

表 2-1-9-2

FQ4b1. 本人年齢②

	回答数	%
無回答	4573	94.5
10 才未満	27	0.6
10 才代	68	1.4
20 才代	48	1
30 才代	32	0.7
40 才代	24	0.5
50 才代	29	0.6
60 才以上	39	0.8
合計	4840	100

FQ4：本人の住まい 回答者との関係：2 人目

表 2-1-9-3

FQ4b2. 本人住まい②

	回答数	%
無回答	4617	95.4
自宅	186	3.8
施設	30	0.6
独立（独居）	7	0.1
合計	4840	100

FQ4：本人と回答者の続柄 回答者との関係：3 人目

表 2-1-10-1

FQ4c. 回答者からみた本人の間柄③

	回答数	%
無回答	4797	99.1
長男	1	0
長女	4	0.1
次男	2	0
次女	2	0
三男	3	0.1
子，息子，娘	2	0
兄弟姉妹	13	0.3
上記以外	8	0.2
99	8	0.2
合計	4840	100

FQ4：本人の年齢 回答者との関係：3 人目

表 2-1-10-2

FQ4c1. 本人年齢③

	回答数	%
無回答	4798	99.1
10 才未満	2	0
10 才代	4	0.1
20 才代	13	0.3
30 才代	12	0.2
40 才代	5	0.1
50 才代	1	0
60 才以上	5	0.1
合計	4840	100

FQ4：本人ば住まい 回答者との関係：3 人目

表 2-1-10-3

FQ4c2. 本人住まい③

	回答数	%
無回答	4804	99.3
自宅	26	0.5
施設	5	0.1
独立（独居）	5	0.1
合計	4840	100

FQ4：本人の障害者手帳 回答者との関係：1人目

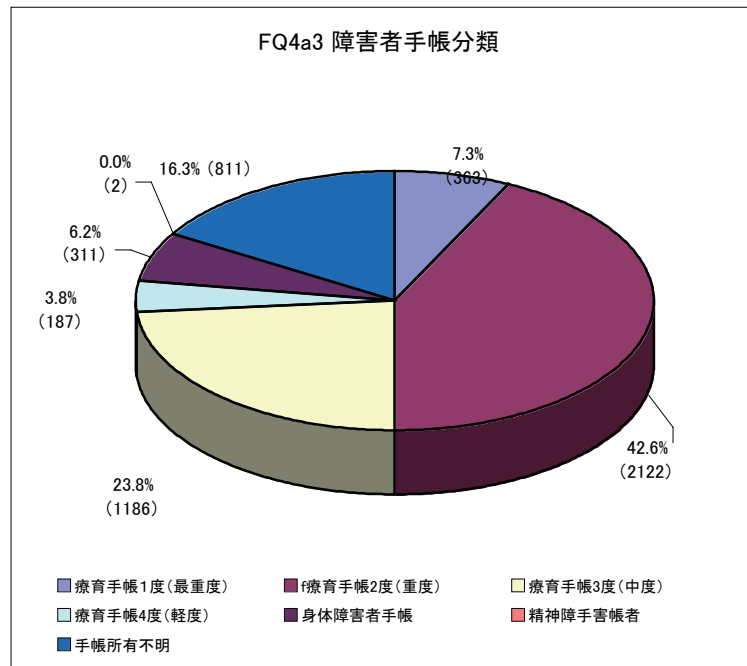
複数回答集計※回答数 4982 この設問への回答者数=4825 (99.7%)

表 2-1-11

グラフ 2-1-11

FQ4a3 障害者手帳分類

	回答数	%
療育手帳 1 度 (最重度)	363	7.3%
療育手帳 2 度 (重度)	2122	42.6%
療育手帳 3 度 (中度)	1186	23.8%
療育手帳 4 度 (軽度)	187	3.8%
身体障害者手帳	311	6.2%
精神障害者手帳	2	0.0%
手帳所有不明	811	16.3%
合計	4982	100.0%



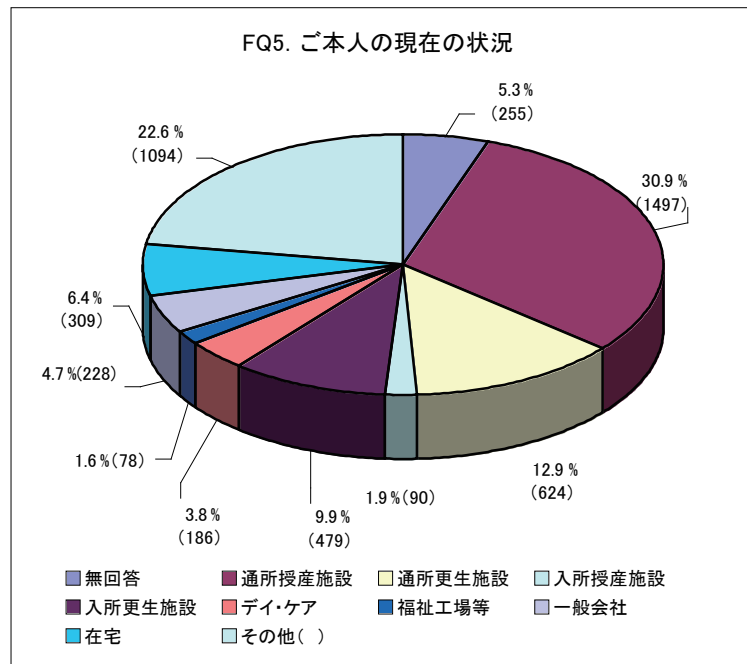
FQ5：本人の現在の状況 回答者との関係：1人目

表 2-1-12

グラフ 2-1-12

FQ5. ご本人の現在の状況

	回答数	%
無回答	255	5.3
通所授産施設	1497	30.9
通所更生施設	624	12.9
入所授産施設	90	1.9
入所更生施設	479	9.9
デイ・ケア	186	3.8
福祉工場等	78	1.6
一般会社	228	4.7
在宅	309	6.4
その他 ()	1094	22.6
合計	4840	100



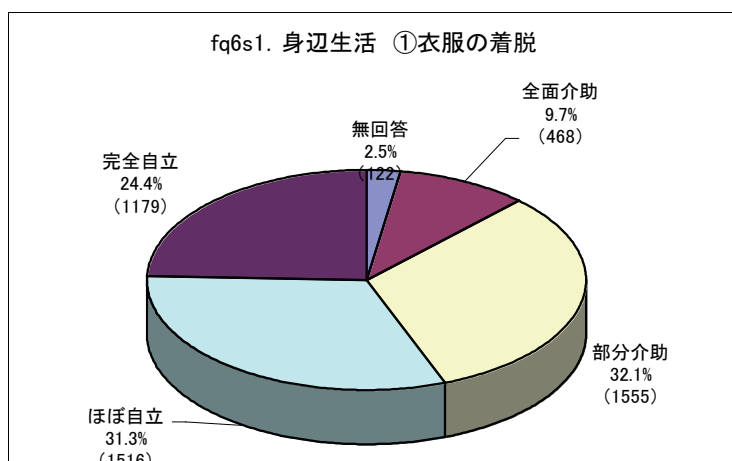
FQ6：身近生活での自立・介助の程度 ①衣服の着脱

表 2-1-13

グラフ 2-1-13

fq6s1. 身近生活

1. 衣服の着脱	回答数	%
無回答	122	2.5
全面介助	468	9.7
部分介助	1555	32.1
ほぼ自立	1516	31.3
完全自立	1179	24.4
合計	4840	100



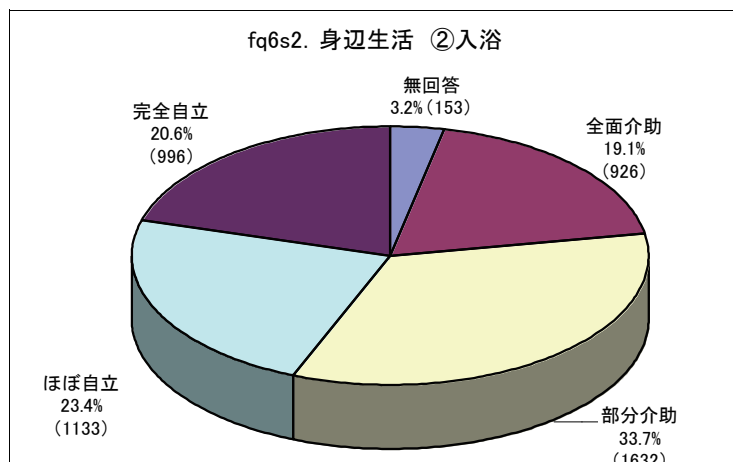
FQ6：身近生活での自立・介助の程度 ②入浴

表 2-1-14

グラフ 2-1-14

fq6s2. 身近生活

2. 入浴	回答数	%
無回答	153	3.2
全面介助	926	19.1
部分介助	1632	33.7
ほぼ自立	1133	23.4
完全自立	996	20.6
合計	4840	100



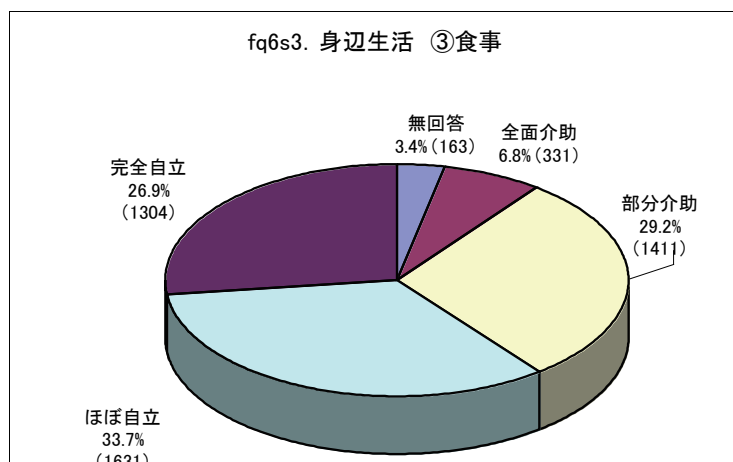
FQ6：身近生活での自立・介助の程度 ③食事

表 2-1-15

グラフ 2-1-15

fq6s3. 身近生活

3. 食事	回答数	%
無回答	163	3.4
全面介助	331	6.8
部分介助	1411	29.2
ほぼ自立	1631	33.7
完全自立	1304	26.9
合計	4840	100

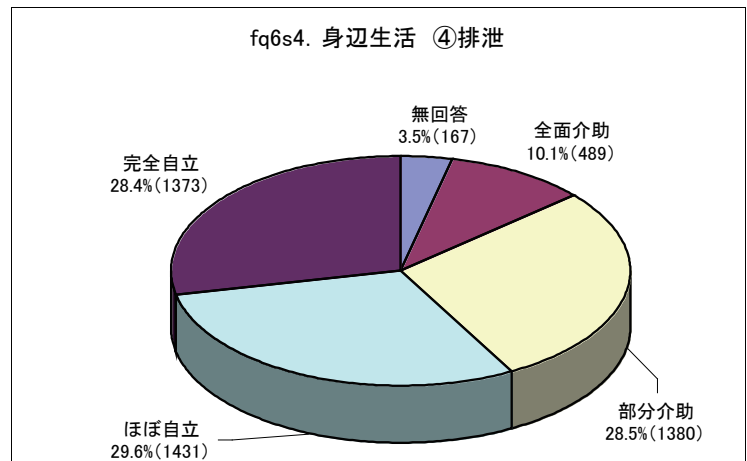


FQ6：身近生活での自立・介助の程度 ④排泄

表 2-1-16

fq6s4. 身近生活		
4. 排泄	回答数	%
無回答	167	3.5
全面介助	489	10.1
部分介助	1380	28.5
ほぼ自立	1431	29.6
完全自立	1373	28.4
合計	4840	100

グラフ 2-1-16

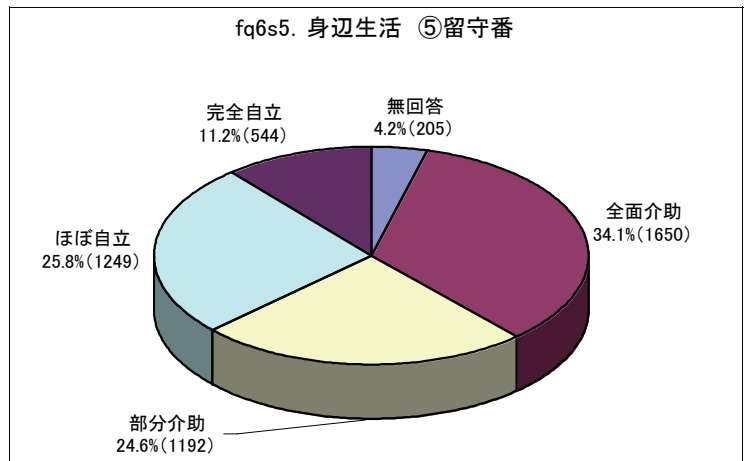


FQ6：身近生活での自立・介助の程度 ⑤留守番

表 2-1-17

fq6s5. 身近生活		
5. 留守番	回答数	%
無回答	205	4.2
全面介助	1650	34.1
部分介助	1192	24.6
ほぼ自立	1249	25.8
完全自立	544	11.2
合計	4840	100

グラフ 2-1-17

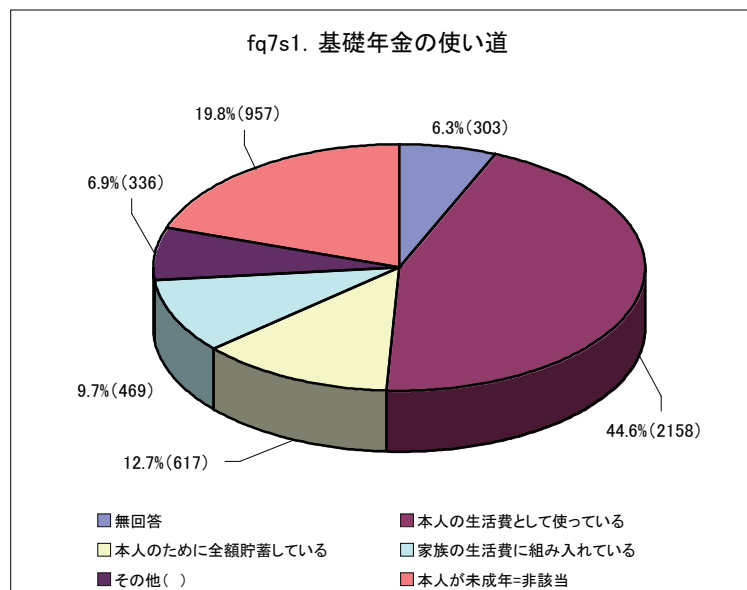


FQ7：本人の障害基礎年金 ①使い道

表 2-1-18

fq7s1. 基礎年金の使い道		
	回答数	%
無回答	303	6.3
本人の生活費として使っている	2158	44.6
本人のために全額貯蓄している	617	12.7
家族の生活費に組み入れている	469	9.7
その他 ()	336	6.9
本人が未成年 = 非該当	957	19.8
合計	4840	100

グラフ 2-1-18



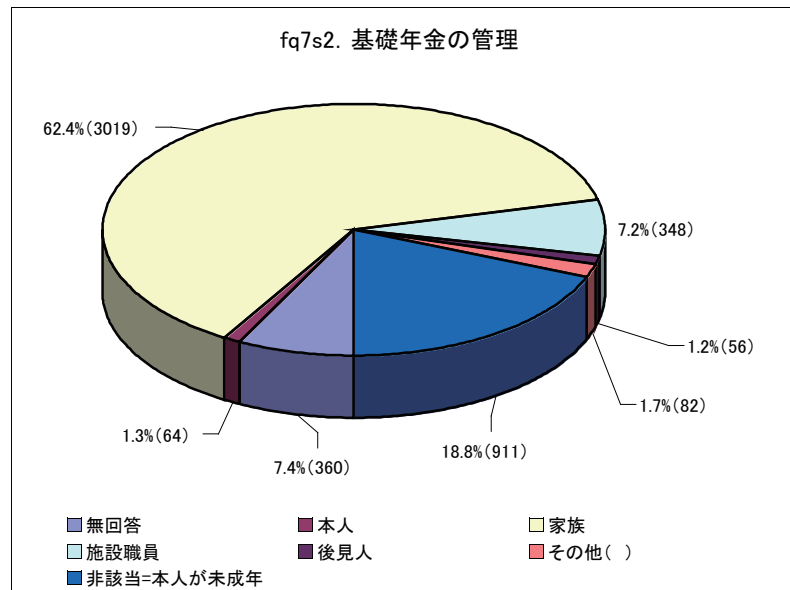
FQ7：本人の障害基礎年金 ②管理

表 2-1-19

fq7s2. 基礎年金の管理

	回答数	%
無回答	360	7.4
本人	64	1.3
家族	3019	62.4
施設職員	348	7.2
後見人	56	1.2
その他（ ）	82	1.7
非該当 = 本人が未成年	911	18.8
合計	4840	100

グラフ 2-1-19



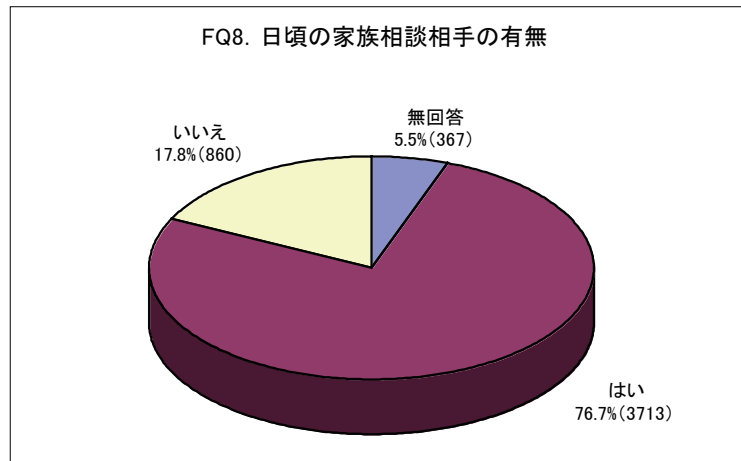
FQ8：家族内相談相手の有無

表 2-1-20

FQ8. 日頃の家族相談相手の有無

	回答数	%
無回答	267	5.5
はい	3713	76.7
いいえ	860	17.8
合計	4840	100

グラフ 2-1-20



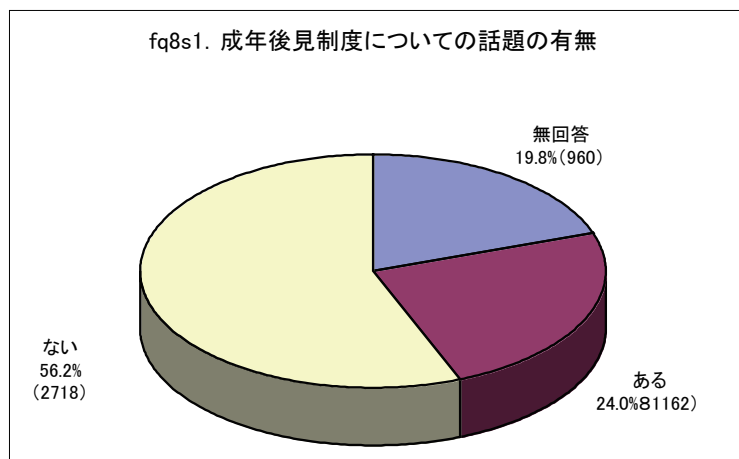
FQ8：家族内相談相手との成年後見制度に対する話題の有無

表 2-1-21

fq8s1. 成年後見制度についての話題の有無

	回答数	%
無回答	960	19.8
ある	1162	24
ない	2718	56.2
合計	4840	100

グラフ 2-1-21



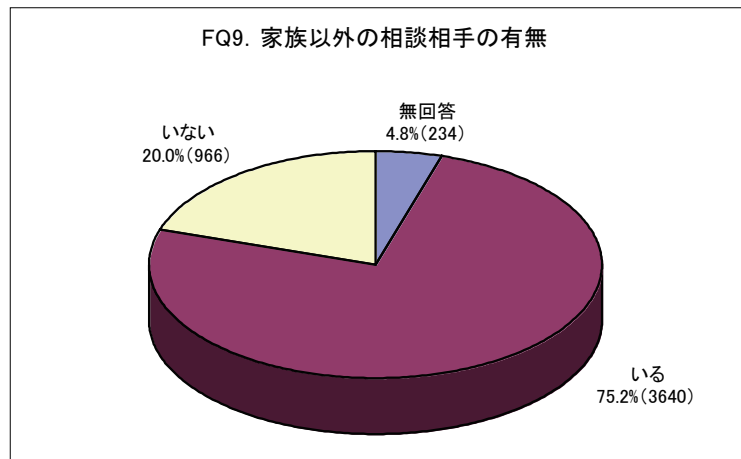
FQ9：家族外相談相手の有無

表 2-1-22

FQ9. 家族以外の相談相手の有無

	回答数	%
無回答	234	4.8
いる	3640	75.2
いない	966	20.0
合計	4840	100

グラフ 2-1-22



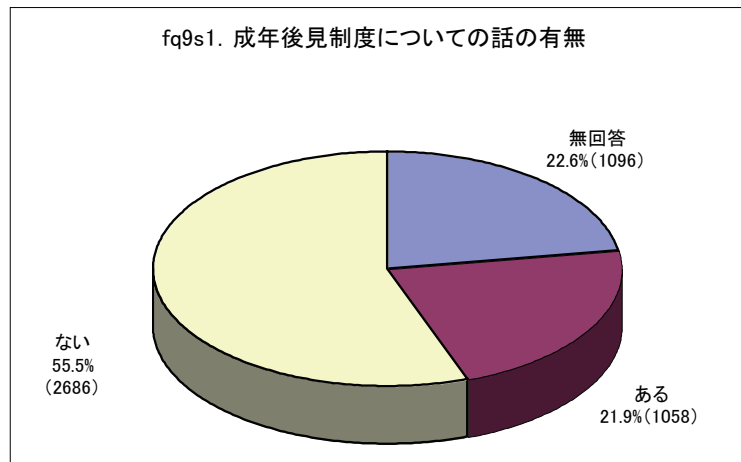
FQ9：家族外相談相手との成年後見制度に対する話題の有無

表 2-1-23

fq9s1. 成年後見制度についての話の有無

	回答数	%
無回答	1096	22.6
ある	1058	21.9
ない	2686	55.5
合計	4840	100

グラフ 2-1-23



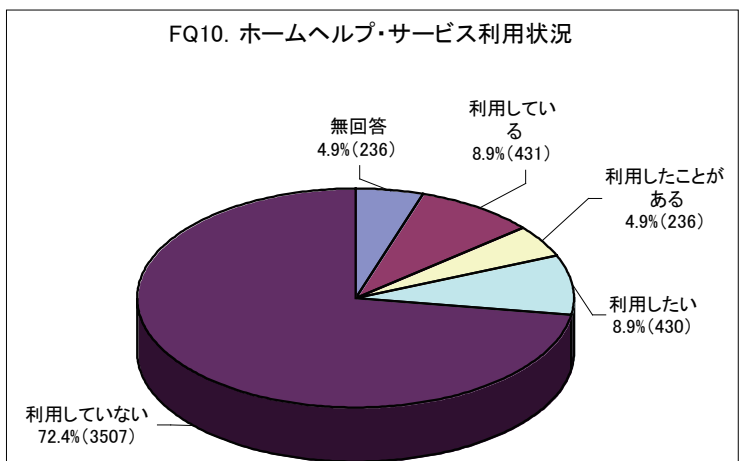
FQ10：ホームヘルプサービスについて ①利用状況

表 2-1-24

FQ10. ホームヘルプ・サービス利用状況

	回答数	%
無回答	236	4.9
利用している	431	8.9
利用したことがある	236	4.9
利用したい	430	8.9
利用していない	3507	72.5
合計	4840	100

グラフ 2-1-24



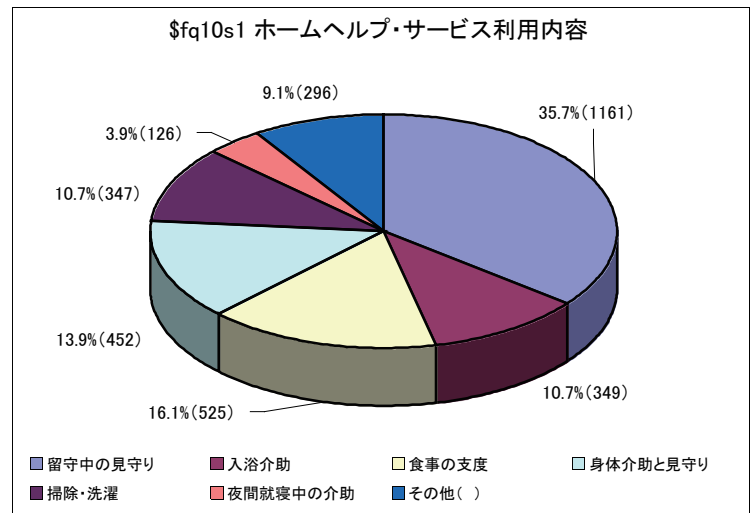
FQ10：ホームヘルプサービスについて ②利用内容

複数回答集計※回答総数 3256 この設問への回答者数 =1887 (39.0%)

表 2-1-25

FQ10S1 ホームヘルプサービス利用内容		
	回答数	%
1. 留守中の見守り	1161	35.7%
2. 入浴介助	349	10.7%
3. 食事の支度	525	16.1%
4. 身体介助と見守り	452	13.9%
5. 掃除・洗濯	347	10.7%
6. 夜間就寝中の介助	126	3.9%
7. その他（ ）	296	9.1%
合計	3256	100.0%

グラフ 2-1-25



FQ10：ホームヘルプサービスについて

③サービスの良い点

表 2-1-26

fq10s2g. ホームヘルプ・サービスの良い点

	回答数	%
記入無し	4215	87.1
記入有り	625	12.9
合計	4840	100

FQ10：ホームヘルプサービスについて

④サービスの改善点

表 2-1-27

fq10s2r. ホームヘルプ・サービスの改善点

	回答数	%
記入無し	4205	86.9
記入有り	635	13.1
合計	4840	100

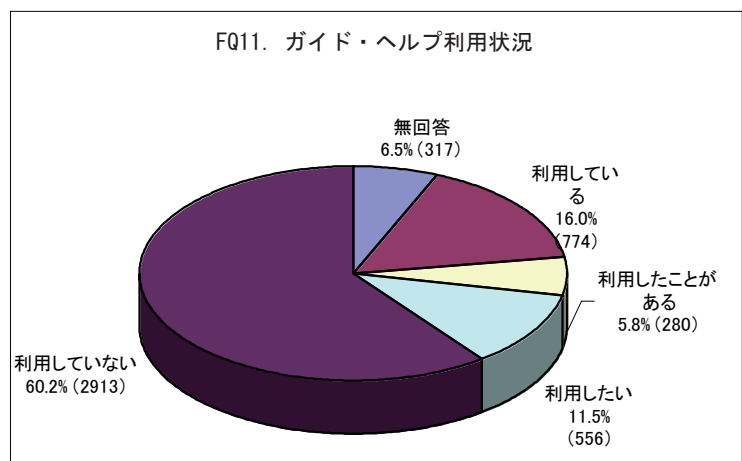
FQ11：ガイドヘルプサービスについて ①利用状況

表 2-1-28

FQ11. ガイド・ヘルプ利用状況

	回答数	%
無回答	317	6.5
利用している	774	16
利用したことがある	280	5.8
利用したい	556	11.5
利用していない	2913	60.2
合計	4840	100

グラフ 2-1-28



FQ11S1：ガイドヘルプサービスについて ②利用内容

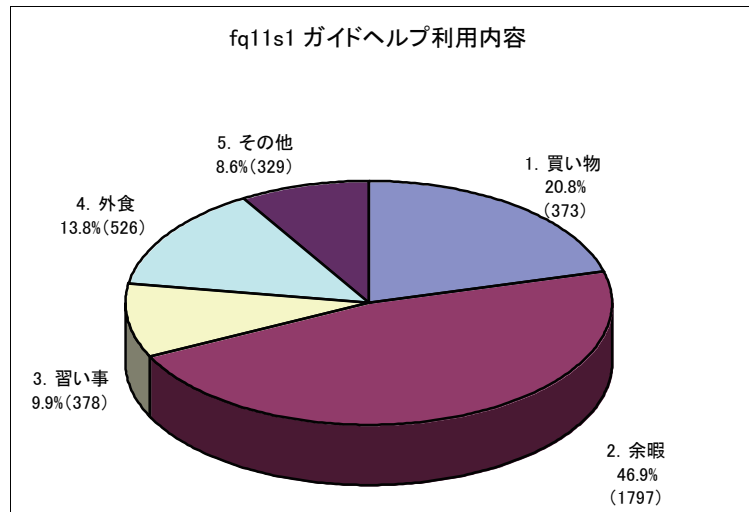
複数回答集計※回答総数 3826 この設問への回答者数 2218 (45.8%)

表 2-1-29

グラフ 2-1-29

FQ11S1 ガイドヘルプサービス利用内容

	回答数	%
1. 買い物	797	20.8%
2. 余暇	1797	46.9%
3. 習い事	378	9.9%
4. 外食	528	13.8%
5. その他（ ）	329	8.6%
合計	3829	100.0%



FQ11S2 ガイドヘルプサービスについて

③サービスの良い点

表 2-1-30

f11s2g. ガイド・ヘルプの良い点

	回答数	%
記入無し	3956	81.7
記入有り	884	18.3
合計	4840	100

FQ11S3 ガイドヘルプサービスについて

④サービスの改善点

表 2-1-31

f11s2. ガイド・ヘルプの改善点

	回答数	%
記入無し	4065	84.0
記入有り	775	16.0
合計	4840	100.0

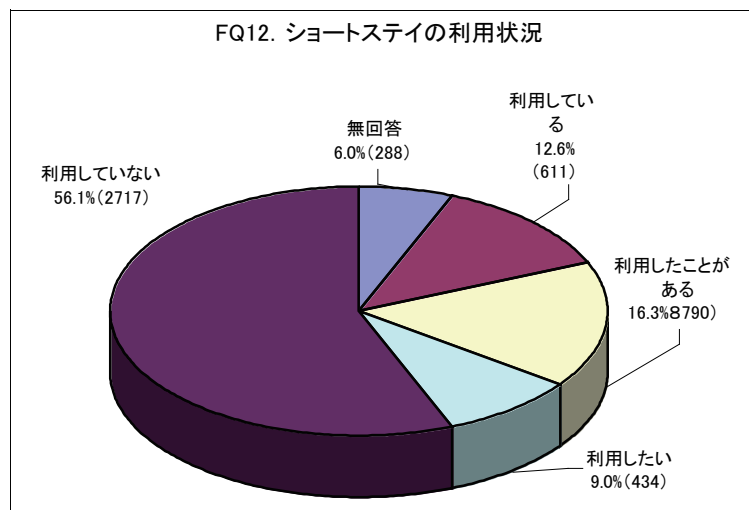
FQ12：ショートステイについて ①利用状況

表 2-1-32

グラフ 2-1-32

FQ12. ショートステイの利用状況

	回答数	%
無回答	288	6.0
利用している	611	12.6
利用したことがある	790	16.3
利用したい	434	9.0
利用していない	2717	56.1
合計	4840	100.0



FQ12S1：ショートステイについて

②サービスの良い点

表 2-1-33

fq12s1g. ショートステイの良い点

	回答数	%
記入無し	3811	78.7
記入有り	1029	21.3
合計	4840	100

FQ12S1：ショートステイについて

③サービスの改善点

表 2-1-34

f12s1r. ショートステイの改善点

	回答数	%
記入無し	3892	80.4
記入有り	948	19.6
合計	4840	100.0

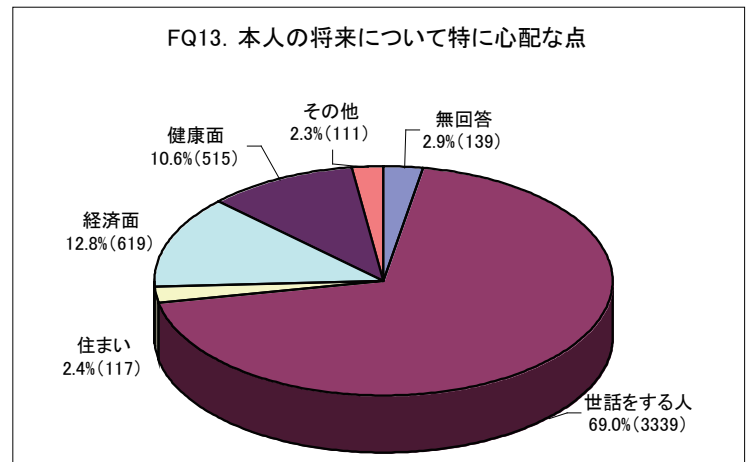
FQ13：本人の将来について特に心配な点

表 2-1-35

FQ13. 本人の将来について特に心配な点

	回答数	%
無回答	139	2.9
世話をする人	3339	69.0
住まい	117	2.4
経済面	619	12.8
健康面	515	10.6
その他（ ）	111	2.3
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-35



FQ14：回答者に替わる支援者として望ましい人物・機関

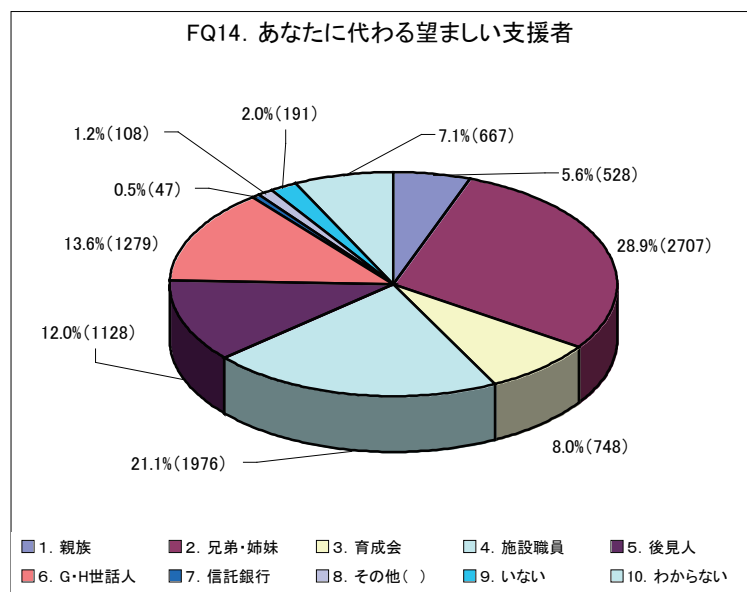
複数回答集計※回答総数 9379 この設問への回答者数 4747 (98.1%)

表 2-1-36

FQ14 あなたに代わる望ましい支援者

	回答数	%
1. 親族	527	11.1%
2. 兄弟・姉妹	2706	57.0%
3. 育成会	747	15.7%
4. 施設職員	1976	41.6%
5. 後見人	1128	23.8%
6. G・H世話人	1279	26.9%
7. 信託銀行	47	1.0%
8. その他（ ）	108	2.3%
9. いない	191	4.0%
10. わからない	667	14.1%
合計	9379	100.0%

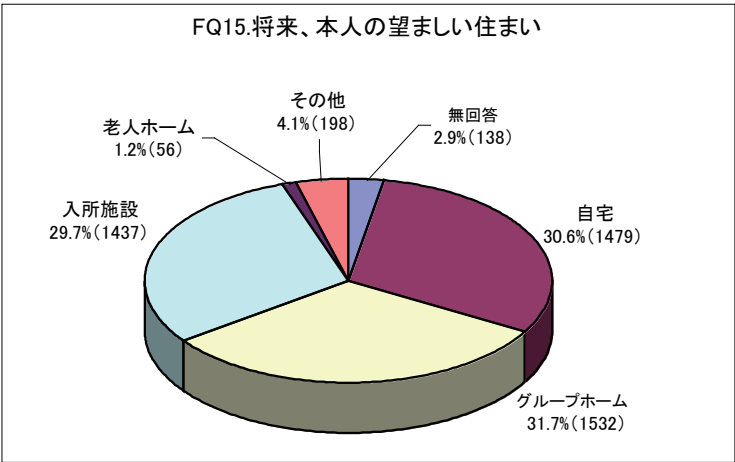
グラフ 2-1-36



FQ15：本人の将来の望ましい ①住まい
表 2-1-37

FQ15. 将来、本人の望ましい住まい		
	回答数	%
無回答	138	2.9
自宅	1479	30.6
グループホーム	1532	31.7
入所施設	1437	29.7
老人ホーム	56	1.2
その他（ ）	198	4.1
合計	4840	100.0

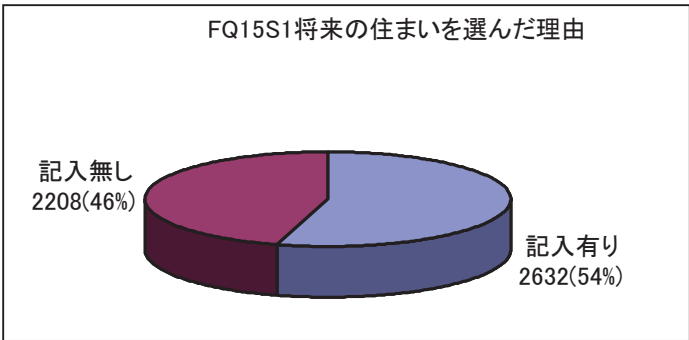
グラフ 2-1-37



FQ15s1：本人の将来の望ましい住まい ②選択理由（自由記述回答）
表 2-1-38

fq15s1 回答数. 将来の住まいを選んだ理由		
	回答数	%
記入無し	2208	45.6
記入有り	2632	54.4
合計	4840	100.0

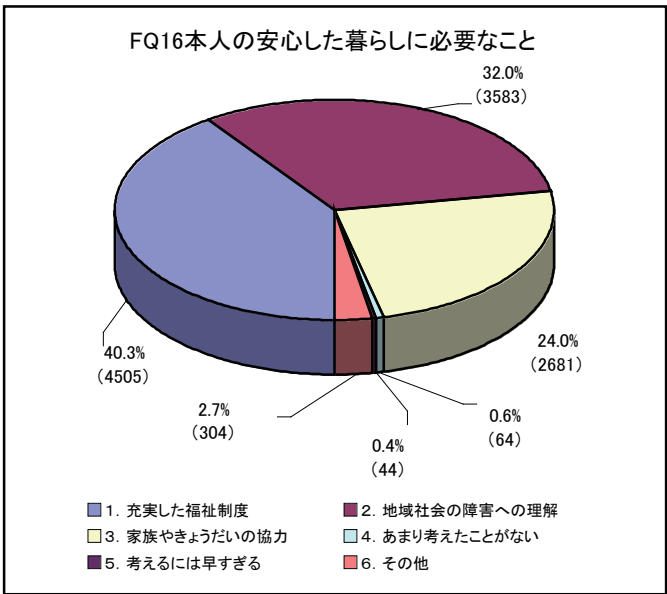
グラフ 2-1-38



FQ16：安心した暮らしを実現するための必要事項
複数回答集計※回答総数 11181 この設問への回答者数 4797 人 (99.1%)
表 2-1-39

グラフ 2-1-39

FQ16 本人の安心した暮らしの実現に必要なこと		
	回答数	%
1. 充実した福祉制度	4505	40.3%
2. 地域社会の障害への理解	3583	32.0%
3. 家族やきょうだいの協力	2681	24.0%
4. あまり考えたことがない	64	0.6%
5. 考えるには早すぎる	44	0.4%
6. その他（ ）	304	2.7%
合計	11181	100.0%



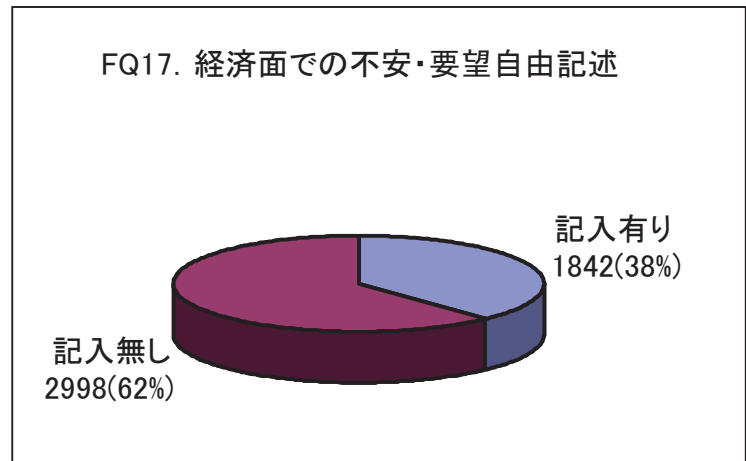
FQ17：経済面での不安（自由記述回答）

表 2-1-40

FQ17. 経済面での不安・要望

	回答数	%
記入有り	1842	38.1
記入無し	2998	61.9
合計	4840	100

グラフ 2-1-40



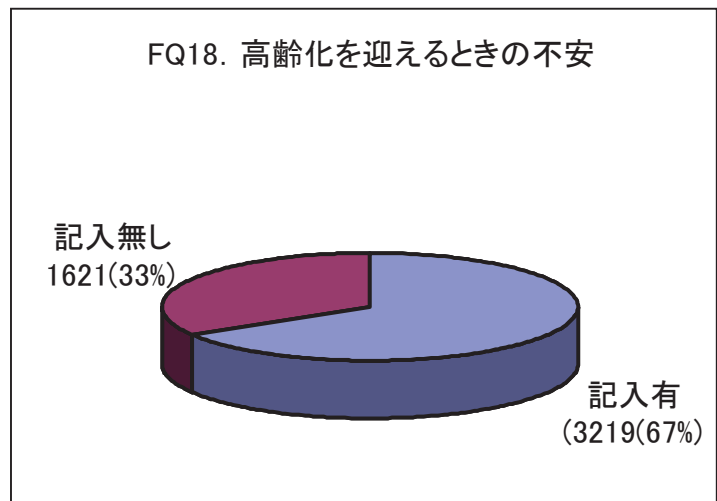
FQ18：高齢化を迎えた時の不安（自由記述回答）、の6項目7設問

表 2-1-41

FQ18. 高齢化を迎えるときの心配

	回答数	%
記入有り	3219	66.5
記入無し	1621	33.5
合計	4840	100

グラフ 2-1-41



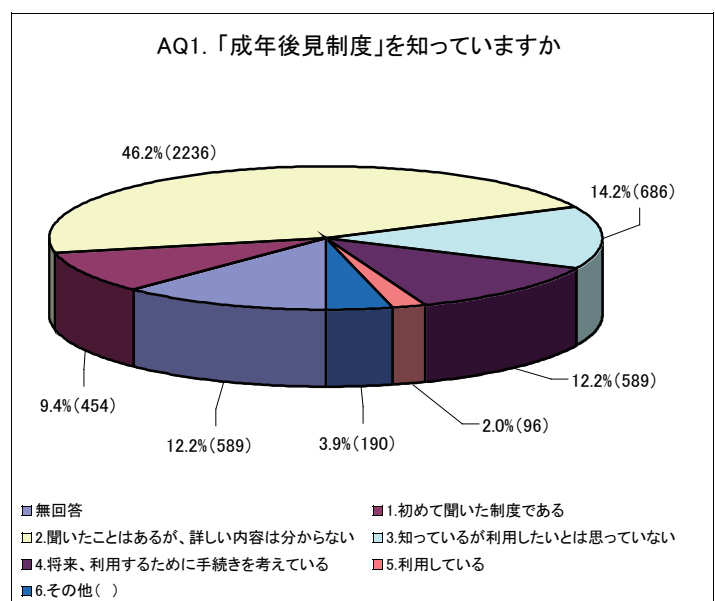
AQ1：成年後見制度の認知度 ①認知度

表 2-1-42

AQ1. 「成年後見制度」を知っていますか

	回答数	%
無回答	589	12.2
1. 初めて聞いた制度である	454	9.4
2. 聞いたことはあるが、 詳しい内容は分からない	2236	46.2
3. 知っているが利用した いとは思っていない	686	14.2
4. 将来、利用するために 手続きを考えている	589	12.2
5. 利用している	96	2.0
6. その他（ ）	190	3.9
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-42

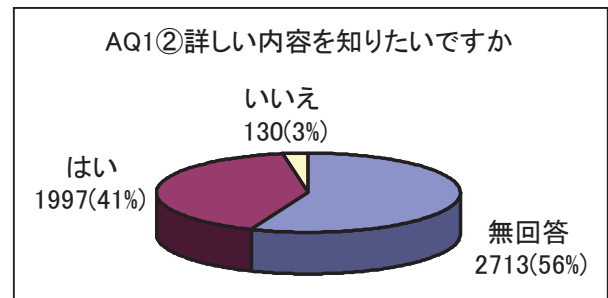


AQ1：成年後見制度の認知度 ②詳細認知の希望

表 2-1-43

aq1a2mi. 詳しい内容を知りたいですか		
	回答数	%
無回答	2713	56.1
はい	1997	41.3
いいえ	130	2.7
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-43

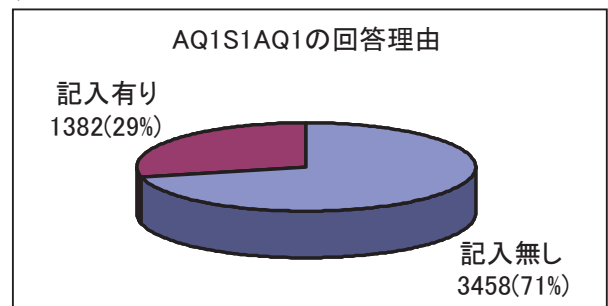


AQ1：成年後見制度の認知度 ③選択理由（自由記述回答）

表 2-1-44

AQ1S1. AQ1 の回答理由		
	回答数	%
記入無し	3458	71.4
記入有り	1382	28.6
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-44



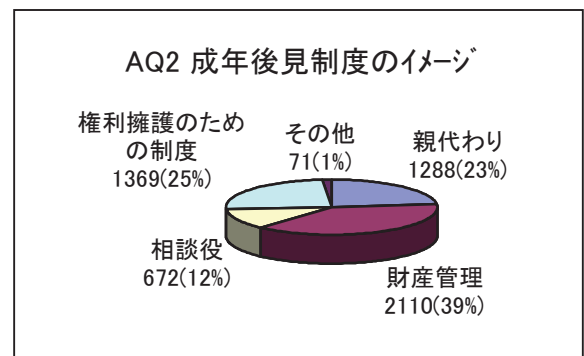
AQ2：成年後見制度のイメージ

複数回答集計※回答総数 5510 この設問への回答者数 4224 (87.3%)

表 2-1-45

AQ2 成年後見制度のイメージ			
	回答数	%/4224	%/5510
1. 親亡き後の本人の親代わり	1288	30.50%	23.40%
2. 親亡き後の本人の財産管理	2110	50.00%	38.30%
3. 親亡き後の本人の相談役	672	15.90%	12.20%
4. 本人の権利擁護の為の制度	1369	32.40%	24.80%
5. その他()	71	1.70%	1.30%
合計	5510	130.40%	100.00%

グラフ 2-1-45

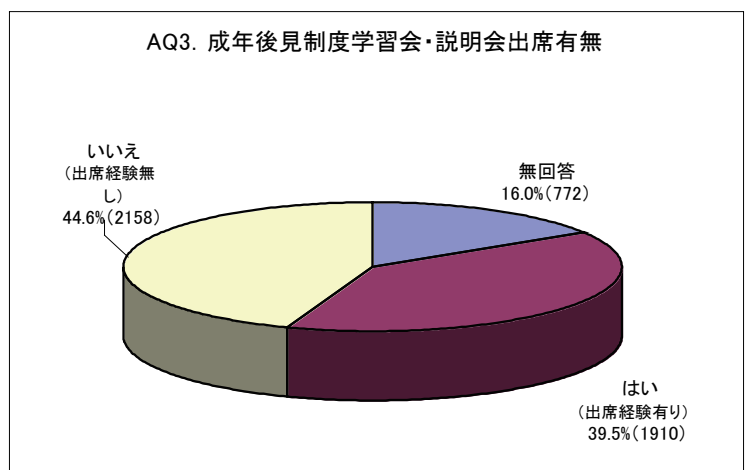


AQ3：成年後見制度学習会について ①出席経験

表 2-1-46

AQ3. 成年後見制度学習会・説明会出席有無		
	回答数	%
無回答	772	16
はい（出席経験有り）	1910	39.5
いいえ（出席経験無し）	2158	44.6
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-46



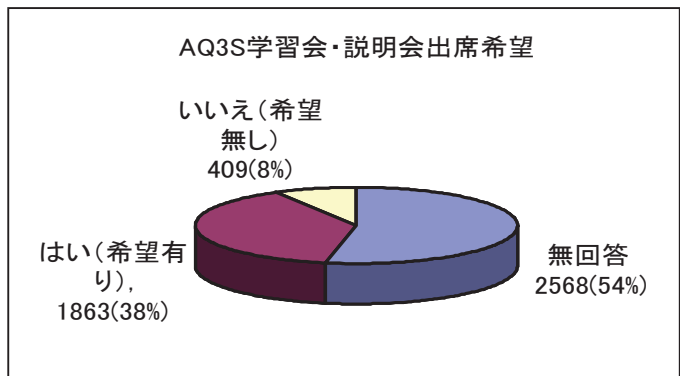
AQ3s：成年後見制度に関する学習会について ②出席希望

表 2-1-47

AQ3s. 成年後見制度学習会・説明会出席希望有無

	回答数	%
無回答	2568	53.1
はい（希望有り）	1863	38.5
いいえ（希望無し）	409	8.5
合計	4840	100

グラフ 2-1-47



AQ4：成年後見制度に関する学習会の希望開催機関

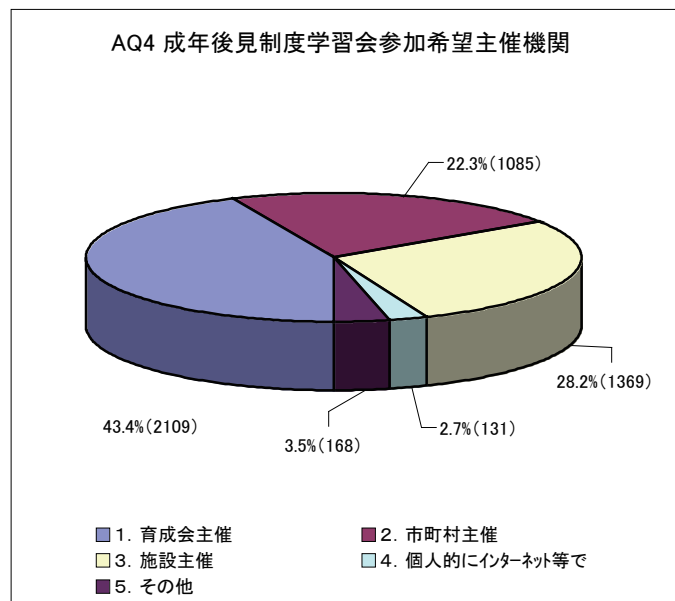
複数回答集計※回答総数 4862 この設問への回答者数 4144(85.6%)

表 2-1-48

AQ4 成年後見制度学習会参加希望主催機関

	回答数	%
1. 育成会主催	2109	43.4%
2. 市町村主催	1085	22.3%
3. 施設主催	1369	28.2%
4. 個人的にインターネット等で	131	2.7%
5. その他（ ）	168	3.5%
合計	4862	100.0%

グラフ 2-1-48



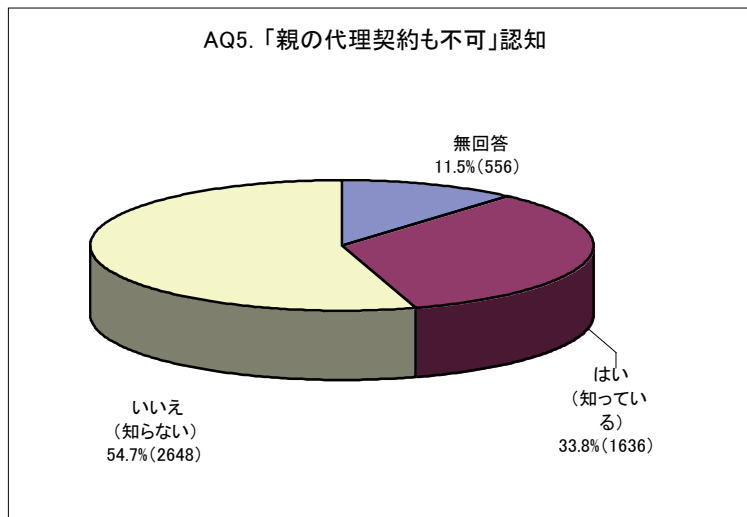
AQ5：後見人の本人代理契約条項認知度

表 2-1-49

AQ5. 「親の代理契約も不可」認知

	回答数	%
無回答	556	11.5
はい（知っている）	1636	33.8
いいえ（知らない）	2648	54.7
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-49

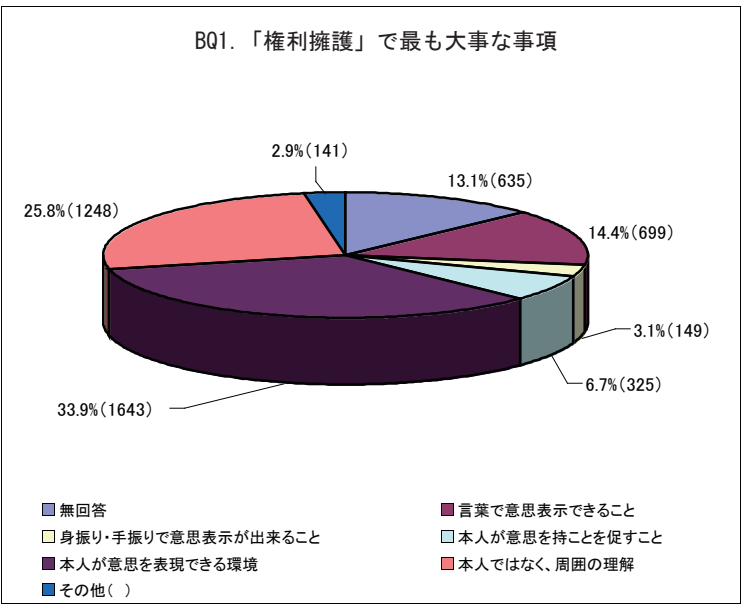


BQ1：権利擁護認識で大事な事項 ①最も大事な事項

表 2-1-50

グラフ 2-1-50

BQ1.「権利擁護」で最も大事な事項		
	回答数	%
無回答	635	13.1
言葉で意思表示できること	699	14.4
身振り・手振りで意思表示が出来ること	149	3.1
本人が意思を持つことを促すこと	325	6.7
本人が意思を表現できる環境	1643	33.9
本人ではなく、周囲の理解	1248	25.8
その他（ ）	141	2.9
合計	4840	100.0



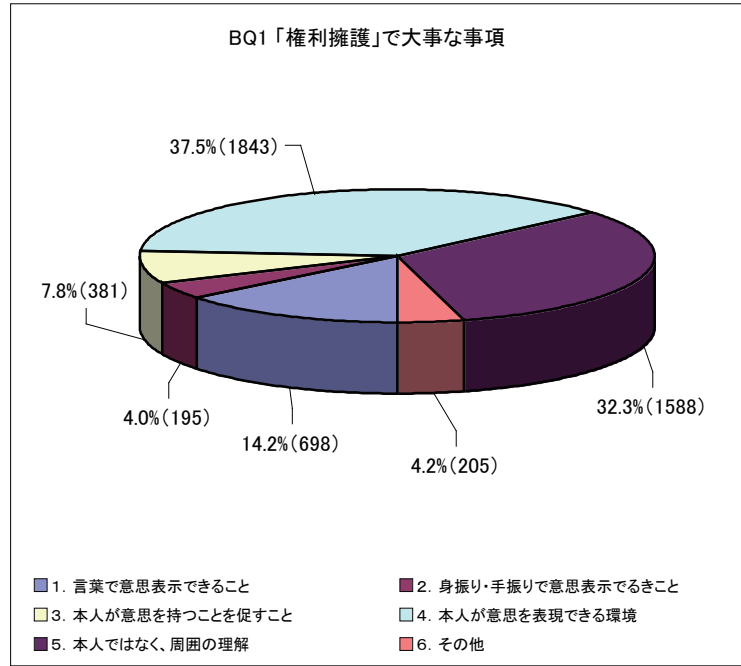
BQ1：権利擁護認識で大事な事項 ②大事な事項

複数回答集計※回答数 4910 この設問への回答者数 4205 (86.9%)

表 2-1-51

グラフ 2-1-51

BQ1「権利擁護」で大事な事項		
	回答数	%
1. 言葉で意思表示できること	698	14.2%
2. 身振り・手振りで意思表示できること	195	4.0%
3. 本人が意思を持つことを促すこと	381	7.8%
4. 本人が意思を表現できる環境	1843	37.5%
5. 本人ではなく、周囲の理解	1588	32.3%
6. その他（ ）	205	4.2%
合計	4910	100.0%



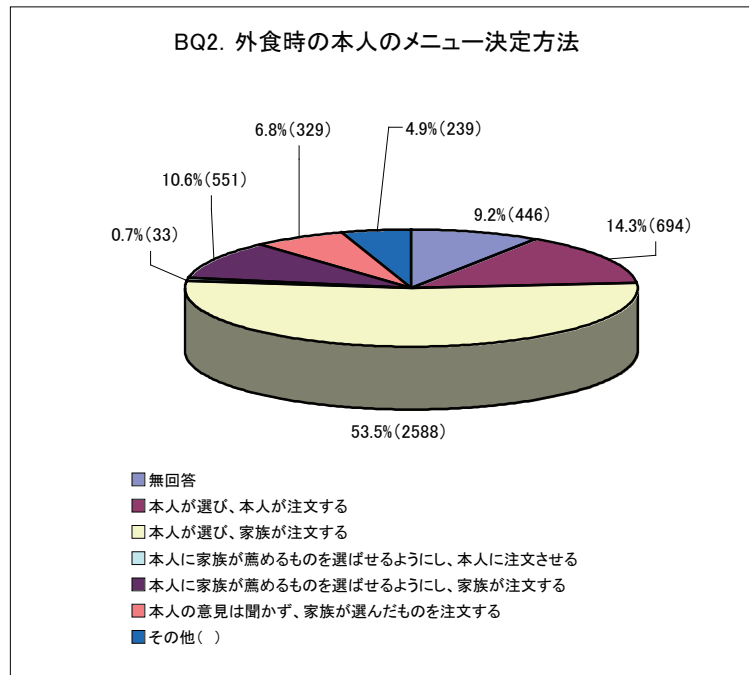
BQ2：本人の意思決定に関する項目 ①-a) 外出時の食事メニュー 単答集計

表 2-1-52

グラフ 2-1-52

BQ2. 外出時の本人のメニュー決定方法

	回答数	%
無回答	446	9.2
本人が選び、本人が注文する	694	14.3
本人が選び、家族が注文する	2588	53.5
本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし、本人に注文させる	33	0.7
本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし、家族が注文する	511	10.6
本人の意見は聞かず、家族が選んだものを注文する	329	6.8
その他（ ）	239	4.9
合計	4840	100.0



BQ2：本人の意思決定に関する項目 ①-b) 外出時の食事メニュー

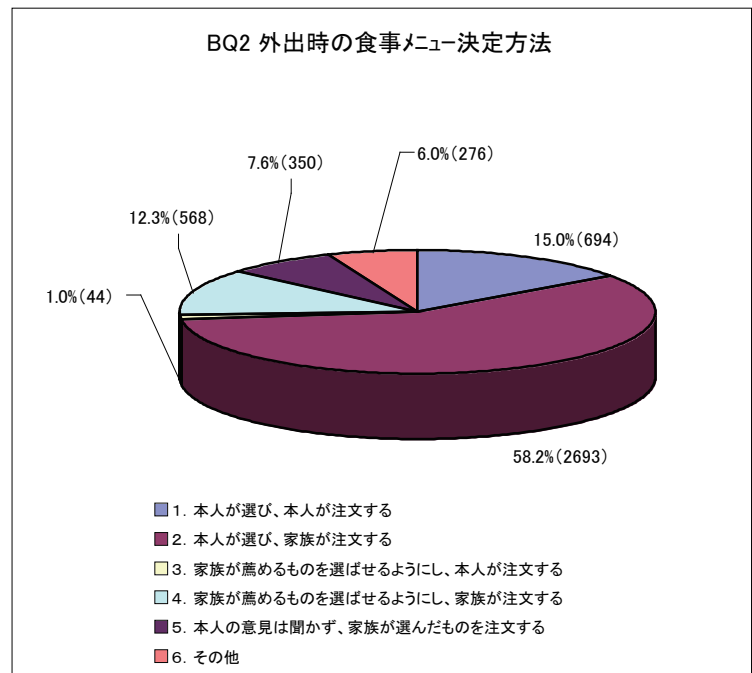
複数回答集計※回答数 4624 この設問への回答者総数 4394(90.8%)

表 2-1-53

グラフ 2-1-53

BQ2 外出時の食事メニュー決定方法

	回答数	%
1. 本人が選び、本人が注文する	694	15.0%
2. 本人が選び、家族が注文する	2693	58.2%
3. 家族が薦めるものを選ばせるようにし、本人が注文する	44	1.0%
4. 家族が薦めるものを選ばせるようにし、家族が注文する	568	12.3%
5. 本人の意見は聞かず、家族が選んだものを注文する	350	7.6%
6. その他（ ）	276	6.0%
合計	4625	100.0%



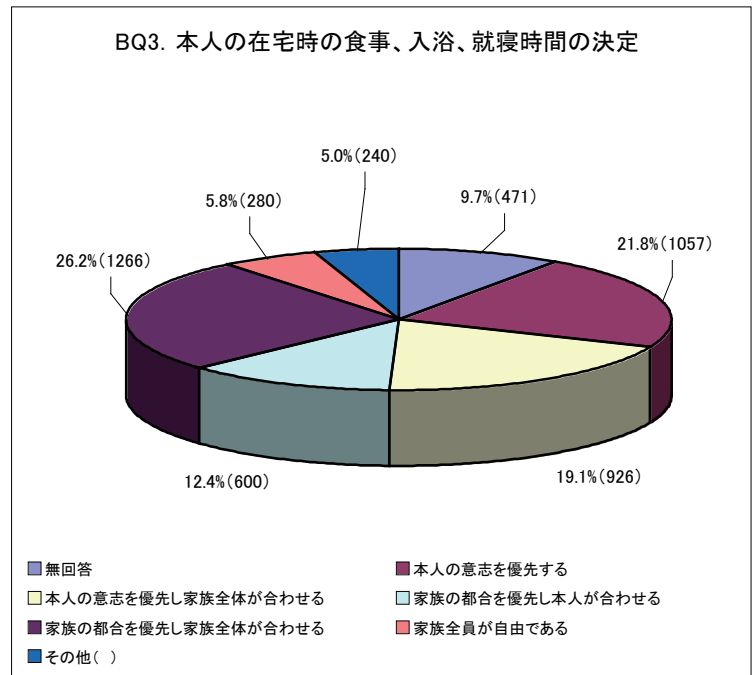
BQ3：本人の意思決定に関する項目 ② -a) 在宅時の食事・入浴・就寝時間 単答集計

表 2-1-54

グラフ 2-1-54

BQ3. 本人の在宅時の食事、入浴、就寝時間の決定

	回答数	%
無回答	471	9.7
本人の意志を優先する	1057	21.8
本人の意志を優先し家族全体が合わせる	926	19.1
家族の都合を優先し 本人が合わせる	600	12.4
家族の都合を優先し 家族全体が合わせる	1266	26.2
家族全員が自由である	280	5.8
その他 ()	240	5.0
合計	4840	100



Q3：本人の意思決定に関する項目 ② -b) 在宅時の食事・入浴・就寝時間

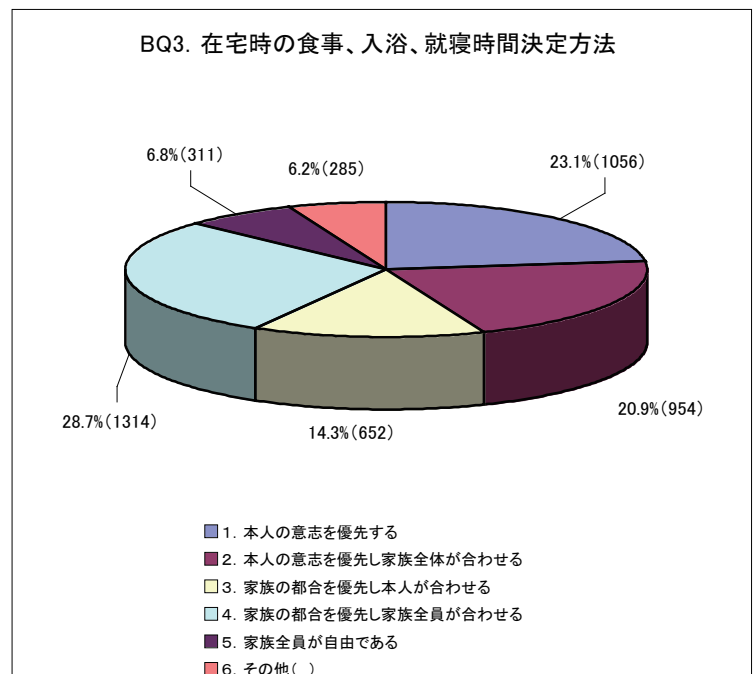
(複数回答集計※回答数 4572 この設問への回答者数 4369 (90.2%))

表 2-1-55

グラフ 2-1-55

BQ3 在宅時の食事、入浴、就寝時間決定方法

	回答数	%
1. 本人の意志を優先する	1056	23.1%
2. 本人の意志を優先し家族全体が合わせる	954	20.8%
3. 家族の都合を優先し本人が合わせる	652	14.3%
4. 家族の都合を優先し家族全員が合わせる	1314	28.7%
5. 家族全員が自由である	311	6.8%
6. その他 ()	285	6.2%
合計	4572	100.0%

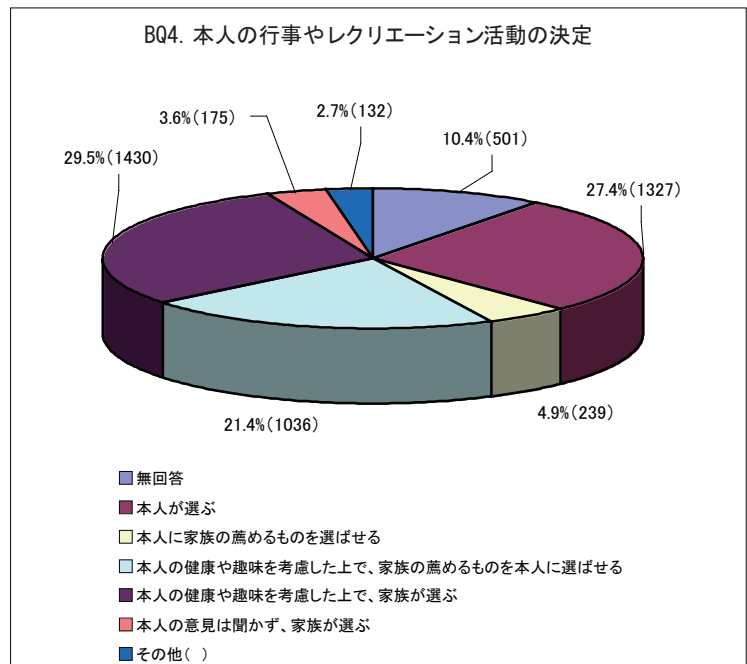


BQ4：本人の意思決定に関する項目 ③-a) 行事・レクリエーション活動種類 単答集計
表 2-1-56

グラフ 2-1-56

BQ4. 本人の行事やレクリエーション活動の決定

	回答数	%
無回答	501	10.4
本人が選ぶ	1327	27.4
本人に家族の薦めるもの を選ばせる	239	4.9
本人の健康や趣味を考 慮した上で、家族の薦 めるものを本人に選ば せる	1036	21.4
本人の健康や趣味を考 慮した上で、家族が選 ぶ	1430	29.5
本人の意見は聞かず、 家族が選ぶ	175	3.6
その他 ()	132	2.7
合計	4840	100.0



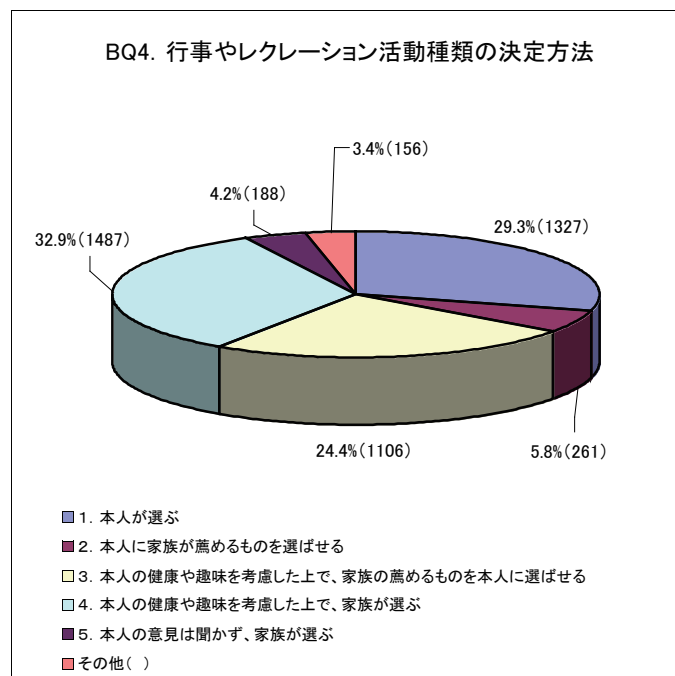
BQ4：本人の意思決定に関する項目 ③-b) 行事・レクリエーション活動種類
複数回答集計※回答数 4524 この設問への回答者総数 4338 (89.6%)

表 2-1-57

表 2-1-57

BQ4 行事やレクリエーション活動種類の決定方法

	回答数	%
1. 本人が選ぶ	1327	29.3%
2. 本人に家族が薦める ものを選ばせる	261	5.8%
3. 本人の健康や趣味を 考慮した上で、家族の 薦めるものを本人に選 ばせる	1106	24.4%
4. 本人の健康や趣味を 考慮した上で、家族が 選ぶ	1487	32.9%
5. 本人の意見は聞かず、 家族が選ぶ	188	4.2%
その他 ()	156	3.4%
合計	4525	100.0%



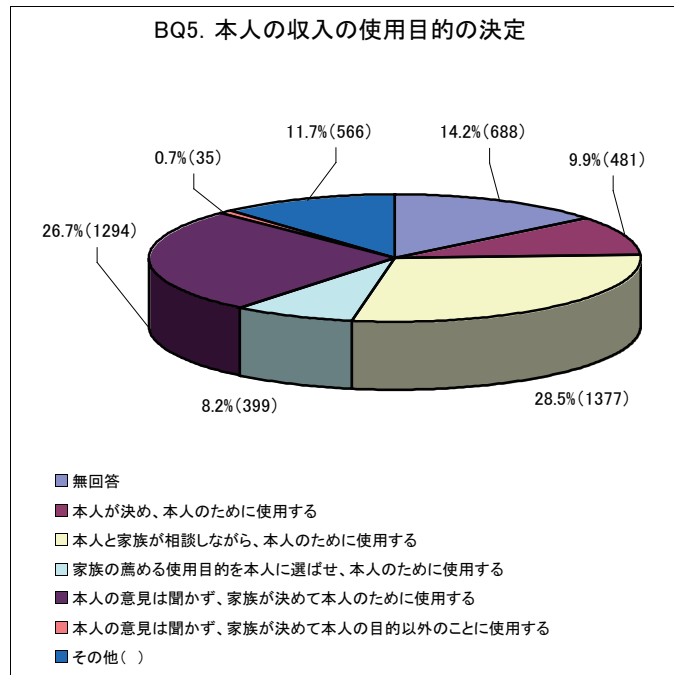
BQ5：本人の意思決定に関する項目 ④ -a) 本人の工賃（収入）の使用目的 単答集計

表 2-1-58

グラフ 2-1-58

BQ5. 本人の収入の使用目的の決定

	回答数	%
無回答	688	14.2
本人が決め、本人のために使用する	481	9.9
本人と家族が相談しながら、本人のために使用する	1377	28.5
家族の薦める使用目的を本人に選ばせ、本人のために使用する	399	8.2
本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する	1294	26.7
本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する	35	0.7
その他（ ）	566	11.7
合計	4840	100.0



BQ5：本人の意思決定に関する項目 ④ -b) 本人の工賃（収入）の使用目的

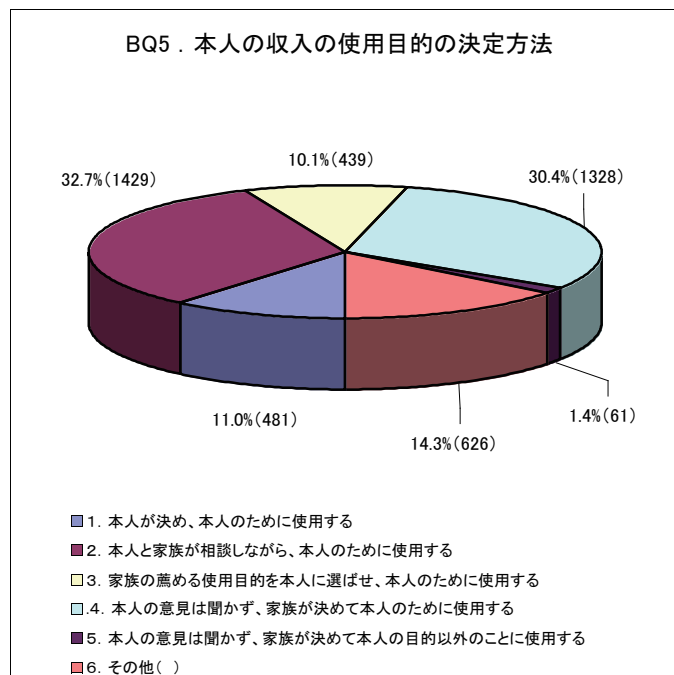
複数回答集計※回答数 4364 この設問への回答者総数 4152 (85.8%)

表 2-1-59

グラフ 2-1-59

BQ5 本人の収入の使用目的決定方法

	回答数	%
1. 本人が決め、本人のために使用する	481	11.0%
2. 本人と家族が相談しながら、本人のために使用する	1429	32.7%
3. 家族の薦める使用目的を本人に選ばせ、本人のために使用する	439	10.1%
4. 本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する	1328	30.4%
5. 本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する	61	1.4%
6. その他（ ）	626	14.3%
合計	4364	100.0%



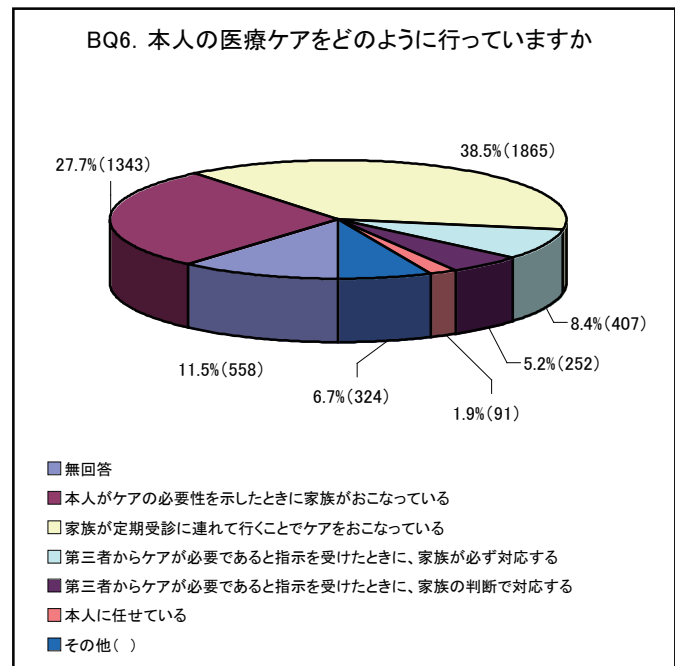
BQ6：本人の意思決定に関する項目 ⑤ -a) 医療ケア 単答集計

表 2-1-60

グラフ 2-1-60

BQ6. 本人の医療ケアをどのように行っていますか

	回答数	%
無回答	558	11.5
本人がケアの必要性を示したときに家族がおこなっている	1343	27.7
家族が定期受診に連れて行くことでケアをおこなっている	1865	38.5
第三者からケアが必要であると指示を受けたときに、家族が必ず対応する	407	8.4
第三者からケアが必要であると指示を受けたときに、家族の判断で対応する	252	5.2
本人に任せている	91	1.9
その他（ ）	324	6.7
合計	4840	100.0



BQ6：本人の意思決定に関する項目 ⑤ -b) 医療ケア

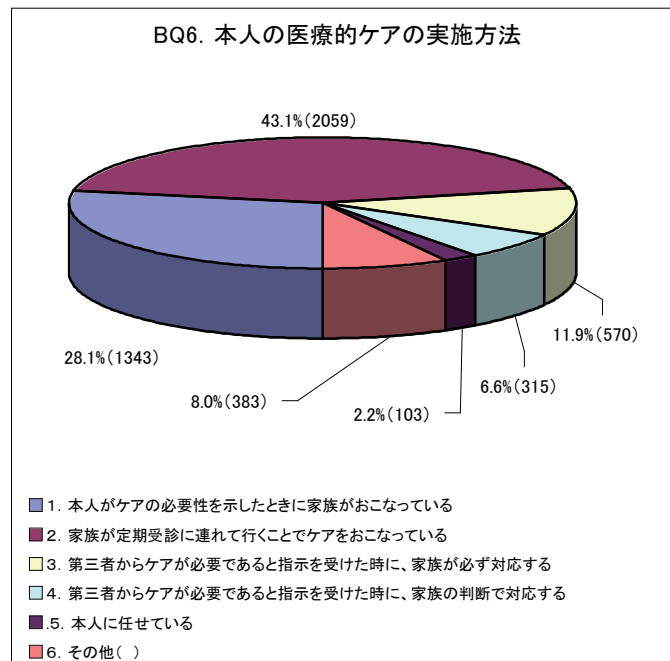
複数回答集計※回答数 4773 この設問への回答者数 4282 (88.5%)

表 2-1-61

グラフ 2-1-61

BQ6 本人の医療的ケアの実施方法

	回答数	%
1. 本人がケアの必要性を示したときに家族がおこなっている	1343	28.1%
2. 家族が定期受診に連れて行くことでケアをおこなっている	2059	43.1%
3. 第三者からケアが必要であると指示を受けたときに、家族が必ず対応する	570	11.9%
4. 第三者からケアが必要であると指示を受けたときに、家族の判断で対応する	315	6.6%
5. 本人に任せている	103	2.2%
6. その他（ ）	383	8.0%
合計	4773	100.0%



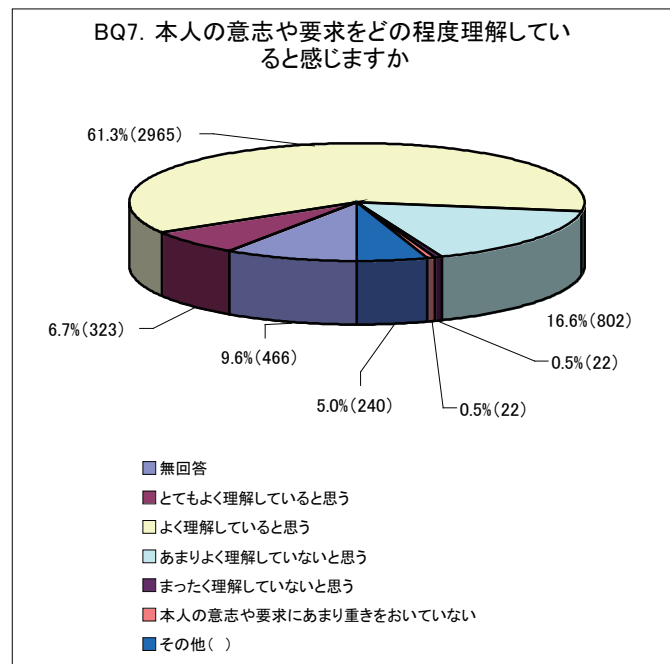
BQ7：本人の意思・要求の理解度 ①単答集計

表 2-1-62

BQ7. 本人の意志や要求をどの程度理解していると感じますか

	回答数	%
無回答	466	9.6
とてもよく理解していると思う	323	6.7
よく理解していると思う	2965	61.3
あまりよく理解していないと思う	802	16.6
まったく理解していないと思う	22	0.5
本人の意志や要求にあまり重きをおいていない	22	0.5
その他（ ）	240	5.0
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-62



BQ7：本人の意思・要求の理解度 ②複数回答集計

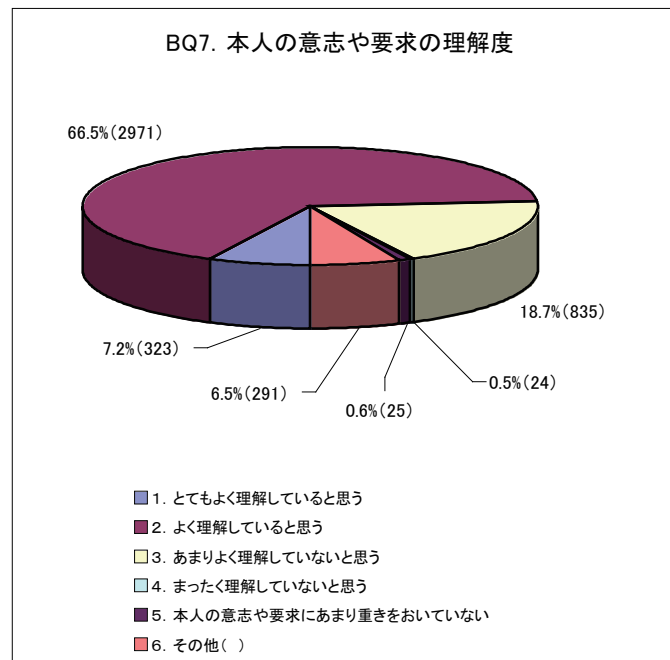
複数回答集計※回答数 4469 この設問への回答者総数 4374 (90.4%)

表 2-1-63

グラフ 2-1-63

BQ7 本人の意志や要求の理解程度

	回答数	%
1. とてもよく理解していると思う	323	7.2%
2. よく理解していると思う	2971	66.5%
3. あまりよく理解していないと思う	835	18.7%
4. まったく理解していないと思う	24	0.5%
5. 本人の意志や要求にあまり重きをおいていない	25	0.6%
6. その他（ ）	291	6.5%
合計	4469	100.0%

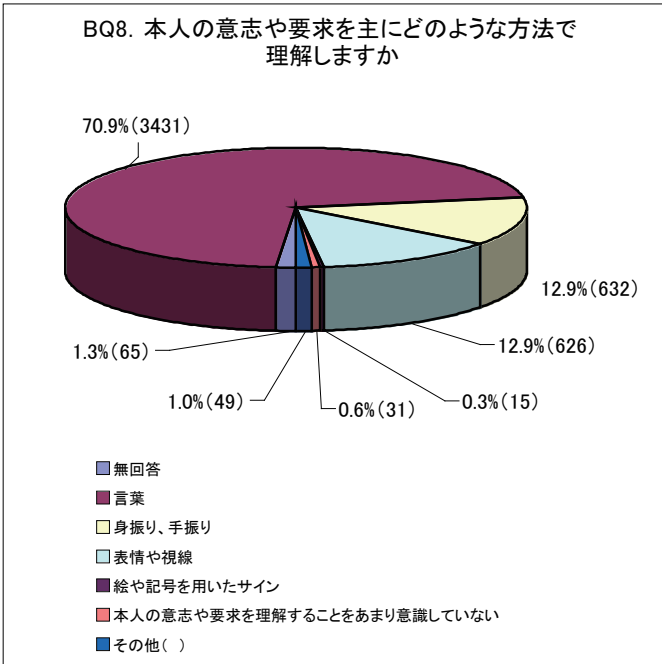


BQ8：本人の意思・要求の理解方法 ①単答集計

表 2-1-64

BQ8. 本人の意志や要求を主にどのような方法で理解しますか		
	回答数	%
無回答	64	1.3
言葉	3432	70.9
身振り、手振り	623	12.9
表情や視線	626	12.9
絵や記号を用いたサイン	15	0.3
本人の意志や要求を理解することをあまり意識していない	31	0.6
その他（ ）	49	1.0
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-64



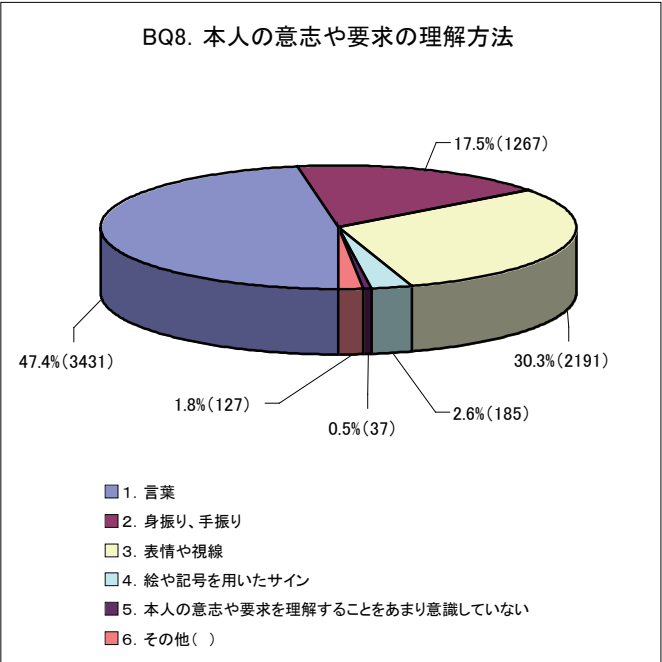
BQ8：本人の意思・要求の理解方法 ②複数回答集計

複数回答集計※回答総数 7238 この設問への回答者数 4776 (98.6%)

表 2-1-65

グラフ 2-1-65

BQ8 本人の意志や要求の理解方法		
	回答数	%
1. 言葉	3431	47.4%
2. 身振り、手振り	1267	17.5%
3. 表情や視線	2191	30.3%
4. 絵や記号を用いたサイン	185	2.6%
5. 本人の意志や要求を理解することをあまり意識していない	37	0.5%
6. その他（ ）	127	1.8%
合計	7238	100.0%



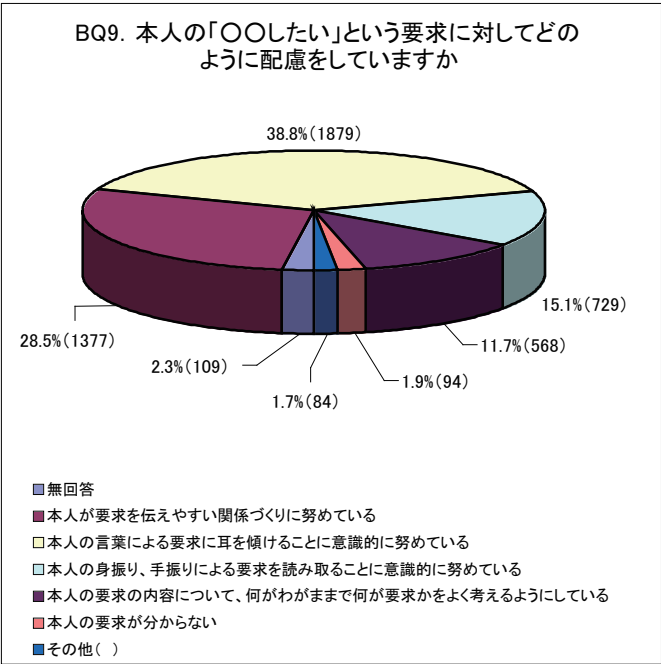
BQ9：本人の意思・要求に対する配慮方法 ①単答集計

表 2-1-66

グラフ 2-1-66

BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますか

	回答数	%
無回答	109	2.3
本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている	1377	28.5
本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている	1879	38.8
本人の身振り、手振りによる要求を読み取ること意識的に努めている	729	15.1
本人の要求の内容について、何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている	568	11.7
本人の要求が分からない	94	1.9
その他（ ）	84	1.7
合計	4840	100.0



BQ9：本人の意思・要求に対する配慮方法 ②複数回答集計

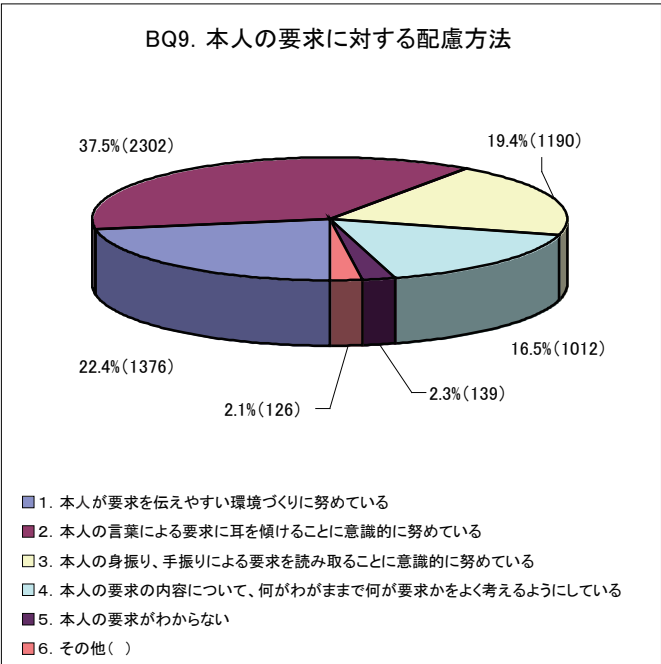
複数回答集計※回答総数 6145 この設問への回答者総数 4731 (97.7%)

表 2-1-67

グラフ 2-1-67

BQ9 本人の要求に対する配慮方法

	回答数	%
1. 本人が要求を伝えやすい環境づくりに努めている	1376	22.4%
2. 本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている	2302	37.5%
3. 本人の身振り、手振りによる要求を読み取ること意識的に努めている	1190	19.4%
4. 本人の要求の内容について、何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている	1012	16.5%
5. 本人の要求がわからない	139	2.3%
6. その他（ ）	126	2.1%
合計	6145	100.0%

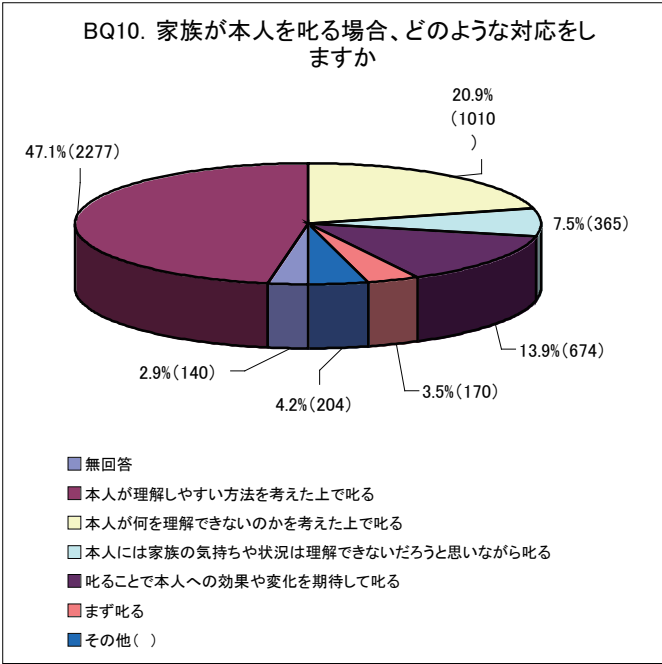


BQ10：本人を叱る際の対応 ①単答集計

表 2-1-68

BQ10. 家族が本人を叱る場合、どのような対応をしますか		
	回答数	%
無回答	140	2.9
本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る	2278	47.1
本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る	1010	20.9
本人には家族の気持ちや状況は理解できないだろうと思いながら叱る	364	7.5
叱ることで本人への効果や変化を期待して叱る	674	13.9
まず叱る	170	3.5
その他（ ）	204	4.2
合計	4840	100.0

グラフ 2-1-68



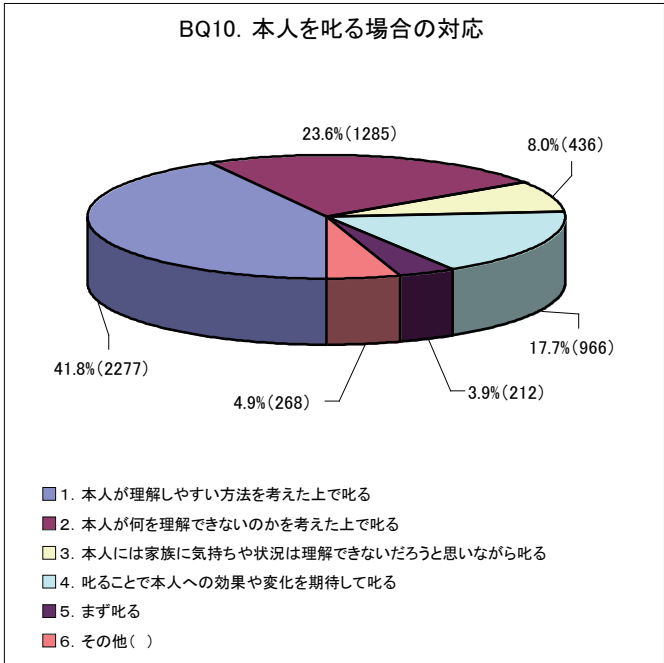
BQ10：本人を叱る際の対応 ②複数回答集計

複数回答集計※回答総数 5444 この設問への回答者数 4700 (97.1%)

表 2-1-69

グラフ 2-1-69

BQ10 本人を叱る場合の対応		
	回答数	%
1. 本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る	2277	41.8%
2. 本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る	1285	23.6%
3. 本人には家族に気持ちや状況は理解できないだろうと思いながら叱る	436	8.0%
4. 叱ることで本人への効果や変化を期待して叱る	966	17.7%
5. まず叱る	212	3.9%
6. その他（ ）	268	4.9%
合計	5444	100.0%



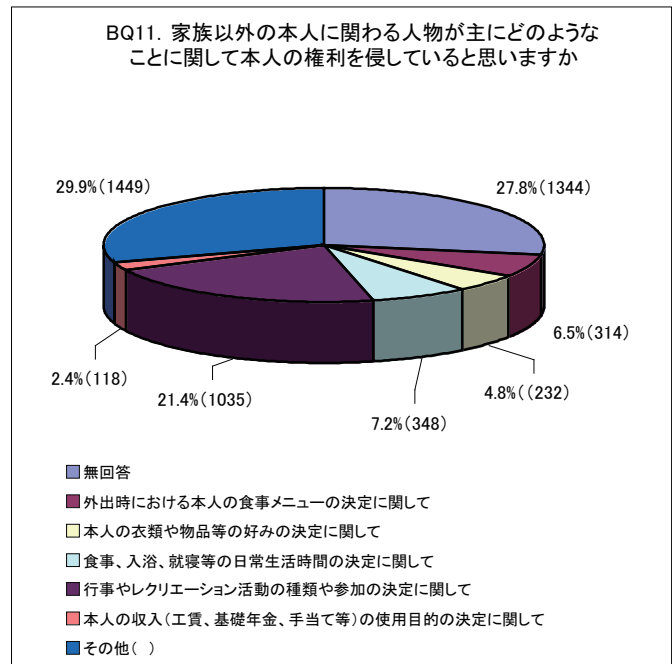
BQ11：家族以外の関係者の権利侵害場面 ①単答集計

表 2-1-70

グラフ 2-1-70

BQ11. 家族以外の本人に関わる人物が主にどのようなことに関して本人の権利を侵していると思いますか

	回答数	%
無回答	1344	27.8
外出時における本人の食事メニューの決定に関して	314	6.5
本人の衣類や物品等の好みの決定に関して	232	4.8
食事、入浴、就寝等の日常生活時間の決定に関して	348	7.2
行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定に関して	1035	21.4
本人の収入（工賃、基礎年金、手当等）の使用目的の決定に関して	118	2.4
その他（ ）	1449	29.9
合計	4840	100.0



BQ11：家族以外の関係者の権利侵害場面 ②複数回答集計

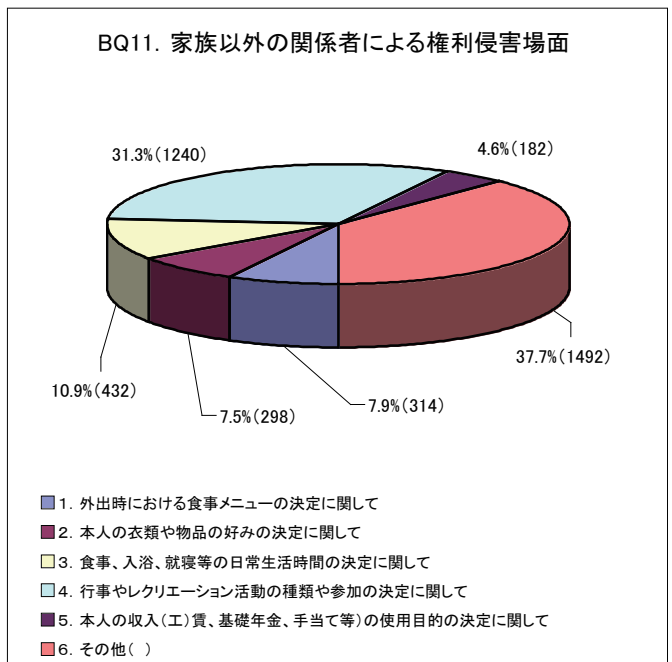
複数回答集計※回答総数 3958 この設問への回答者数 3496 (72.2%)

表 2-1-71

グラフ 2-1-71

BQ11 家族以外の関係者による本人権利侵害場面

	回答数	%
1. 外出時における食事メニューの決定に関して	314	7.9%
2. 本人の衣類や物品の好みの決定に関して	298	7.5%
3. 食事、入浴、就寝等の日常生活時間の決定に関して	432	10.9%
4. 行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定に関して	1240	31.3%
5. 本人の収入（工）賃、基礎年金、手当等）の使用目的の決定に関して	182	4.6%
6. その他（ ）	1492	37.7%
合計	3958	100.0%



（２）各項目の考察

①回答者についての属性

a) 年齢・性別・職業：FQ1(P10 表・グラフ 2-1-1)

回答者の年代は 50 歳代 33.7%、60 歳代 24.9%、40 歳代 22.2%と全体の 80.8%を占め、全体の 81.4%が女性である。これは、全国の育成会全体の構成比に類似していると考えられる。この現状について指摘されていることは、若い親の中には育成会活動のために時間をさくよりも働いたり夫婦としての時間や趣味を大切にしたりする人も少なくないため、またさまざまな障害関係のサークルや団体も存在するために、入会することによるメリットが不明確であっては育成会への参加を促すことは難しいということである。サービスを創出する運動団体として活動してきた育成会ではあるが、その成果としてある程度サービスが整備され障害や障害者への認知が進んできた現状においては、時代に合わせた独自の活動をどこに見出すのかが問われていると言えよう。

本人の住まいが「自宅」である人が多い（81.3%）ことから、有職者の比率は低いと考えられたが、実際には 39.8%の人が仕事を持っていた。

b) 福祉サービスの利用：FQ10・11・12

ホームヘルプサービスを利用している・利用したことがあると回答した者は 13.8%、ガイドヘルプを利用している・利用したことがあるという回答は 21.8%、ショートステイでは 28.9%であった。サービスを使う人は複数のものを利用していることが多いことから、サービスを使っていないという人が過半数を占めていることが推測される。

子どもと同居している人が多いせいか、これらの福祉サービスの利用はまだまだ低いと言えよう。本人の自立・暮らしの支援という視点よりも、親がいる間は親が世話をするのが当たり前という考え方が強いのであろうか。他の人に委ねることから見えてくるもの・生まれてくるものもあるように思われるので（人権やネットワークに関する意識を含めて）、これらのサービスは積極的な活用が望まれる。

②知的障害のある人（本人）についての属性

家族の中に知的障害のある人が複数名いるという回答も 5%強あった。以下においては、複数名のうち年齢が一番上の本人について記載している。

a) 年齢・性別・手帳の等級：FQ4(P13 表・グラフ 2-1-6 ～ P15 表・グラフ 2-1-11)

一番年上の本人の年齢は、10 歳未満が 6.6%、10 歳代が 19.0%、20 歳代が 28.5%、30 歳代が 27.4%、40 歳代が 10.0%、50 歳代が 2.8%、60 歳以上が 2.2%であった。性別は、明記されている範囲で男性が 37.9%、女性が 20.2%であった。

本人が有している療育手帳（他の手帳を有している場合を含む）は、重度が一番多く 42.6%、次いで中度 23.8%、最重度 7.3%、軽度 3.8%となっている。手帳の所有不明と分類されたものが 16.9%あり、単なる記入ミスか手帳を取得していないという意味なのかは不明である。

平成 17（2005）年 11 月に実施された厚生労働省による調査（在宅者の推計値）では、性別については男性が 58.1%、女性が 39.7%であり、年齢割合は 10 歳未満が 13.2%、10 歳代が 19.7%、20 歳代が 20%、30 歳代が 20.3%、40 歳代が 10.5%、50 歳代が 7.5%、60 歳以上が 6.0%であった。また、障害程度については、軽度 23.3%、中度 25.5%、重度 24.4%、最重度 14.9%であった。厚労省が実際に調査を行って回答を得た 2075 件のうち、手帳を保持していたのは 91%で、その内訳をみると最重度 8.9%、重度 34.3%、中度 37.2%、軽度 13.1%となっていた。

厚生労働省調査と比較すると、全日本手をつなぐ育成会調査では、年齢においては 20 歳代・30 歳代

が多く、10歳未満と50歳代以上が少ない傾向がある。また、推計値・実数調査の双方と比較して、最重度・軽度の割合の少なさと重度の割合の多さが特徴的である。最重度の場合には育成会よりも重症心身障害児を守る会に入る場合が多く、軽度の場合には発達障害関連の会に入る場合や手帳を所持していない場合もあるためと考えられる。

b) 住まいと日中活動：FQ4a2・FQ5(P13表・グラフ2-1-8、P15表・グラフ2-1-12)

本人の住まいは、自宅が81.3%、施設が12.4%、独立（独居）が3.0%であった。

本人の日中活動としては、通所授産施設がもっとも多く30.9%、通所更生施設12.9%、入所更生施設9.9%の順であった。その他が22.6%あるが、作業所などが含まれているものと考えられる。

平成17（2005）年の厚生労働省調査では、施設入所者が推計で23.4%、在宅（グループホームや独立を含む）が同76.6%となっている。実際に調査を行って回答を得た2075件中では、自分の家やアパートに住んでいる人が85.7%、グループホームに住んでいる人は6.6%となっていた。

c) 福祉サービス利用費用：FQ2(P11表・グラフ2-1-4)

1～3万円台が一番多く38.1%となっている。これは、通所施設利用料であると考えられる。0円という回答があるが、生活保護受給であるという意味なのかどうかは不明である。

グループホームを利用していると7～9万円程度はかかると考えられるが、減免を受けている人や地域によって差があるため、一概には言えない。

18～20歳未満の人で入所施設を利用していると10万円代の負担になる場合があり、またオプションでサービスを利用している場合にはその費用負担で20万円以上になることも考えられる。

d) 身辺生活の自立度：FQ6(P16表・グラフ2-1-13～17)

衣服の着脱・食事・排泄については「部分介助」と「ほぼ自立」および「完全自立」が多く、入浴については「部分介助」と「ほぼ自立」が多いのに対し、留守番では「全面介助」が34.0%と一番多くなっている。これは、知的障害があるからできない・無理であるという親の思いが反映されたものと考えられ、体験を積み重ねることなく思い込んでしまっている様子が推測される。子どもが小さい場合や行動障害がある場合は別であるが、大人になっても一人になる経験をさせていないという状態は、子離れが進んでいない状況を感じさせる。地域生活や権利擁護の推進のためには、お互いが違う時間を過ごすということを徐々に経験していくことが重要であると考えられる。

e) 障害基礎年金の使い道について：FQ7(P17表・グラフ2-1-18～19)

本人の生活費に使うというものが44.6%、本人のために全額貯金しているが12.7%、家族の生活費に組み入れているが9.7%であった。本人が未成年であるため非該当なのは19.8%だった。

③生活実態について

a) 家族で相談する人：FQ8(P18表・グラフ2-1-20～22)

日ごろ、家族の中に何事もよく相談する人がいるかという問いには、「いる」が76.7%であった。自宅で一緒に暮らしている人が多いので、常時さまざまなことが生じているため相談していることが多いとも考えられる。一方で、相談する人がいないと回答した17.8%については、相談することがないのか相談できないのかによって、家族内での孤立の状況が異なってくると推測される。

相談相手と成年後見制度について話したことがあるかという質問には24.0%があると答えていた。約4分の1の家庭で成年後見制度が話題にのぼったということは、予想していたものより多い数字であった。

b) 家族以外で相談する人：FQ9(P19表・グラフ2-1-23)

日ごろ、家族以外で相談できる人がいるかという問いには、「いる」が75.2%であった。その人と成

年後見制度について話したことがあるかという質問には21.9%が「ある」と答えていた。具体的な内容を見ると、育成会の人と話したという記述が多く見られた。所属している育成会によって取り組みに差はあると考えられるが、さらにこの割合を増やしていくことが望まれる。

c) 本人の生活に関する事項の決定：BQ2・3・4・5・6(P28表・グラフ2-1-52～2-1-61)

ここでは、それぞれの項目から回答割合の多かったもの2者を挙げ、傾向を考察する。

- ・ 外食時のメニューの決め方：「本人が選び、家族が注文する」がもっとも多く53.5%、次いで「本人が選び、本人が注文する」14.3%であった。
- ・ 在宅時の生活時間の決め方：「家族の都合を優先し家族全体が合わせる」がもっとも多く26.2%、次いで「本人の意思を優先する」21.8%であった。
- ・ 行事やレクリエーション活動の種類の決め方：「本人の健康や趣味を考慮した上で、家族が選ぶ」がもっとも多く29.5%、次いで「本人が選ぶ」27.4%であった。
- ・ 収入の使用目的の決め方：「本人と家族が相談しながら、本人のために使用する」28.5%、次いで「本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する」26.7%であった。
- ・ 医療的ケアの行い方：「家族が定期受診に連れて行く」38.5%、次いで「本人がケアの必要性を示した時に家族が行う」27.7%であった。

これらを総合すると、本人が自分で選ぶことができる割合が高いのは外食時のメニューと行事やレクリエーション活動の種類であり、収入や医療に関しては家族が決定する割合が高くなることが分かる。家族が本人のことを考えて行動していることが伝わってくることとあわせ、特に注目されるのは、生活のさまざまな場面において家族主導の割合が高いということである。

このことは、家族がやらなければならないことがいかに多いかということを端的に表しているものと考えられ、家族の負担感の軽減やサービスの整備が急務であることは言うまでもない。

d) 本人の意思・要求の理解方法：BQ8(P34表・グラフ2-1-64)

本人の意思や要求を主にどのような方法で理解するかという問いに対し、もっとも多かったのが「言葉」70.9%であった。「表情や視線」12.9%、「身振り・手振り」12.9%、「絵や記号を用いたサイン」0.3%という他の回答と比べると、言葉によるコミュニケーションが重要視されていることが分かる。

一般的に、コミュニケーションという言葉による意思表示が重視されてしまいがちであるが、気をつけなければいけないことは、知的障害という障害の特性ゆえ、使っている言葉の意味や語彙、コミュニケーションの仕方そのものに、障害のない人とは異なる面があるという点である。特に本調査における本人属性では、障害程度が重度の者が一番多く(42.6%)非言語のコミュニケーションを重視する必要性が高いと考えられるため、主に言葉が重視されているという現状においては本人の要求を正確に捉え切れていないのではないかという危惧を抱かざるを得ない。

多くの者は、生活体験の中から本人の使う言葉の範囲や意味を理解していると考えられるが、体験的理解だけでなく知的障害とは何かという科学的知識をあわせて本人の意思や要求を把握していくことが必要である。絵や記号を用いたサインの導入により本人の内面世界が豊かになれば、自分の意思や要求を伝えたいという気持ちも高まり、コミュニケーションはより豊かになっていくものと考えられる。

e) 本人を叱るときの対応：BQ10(P36表・グラフ2-1-68)

家族が本人を叱るときには、「本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る」という回答がもっとも多く47.1%であった。以下、「本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る」20.9%、「叱ることで本人への効果や変化を期待して叱る」13.9%、「本人には家族の気持ちや状況は理解できないだろうと思

いながら叱る」7.5%、「まず叱る」3.5%となっている。場面に応じて叱り方は変わると考えられるため、これらを正確に区分することは難しいが、全体的には本人の立場にたって叱っていることがわかる。

④生活に関する意識について

a) 将来の心配な点：FQ13(P22 表・グラフ 2-1-35)

本人の将来について特に心配な点として、「世話をする人」という回答が 69.0%と圧倒的に多く、次いで「経済面」12.8%、「健康面」10.6%、「住まい」2.4%であった。

平成 14（2002）年に盛岡で行った調査では、「世話をする人」48%、「健康面」24%、「経済面」15%、「住まい」12%という結果であった。健康面を挙げた人が多かったのは、中高年の親を対象とした調査だったためと考えられる。

人的資源の確保とその質の保証をシステムの中にどう組み込むかという問題は、社会福祉の現場でも常に問われていることである。組織やシステムよりも目の前で支援してくれる「人」が重視される傾向は、それをクリアしない限り親の不安は払拭されないということを意味していると考えられる。権利擁護システムを構築し利用の推進を図るためには、特にこの点に留意する必要があるだろう。

b) 自分に代わる支援者：FQ14(P22 表・グラフ 2-1-36)

この設問は、複数回答となっている。自分に代わる本人の支援者として望ましい人物・機関はどの問いには、「兄弟姉妹」が 57.0%、「施設職員」が 41.6%、「グループホーム世話人」が 26.9%、「後見人」が 23.8%、「育成会」が 15.7%、「親族」11.1%、「信託銀行」1.0%、「いない」4.0%、「わからない」14.1%という回答があった。

兄弟姉妹は、自分以外に本人のことをよく分かっている人として挙げられていると考えられ、本人の支援について兄弟姉妹の人生をまきこむことをやむなしと考えている親が多いことのあらわれでもあろう。施設職員が多いのは、家族以外の身近で本人を理解している人として挙げられていると考えられるが、兄弟姉妹が支援を行えない場合に将来の住居として施設入所を考える人が 3 割近くいるため、その入所施設の職員に託すしかないという理由もあるのかもしれない。

c) 将来の本人の住居：FQ15(P23 表・グラフ 2-1-38)

「グループホーム」という回答がもっとも多く 31.7%、次いで「自宅」が 30.6%、「入所施設」が 29.7%、「老人ホーム」が 1.2%であった。

平成 14（2002）年の盛岡での調査では「施設入所」46%、「グループホーム」33%、「自宅」17%、「老人ホーム」1.0%と、親亡き後の施設依存志向は強かった。

今回の全日本調査では、グループホームや自宅という回答が多くなっており、グループホームの認知度が高まっていることが分かる。一方で、施設入所という回答が約 30%あるということは、地域の中での安心で安全な福祉サービスのあり方が見えてこない、地域でサービスを使いながら豊かに暮らす本人の姿がイメージできない人々も少なくないということを意味しているものと考えられる。

平成 17（2005）年の厚生労働省調査において示された将来の生活の場の希望は、実際に回答を得た 2075 件中、「親と暮らしたい」32.0%、「夫婦で暮らしたい」12.9%、「グループホームで」12.8%、「ひとりで」7.9%、「施設で」7.5%、「兄弟姉妹と」6.4%、「友達などと」1.7%、という結果が出ている。これは、本人の思いを尋ねたものであるため、全日本調査で尋ねている家族の思いとは傾向が異なっている。

d) 本人の安心した暮らしに必要なこと：FQ16(P23 表・グラフ 2-1-39)

この設問は、複数回答となっている。「充実した福祉制度」40.3%、「地域社会への障害の理解」32.0%、「家族やきょうだいの協力」24.0%の順であった。上記の『将来の本人の住居』の項目とも関

連しているが、親亡き後に豊かな暮らしをしている本人の姿を想像することができないような制度の不十分さが存在していることは明らかである。安心して親が先立てるためには、福祉制度の充実と安心して委ねられる後見人制度の整備を急ぐ必要がある。

⑤成年後見制度について

a) 成年後見制度の認識：AQ1 (P25 表・グラフ 2-1-42 ～ 44)

成年後見制度については、「聞いたことはあるが詳しい内容は分からない」が 46.2%、「知っているが利用したいと思っていない」が 14.2%、「将来利用するために手続きを考えている」が 12.2%、「初めて聞いた制度である」が 9.4%、「利用している」が 2.0%であった。

平成 14 (2002) 年の盛岡での調査では、「初めて聞いた制度である」30.0%、「知っているが利用したいとは思っていない」20.0%、「将来利用するために手続きを考えている」22.0%であった。平成 17 (2005) 年の勉強会終了後の調査では、「初めて聞いた制度である」13%、「知っているが利用したいとは思わない」0%、「将来利用するために手続きを考えている」87%という数字が出ている。

このことから、理解を深めることと、そのための啓発活動の大切さが指摘できる。実際にどのようなものなのか、自分の家族にとってどのようなメリットがあるのか、どのように適用できるのかを知らないことには、利用は進まないからである。

b) 成年後見制度のイメージ：AQ2 (P25 表・グラフ 2-1-45)

この設問は、複数回答であり、回答者数は 4224 名 (87.3%) である。そのうち、成年後見制度と聞いて思い浮かべることとして、「親亡き後の本人の財産管理」を挙げた人の割合は 50.0%、「本人の権利侵害を未然に防ぐための信頼できる第三者を制度として選べる」は 32.4%、「親亡き後の本人の親代わり」は 30.5%、「親亡き後の本人の相談役」は 15.9%という結果であった。

平成 17 (2005) 年の盛岡でのアンケート調査でも同様の結果がでているが、正しい理解としては前者の 2 つ、やや誤解を含んだ理解としては後者の 2 つが含まれる。

成年後見制度として思い浮かべることのイメージに誤りが含まれているのは、学習の機会の有無とも関係があると考えられる。

c) 学習会などへの出席と制度内容の理解：AQ3・5 (P25 ～ 26 表・グラフ 2-1-46、p26 47、2-1-49)

成年後見制度についての学習会や説明会への出席は、「ある」が 39.5%、「なし」が 44.6%であった。さらに、「成年後見制度では、親でも後見人にならなければ本人の代理契約を行うことはできない」ことを知っていますかという問いには、「知っている」が 33.8% (学習会などに出席したことのある人の割合とほぼ同じ)、「知らない」が 54.7%であり、学習の機会が正しい理解の獲得へと結びつく重要な役割をもっていることが分かる。

d) 学習する際に希望する機関：AQ4 (P26 表・グラフ 2-1-48)

この設問は複数回答であり、回答数は 4144 (85.6%) となっている。このうち、成年後見制度について今後学習する際にどの機関での学習を希望するかという問いに対して、「育成会主催」と答えたものがもっとも多く 43.4%、「障害者本人の通う施設主催」28.2%、「市町村主催」22.3%、「個人的にインターネット等で」2.7%という結果が得られた。育成会への期待が高いことは評価できる一方で、育成会しか情報源がないという現状があるとすれば改善していくことが必要であろう。

⑥権利擁護に関する意識について

a) 本人の権利擁護で重要なこと：BQ1 (P27 表・グラフ 2-1-50)

本人の権利擁護で重要だと思うことは、「意思表示できる環境」であるという回答がもっとも多く 33.9%、次いで「本人ではなく、周囲の理解」25.8%、「言葉での意思表示」14.4%、「本人が意思を

持つことを促す」6.7%、「身振り手振りでの意思表示」3.1%という結果であった。

本人の力を強める働きかけよりも周囲の環境や理解が重視されるということは、環境に左右されやすい本人の生活実態を裏付けているものと考えられる。周囲の者にすべてをやってもらえる生活はある意味で本人にとって楽であるが、意思や要求を聞いてもらえない生活が長く続くことは、意思表示したいという意欲の減退や自立的活動の機会を失うことにもつながるため、注意が必要である。

b) 本人の意思や要求の理解：BQ7 (P33 表・グラフ 2-1-62)

本人の意思や要求をどの程度理解していると思うかという問いに対して、「よく理解していると思う」という回答が61.3%と最も多かった。以下、「あまりよく理解していないと思う」16.6%、「とてもよく理解していると思う」6.7%、「まったく理解していないと思う」0.5%、「本人の意思や要求にあまり重きを置いていない」0.5%という結果であった。

総合すると、68.0%が「理解していると思う」と答えていることになり、家族と本人の関係の深さがうかがえる。ただし、17.1%あった「理解していないと思う」という回答を、関係が浅いことを表していると単純に解釈することはできないであろう。自分の価値観とは違う世界を本人は持っているのだから、自分の本人に対する理解はまだまだなのではないかという意識をもっている場合には、あまり理解していないと思うという回答に反映されることが考えられるからである。

c) 本人の要求への配慮：BQ9 (P35 表・グラフ 2-1-66)

本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしているかという問いには、「言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている」という回答が最も多く38.8%であった。一方で、「身振り手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている」という回答は15.1%であり、本人の障害程度が重度であるという回答が多かったわりには、言葉でのコミュニケーションが重視されている様子がうかがえる。

「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」という回答は28.5%、「何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている」という回答は11.7%であった。

d) 家族以外の人への権利侵害：BQ11 (P37 表・グラフ 2-1-70)

家族以外の本人に関わる人物（施設職員や学校教員等）が主にどんなことに関して本人の権利を侵していると思うか、という問いに対しては、「その他」が最も多く29.9%であった。「その他」の内容をみると、具体的な権利侵害の場면을記述したものもあったが、施設職員はよくしてくれているので感謝している、権利侵害など感じたことはない、たいへん有難いと思っている、などの回答が多かった。

この回答の評価については、論議が分かれるところであろう。親が感謝しているということと、本人にとって良いこと（ニーズに沿うこと）は必ずしも一致しておらず、親の権利意識が反映された内容であるとも受け取ることができる。つまり、施設での実情を知らないまま「お任せ」感情でただ有難いと思っているのか、毎日行くところがある・世話をしてくれる人がいるということのみが安心材料で、生活の質を見る視点が不足しているのか、といった「親がどう施設を見ているか」ということとこの回答は深く関わってくるのである。

もちろん、実際により取り組みをしている施設は数多くある。一方で、この項目への回答において示されているように、「行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定に関して権利侵害されている」21.4%、「食事・入浴・就寝等の日常生活時間の決定に関して権利侵害されている」7.2%、「外出時における本人の食事メニューの決定に関して」6.5%、「本人の衣類や物品の好みの決定に関して」4.8%、「本人の収入の使用目的の決定に関して」2.4%と、さまざまな場面で権利侵害が起きているのではな

いかということが指摘されているのである。

施設生活・学校生活において「大きな事故が起こらない」「毎日行くところ・面倒をみってくれる人がいる」「サービスが受けられる」という形や量の面だけではなく、そこでどのような出来事があり本人が傷つくような状況が生じているのかという「生活の質」を見極める視点を家族がもつことが重要であり、そのための啓発活動を育成会が主体となっていくことが望まれる。

2) クロス集計結果と考察 (p51 ～ (4) クロス集計・グラフを参照)

(1) 属性との関係

①回答者の年齢×本人の将来について心配な点 (FQ1 × FQ13) (P51 表・グラフ 2-2-1)

「世話をする人」が心配と回答した割合は高く、20 歳代が 52.7%とやや低いものの、他の年代では 60%以上を示している。「住まい」についての心配は 10 歳代が 20.0%と高くなっているが、これは自身の住まいについての心配も含まれているものと考えられる。「経済面」についての心配は、30 歳代がもっとも高く 19.9%、次いで 40 歳代 16.0%、20 歳代 14.5%となっている。「健康面」についての心配は 30 歳代・40 歳代が低い。

②回答者の年齢×将来の本人の望ましい住まい (FQ1 × FQ15) (P52 表・グラフ 2-2-2)

「自宅」と答えている割合は、10 歳代をピークに年代を増すごとに低くなり、20%台後半を推移している。だんだんと自宅外の選択肢を考えるようになっていく様子が伺える。「グループホーム」と答えている割合は、10 歳代から 40 歳代まで増加し、50 歳代以降は減少している。また、「入所施設」と答えている割合は、30 歳代が 17.3%ともっとも低く、それ以降は増加し、80 歳代では 51.8%となっている。自宅外の選択肢としてグループホームや施設を考えると、福祉サービスのあり方をどうイメージするかで回答が異なるものと考えられる。特に回答者が高齢になるほど、本人も当然のことながら高齢化しているため施設入所の方がイメージしやすくなるのではないだろうか。

③本人の現在の住まい×本人の将来について心配な点 (FQ4a2 × FQ13) (P53 表・グラフ 2-2-3)

本人が自宅に住んでいる場合は、将来の「世話をする人が心配」という回答が 71.9%と、施設に住んでいる場合の 59.4%に比べ高くなっている。また、「健康面についての不安」は、自宅の場合には 9.0%であるのに対し、施設の場合には 18.9%と高くなっている。

施設に住んでいる場合であっても、「世話をする人が心配」「健康面が心配」と答えている背景には、親は自分が本人の思いを一番よく理解し面倒をみることができていると考えており、施設職員はそこまでやってくれているのだろうかという心情があるのではないだろうか。

④本人の現在の住まい×将来の本人の望ましい住まい (FQ4a2 × FQ15) (P54 表・グラフ 2-2-4)

現在自宅に住んでいる場合に、将来は「施設入所を望む」という回答は 23.8%、「グループホームを望む」という回答は 33.4%であった。現在施設に住んでいる場合には、将来も「施設を望む」という回答が 72.7%、「グループホームを望む」という回答は 14.9%であった。福祉現場における実践的理解として、いったん施設入所すると、家族は地域への移行を望まない傾向があると言われているが、今回の結果はそれを裏付けたものと言える。

現在独り暮らしをしている人の家族は、将来は「グループホームを望む」という回答がもっとも多く 62.6%となっている。世話をする人の存在が家族にとってどれだけ安心につながるのかを示しているものと考えられる。

また、多くの家族にとって、逼迫した問題を抱えていないかぎり、日々の生活に追われ新しいサービスを導入するために情報を探したり手続きを行ったりすることは後回しになってしまいがちである。

つまり、家族の状態がある程度落ちついている状態であればあるほど、今のままでありたいと願う傾向が強くなると考えられ、権利擁護システムの導入が進まない背景には、このような事情があるのではないかと推察される。さらに、今のままの状態を願う傾向は、FQ14に示されている将来を託せる人としての兄弟姉妹への期待の高さにもつながっているのではないだろうか。

⑤本人の手帳の種類×回答者に代わる望ましい支援者 (FQ4a3 × FQ14) (P55 表・グラフ 2-2-5)

自分に代わる望ましい支援者として「親戚」を挙げる割合は、療育手帳の程度が軽くなるほど増えている。また、「兄弟姉妹」を挙げる割合は、障害程度にかかわらず 50% 台後半を示しており、他の候補に比べて著しく高い。「育成会」を挙げる割合は、療育手帳の程度が軽くなるほど高くなっている。一方で、「施設職員」を挙げる割合は程度が重くなるほど高くなっている。「後見人」を挙げる割合は、精神障害手帳保持の場合に特に高くなっているが、その他の場合でも 20 ～ 30% の割合を示しており、障害程度にかかわらず一定程度の期待が寄せられていることが分かる。「信託銀行」の認知はまだまだ低い。

⑥本人の手帳の種類×本人の将来について心配な点 (FQ4a3 × FQ13) (P56 表・グラフ 2-2-6)

「世話をする人が心配」と回答している割合は、療育手帳が「最重度」「重度」の場合には約 75% となっており、「中度」「軽度」の場合の 60% 前後よりも多い。障害程度が重いほど人手がかかるという現実を反映しているのであろう。逆に、「経済面が心配」と回答している割合は、「最重度」「重度」の場合が 8% 強であるのに対し「中度」「軽度」の場合には 20 ～ 26% となっている。これは、将来望ましい住まいとして「最重度」「重度」の人は施設を選択している割合が高く、「中度」「軽度」の場合には自宅やグループホームを選択している割合が高いことを反映したものと考えられる。障害のある本人の地域ケアと権利擁護を推進していく際には、このような地域ケアへの不安感を払拭する方策を考える必要がある。

⑦本人の手帳の種類×将来の本人の望ましい住まい (FQ4a3 × FQ15) (P57 表・グラフ 2-2-7)

療育手帳の等級が軽くなるほど、「自宅」という回答が増えている。「入所施設」という回答は、障害程度が重くなるほど多くなっている。この傾向は予想された通りである。療育手帳の「重度」と「中度」を境に、家族の選択が分かれていくことが分かる。一方で、「最重度」であっても「自宅」や「グループホーム」生活を望ましいと考える人が約 4 分の 1 いることや、他の障害程度では「グループホーム」という回答が 30 ～ 37% の割合になっていることから、どの障害程度においても期待の高い制度であることが分かる。

⑧本人の手帳の種類×本人の収入の使用目的の決定方法 (FQ4a3 × BQ5) (P58 表・グラフ 2-2-8)

「本人が決め本人のために使用する」という人の割合は、手帳の等級が軽くなるにしたがって増えている。同様に、「家族と相談しながら本人のために使用する」と回答した人の割合も、「最重度」から「中度」にかけて増えている。「本人の意見は聞かず家族が決める」という回答の割合は軽度がもっとも少なく、手帳の等級が重くなるにつれて増えている。「家族の薦めるものを本人に選ばせる」という回答の割合が、他の手帳等級に比べて「重度」で高くなっている理由は不明である。

⑨本人の手帳の種類×本人の医療ケアの状況 (FQ4a3 × BQ5) (P59 表・グラフ 2-2-9)

医療ケアを本人主体にすることについて、その必要性が指摘されてはいるものの、実際には難しい場合のほうが多いと考えられる。「本人がケアの必要性を示した時に行く」という回答は、当然ながら「最重度」「重度」「中度」「軽度」の順で多くなっている。地域での権利擁護を推進していくためには、医療的な管理をどのようにして本人の手に渡すかということも重要な課題の一つになるであろう。方法論の研究が待たれる領域である。

⑩本人の手帳の種類×本人の意思や要求の理解 (FQ4a3 × BQ7) (P60 表・グラフ 2-2-10)

「とてもよく理解していると思う」と回答した人の割合は、「最重度」「重度」よりも「中度」「軽度」の方が多くなっている。また、「あまりよく理解していないと思う」「まったく理解していないと思う」と回答した人の割合は「最重度」「重度」「中度」「軽度」の順で少なくなっており、妥当な結果と言える。

ただし、日本の障害者分野においては、非言語のコミュニケーションをどのように読み取るかという研究の蓄積とその成果の普及があまりなされていない。このような研究を促進し、成果を家族や関係者に伝えていくことによって、理解度は大きく変化していくことが予想される。

⑪本人の手帳の種類×家族以外の人物による本人の権利侵害 (FQ4a3 × BQ11) (P61 表・グラフ 2-2-11)

「軽度」の場合には、食事のメニューや衣類の好みなどを言語ではっきりと伝えられることが多いため、その点について権利侵害されているという回答が少なくなっているものと考えられる。「最重度」「重度」の場合には、「中度」「軽度」に比べて「日常生活時間の決定」という回答の割合が多くなっている。これは、本人の時間概念に関する理解の程度が反映されているものと考えられる。障害の程度にかかわらず、時間の流れを視覚化して把握できる時計（スウェーデンで知的援助機器として実用化されており、日本でも同じものが販売されている）などを導入することができれば、本人が決定できる範囲はかなり広がっていくのではないだろうか。

⑫本人の年齢×回答者に代わる望ましい支援者 (FQ4a1 × FQ14) (P62 表・グラフ 2-2-12)

「兄弟姉妹」を挙げる割合は、本人の年齢が「30 歳代」「40 歳代」「50 歳代」の場合に特に高くなっている。「後見人」を挙げる割合は、本人の年齢が「30 歳代」までは 20%を超えているが、「40 歳代」以降は 10%台となっている。「グループホーム世話人」を挙げる割合は、「30 歳代」までは 25%以上と高くなっているが、「40 歳代」「50 歳代」では 10%台である。

いないと回答している割合は、本人の年齢が「10 歳代」「20 歳代」でもっとも高くなっている。

(2) 成年後見制度の利用・意識との関係

①成年後見制度の利用×ガイドヘルプ利用状況 (AQ1 × FQ11) (P63 表・グラフ 2-2-13)

「成年後見制度を将来利用するために手続きを考えている」と回答している割合は、ガイドヘルプサービスを「利用していない」「利用したい」「利用したことがある」「利用している」の順で、わずかずつであるが増えている。一方で、「成年後見制度を利用したいとは思わない」という回答と「成年後見制度を利用している」という回答には、ガイドヘルプサービス利用状況との関連は見られなかった。

②成年後見制度の利用×ショートステイ利用状況 (AQ1 × FQ12) (P64 表・グラフ 2-2-14)

前述のガイドヘルプサービスの場合と同様の傾向が見られた。

③成年後見制度の利用×本人の将来について心配な点 (AQ1 × FQ13) (P65 表・グラフ 2-2-15)

「成年後見制度を利用している」「知っているが利用したいとは思っていない」という割合が一番多かったのは「健康面が心配である」と回答している場合であり、「将来利用するために手続きを考えている」という割合が一番多かったのは「住まいが心配である」と回答している場合であった。「世話をする人が心配である」という回答が圧倒的に多いにもかかわらず、成年後見制度による『権利擁護の面で本人の面倒をみてくれる人』を活用しようという考えには結びついていない状況がみてとれる。

「聞いたことはあるが詳しい内容は分からない」という回答が多くなっているのは、単純集計に見られる傾向と同じであり、将来について心配な点との関連はあまりみられない。

④成年後見制度の学習会等の出席×「親の代理契約は不可」認知 (AQ3 × AQ5) (P66 表・グラフ 2-2-16)

学習会や説明会に出席した経験の「ある」人では、61.9%が「知っている」と回答しているのに対し、

経験の「ない」人では81.4%が「知らない」と答えている。学習する機会を提供することの重要性を示しているものと言える。

⑤成年後見制度の学習会等の出席×成年後見制度のイメージ（AQ3 × AQ2）（P67 表・グラフ 2-2-17）

成年後見制度について「親亡き後の本人の親代わり」「親亡き後の本人の相談役」とイメージしている場合は、制度内容と異なるイメージを持っていることになる。「本人の権利擁護のための制度」であることが明確に認識されているのは学習会等に出席した経験が「ある」場合である。一方で、学習会等への出席経験が「ある」場合でも、「ない」と同様の割合で「親代わり」「相談役」という回答をしている人がいることから、学習会等の内容には工夫を要すると考えられる。

⑥権利擁護で大事な事項×本人の意思・要求の把握方法（BQ1 × BQ8）（P68 表・グラフ 2-2-18）

本人の意思や要求の把握方法がどのようなものであっても、権利擁護で大事な事項として「本人が言葉で意思表示できること」「身振りや手振りで意思表示できること」「本人が意思を持つことを促すこと」を挙げている割合は少ない。「言葉で意思や要求を理解している」人の場合には、「本人が言葉で意思表示できること」を選んでいる割合が多くなっているが、それでも18.2%であり、「本人の意思や要求を理解することをあまり意識していない」を選んだ人の場合には19.4%となっている。

「本人が意思を表現できる環境」「本人ではなく周囲の理解が大事」という回答は、本人の意思や要求の把握方法に関係なく多く、周囲への依存度が高いことが分かる。一般的に、知的障害があると表現力や理解力が弱いと思われるため周囲がそれを守らなければならないという意識が高まるものと考えられるが、セルフ・アドボカシー（本人による本人の権利擁護）も浸透し始めている今日、本人のさまざまな力をいかにして強めていくかという視点を持つことも重要であると考えられる。

（3）態度と考え方の関係

①外食時のメニュー決定方法×本人の意思・要求の理解方法（BQ2 × BQ8）（P69 表・グラフ 2-2-19）

「本人が選り本人が注文する」「本人が選り家族が注文する」という回答を比べると、前者のほうが「言葉で意思・要求を理解している」と回答している割合が多く、「身振りや表情」と答えている割合が少ない。外食時にお店の人と直接会話をかわす際には、本人の言語能力が重視される傾向があることが分かる。

「本人に家族が薦めるものを選ばせ本人に注文させる」「本人に家族が薦めるものを選ばせ家族が注文する」という回答を比べた場合も同様に、前者の方が「言語での意思・要求理解をしている」人の割合が多くなっている。

言語での意思把握が難しくなるほど、第三者に注文等をする際に家族が代理するということは容易に想像できるが、これら4つの選択肢のいずれにおいても、本人の意思・要求理解を「主に言語で行っている」と答えている人の割合が50%を超えている点は注目される。

「本人の意見はきかず家族が選んだものを注文する」という割合は、「言語での意思理解」をしている人の18.8%、「身振り・手振りで意思理解をしている」人の32.8%、「表情や視線での意思理解をしている」人の43.2%となっている。これは、障害が重くなるほどに外食時の本人の意思が聞かれなくなっていく傾向を表していると考えられる。

②外食時のメニュー決定方法×本人の要求への配慮（BQ2 × BQ9）（P70 表・グラフ 2-2-20）

「本人が選り本人が注文する」と回答した人では、「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」がもっとも多く44.7%、次いで「本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている」37.5%となっている。「本人が選り家族が注文する」と回答した人では、「本人の言葉による要求に耳

を傾けることに意識的に努めている」がもっとも多く 47.5%、次いで「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」26.5%であった。

一方で、「本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし本人に注文させる」と回答した人では、「本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている」がもっとも多く 36.4%、次いで「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」30.3%であり、「本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし家族が注文する」と回答した人では、「本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている」がもっとも多く 32.9%、次いで「本人の身振り・手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている」が 25.6%となっており、「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」20.5%を上回っている。

「本人の意見は聞かず家族が選んだものを注文する」と回答した人では、「本人の身振り・手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている」がもっとも多く 44.7%、次いで「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」15.2%であった。この回答の場合には障害程度が重い傾向がある。

上記を総合すると、本人の意思や要求把握への配慮が、実際の行動場面に反映されている場合もあればそうでない場合もあることが読み取れる。本人が自分で注文できたり主張できたりする場合であっても家族がそれを代行している場合には、また注文場面だけではなく他の自己選択・要求伝達の場面においても、家族の代行が本人の「社会参加」のチャンスを奪うことにつながっていないかどうかを見直してみる必要があろう。

③外食時のメニュー決定方法×叱る場合の対応 (BQ2 × BQ10) (P71 表・グラフ 2-2-21)

「本人が選び本人が注文する」「本人が選び家族が注文する」と回答した人の場合、「本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る」が 50%以上、次いで「本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る」が 22%強であり、他の割合をみても同じような傾向を示している。

「本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし本人に注文させる」「本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし家族が注文する」と回答した人の場合には、「本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る」がもっとも多く、次いで「本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る」が続いているが、その割合は「本人が選ぶ」と回答した人よりも低くなっている。

「本人の意見は聞かず家族が選んだものを注文する」と回答した人の場合は、「本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る」が 28.0%、次いで「叱ることで本人への効果や変化を期待して叱るが」21.0%と、他の選択をした人とは傾向が明らかに異なっている。

「本人には家族の気持ちや状況は理解できないだろうと思いながら叱る」人の割合は、「家族が薦めるものを選ばせ本人に注文させる」場合と「本人の意見はきかず家族が選んだものを注文する」場合にやや多くなっている。

「叱ることで本人への効果や変化を期待して叱る」人の割合は、「本人に家族が薦めるものを選ばせるようにし家族が注文する」場合と「本人の意見はきかず家族が選んだものを注文する」場合に多くなっている。

④本人の意思・要求の理解方法×行事やレクリエーション活動の決定 (BQ7 × BQ4) (P72 表・グラフ 2-2-22)

本人の意思や要求を「とてもよく理解していると思う」と回答した人の場合、行事やレクリエーション活動を「本人が選ぶ」48.6%、「本人の健康や趣味を考慮した上で家族が選ぶ」25.7%、「健康や趣味を考慮した上で本人に家族の薦めるものを選ばせる」15.2%となっている。

「よく理解していると思う」と回答した人の場合、「本人が選ぶ」32.2%、「本人の健康や趣味を考慮した上で家族が選ぶ」30.3%、「健康や趣味を考慮した上で本人に家族の薦めるものを選ばせる」25.4%

となっている。

「あまりよく理解していないと思う」と回答した人の場合、「本人の健康や趣味を考慮した上で家族が選ぶ」40.6%、「本人の健康や趣味を考慮した上で家族が薦めるものを選ばせる」21.4%、「本人が選ぶ」19.6%となっている。

「まったく理解していないと思う」と回答した人の場合には、「本人の健康や趣味を考慮した上で家族が選ぶ」45.5%、「本人に家族が薦めるものを選ばせる」13.6%、「本人の意見はきかず家族が選ぶ」13.6%となっている。

「本人の要求にあまり重きをおいていない」と回答した人の場合には、「本人の健康や趣味を考慮した上で家族が選ぶ」31.8%、「本人の意見はきかず家族が選ぶ」27.3%、「本人が選ぶ」18.2%となっている。

⑤本人の要求への配慮×行事やレクリエーション活動の決定 (BQ9 × BQ4) (P73 表・グラフ 2-2-23)

行事やレクリエーション活動を「本人が選ぶ」と答えた人の割合は、「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」と回答した場合の34.2%となっている。同様に、「本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている」と回答した場合の32.4%、「本人の要求について何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている」と回答した場合の26.1%、「本人の身振り、手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている」と回答した場合の6.6%、「本人の要求が分からない」と回答した場合の6.4%が、行事やレクリエーション活動を「本人が選ぶ」と答えていた。

全体的に、本人の要求を理解しようという姿勢は強く見られるものの、実際には家族の薦めるものを選ばせていたり家族が選んでいたりする場合のほうが多く、本人の自己決定を促進する必要があると考えられる。

⑥本人の要求への配慮×本人の収入の使用目的の決定 (BQ9 × BQ5) (P74 表・グラフ 2-2-24)

全体的に、本人の要求を理解しようという姿勢が強く見られる点は上記⑤と変わりはないが、収入の使用目的については、「本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている」と回答した場合の20.1%が「本人の意見は聞かず家族が決めて本人のために使用する」と答えている。同様に、「本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている」と回答した場合の21.9%、「本人の身振り、手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている」と回答した場合の48.7%、「本人の要求について何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている」と回答した場合の30.1%、「本人の要求が分からない」と回答した人の場合の50.0%が、「本人の意見は聞かず家族が決めて本人のために使用する」と回答していた。

金銭の理解は、知的障害の程度が重くなるにつれて難しくなっていくため、収入の使用目的の決定については上記のような傾向が見られたものと考えられる。また、「本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する」という回答も少数ではあるが存在している。

⑦本人の意思・要求の理解方法×家族以外の人による権利侵害の認識 (BQ8 × BQ11) (P75 表・グラフ 2-2-25)

本人の意思や要求の理解方法にかかわらず、「外食時のメニュー決定」を挙げている人は少ない。「衣類や物品等の好みの決定」に関しては、「絵や記号を用いたサインで理解している」という人と「本人の意思や要求を理解することをあまり意識していない」という人でやや多くなっている。

「日常生活時間の決定」に関しては、「表情や視線で理解している」という人と「絵や記号を用いたサインで理解している」という人および「本人の意思や要求を理解することをあまり意識していない」という人でやや多くなっている。

それらに比して、「行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定」に関しては、意思や要求の理

解方法にかかわらず 20%前後の人が権利侵害を感じると回答している。

食事や日常生活に関しては、毎日のことであるために親の目には見えにくい、重きをおかれにくいという状況があり、行事やレクリエーションは単発的なものであるため目に留まりやすいのではないかと考えられる。

⑧本人の収入の使用目的の決定×障害基礎年金の使途（BQ5 × FQ7s1）（P76 表・グラフ 2-2-26）

全体的には、本人の意思を尊重しながら本人のために使用されていることが分かる一方で、「収入の使途を本人が決めて本人のために使用する」と答えた場合の 9.1%が、実際には「家族の生活費に組み入れている」と答えており、同様に、「本人と家族が相談しながら本人のために使用する」と答えた場合の 8.9%、「家族の薦める使用目的を本人に選ばせ本人のために使用する」と答えた場合の 11.5%、「本人の意見は聞かず家族が決めて本人のために使用する」と答えた場合の 12.1%が、本人の収入を「家族の生活費に組み入れている」と答えていた。

ある意味で、障害基礎年金を「家族の生活費に組み入れている」と回答し、収入の使途について「本人の意見は聞かず家族が決めて本人の目的以外のことに使用する」と答えている場合には、意識と実際の行動には整合性がある。それを含め、本人のために使っていると意識されながら家族の生活費に組み入れられていることがあるという状況は、社会福祉の現場でときおり指摘される、障害基礎年金が家計費としてあてにされているために本人のグループホーム生活が実現しない、家族が本人を手放さない、という現象を裏付けているものと考えられる。もちろん、家族のためにという概念の中には本人も含まれており、家族なのだから家族のために使うのは当然という考え方があることは理解できるが、だからこそ、権利擁護事業の活用が望まれるのである。

(4) 個人対象調査-クロス集計表・グラフ

2) (1) 属性の関係表 2-2-1 ーグラフ 2-2-12 (P44 ～ P46)

表 2-2-1 FQ1 × FQ13 (P44 ①)

FQ1. 回答者年齢と FQ13. 本人の将来について特に心配な点 のクロス表

		FQ13. 本人の将来について特に心配な点						合計
		無回答	世話を する 人	住まい	経済面	健康面	その他()	
FQ1. 回答者 年齢 分類	無回答	8	18	1	2	2	0	31
		25.80%	58.10%	3.20%	6.50%	6.50%	0.00%	100.00%
	10才代	0	3	1	0	1	0	5
		0.00%	60.00%	20.00%	0.00%	20.00%	0.00%	100.00%
	20才代	4	29	2	8	10	2	55
		7.30%	52.70%	3.60%	14.50%	18.20%	3.60%	100.00%
	30才代	9	231	6	68	15	12	341
		2.60%	67.70%	1.80%	19.90%	4.40%	3.50%	100.00%
	40才代	19	747	29	172	86	22	1075
		1.80%	69.50%	2.70%	16.00%	8.00%	2.00%	100.00%
	50才代	37	1157	38	198	168	31	1629
		2.30%	71.00%	2.30%	12.20%	10.30%	1.90%	100.00%
	60才代	39	837	29	126	141	32	1204
		3.20%	69.50%	2.40%	10.50%	11.70%	2.70%	100.00%
	70才代	18	283	9	45	78	11	444
		4.10%	63.70%	2.00%	10.10%	17.60%	2.50%	100.00%
	80才代以上	5	34	2	0	14	1	56
		8.90%	60.70%	3.60%	0.00%	25.00%	1.80%	100.00%
合計		139	3339	117	619	515	111	4840
		2.90%	69.00%	2.40%	12.80%	10.60%	2.30%	100.00%
％は、回答者の年齢(横行)の合計を100としたときの割合です。								

%は、回答者の年齢(横行)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-1 FQ1 × FQ13 (P44 ①)

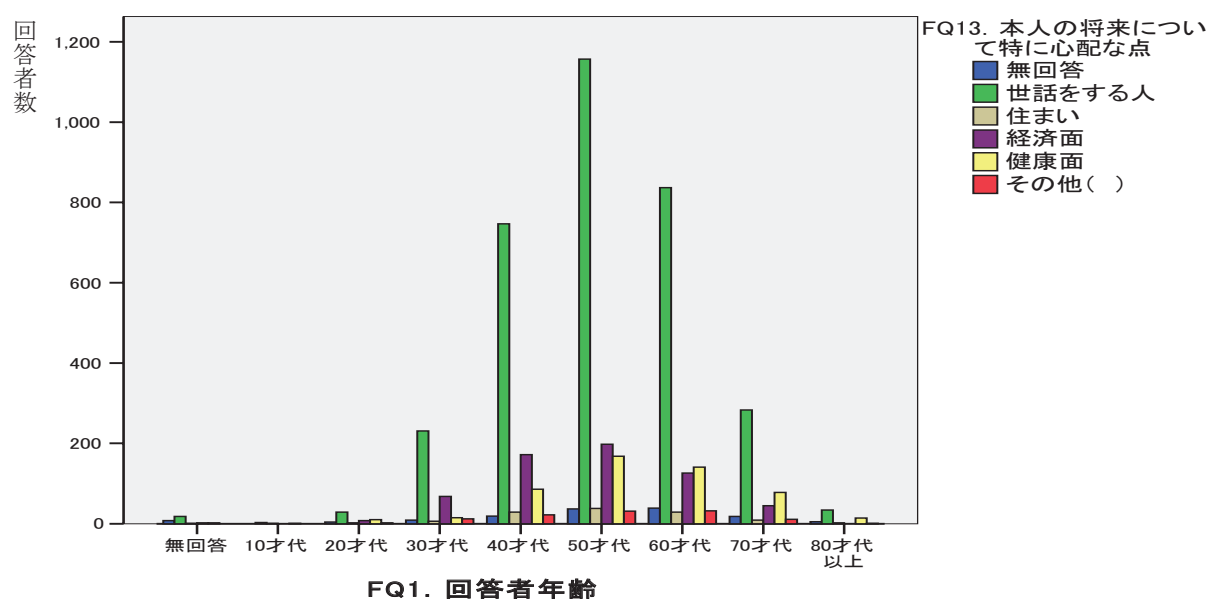


表 2-2-2 FQ1 × FQ15 (P44 ②)

FQ1. 回答者年齢と FQ15.将来、本人の望ましい住まい のクロス表								
		FQ15.将来、本人の望ましい住まい						合計
		無回答	自宅	グループ ホーム	入所施設	老人ホーム	その他()	
FQ1. 回答者 年齢 分類	無回答	10	6	8	6	1	0	31
		32.30%	19.40%	25.80%	19.40%	3.20%	0.00%	100.00%
	10才代	0	4	1	0	0	0	5
		0.00%	80.00%	20.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
	20才代	2	25	15	12	0	1	55
		3.60%	45.50%	27.30%	21.80%	0.00%	1.80%	100.00%
	30才代	8	137	114	59	1	22	341
		2.30%	40.20%	33.40%	17.30%	0.30%	6.50%	100.00%
	40才代	21	349	414	234	4	53	1075
		2.00%	32.50%	38.50%	21.80%	0.40%	4.90%	100.00%
	50才代	43	481	568	448	16	73	1629
		2.60%	29.50%	34.90%	27.50%	1.00%	4.50%	100.00%
	60才代	38	335	320	452	18	41	1204
		3.20%	27.80%	26.60%	37.50%	1.50%	3.40%	100.00%
	70才代	16	127	84	197	13	7	444
		3.60%	28.60%	18.90%	44.40%	2.90%	1.60%	100.00%
	80才代以上	0	15	8	29	3	1	56
		0.00%	26.80%	14.30%	51.80%	5.40%	1.80%	100.00%
合計		138	1479	1532	1437	56	198	4840
		2.90%	30.60%	31.70%	29.70%	1.20%	4.10%	100.00%
%は、回答者の年齢(横行)の合計を100としたときの割合です。								

%は、回答者の年齢(横行)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-2 FQ1 × FQ15 (P44 ②)

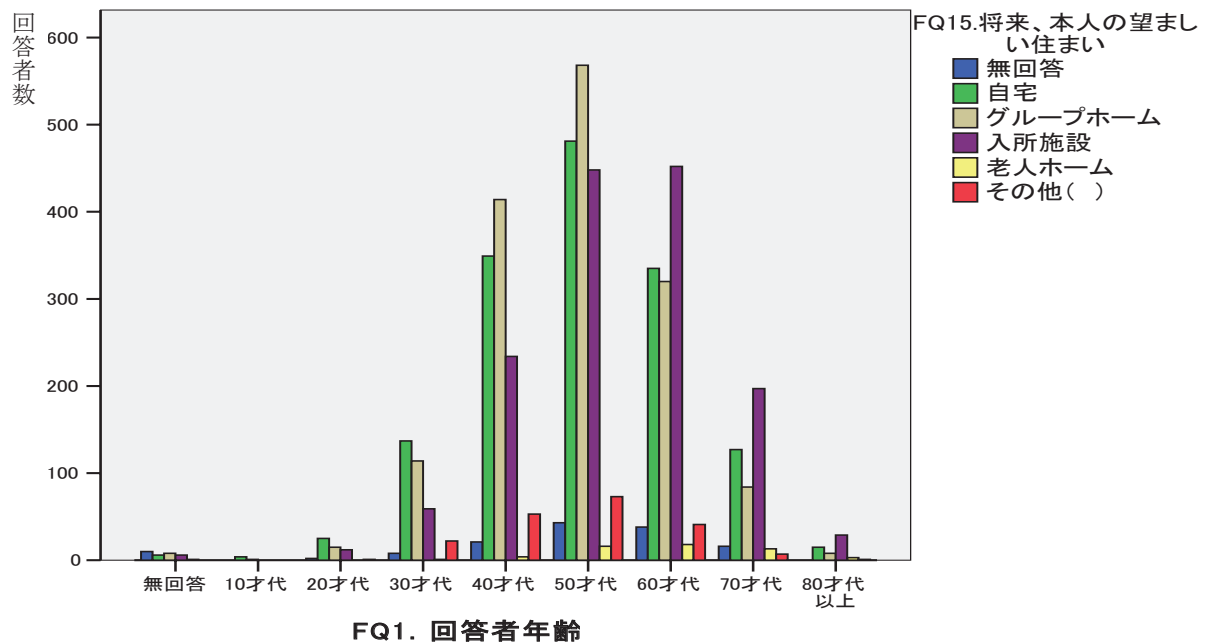


表 2-2-3 FQ4a2 × FQ13 (P44 ③)

		FQ4a2. 本人住まい①				合計
		無回答	自宅	施設	独立(独居)	
FQ13. 本人の 将来に ついて特 に心配 な点	無回答	19	88	26	6	139
		11.70%	2.20%	4.30%	4.20%	
	世話をする 人	91	2829	355	64	3339
		55.80%	71.90%	59.40%	44.80%	
	住まい	6	92	13	6	117
		3.70%	2.30%	2.20%	4.20%	
	経済面	24	493	72	30	619
		14.70%	12.50%	12.00%	21.00%	
	健康面	18	353	113	31	515
		11.00%	9.00%	18.90%	21.70%	
	その他()	5	81	19	6	111
		3.10%	2.10%	3.20%	4.20%	
合計		163	3936	598	143	4840
%は、本人の住まい(縦列)の合計を100としたときの割合です。						

%は、本人の住まい(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-3 FQ4a2 × FQ13 (P44 ③)

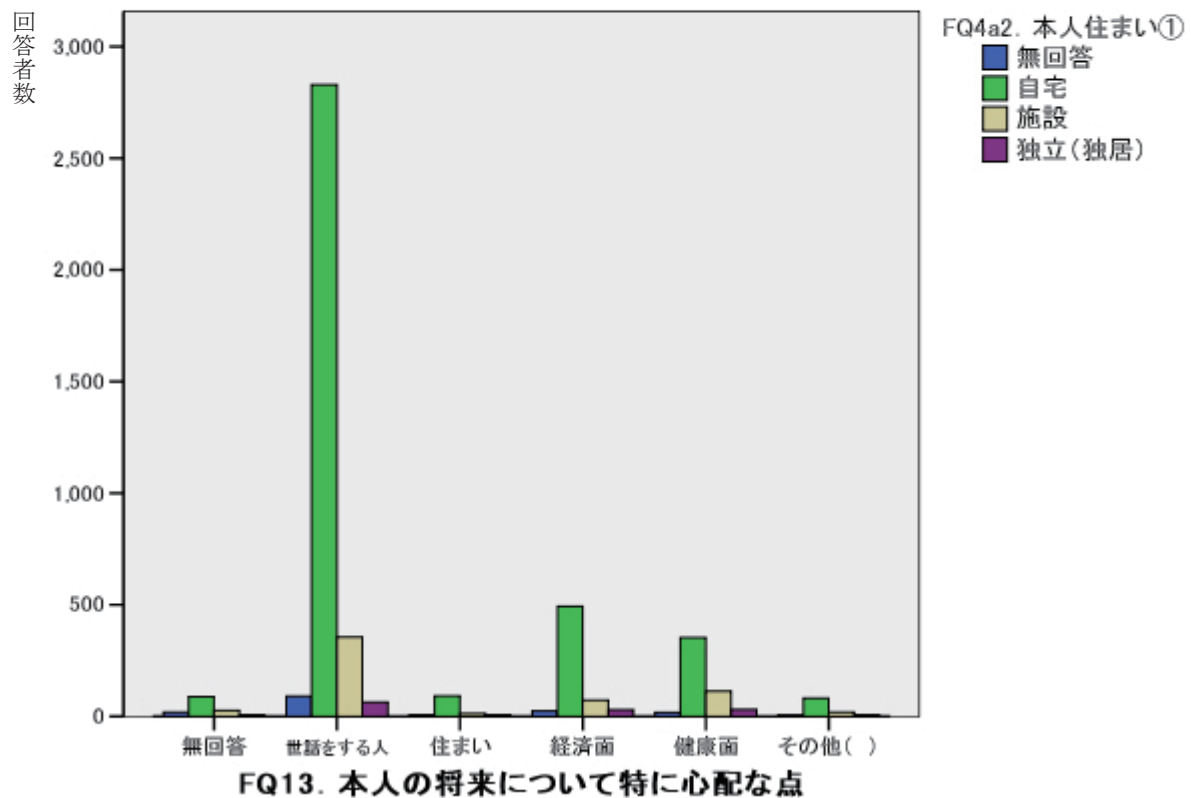


表 2-2-4 FQ4a2 × FQ15 (P44 ④)

fq15*fq4a2 クロス表						
		FQ4a2. 本人住まい①				合計
		無回答	自宅	施設	独立(独居)	
FQ15.将来、本人の望ましい住まい	無回答	16	101	12	9	138
		9.80%	2.60%	2.00%	6.30%	
	自宅	48	1381	37	13	1479
		29.40%	35.10%	6.20%	9.10%	
	グループホーム	41	1313	89	89	1532
		25.20%	33.40%	14.90%	62.20%	
	入所施設	49	936	435	17	1437
		30.10%	23.80%	72.70%	11.90%	
	老人ホーム	4	36	13	3	56
		2.50%	0.90%	2.20%	2.10%	
	その他()	5	169	12	12	198
		3.10%	4.30%	2.00%	8.40%	
合計		163	3936	598	143	4840
%は、本人の住まい(縦列)の合計を100としたときの割合です。						

グラフ 2-2-4 FQ4a2 × FQ15 (P44 ④)

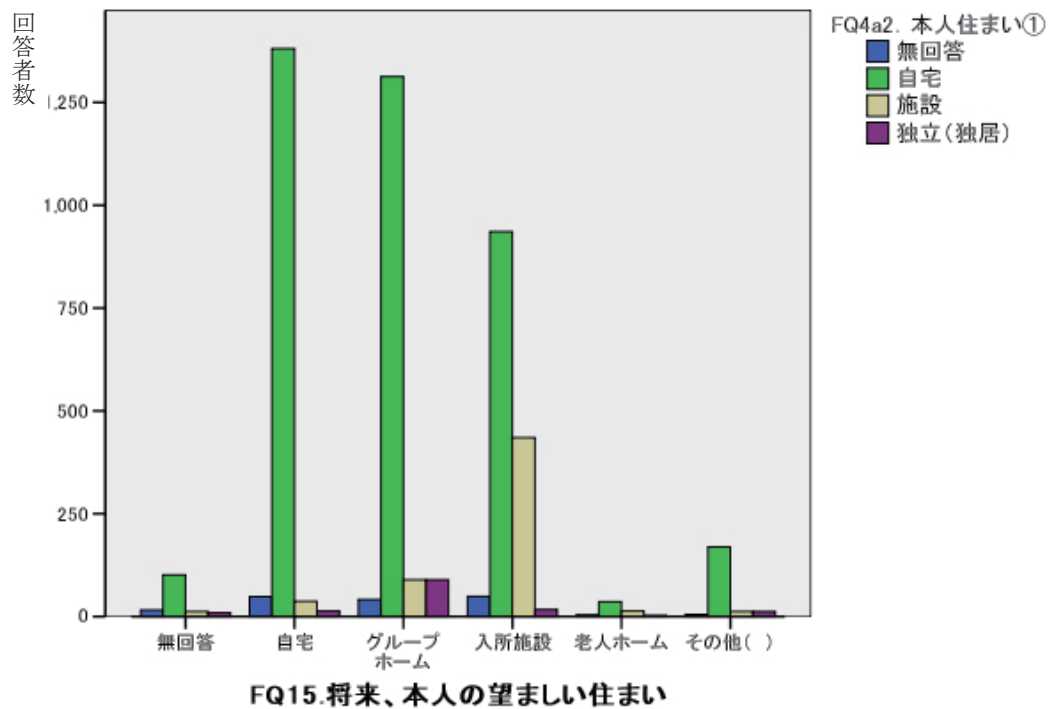


表 2-2-5 FQ4a3 × FQ14 (P45 ⑤)

FQ14*FQ4a3 クロス表

		障害者手帳種類							合計
		fq4a3. 療育手帳1度(最重度)	fq4a3. 療育手帳2度(重度)	fq4a3. 療育手帳3度(中度)	fq4a3. 療育手帳4度(軽度)	fq4a3. 身体障害者手帳	fq4a3. 精神障害者手帳	fq4a3. 手帳所有不明	
あなたに代わる支援者希望人物・機関(a)	1. 親族	25	213	143	36	37	0	97	527
		7.10%	10.20%	12.20%	19.50%	12.00%	0.00%	12.50%	
	2. 兄弟・姉妹	194	1190	680	107	182	2	438	2702
		55.10%	56.90%	58.00%	57.80%	58.90%	100.00%	56.30%	
	3. 育成会	41	334	209	35	37	0	114	747
		11.60%	16.00%	17.80%	18.90%	12.00%	0.00%	14.70%	
	4. 施設職員	193	990	360	57	141	0	305	1974
		54.80%	47.30%	30.70%	30.80%	45.60%	0.00%	39.20%	
	5. 後見人	94	530	267	47	70	1	159	1127
		26.70%	25.30%	22.80%	25.40%	22.70%	50.00%	20.40%	
	6. G・H世話人	86	587	361	50	63	1	163	1277
		24.40%	28.10%	30.80%	27.00%	20.40%	50.00%	21.00%	
	7. 信託銀行	6	23	15	0	1	0	3	47
		1.70%	1.10%	1.30%	0.00%	0.30%	0.00%	0.40%	
	8. その他()	6	50	26	7	14	0	13	108
		1.70%	2.40%	2.20%	3.80%	4.50%	0.00%	1.70%	
	9. いない	23	78	48	5	16	0	29	190
		6.50%	3.70%	4.10%	2.70%	5.20%	0.00%	3.70%	
	10. わからない	37	256	186	31	43	0	130	662
		10.50%	12.20%	15.90%	16.80%	13.90%	0.00%	16.70%	
合計		352	2091	1172	185	309	2	778	4734

%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-5 FQ4a3 × FQ14 (P45 ⑤)

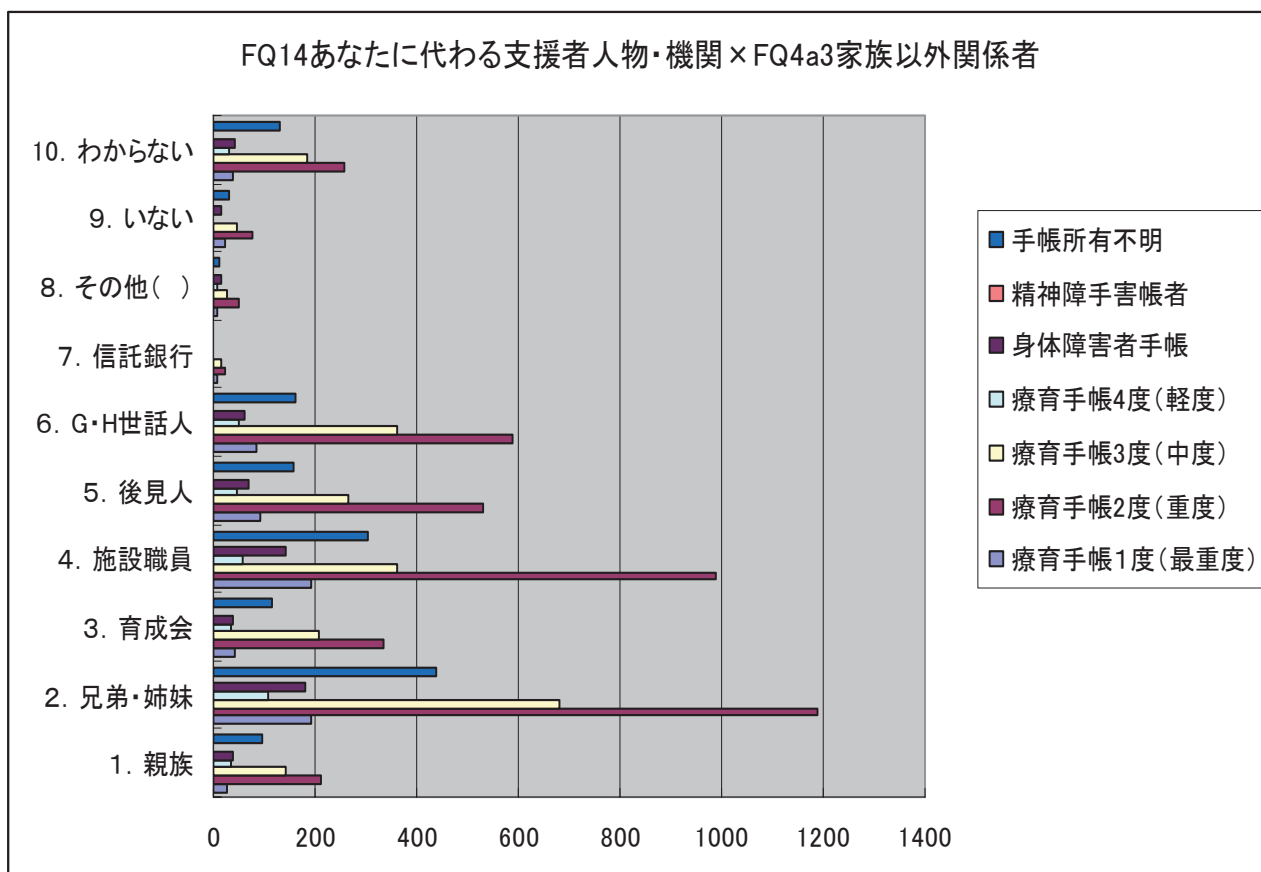


表 2-2-6 FQ4a3 × FQ13 (P45 ⑥)

fq13*FQ4a3 クロス表

		障害者手帳種類							合計
		fq4a3. 療育手帳1度(最重度)	fq4a3. 療育手帳2度(重度)	fq4a3. 療育手帳3度(中度)	fq4a3. 療育手帳4度(軽度)	fq4a3. 身体障害者手帳	fq4a3. 精神障害手帳者	fq4a3. 手帳所有不明	
FQ13. 本人の将来について特に心配な点	無回答	11	46	34	1	7	0	42	139
		3.00%	2.20%	2.90%	0.50%	2.30%	0.00%	5.20%	
	世話をする人	274	1606	724	108	193	2	519	3328
		75.50%	75.70%	61.00%	57.80%	62.10%	100.00%	64.00%	
	住まい	6	44	31	4	4	0	29	116
		1.70%	2.10%	2.60%	2.10%	1.30%	0.00%	3.60%	
	経済面	31	178	237	49	44	0	100	617
		8.50%	8.40%	20.00%	26.20%	14.10%	0.00%	12.30%	
	健康面	34	205	123	18	58	0	106	515
		9.40%	9.70%	10.40%	9.60%	18.60%	0.00%	13.10%	
その他()	7	43	37	7	5	0	15	110	
	1.90%	2.00%	3.10%	3.70%	1.60%	0.00%	1.80%		
合計		363	2122	1186	187	311	2	811	4825
%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-6 FQ4a3 × FQ13 (P45 ⑥)

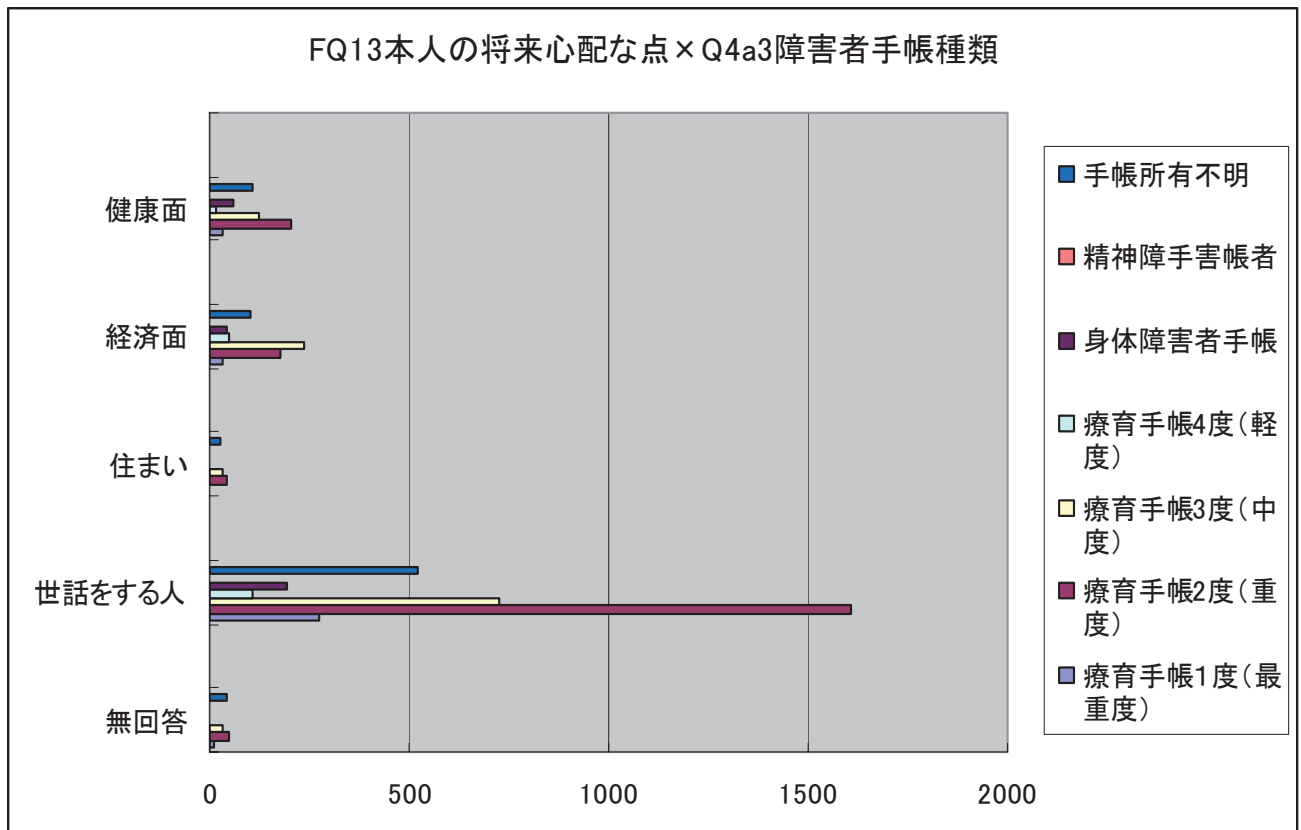


表 2-2-7 FQ4a3 × FQ15 (P45 ⑦)

fq15*FQ4a3 クロス表

		障害者手帳種類							合計
		fq4a3. 療育 手帳1度 (最重度)	fq4a3. 療育 手帳2度(重 度)	fq4a3. 療育 手帳3度(中 度)	fq4a3. 療育 手帳4度(軽 度)	fq4a3. 身体 障害者手帳	fq4a3. 精神 障害手害帳者	fq4a3. 手帳 所有不明	
FQ15.将来、本人の望ましい住まい	無回答	15	40	37	4	8	0	38	138
		4.10%	1.90%	3.10%	2.10%	2.60%	0.00%	4.70%	
	自宅	91	547	454	84	103	0	250	1473
		25.10%	25.80%	38.30%	44.90%	33.10%	0.00%	30.80%	
	グループホーム	101	661	438	66	74	2	220	1525
		27.80%	31.10%	36.90%	35.30%	23.80%	100.00%	27.10%	
	入所施設	143	769	182	21	105	0	261	1436
		39.40%	36.20%	15.30%	11.20%	33.80%	0.00%	32.20%	
	老人ホーム	0	12	24	4	3	0	15	56
		0.00%	0.60%	2.00%	2.10%	1.00%	0.00%	1.80%	
その他()	13	93	51	8	18	0	27	197	
	3.60%	4.40%	4.30%	4.30%	5.80%	0.00%	3.30%		
合計		363	2122	1186	187	311	2	811	4825
%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-7 FQ4a3 × FQ15 (P45 ⑦)

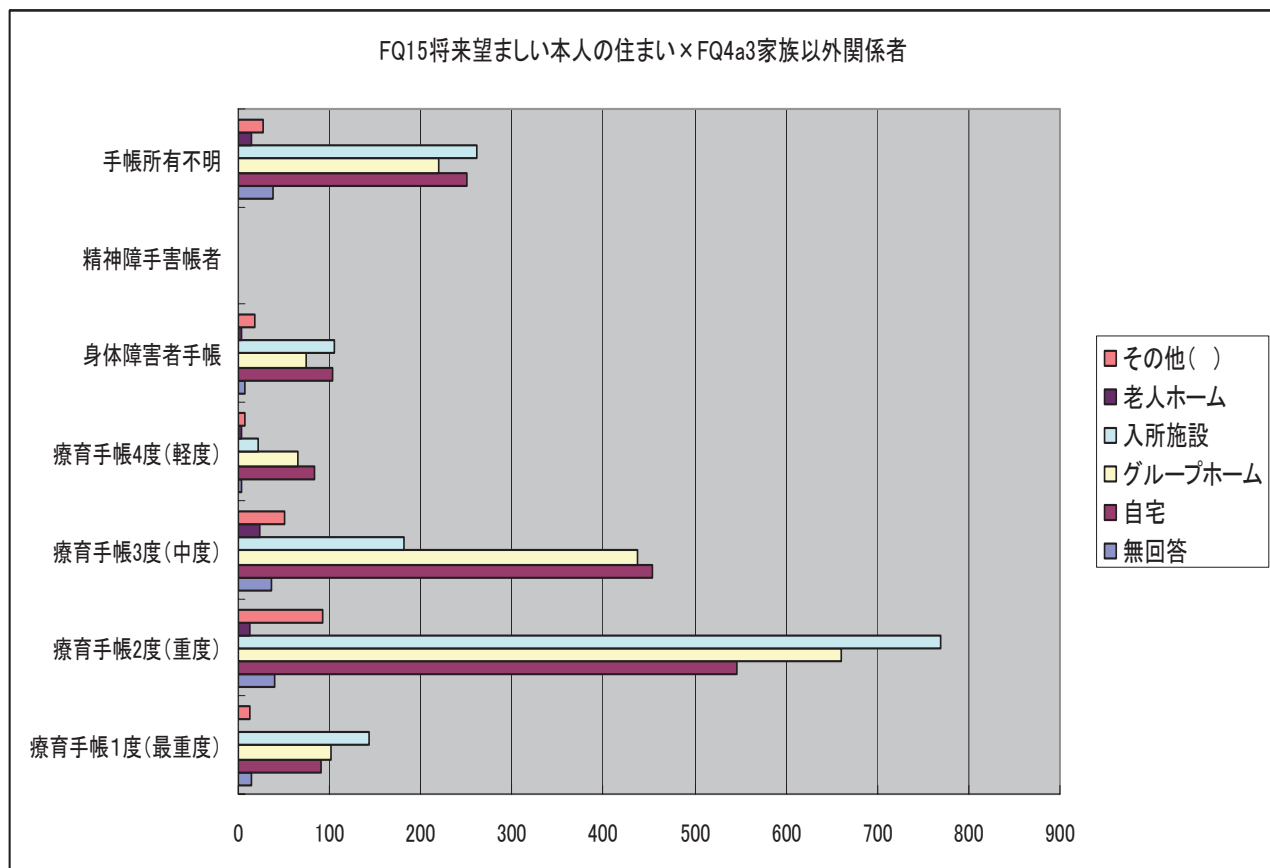


表 2-2-8 FQ4a3 × BQ5 (P45 ⑧)

bq5*FQ4a3 クロス表

		障害者手帳種類							合計
		fq4a3. 療育手帳1度(最重度)	fq4a3. 療育手帳2度(重度)	fq4a3. 療育手帳3度(中度)	fq4a3. 療育手帳4度(軽度)	fq4a3. 身体障害者手帳	fq4a3. 精神障害手帳者	fq4a3. 手帳所有不明	
BQ5. 本人の収入の使用目的の決定	無回答	56	265	167	29	47	0	136	686
		15.40%	12.50%	14.10%	15.50%	15.10%	0.00%	16.80%	
	本人が決め、本人のために使用する	12	132	165	38	32	1	106	477
		3.30%	6.20%	13.90%	20.30%	10.30%	50.00%	13.10%	
	本人と家族が相談しながら、本人のために使用する	71	494	482	66	85	0	222	1373
		19.60%	23.30%	40.60%	35.30%	27.30%	0.00%	27.40%	
	家族の薦める使用目的を本人に選ばせ、本人のために使用する	20	218	85	9	22	0	56	399
		5.50%	10.30%	7.20%	4.80%	7.10%	0.00%	6.90%	
	本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する	144	752	146	19	86	1	198	1292
		39.70%	35.40%	12.30%	10.20%	27.70%	50.00%	24.40%	
	本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する	3	15	10	0	0	0	7	35
		0.80%	0.70%	0.80%	0.00%	0.00%	0.00%	0.90%	
	その他()	57	246	131	26	39	0	86	563
		15.70%	11.60%	11.00%	13.90%	12.50%	0.00%	10.60%	
合計		363	2122	1186	187	311	2	811	4825
%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

グラフ 2-2-8 FQ4a3 × BQ5 (P45 ⑧)

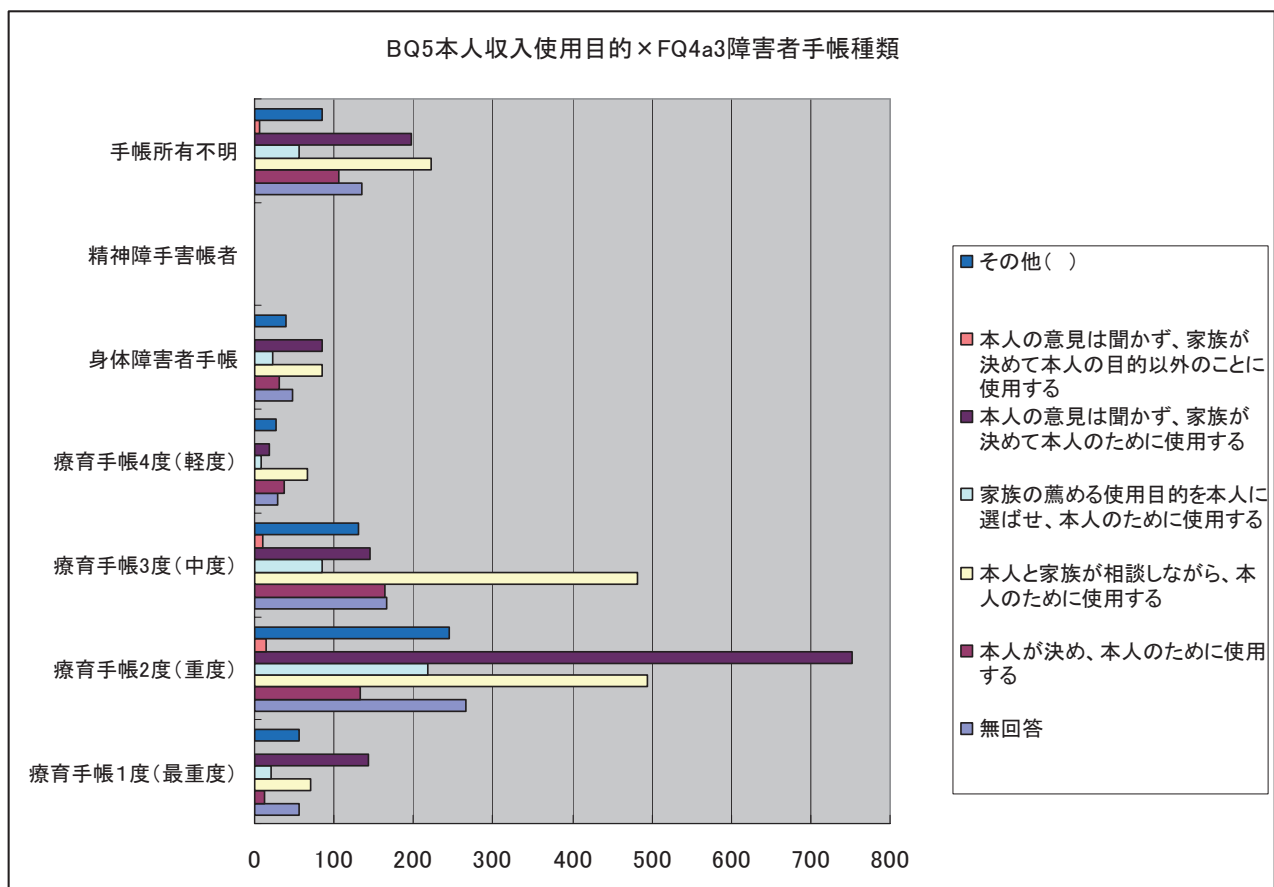


表 2-2-9 FQ4a3 × BQ5 (P45 ⑨)

bq6*FQ4a3 クロス表

		障害者手帳種類							合計
		fq4a3. 療育手帳1度(最重度)	fq4a3. 療育手帳2度(重度)	fq4a3. 療育手帳3度(中度)	fq4a3. 療育手帳4度(軽度)	fq4a3. 身体障害者手帳	fq4a3. 精神障害手帳者	fq4a3. 手帳所有不明	
BQ6. 本人の医療ケアをどのように行っていますか	無回答	39	223	136	24	41	0	109	557
		10.70%	10.50%	11.50%	12.80%	13.20%	0.00%	13.40%	
	本人がケアの必要性を示したときに家族がおこなっている	69	502	451	80	68	2	202	1336
		19.00%	23.70%	38.00%	42.80%	21.90%	100.00%	24.90%	
	家族が定期検診に連れて行くことでケアをおこなっている	163	913	369	54	131	0	303	1859
		44.90%	43.00%	31.10%	28.90%	42.10%	0.00%	37.40%	
	第三者からケアが必要であると指示を受けたときに、家族が必ず対応する	37	201	83	8	19	0	67	407
		10.20%	9.50%	7.00%	4.30%	6.10%	0.00%	8.30%	
	第三者からケアが必要であると指示を受けたときに、家族の判断で対応する	27	116	41	4	22	0	49	252
		7.40%	5.50%	3.50%	2.10%	7.10%	0.00%	6.00%	
	本人に任せている	0	8	47	7	7	0	23	91
		0.00%	0.40%	4.00%	3.70%	2.30%	0.00%	2.80%	
	その他()	28	159	59	10	23	0	58	323
		7.70%	7.50%	5.00%	5.30%	7.40%	0.00%	7.20%	
合計		363	2122	1186	187	311	2	811	4825
%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-9 FQ4a3 × BQ5 (P45 ⑨)

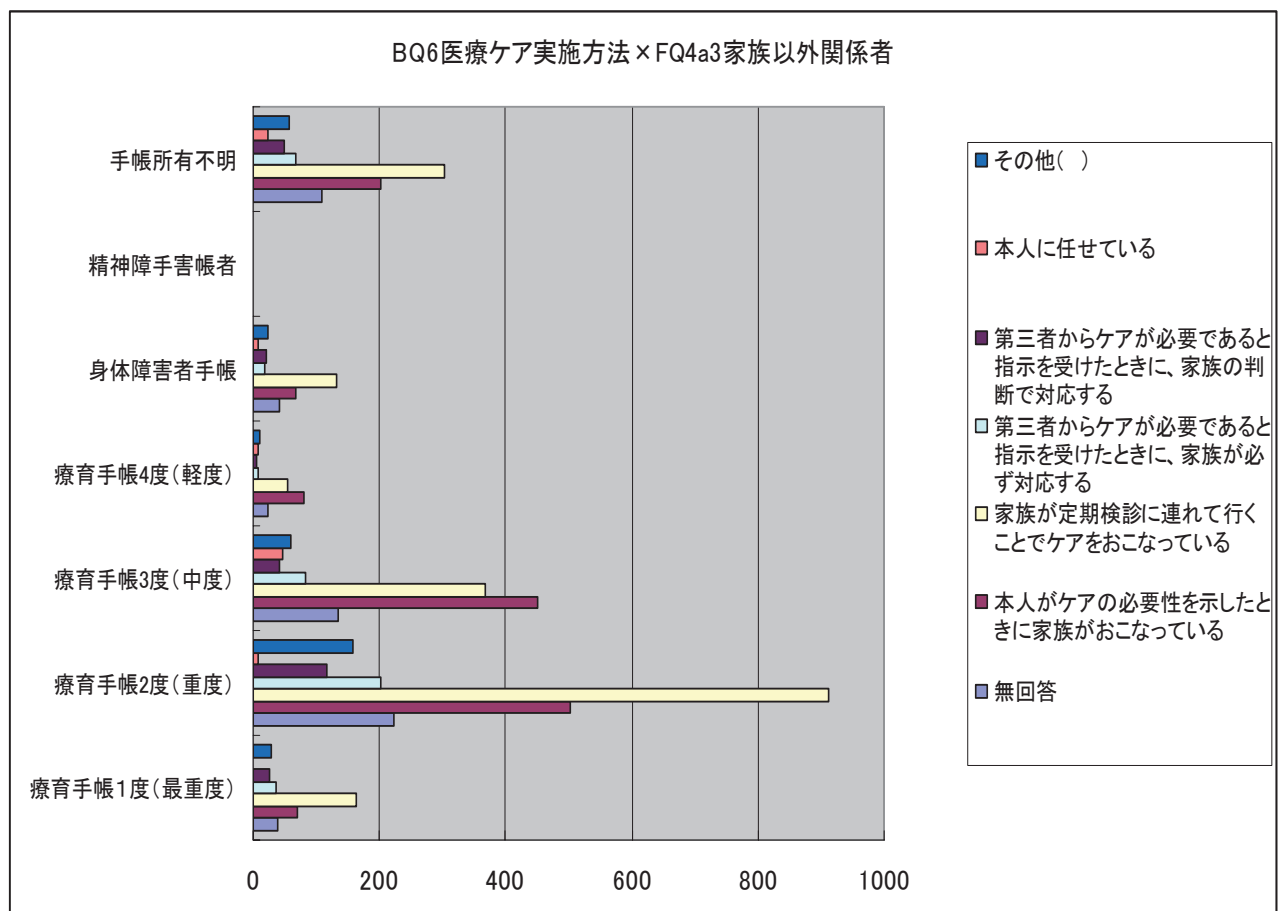


表 2-2-10 FQ4a3 × BQ7 (P46 ⑩)

		障害者手帳種類(a)							合計
		fq4a3. 療育手帳1度(最重度)	fq4a3. 療育手帳2度(重度)	fq4a3. 療育手帳3度(中度)	fq4a3. 療育手帳4度(軽度)	fq4a3. 身体障害者手帳	fq4a3. 精神障害者手帳	fq4a3. 手帳所有不明	
BQ7. 本人の意志や要求をどの程度理解していると感じますか	無回答	32	198	103	18	41	0	86	465
		8.80%	9.30%	8.70%	9.60%	13.20%	0.00%	10.60%	
	とてもよく理解していると思う	20	114	95	19	24	0	59	322
		5.50%	5.40%	8.00%	10.20%	7.70%	0.00%	7.30%	
	よく理解していると思う	197	1300	781	118	163	0	485	2956
		54.30%	61.30%	65.90%	63.10%	52.40%	0.00%	59.80%	
	あまりよく理解していないと思う	89	360	170	24	61	1	126	799
		24.50%	17.00%	14.30%	12.80%	19.60%	50.00%	15.50%	
	まったく理解していないと思う	3	7	2	0	3	0	8	22
		0.80%	0.30%	0.20%	0.00%	1.00%	0.00%	1.00%	
	本人の意志や要求にあまり重きをおいていない	0	10	3	1	1	0	7	22
		0.00%	0.50%	0.30%	0.50%	0.30%	0.00%	0.90%	
その他()	22	133	32	7	18	1	40	239	
	6.10%	6.30%	2.70%	3.70%	5.80%	50.00%	4.90%		
合計		363	2122	1186	187	311	2	811	4825
%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-10 FQ4a3 × BQ7 (P46 ⑩)

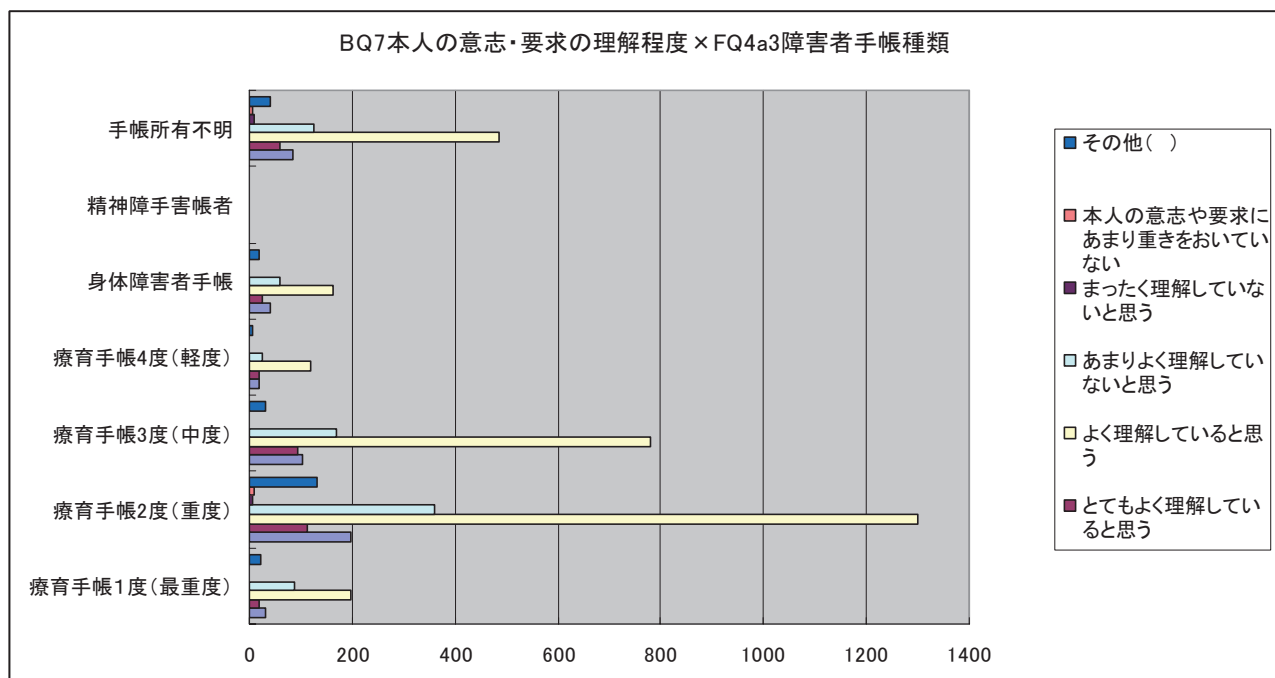


表 2-2-11 FQ4a3 × BQ11 (P46 ⑪)

bq11*FQ4a3 クロス表

		障害者手帳種類(a)							合計
		fq4a3. 療育 手帳1度 (最重度)	fq4a3. 療育 手帳2度(重 度)	fq4a3. 療育 手帳3度(中 度)	fq4a3. 療育 手帳4度(軽 度)	fq4a3. 身体 障害者手帳	fq4a3. 精神 障害者手帳	fq4a3. 手帳 所有不明	
BQ11. 家族以 外の本人に関 わる人物が主 にどのようなこ とに関して本人 の権利を侵して いると思います か	無回答	94	541	368	48	75	2	250	1342
		25.90%	25.50%	31.00%	25.70%	24.10%	100.00%	30.80%	
	外出時における本人の食事メニューの決定に関して	20	143	68	5	20	0	70	313
		5.50%	6.70%	5.70%	2.70%	6.40%	0.00%	8.60%	
	本人の衣類や物品等の好みの決定に関して	21	104	52	5	19	0	36	230
		5.80%	4.90%	4.40%	2.70%	6.10%	0.00%	4.40%	
	食事、入浴、就寝等の日常生活時間の決定に関して	37	163	56	7	24	0	67	348
		10.20%	7.70%	4.70%	3.70%	7.70%	0.00%	8.30%	
	行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定に関して	83	537	200	39	67	0	142	1031
		22.90%	25.30%	16.90%	20.90%	21.50%	0.00%	17.50%	
	本人の収入(工賃、基礎年金、手当等)の使用目的の決定に関して	4	40	42	4	8	0	23	118
		1.10%	1.90%	3.50%	2.10%	2.60%	0.00%	2.80%	
	その他()	104	594	400	79	98	0	223	1443
		28.70%	28.00%	33.70%	42.20%	31.50%	0.00%	27.50%	
合計		363	2122	1186	187	311	2	811	4825
%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

%は、FQ4a3障害者手帳の種類(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-11 FQ4a3 × BQ11 (P46 ⑪)

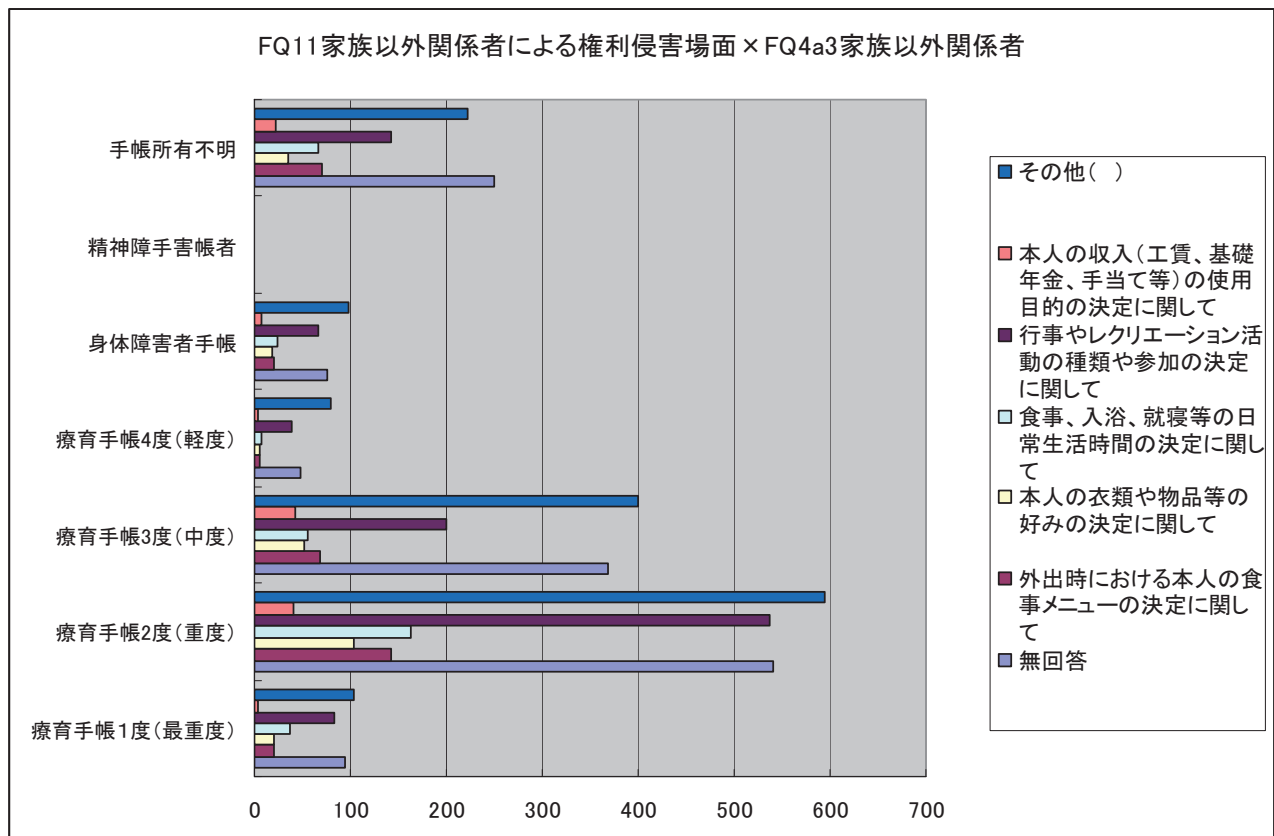


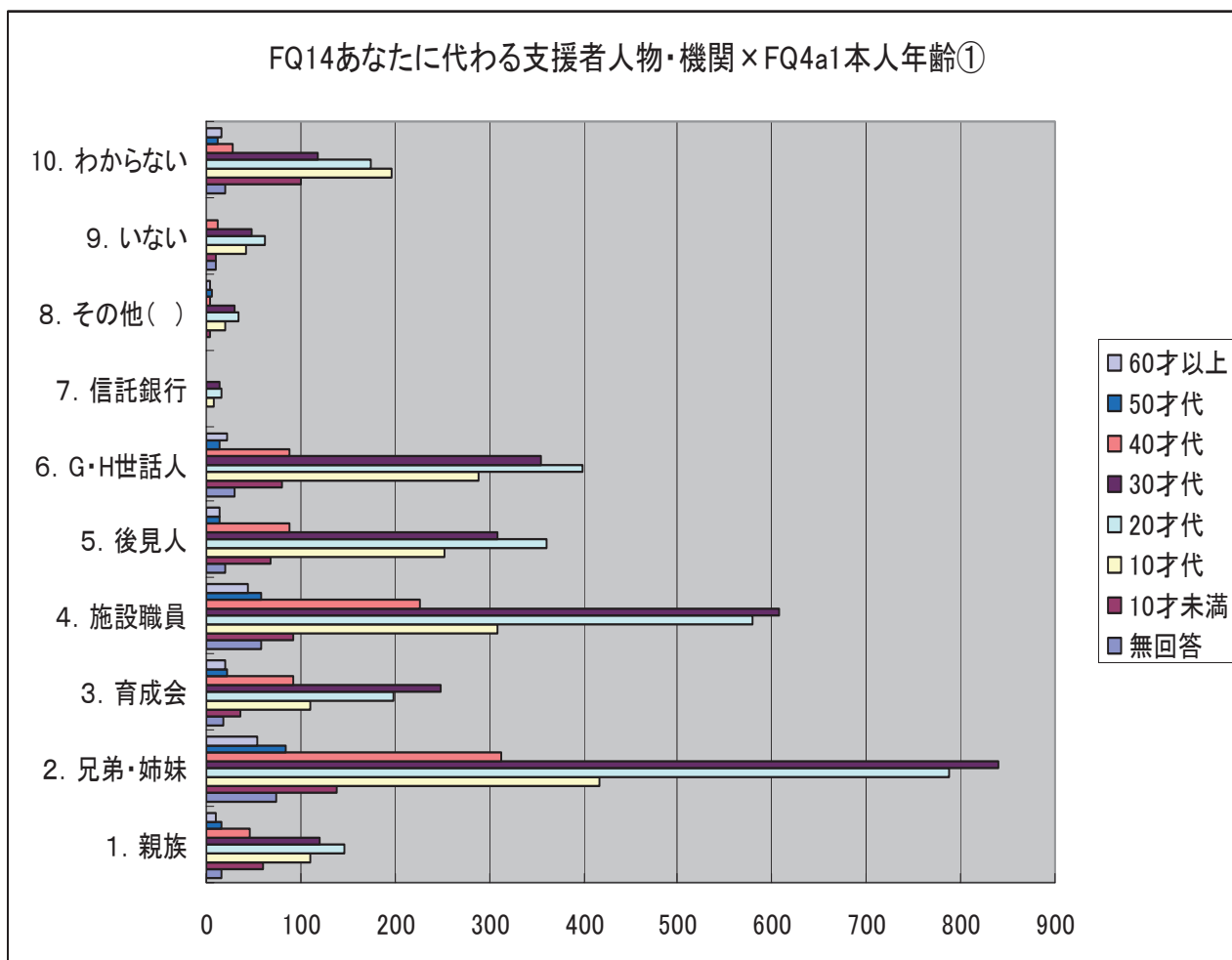
表 2-2-12 FQ4a1 × FQ14 (P46 ⑫)

FQ14*fq4a1 クロス表

		FQ4a1. 本人年齢コード①								合計
		無回答	10才未満	10才代	20才代	30才代	40才代	50才代	60才以上	
あなたに代わる支援者希望人物・機関(a)	1. 親族	17	60	111	147	121	46	16	10	528
		11.30%	19.20%	12.20%	10.90%	9.20%	9.70%	12.20%	9.50%	
	2. 兄弟・姉妹	74	138	416	788	840	312	84	55	2707
		49.00%	44.10%	45.80%	58.20%	64.10%	65.70%	64.10%	52.40%	
	3. 育成会	19	36	111	198	249	93	22	20	748
		12.60%	11.50%	12.20%	14.60%	19.00%	19.60%	16.80%	19.00%	
	4. 施設職員	59	92	309	579	607	226	59	45	1976
		39.10%	29.40%	34.00%	42.80%	46.30%	47.60%	45.00%	42.90%	
	5. 後見人	21	68	253	360	309	88	14	15	1128
		13.90%	21.70%	27.80%	26.60%	23.60%	18.50%	10.70%	14.30%	
	6. G・H世話人	31	81	288	399	355	89	14	22	1279
		20.50%	25.90%	31.70%	29.50%	27.10%	18.70%	10.70%	21.00%	
	7. 信託銀行	1	3	8	17	15	3	0	0	47
		0.70%	1.00%	0.90%	1.30%	1.10%	0.60%	0.00%	0.00%	
	8. その他()	3	4	20	35	30	5	6	5	108
		2.00%	1.30%	2.20%	2.60%	2.30%	1.10%	4.60%	4.80%	
	9. いない	10	11	42	63	48	13	2	2	191
		6.60%	3.50%	4.60%	4.70%	3.70%	2.70%	1.50%	1.90%	
	10. わからない	21	100	197	174	119	28	12	16	667
		13.90%	31.90%	21.70%	12.90%	9.10%	5.90%	9.20%	15.20%	
合計		151	313	909	1353	1310	475	131	105	4747
%は、FQ4q1本人年齢(縦列)の合計を100としたときの割合です。										

%は、FQ4q1本人年齢(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-2-12 FQ4a1 × FQ14 (P46 ⑫)



2) (2) 成年後見制度の利用・意識との関係表 2-2-13 ～グラフ 2-2-18 (P46 ～ P47)

表 2-2-13 AQ1 × FQ11 (P46 ①)

AQ1.「成年後見制度」を知っていますか と FQ11. ガイド・ヘルプ利用状況 のクロス表

		FQ11. ガイド・ヘルプ利用状況					合計
		無回答	利用している	利用したことがある	利用したい	利用していない	
AQ1. 「成年後見制度」 を知っていますか	無回答	67	80	31	63	348	589
		21.10%	10.30%	11.10%	11.30%	11.90%	12.20%
	1.初めて聞いた制度である	37	22	18	32	345	454
		11.70%	2.80%	6.40%	5.80%	11.80%	9.40%
	2.聞いたことはあるが、詳しい内容は分からない	113	382	114	301	1326	2236
		35.60%	49.40%	40.70%	54.10%	45.50%	46.20%
	3.知っているが利用したいとは思っていない	46	110	48	58	424	686
		14.50%	14.20%	17.10%	10.40%	14.60%	14.20%
	4.将来、利用するために手続きを考えている	27	130	42	76	314	589
		8.50%	16.80%	15.00%	13.70%	10.80%	12.20%
	5.利用している	13	14	7	7	55	96
		4.10%	1.80%	2.50%	1.30%	1.90%	2.00%
	6.その他（ ）	14	36	20	19	101	190
		4.40%	4.70%	7.10%	3.40%	3.50%	3.90%
合計		317	774	280	556	2913	4840
		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

グラフ 2-2-13 AQ1 × FQ11 (P46 ①)

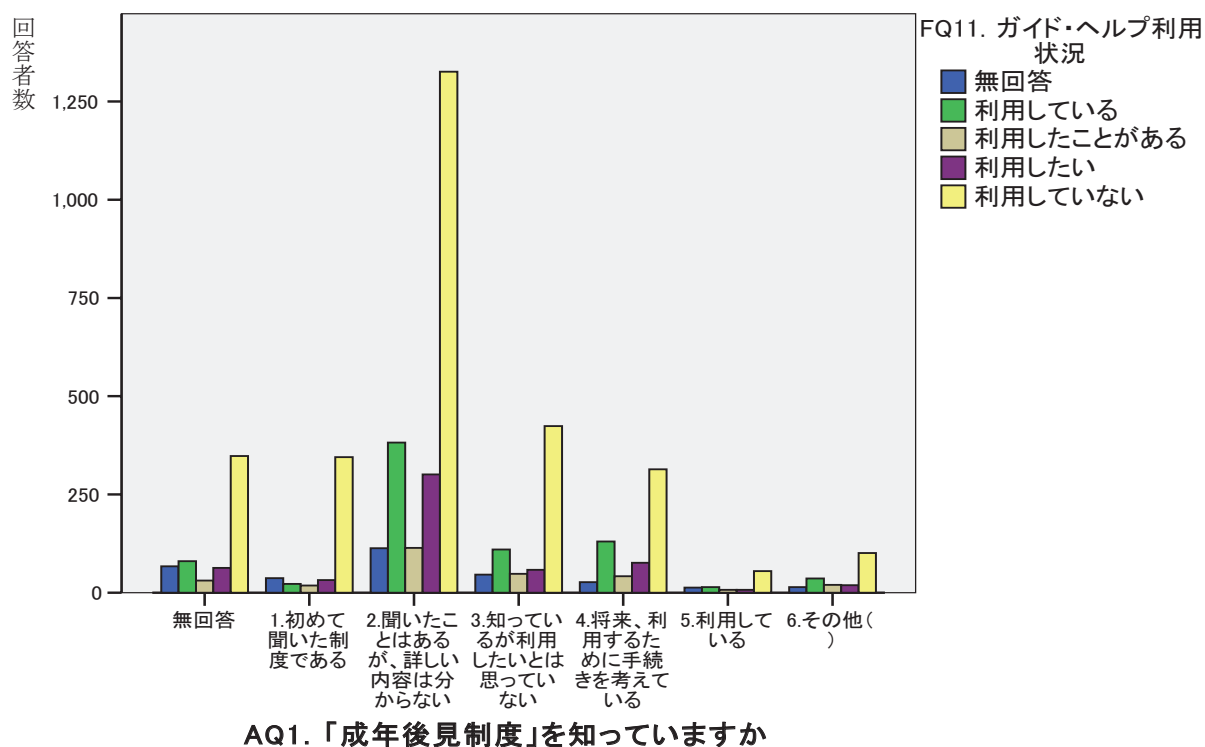


表 2-2-14 AQ1 × FQ13 (P46 ②)

AQ1.「成年後見制度」を知っていますか と FQ12. ショートステイの利用状況 のクロス表

		FQ12. ショートステイの利用状況					合計
		無回答	利用している	利用したことがある	利用したい	利用していない	
AQ1. 「成年後見制度」を知っていますか	無回答	58	72	88	48	323	589
		20.10%	11.80%	11.10%	11.10%	11.90%	12.20%
	1.初めて聞いた制度である	31	34	45	28	316	454
		10.80%	5.60%	5.70%	6.50%	11.60%	9.40%
	2.聞いたことはあるが、詳しい内容は分からない	110	302	373	238	1213	2236
		38.20%	49.40%	47.20%	54.80%	44.60%	46.20%
	3.知っているが利用したいとは思っていない	40	77	114	48	407	686
		13.90%	12.60%	14.40%	11.10%	15.00%	14.20%
	4.将来、利用するために手続きを考えている	30	92	110	56	301	589
		10.40%	15.10%	13.90%	12.90%	11.10%	12.20%
	5.利用している	10	11	22	2	51	96
		3.50%	1.80%	2.80%	0.50%	1.90%	2.00%
6.その他（ ）	9	23	38	14	106	190	
	3.10%	3.80%	4.80%	3.20%	3.90%	3.90%	
合計		288	611	790	434	2717	4840
		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

グラフ 2-2-14 AQ1 × FQ13 (P46 ②)

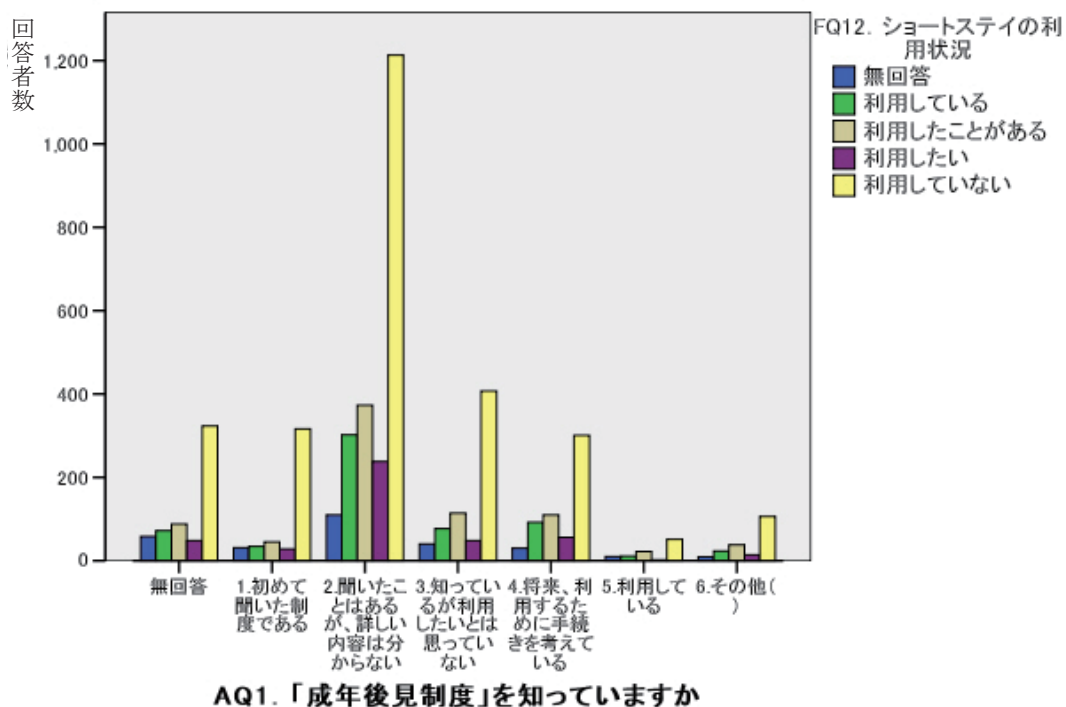


表 2-2-15 AQ1 × FQ12 (P46 ③)

AQ1.「成年後見制度」を知っていますか と FQ13. 本人の将来について特に心配な点 のクロス表

		FQ13. 本人の将来について特に心配な点						合計
		無回答	世話をする人	住まい	経済面	健康面	その他()	
AQ1. 「成年後見制度」を知っていますか	無回答	29	403	10	60	67	20	589
		20.90%	12.10%	8.50%	9.70%	13.00%	18.00%	12.20%
	1.初めて聞いた制度である	20	281	11	86	44	12	454
		14.40%	8.40%	9.40%	13.90%	8.50%	10.80%	9.40%
	2.聞いたことはあるが、詳しい内容は分からない	35	1616	57	298	191	39	2236
		25.20%	48.40%	48.70%	48.10%	37.10%	35.10%	46.20%
	3.知っているが利用したいとは思っていない	26	429	14	92	107	18	686
		18.70%	12.80%	12.00%	14.90%	20.80%	16.20%	14.20%
	4.将来、利用するために手続きを考えている	17	433	18	50	62	9	589
		12.20%	13.00%	15.40%	8.10%	12.00%	8.10%	12.20%
	5.利用している	5	50	2	13	22	4	96
		3.60%	1.50%	1.70%	2.10%	4.30%	3.60%	2.00%
6.その他()	7	127	5	20	22	9	190	
	5.00%	3.80%	4.30%	3.20%	4.30%	8.10%	3.90%	
合計		139	3339	117	619	515	111	4840
		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

グラフ 2-2-15 AQ1 × FQ12 (P46 ③)

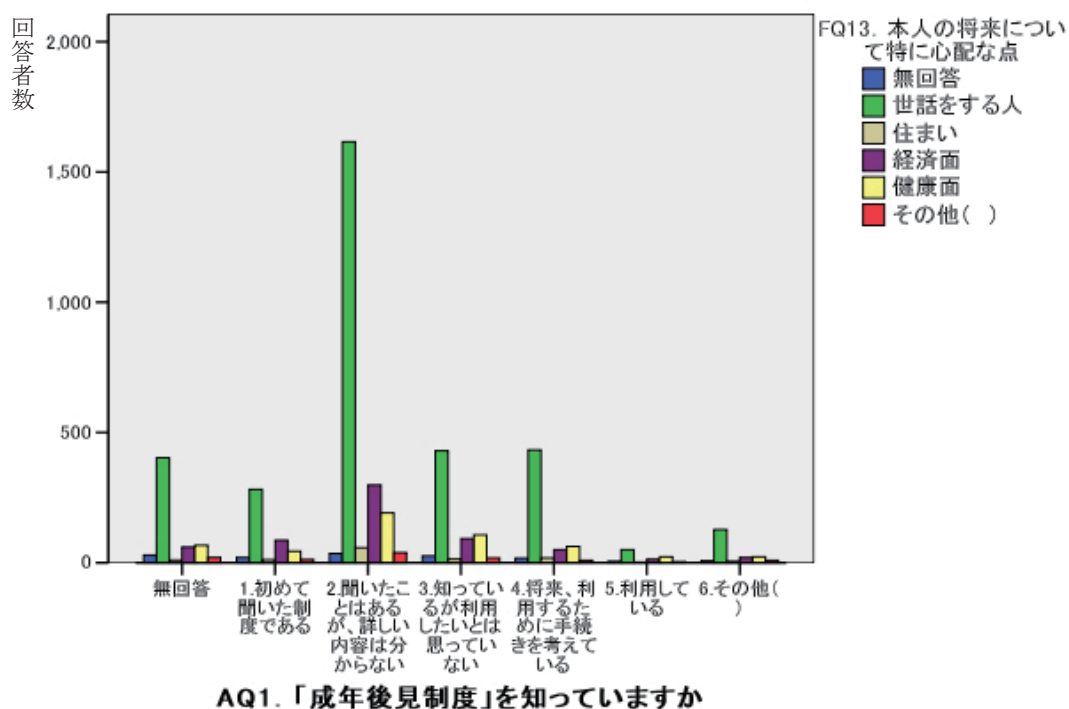


表 2-2-16 AQ3 × AQ5 (P46 ④)

aq5*aq3 クロス表

		AQ3. 成年後見制度学習会・説明会出席有無			合計
		無回答	はい(出席経験有り)	いいえ(出席経験無し)	
AQ5. 「親の代理契約も不可」認知	無回答	465	42	49	556
		60.20%	2.20%	2.30%	
	はい(知っている)	102	1182	352	1636
		13.20%	61.90%	16.30%	
	いいえ(知らない)	205	686	1757	2648
		26.60%	35.90%	81.40%	
合計		772	1910	2158	4840
%は、AQ3学習会・説明会出席有無(縦列)の合計を100としたときの割合です。					

グラフ 2-2-16 AQ3 × AQ5 (P46 ④)

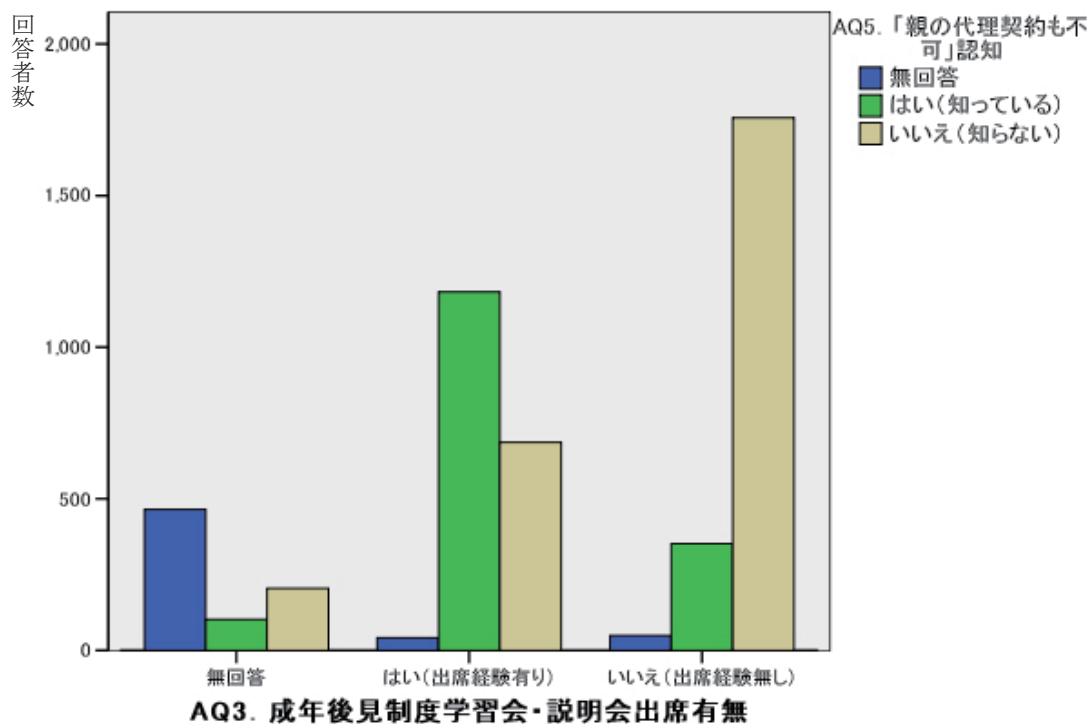


表 2-2-17 AQ3 × AQ2 (P47 ⑤)

AQ2*aq3 クロス表

		AQ3. 成年後見制度学習会・説明会出席有無			合計
		無回答	はい(出席経験有り)	いいえ(出席経験無し)	
成年後見制度のイメージ(a)	AQ2s1.1. 親亡き後の本人の親代わり	88	508	692	1288
		29.90%	27.20%	33.60%	
	AQ2s2.2. 親亡き後の本人の財産管理	138	945	1027	2110
		46.90%	50.60%	49.80%	
	AQ2s3.3. 親亡き後の本人の相談役	45	280	347	672
		15.30%	15.00%	16.80%	
	AQ2s4.4. 本人の権利擁護の為の制度	75	760	534	1369
		25.50%	40.70%	25.90%	
	AQ2s5.5. その他()	20	19	32	71
		6.80%	1.00%	1.60%	
合計		294	1869	2061	4224

グラフ 2-2-17 AQ3 × AQ2 (P47 ⑤)

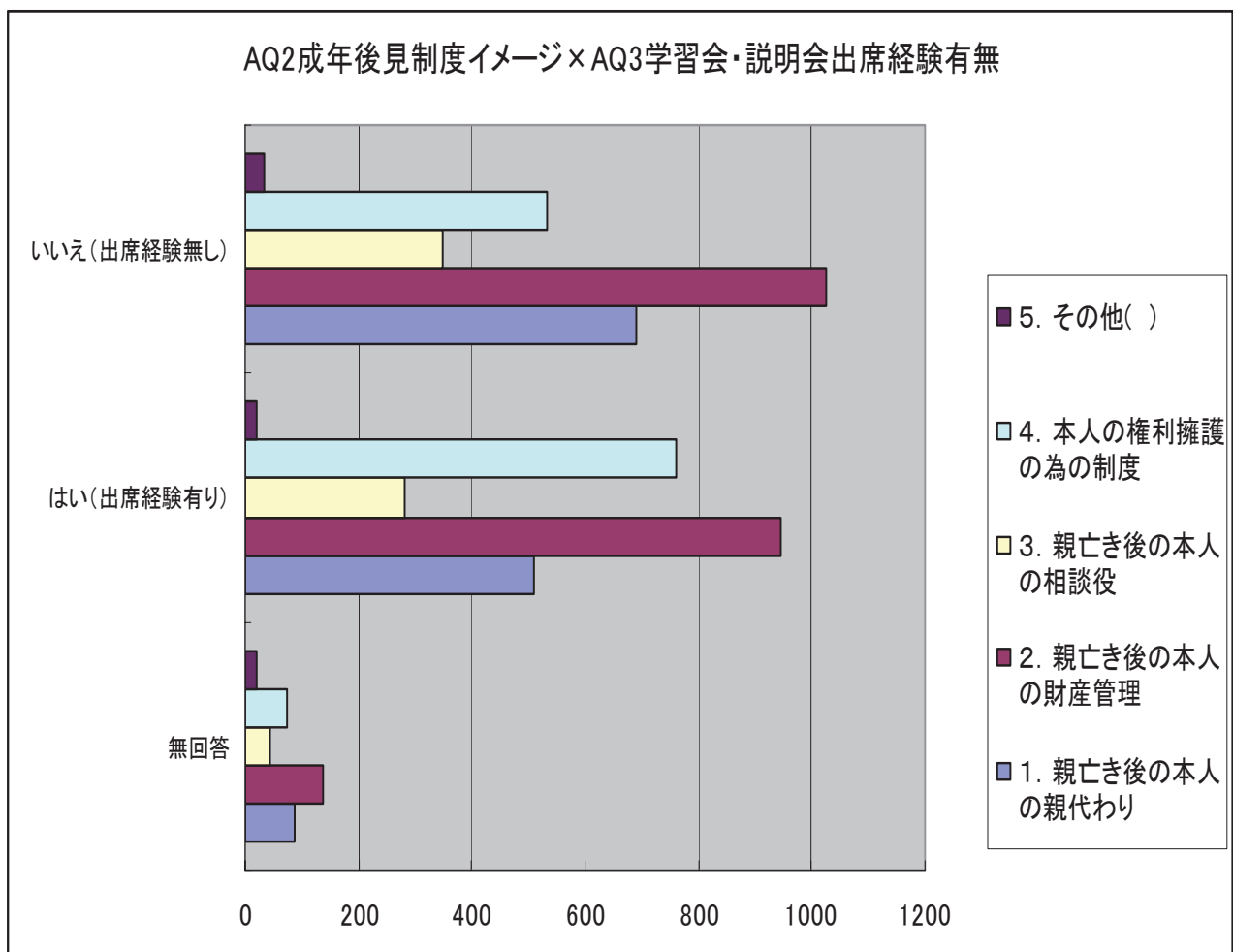
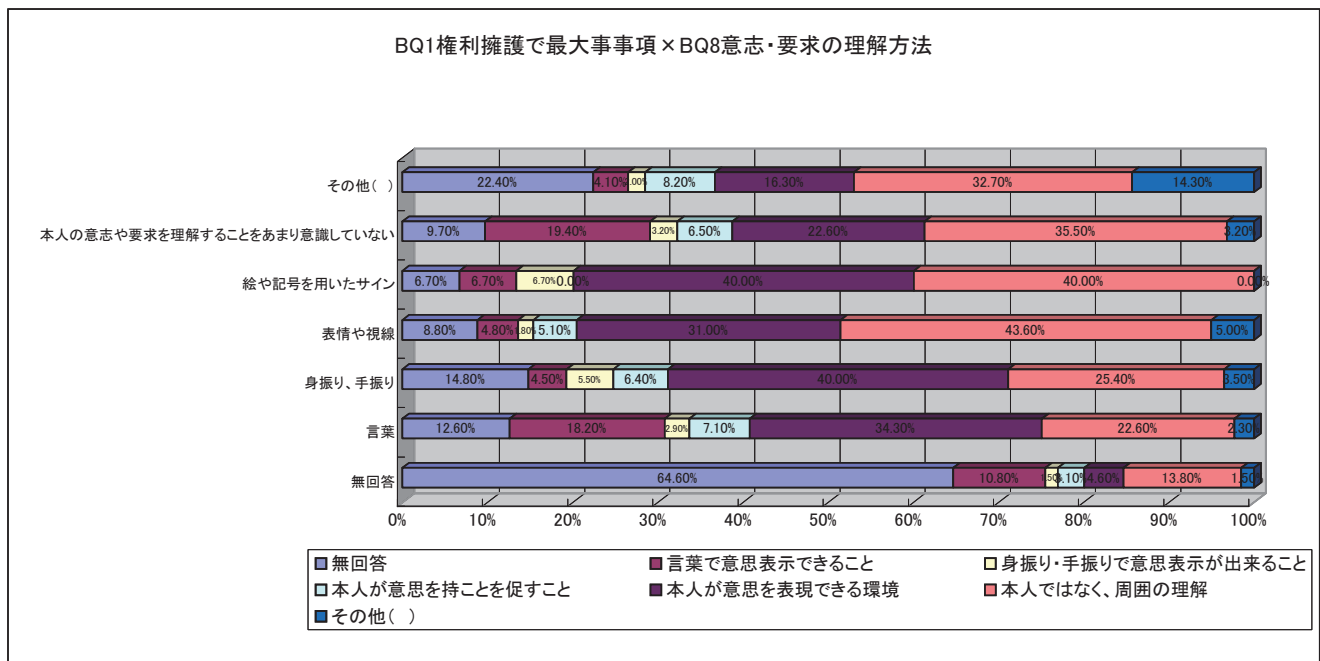


表 2-2-18 BQ1 × BQ8 (P47 ⑥)

BQ8. 本人の意志や要求を主にどのような方法で理解しますか と BQ1. 権利擁護で最も大事な事項 のクロス表

		BQ1. 権利擁護で最も大事な事項							合計
		無回答	言葉で意思 表示できる こと	身振り・手振 りで意思表 示が出来る こと	本人が意思 を持つことを促 すこと	本人が意思 を表現でき る環境	本人ではな く、周囲の理 解	その他()	
BQ8. 本人の意 志や要求を主に どのような方法で 理解しますか	無回答	42	7	1	2	3	9	1	65
		64.60%	10.80%	1.50%	3.10%	4.60%	13.80%	1.50%	100.00%
	言葉	431	625	100	245	1176	775	79	3431
		12.60%	18.20%	2.90%	7.10%	34.30%	22.60%	2.30%	100.00%
	身振り、手振り	92	28	34	40	249	158	22	623
		14.80%	4.50%	5.50%	6.40%	40.00%	25.40%	3.50%	100.00%
	表情や視線	55	30	11	32	194	273	31	626
		8.80%	4.80%	1.80%	5.10%	31.00%	43.60%	5.00%	100.00%
	絵や記号を用 いたサイン	1	1	1	0	6	6	0	15
		6.70%	6.70%	6.70%	0.00%	40.00%	40.00%	0.00%	100.00%
	本人の意志や 要求を理解す ることをあま り	3	6	1	2	7	11	1	31
		9.70%	19.40%	3.20%	6.50%	22.60%	35.50%	3.20%	100.00%
その他()	11	2	1	4	8	16	7	49	
	22.40%	4.10%	2.00%	8.20%	16.30%	32.70%	14.30%	100.00%	
合計		635	699	149	325	1643	1248	141	4840
		13.10%	14.40%	3.10%	6.70%	33.90%	25.80%	2.90%	100.00%

グラフ 2-2-18 BQ1 × BQ8 (P47 ⑥)



2) (3) 態度と考え方の関係 表 2-2-19 ～グラフ 2-2-26 (P47 ～ P50)

表 2-2-19 BQ2 × BQ8 (P47 ①)

BQ2. 外食時の本人のメニュー決定方法 と BQ8. 本人の意志や要求を主にどのような方法で理解しますか のクロス表

		BQ8. 本人の意志や要求を主にどのような方法で理解しますか							合計
		無回答	言葉	身振り、手振り	表情や視線	絵や記号を用いたサイン	本人の意志や要求を理解することをあまり意識していない	その他()	
BQ2. 外食時の本人のメニュー決定方法	無回答	33	299	67	38	1	0	8	446
		7.40%	67.00%	15.00%	8.50%	0.20%	0.00%	1.80%	100.00%
	本人が選び、本人が注文する	8	643	11	17	3	6	6	694
		1.20%	92.70%	1.60%	2.40%	0.40%	0.90%	0.90%	100.00%
	本人が選び、家族が注文する	15	2066	268	201	8	13	17	2588
		0.60%	79.80%	10.40%	7.80%	0.30%	0.50%	0.70%	100.00%
	本人に家族が薦めるものを選び、本人に注文させる	0	23	4	5	1	0	0	33
		0.00%	69.70%	12.10%	15.20%	3.00%	0.00%	0.00%	100.00%
	本人に家族が薦めるものを選び、家族が注文する	4	269	105	124	1	4	4	511
		0.80%	52.60%	20.50%	24.30%	0.20%	0.80%	0.80%	100.00%
	本人の意見は聞かず、家族が選んだものを注文する	4	62	108	142	1	5	7	329
		1.20%	18.80%	32.80%	43.20%	0.30%	1.50%	2.10%	100.00%
	その他()	1	69	60	99	0	3	7	239
		0.40%	28.90%	25.10%	41.40%	0.00%	1.30%	2.90%	100.00%
合計		65	3431	623	626	15	31	49	4840
		1.30%	70.90%	12.90%	12.90%	0.30%	0.60%	1.00%	100.00%

グラフ 2-2-19 BQ2 × BQ8 (P47 ①)

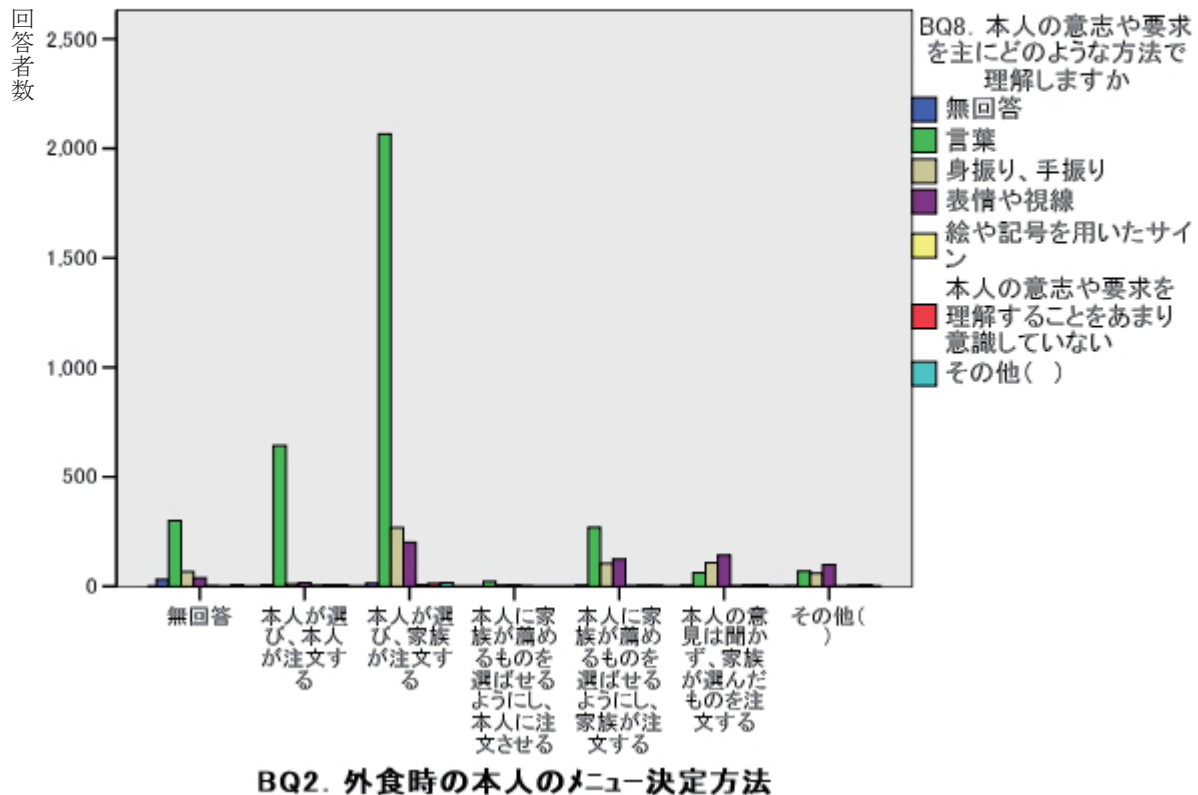


表 2-2-20 BQ2 × BQ9 (P47 ②)

BQ2. 外食時の本人のメニュー決定方法 と BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますかのクロス表

		BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますか							合計
		無回答	本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている	本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている	本人の身振り、手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている	本人の要求の内容について、何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている	本人の要求が分からない	その他（ ）	
BQ2. 外食時の本人のメニュー決定方法	無回答	40	158	136	51	44	8	9	446
		9.00%	35.40%	30.50%	11.40%	9.90%	1.80%	2.00%	100.00%
	本人が選び、本人が注文する	16	310	260	12	76	4	16	694
		2.30%	44.70%	37.50%	1.70%	11.00%	0.60%	2.30%	100.00%
	本人が選び、家族が注文する	33	686	1230	301	299	17	22	2588
		1.30%	26.50%	47.50%	11.60%	11.60%	0.70%	0.90%	100.00%
	本人に家族が薦めるものを選び、本人に注文させる	0	10	12	3	6	1	1	33
		0.00%	30.30%	36.40%	9.10%	18.20%	3.00%	3.00%	100.00%
	本人に家族が薦めるものを選び、家族が注文する	5	105	168	131	80	14	8	511
		1.00%	20.50%	32.90%	25.60%	15.70%	2.70%	1.60%	100.00%
本人の意見は聞かず、家族が選んだものを注文する	9	50	43	147	41	31	8	329	
	2.70%	15.20%	13.10%	44.70%	12.50%	9.40%	2.40%	100.00%	
	その他（ ）	6	58	30	84	22	19	20	239
		2.50%	24.30%	12.60%	35.10%	9.20%	7.90%	8.40%	100.00%
合計		109	1377	1879	729	568	94	84	4840
		2.30%	28.50%	38.80%	15.10%	11.70%	1.90%	1.70%	100.00%

グラフ 2-2-20 BQ2 × BQ9 (P47 ②)

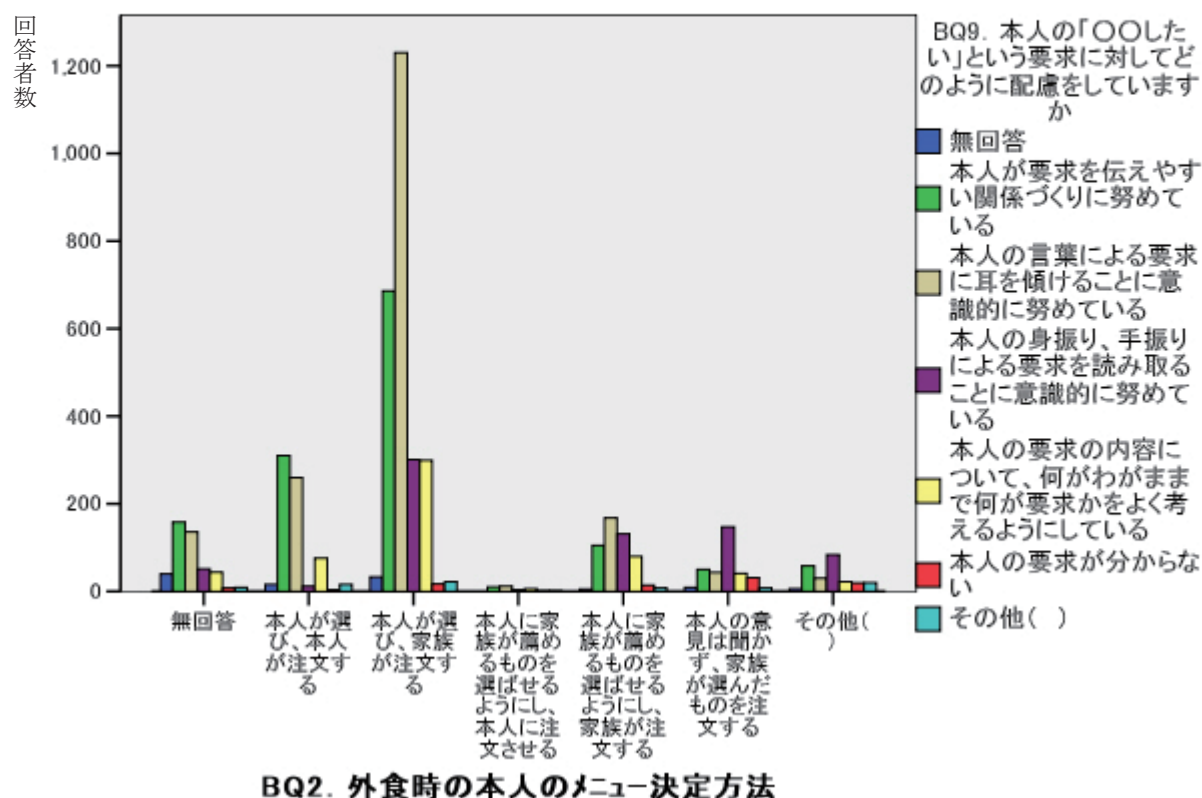


表 2-2-21 BQ2 × BQ10 (P48 ③)

BQ2. 外食時の本人のメニュー決定方法		BQ10. 家族が本人を叱る場合、どのような対応をしますか							合計
		無回答	本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る	本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る	本人には家族の気持ちや状況は理解できないだろうと思いながら叱る	叱ることで本人への効果や変化を期待して叱る	まず叱る	その他()	
BQ2. 外食時の本人のメニュー決定方法	無回答	46	217	70	26	54	9	24	446
		10.30%	48.70%	15.70%	5.80%	12.10%	2.00%	5.40%	100.00%
	本人が選び、本人が注文する	26	383	157	24	59	18	27	694
		3.70%	55.20%	22.60%	3.50%	8.50%	2.60%	3.90%	100.00%
	本人が選び、家族が注文する	39	1300	583	163	339	90	74	2588
		1.50%	50.20%	22.50%	6.30%	13.10%	3.50%	2.90%	100.00%
	本人に家族が薦めるものを選び、本人に注文させる	1	11	8	6	2	2	3	33
		3.00%	33.30%	24.20%	18.20%	6.10%	6.10%	9.10%	100.00%
合計	本人に家族が薦めるものを選び、家族が注文する	8	194	109	56	108	22	14	511
		1.60%	38.00%	21.30%	11.00%	21.10%	4.30%	2.70%	100.00%
	本人の意見は聞かず、家族が選んだものを注文する	13	92	47	59	69	20	29	329
		4.00%	28.00%	14.30%	17.90%	21.00%	6.10%	8.80%	100.00%
	その他()	7	80	36	31	43	9	33	239
		2.90%	33.50%	15.10%	13.00%	18.00%	3.80%	13.80%	100.00%
	合計	140	2277	1010	365	674	170	204	4840
		2.90%	47.00%	20.90%	7.50%	13.90%	3.50%	4.20%	100.00%

グラフ 2-2-21 BQ2 × BQ10 (P48 ③)

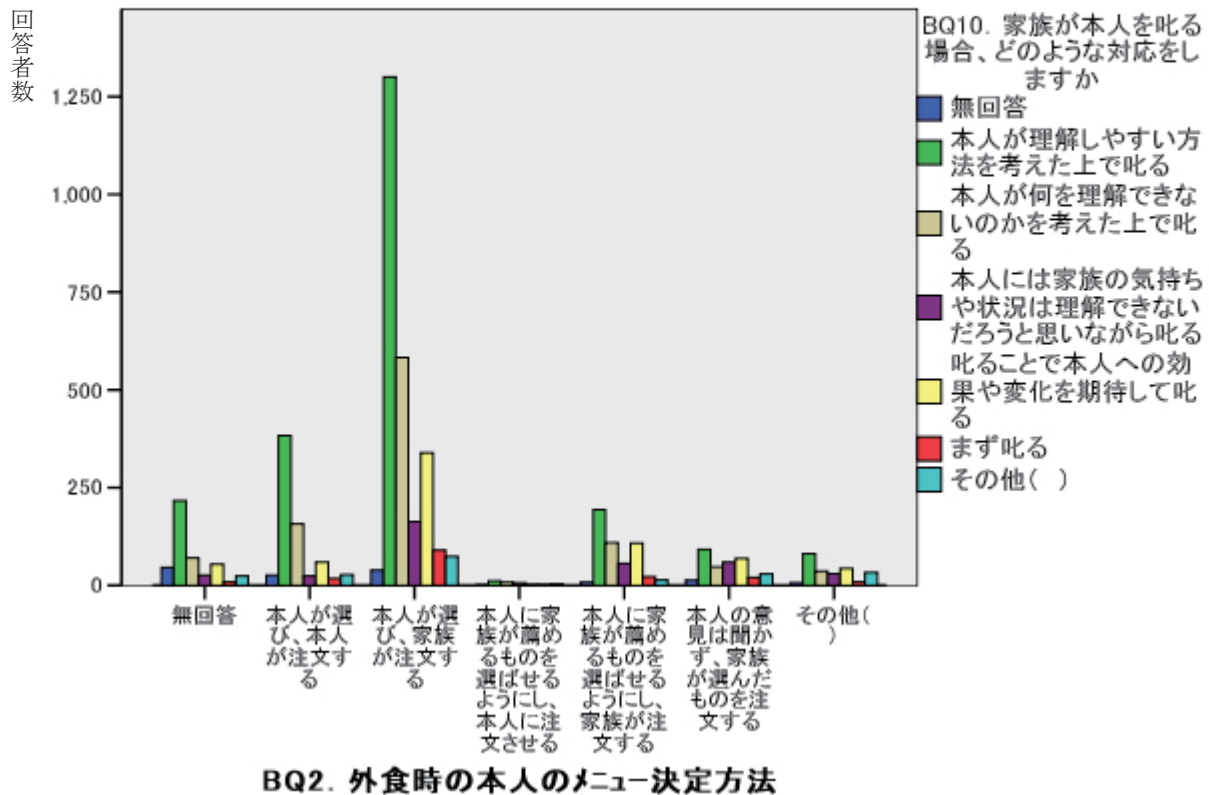


表 2-2-22 BQ7 × BQ4 (P48 ④)

BQ7. 本人の意志や要求をどの程度理解していると感じますか と BQ4. 本人の行事やレクリエーション活動の決定のクロス表

		BQ4. 本人の行事やレクリエーション活動の決定							合計
		無回答	本人が選ぶ	本人に家族の薦めるものを選ぶ	本人の健康や趣味を考慮した上で、家族の薦めるものを本人に選ばせる	本人の健康や趣味を考慮した上で、家族が選ぶ	本人の意見は聞かず、家族が選ぶ	その他()	
BQ7. 本人の意志や要求をどの程度理解していると感じますか	無回答	432	9	0	8	13	4	0	466
		92.70%	1.90%	0.00%	1.70%	2.80%	0.90%	0.00%	100.00%
	とてもよく理解していると思う	3	157	16	49	83	6	9	323
		0.90%	48.60%	5.00%	15.20%	25.70%	1.90%	2.80%	100.00%
	よく理解していると思う	39	954	169	753	899	81	70	2965
		1.30%	32.20%	5.70%	25.40%	30.30%	2.70%	2.40%	100.00%
	あまりよく理解していないと思う	21	157	46	172	326	55	25	802
		2.60%	19.60%	5.70%	21.40%	40.60%	6.90%	3.10%	100.00%
	まったく理解していないと思う	0	3	3	1	10	3	2	22
		0.00%	13.60%	13.60%	4.50%	45.50%	13.60%	9.10%	100.00%
合計	本人の意志や要求にあまり重きをおいていない	3	4	0	2	7	6	0	22
	その他()	3	43	5	51	92	20	26	240
		1.30%	17.90%	2.10%	21.30%	38.30%	8.30%	10.80%	100.00%

グラフ 2-2-22 BQ7 × BQ4 (P48 ④)

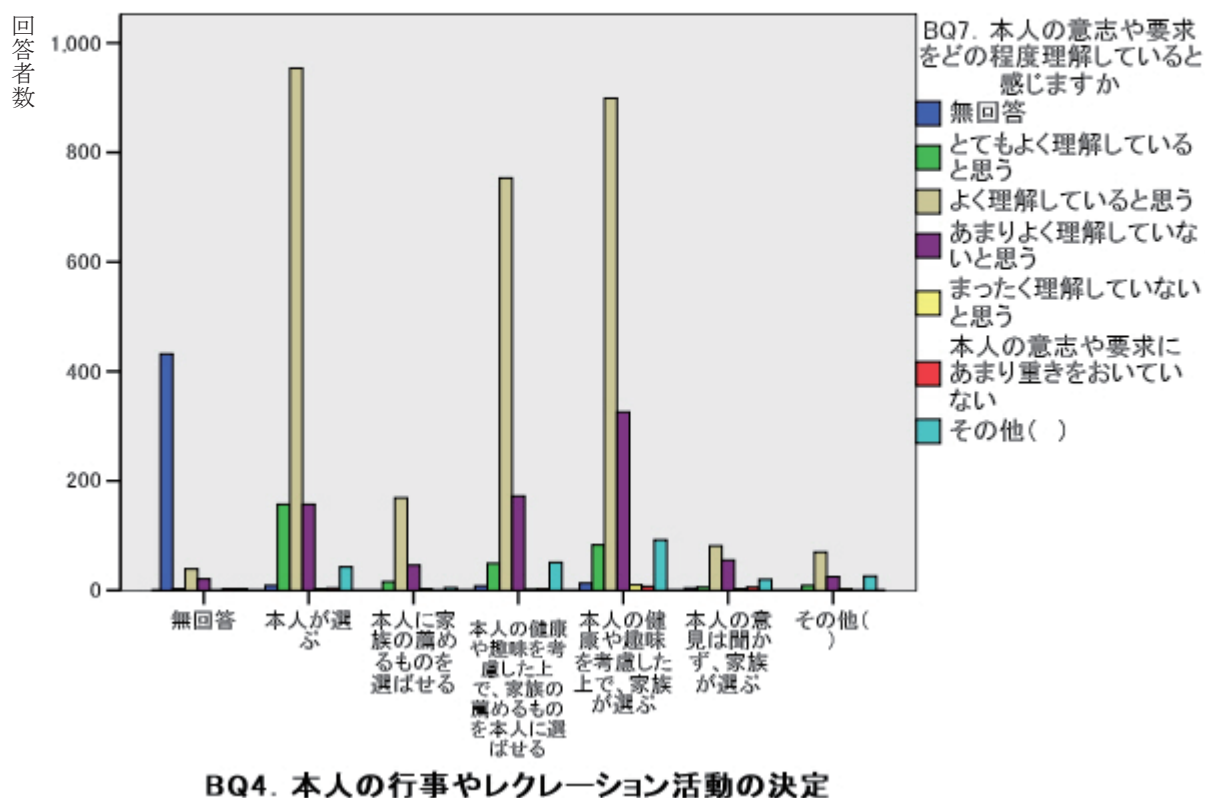


表 2-2-23 BQ9 × BQ4 (P49 ⑤)

BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますか と BQ4. 本人の行事やレクリエーション活動の決定 のクロス表

		BQ4. 本人の行事やレクリエーション活動の決定							合計
		無回答	本人が選ぶ	本人に家族の薦めるものを選ぶ	本人の健康や趣味を考慮した上で、家族の薦めるものを本人に選ばせる	本人の健康や趣味を考慮した上で、家族が選ぶ	本人の意見は聞かず、家族が選ぶ	その他()	
BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますか	無回答	51	24	3	7	18	5	1	109
		46.80%	22.00%	2.80%	6.40%	16.50%	4.60%	0.90%	100.00%
	本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている	172	471	65	298	322	17	32	1377
		12.50%	34.20%	4.70%	21.60%	23.40%	1.20%	2.30%	100.00%
	本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている	153	608	114	505	426	36	37	1879
		8.10%	32.40%	6.10%	26.90%	22.70%	1.90%	2.00%	100.00%
	本人の身振り、手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている	51	48	22	101	407	72	28	729
		7.00%	6.60%	3.00%	13.90%	55.80%	9.90%	3.80%	100.00%
	本人の要求の内容について、何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている	50	148	32	108	194	24	12	568
		8.80%	26.10%	5.60%	19.00%	34.20%	4.20%	2.10%	100.00%
合計	本人の要求が分からない	14	6	3	8	42	16	5	94
		14.90%	6.40%	3.20%	8.50%	44.70%	17.00%	5.30%	100.00%
	その他()	10	22	0	9	21	5	17	84
		11.90%	26.20%	0.00%	10.70%	25.00%	6.00%	20.20%	100.00%
合計		501	1327	239	1036	1430	175	132	4840
		10.40%	27.40%	4.90%	21.40%	29.50%	3.60%	2.70%	100.00%

グラフ 2-2-23 BQ9 × BQ4 (P49 ⑤)

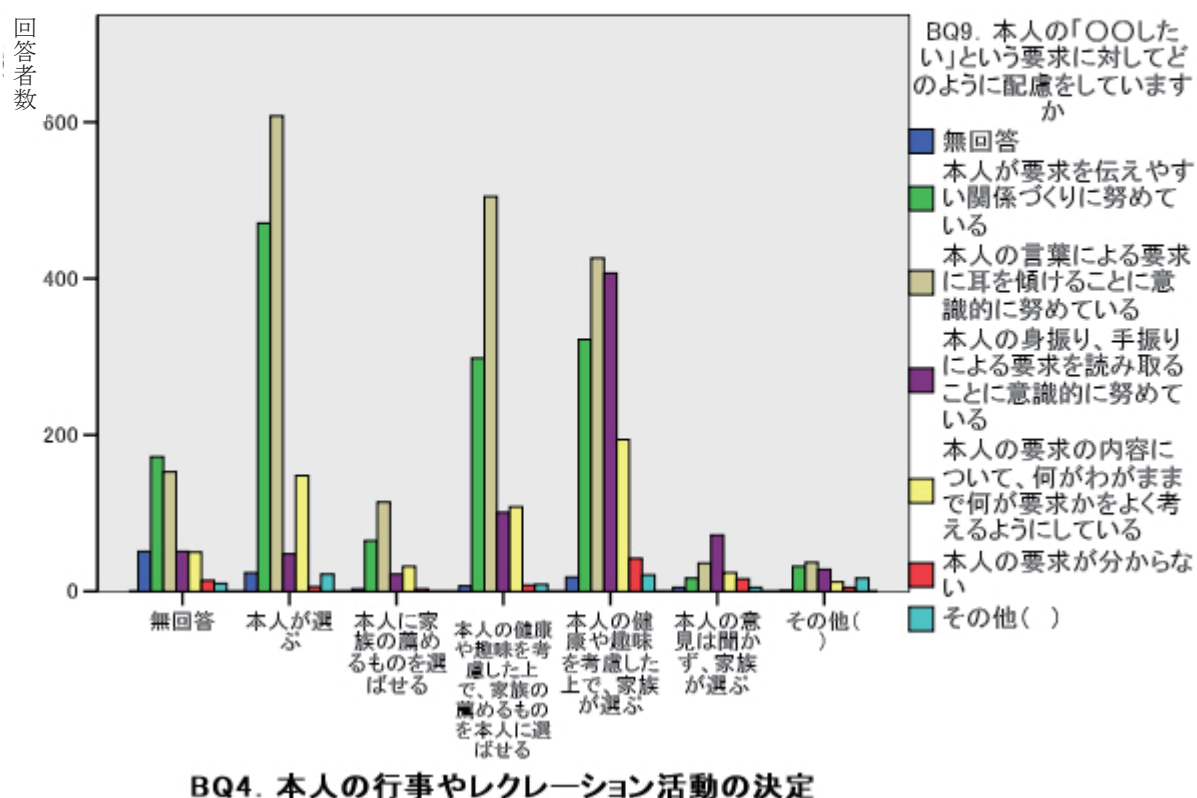


表 2-2-24 BQ9 × BQ5 (P49 ⑥)

BQ5. 本人の収入の使用目的の決定 と BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますかのクロス表

		BQ9. 本人の「〇〇したい」という要求に対してどのように配慮をしていますか							合計
		無回答	本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている	本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている	本人の身振り、手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている	本人の要求の内容について、何がわがままでも何が要求かをよく考えるようにしている	本人の要求が分からない	その他()	
BQ5. 本人の収入の使用目的の決定	無回答	49	227	218	97	72	15	10	688
		45.00%	16.50%	11.60%	13.30%	12.70%	16.00%	11.90%	14.20%
	本人が決め、本人のために使用する	15	189	201	20	47	3	6	481
		13.80%	13.70%	10.70%	2.70%	8.30%	3.20%	7.10%	9.90%
	本人と家族が相談しながら、本人のために使用する	24	441	668	85	137	4	18	1377
		22.00%	32.00%	35.60%	11.70%	24.10%	4.30%	21.40%	28.50%
	家族の薦める使用目的を本人に選ばせ、本人のために使用する	5	92	185	59	52	2	4	399
		4.60%	6.70%	9.80%	8.10%	9.20%	2.10%	4.80%	8.20%
	本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する	10	277	412	355	171	47	22	1294
		9.20%	20.10%	21.90%	48.70%	30.10%	50.00%	26.20%	26.70%
合計	本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する	0	8	12	5	6	3	1	35
		0.00%	0.60%	0.60%	0.70%	1.10%	3.20%	1.20%	0.70%
	その他()	6	143	183	108	83	20	23	566
		5.50%	10.40%	9.70%	14.80%	14.60%	21.30%	27.40%	11.70%
合計		109	1377	1879	729	568	94	84	4840
		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

グラフ 2-2-24 BQ9 × BQ5 (P49 ⑥)

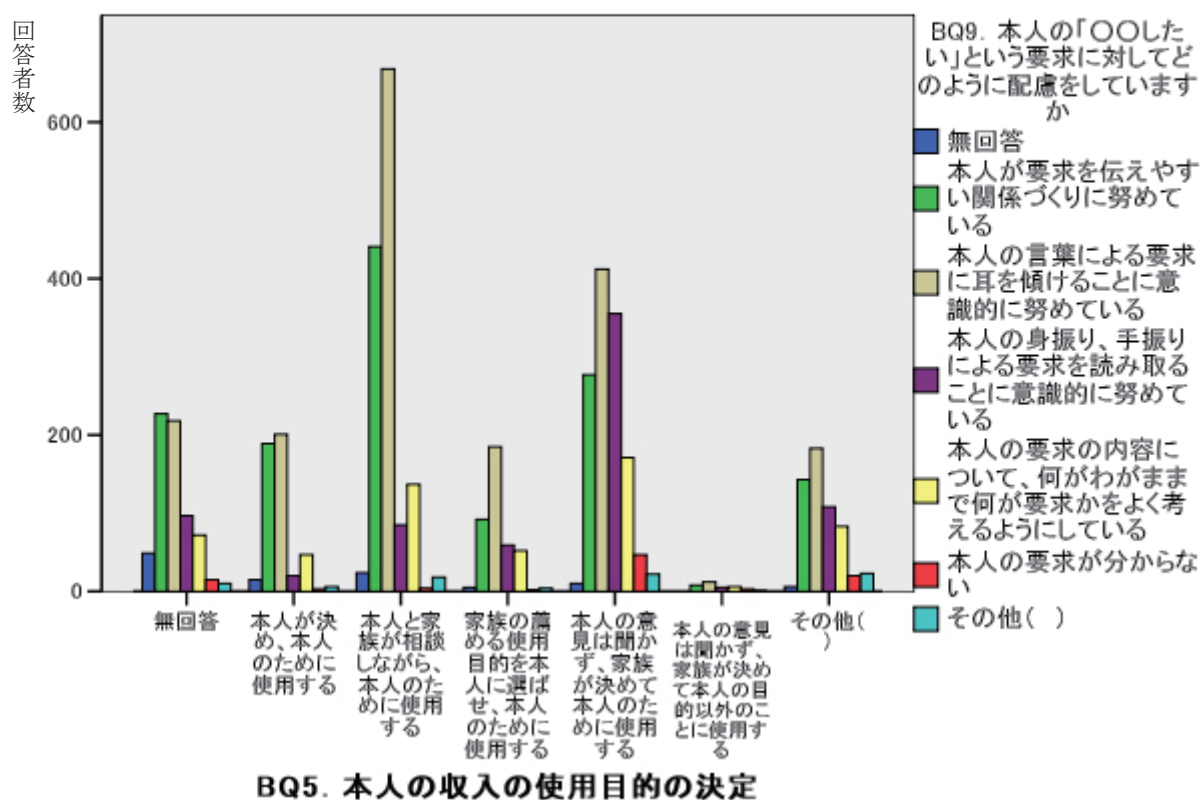


表 2-2-25 BQ8 × BQ11 (P49 ⑦)

BQ8. 本人の意志や要求を主にどのような方法で理解しますか と BQ11. 家族以外の本人に関わる人物が主にどのようなことに関して本人の権利を侵していると思いますか のクロス表

		BQ11. 家族以外の本人に関わる人物が主にどのようなことに関して本人の権利を侵していると思いますか							合計
		無回答	外出時における本人の食事メニューの決定に関して	本人の衣類や物品等の好みの決定に関して	食事、入浴、就寝等の日常生活時間の決定に関して	行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定に関して	本人の収入(工賃、基礎年金、手当等)の使用目的の決定に関して	その他()	
BQ8. 本人の意志や要求を主にどのような方法で理解しますか	無回答	56	1	1	5	0	1	1	65
		86.20%	1.50%	1.50%	7.70%	0.00%	1.50%	1.50%	100.00%
	言葉	975	221	161	209	707	98	1060	3431
		28.40%	6.40%	4.70%	6.10%	20.60%	2.90%	30.90%	100.00%
	身振り、手振り	153	47	27	54	151	8	183	623
		24.60%	7.50%	4.30%	8.70%	24.20%	1.30%	29.40%	100.00%
	表情や視線	137	41	36	70	165	8	169	626
		21.90%	6.50%	5.80%	11.20%	26.40%	1.30%	27.00%	100.00%
	絵や記号を用いたサイン	4	1	2	2	3	0	3	15
		26.70%	6.70%	13.30%	13.30%	20.00%	0.00%	20.00%	100.00%
合計	本人の意志や要求を理解することをあまり意識していない	5	2	4	5	6	2	7	31
		16.10%	6.50%	12.90%	16.10%	19.40%	6.50%	22.60%	100.00%
	その他()	14	1	1	3	3	1	26	49
		28.60%	2.00%	2.00%	6.10%	6.10%	2.00%	53.10%	100.00%
		1344	314	232	348	1035	118	1449	4840
		27.80%	6.50%	4.80%	7.20%	21.40%	2.40%	29.90%	100.00%

グラフ 2-2-25 BQ8 × BQ11 (P49 ⑦)

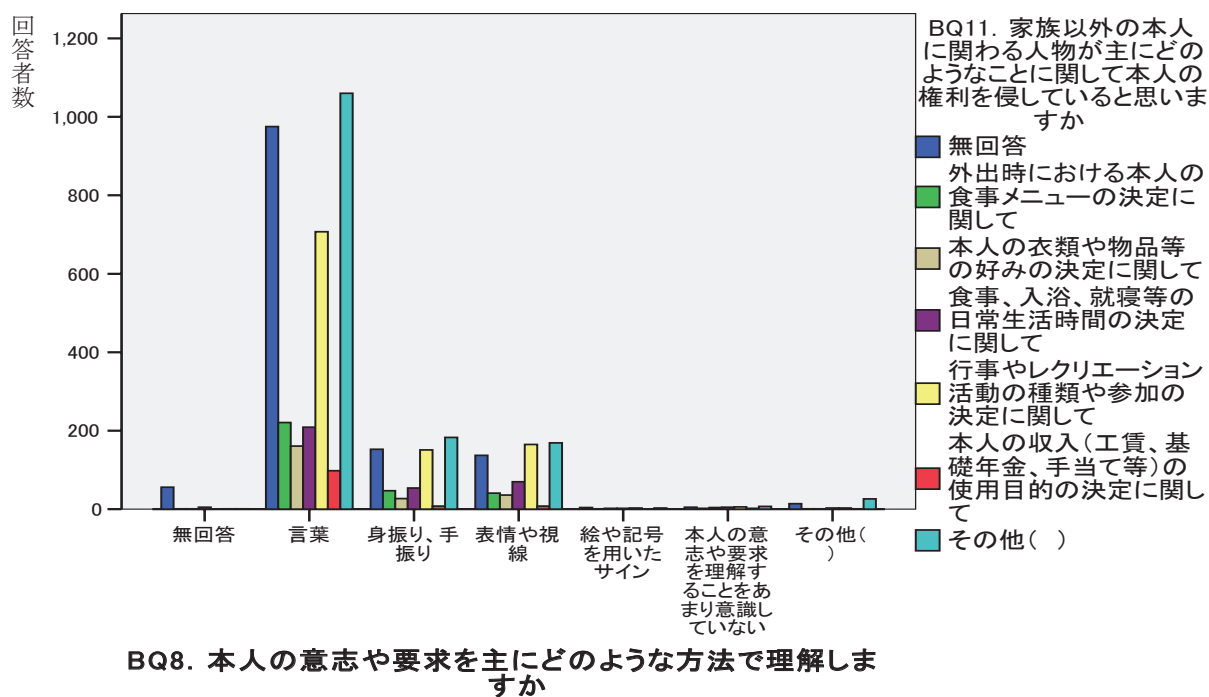
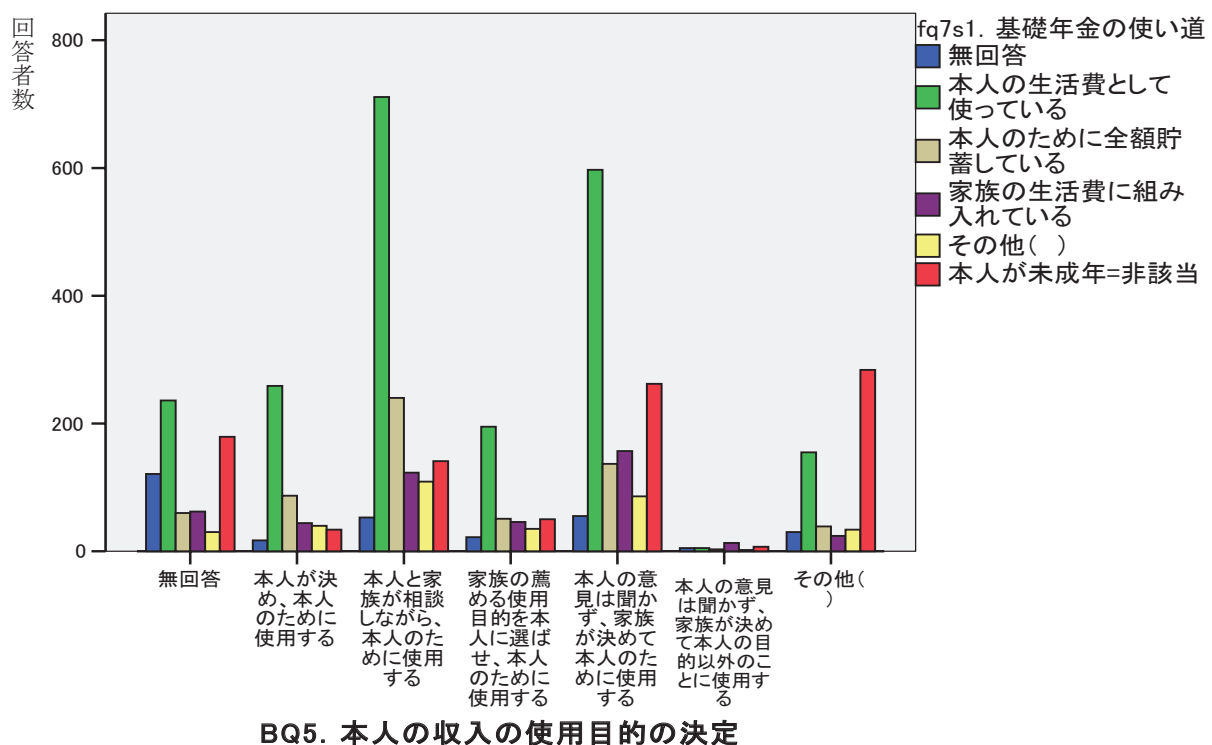


表 2-2-26 BQ5 × FQ7s1 (P50 ⑧)

BQ5. 本人の収入の使用目的の決定 と fq7s1. 基礎年金の使い道 のクロス表

		fq7s1. 基礎年金の使い道						合計
		無回答	本人の生活費として使っている	本人のために全額貯蓄している	家族の生活費に組み入れている	その他()	本人が未成年=非該当	
BQ5. 本人の収入の使用目的の決定	無回答	121	236	60	62	30	179	688
		17.60%	34.30%	8.70%	9.00%	4.40%	26.00%	100.00%
	本人が決め、本人のために使用する	17	259	87	44	40	34	481
		3.50%	53.80%	18.10%	9.10%	8.30%	7.10%	100.00%
	本人と家族が相談しながら、本人のために使用する	53	711	240	123	109	141	1377
		3.80%	51.60%	17.40%	8.90%	7.90%	10.20%	100.00%
	家族の薦める使用目的を本人に選ばせ、本人のために使用する	22	195	51	46	35	50	399
		5.50%	48.90%	12.80%	11.50%	8.80%	12.50%	100.00%
	本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する	55	597	137	157	86	262	1294
		4.30%	46.10%	10.60%	12.10%	6.60%	20.20%	100.00%
	本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する	5	5	3	13	2	7	35
		14.30%	14.30%	8.60%	37.10%	5.70%	20.00%	100.00%
	その他()	30	155	39	24	34	284	566
		5.30%	27.40%	6.90%	4.20%	6.00%	50.20%	100.00%
合計		303	2158	617	469	336	957	4840
		6.30%	44.60%	12.70%	9.70%	6.90%	19.80%	100.00%

グラフ 2-2-26 BQ5 × FQ7s1 (P50 ⑧)



3) 自由記述の考察

(1) 経済面の不安について：FQ17(P81 表・グラフ 2-3-①)

①記述内容の分類

経済面での不安内容に関する自由記述内容を分析したところ、以下の9つに分類することができた。

1. 医療費に関する現在の不安や問題 (1.8%、35 回答)
2. 医療費に関する将来的な不安や問題 (0.5%、10 回答)
3. 障害年金制度に関する現在の不安や問題 (19.0%、374 回答)
4. 障害年金制度に関する将来的な不安や問題 (7.8%、154 回答)
5. 障害者自立支援法に関する現在の不安や問題 (16.2%、319 回答)
6. 障害者自立支援法に関する将来的な不安や問題 (3.4%、67 回答)
7. 障害者本人の能力による金銭管理の問題 (5.5%、109 回答)
8. 障害者本人の能力による仕事の獲得の問題 (4.6%、90 回答)
9. その他 (41.2%、812 回答)

「医療費に関する現在の不安や問題」(1.8%、35 回答)は、「例 医療費が高いので生活しづらい」という医療機関に携わっている現在の状況であり、「医療費に関する将来的な不安や問題」(0.5%、10 回答)は、「例 長期入院の医療費について」といった障害者が長期にわたり病院に関わる場合、生活費の中で占める医療費への割合についての不安や問題である。

「障害年金制度に関する現在の不安や問題」(19.0%、374 回答)は、「例 仕事ができないので収入がなく年金だけでは生活できず、親・兄弟の支援も限界があるので不安」といったような障害年金制度で生活を送っている中での不安や問題であり、「障害年金制度に関する将来的な不安や問題」(7.8%、154 回答)は、「例 将来は年金で暮らせる社会を」という記述が代表していると言えるような、労働収入がない状況においては年金で生活ができなければ生きていくことができないという不安や問題である。

「障害者自立支援法に関する現在の不安や問題」(16.2%、319 回答)は、「例 利用料の自己負担額が多いので生活しづらくなった」というような障害者自立支援法の出費による生活難に関する回答であり、「障害者自立支援法に関する将来的な不安や問題」(3.4%、67 回答)は、「例 自己負担によるこの出費が長く続いたらもう生活はできない」という、障害者自立支援法が継続した場合の不安である。「障害者本人の能力による金銭管理の問題」(5.5%、109 回答)は、「例 お金の使い方が分からないので、きちんと管理する人が必要」といった本人の財産管理に関する記述である。

「障害者本人の能力による仕事の獲得の問題」(4.6%、90 回答)は、「例 (収入) 場所の確立や就労による収入の増を望む」というような、障害者の労働の場や一般との収入格差の問題である。「その他」(41.2%、812 回答)の割合が多いが、ここに分類されたものには、漠然とした不安やさまざまな福祉制度への意義申立てをする意見が多かった。

そのため、「その他」の割合を除いて総括すれば、「障害年金制度に関する現在の不安や問題」「障害者自立支援法に関する現在の不安や問題」への経済的不安が高いということが分かった。しかしながら、各項目とも相当数の回答が寄せられており、今回の分析は初段階の分析である。今後、詳細な分析が重要になってくる。

②クロス集計結果と考察

経済面の不安を他の項目とクロス集計をしたところ、以下のような結果が得られた。

a) 経済面での不安内容×本人の身辺生活・衣服の着脱 (FQ17 × FQ6s1) (P82 表・グラフ 2-3-1)

「障害者自立支援法に関する現在の不安や問題」と介助の度合いの関係は、「全面介助」の場合 22.2%、「部分介助」の場合 18.1%、「ほぼ自立」の場合 15.3%、「完全自立」の場合 12.8%であった。障害者自立支援法は、障害程度区分が高い程一割負担の額も高いため、介助度の高い(障害の重い)人程、経済的不安を高く感じていることを示していると考えられる。一方、「障害者本人の能力による金銭管理の問題」と介助の度合いの関係は、「全面介助」の場合 2.3%、「部分介助」の場合 4.2%、「ほぼ自立」の場合 5.8%、「完全自立」の場合 8.4%であった。

このことは、障害が軽く自己管理の度合いが高い人程、不安を感じていると考えられる。このことから、経済的計画性や本人が騙される等の不安があるのではないかと推測される。

b) 経済面での不安内容×障害基礎年金の使途 (FQ17 × FQ7S1) (P83 表・グラフ 2-3-2)

「障害年金制度に関する現在の不安や問題」を挙げている人の「基礎年金の使途」をみると、「本人の生活費」が 22.9%、「家族の生活費に組み入れている」が 18.6%、「本人の為に全額貯金している」が 15.6%であった。「障害者自立支援法に関する現在の不安や問題」を挙げている人の「基礎年金の使途」をみると「本人の生活費」が 17.7%、「家族の生活費に組み入れている」が 16.1%、「本人の為に全額貯金している」が 11.0%であった。

これらの結果から、本人の年金を生活費に充当している場合は、自己負担が発生する障害者自立支援法が生活に影響を与えていると推察できる。

c) 経済面での不安内容×障害者手帳の程度・種類 (FQ17 × FQ4MA) (P84 表・グラフ 2-3-3)

「その他」を除く経済面での不安内容の中で、「障害年金制度に関する現在の不安や問題」への不安は、障害者手帳のどの区分においても一番高い結果であった。このことは、障害者にとって基礎年金は、障害の程度に関係なく障害者の経済的生活を支える上で意義が大きいと考えられる。

また、「障害者本人の能力による金銭管理の問題」を挙げている割合と障害の程度との関係をみると、最重度 3.5%、重度 4.6%、中度 8.7%、軽度 8.3%という結果であった。障害者手帳の程度が軽いと不安に感じる割合が高い傾向が示唆される。「本人の身辺生活・衣服の着脱(FQ17 × FQ6s1)」との関係と同様、障害の程度が軽くなるにつれ、金銭管理や使用の計画性、悪質なトラブル等の不安があるのではないかと推測される。

d) 経済面での不安内容×本人の現在の状況 (FQ17FQ5MA) (P85 表・グラフ 2-3-4)

「障害者自立支援法に関する現在の不安や問題」は、「通所授産施設」「通所更生施設」「入所授産施設」「入所更生施設」の場合に 20%近い値を示す結果であった。「障害年金制度に関する現在の不安や問題」においては、「通所授産施設」「通所更生施設」「入所授産施設」「入所更生施設」「デイ・ケア」「福祉工場等」の場合に 18%から 25%を超える結果となった。

本人の在宅(通所)ないし入所の状況に関わらず、自立支援法の自己負担額を含めた生活費が基礎年金で賄えているのかという疑問を持たざるをえないと言えよう。

「障害者本人の能力による仕事の獲得の問題」に挙げている割合は、「一般会社」の場合には 14.6%、「在宅」の場合に 16.2%であった。この結果は、仕事や作業の場の獲得に関する問題や、就労場所での継続に関する問題への不安が高いことを示す結果となった。

(2) 高齢化への不安について : FQ18(P86 表・グラフ 2-3-②)

高齢化を迎えた時の不安に関する自由記述内容を分析したところ、以下のとおり 6 つに分類することができた。

1. 仕事面に関する不安（0.9%、36 回答）
2. 経済面に関する余裕や管理の不安（11.6%、458 回答）
3. 生活面における人的・質的不安（24.2%、954 回答）
4. 生活面における生活拠点に関する不安（16.7%、660 回答）
5. 健康面に関する不安（9.8%、388 回答）
6. その他（36.8%、1452 回答）

「仕事面に関する不安」（0.9%、36 回答）は、「例 仕事（就労）していけるか、何年働かせてもらえるか、作業所の工賃はどうなるのか」というような本人の仕事に関する不安である。

「経済面に関する余裕や管理の不安」（11.6%、458 回答）は、「例 経済的にやっていけるのか、金銭の管理はどうするのか」というような本人の生活における経済管理や財産管理に関する不安である。

「生活面における人的・質的不安」（24.2%、954 回答）は、「親にかわってお世話をしてくれる信頼のできる方にどうしたら出会えるか」というような障害者の生活において関わる人物やその質に関する記述のことである。「生活面における生活拠点に関する不安」（16.7%、660 回答）は、「例 グループホームに入るにしても、そのホームの安定的な運営」というような障害者の居住地や生活する上での拠点に関する不安をさしている。

「健康面に関する不安」（9.8%、388 回答）は、「例 入所施設における健康管理」というような本人の健康管理について、本人との意思疎通の困難さからくる体調不良の察知の難しさや、健康管理に関する諸々の問題点への不安についての記述である。

「その他」には、漠然とした不安や回答者の心情話が含まれている。

これらを総合すると、障害者の日常生活を支援する人物や支援の質に関する問題や不安、障害者の生活拠点の不安、特に親亡き後の障害者の生活拠点に関する心配が高いという結果となった。経済的な不安についての記述内容分析と同様、今回の分析は初段階の分析である。各項目とも相当数の回答が寄せられており、更なる詳細な分析が重要になってくる。

②クロス集計結果と考察

高齢化についての不安を、他の項目とクロス集計したところ、以下のような結果が得られた。

a) 高齢化を迎えた時の不安×成年後見制度についての話題の有無（FQ18 × FQ8s1, FQ9s1）

（P86 ～ 87 表・グラフ 2-3-5 ～ 8、P87 グラフ 2-3-5）

FQ8, FQ8s1 から、家族の中に何事もよく相談する人がいると回答した人（76.7%）の 24.0%が、相談相手と成年後見制度について話したことがあるという結果であった。一方、FQ9, FQ9s1 から、家族以外で相談できる人がいると回答した人（75.2%）の 21.9%が、その人と成年後見制度について話したことがあるという結果であった。

そこで、家族の中の相談相手と成年後見制度について話をしたことがあると回答した人と、家族以外の相談できる人と成年後見制度について話したことがあると回答した人の、高齢化を迎えた時の不安内容との関係を分析した。

その結果、「生活面における人的・質的不安」の割合がどちらも 20%台で高くなっていた。

相談する人の違いによって高齢化を迎えた時の不安内容が異なるのではないかと考えたが、今回の結果からは明らかな違いはみられなかった。

b) 高齢化を迎えた時の不安×本人の将来について特に不安な点（FQ18 × FQ13）

（P89 表・グラフ 2-3-9）

本人の将来についてもっとも心配に感じている事柄は高齢化を迎える時の心配事と一致している傾

向がある。このことは、「人間関係」「住まい」「経済」「健康」という生きる上で大切な価値をもつ事柄に関する優先順位のあらわれとも考えられよう。しかし、そのような価値の相違に関わらず、全てのケースにおいて「生活面における人的・質的不安」が高い割合を示す結果となっていることから、障害者の生活の質やそこに関わる人への不安や懸念がいかに大きいかということがわかる。

c) 高齢化を迎えた時の不安×あなたに代わる望ましい支援人物・機関 (FQ18 × FQ14MA)

(P90 表・グラフ 2-3-10)

「高齢化を迎えるにあたっての心配事」の項目の中で、「生活面における生活拠点に関する不安」以外において、あなたに代わる望ましい支援人物・機関として「兄弟姉妹」が一番高い割合であった。「生活面における生活拠点に関する不安」は、「施設職員」が一番高い結果となった (53.2%)。

この結果は、親亡き後、障害者の生活の拠点を家族や兄弟姉妹といった身内に期待ができず、もしくは期待する気持ちが少なく、障害者の生活の拠点として施設等を考えている者にとっては、職員への人的かつ質的な期待が高いということが伺える。そのことは、「施設職員」と「生活面における人的・質的不安」との関係も高い割合を示す結果からも示唆される。

(3) 個人対象調査-自由記述の考察関係集計結果表・グラフ

3) (1) 経済面の不安について表 2-3-1 ～グラフ 2-3-4 (P77 ～ P78)

表2-3-①FQ17経済的不安自由回答分類

FQ17. 経済面での不安回答分類

	回答数	%／1970	%／1842
1. 現在の医療費	35	1.80%	1.90%
2. 将来の医療費	10	0.50%	0.50%
3. 現在の障害者年金	374	19.00%	20.30%
4. 将来の障害者年金	154	7.80%	8.40%
5. 現在の障害者支援法	319	16.20%	17.30%
6. 将来の障害者支援法	67	3.40%	3.60%
7. 金銭管理	109	5.50%	5.90%
8. 仕事・就労	90	4.60%	4.90%
9. その他	812	41.20%	44.10%
合計	1970	100.00%	106.90%

複数回答集計※回答数1970この設問への回答者数1842(38.1%)

グラフ2-3-①FQ17経済的不安自由回答分類

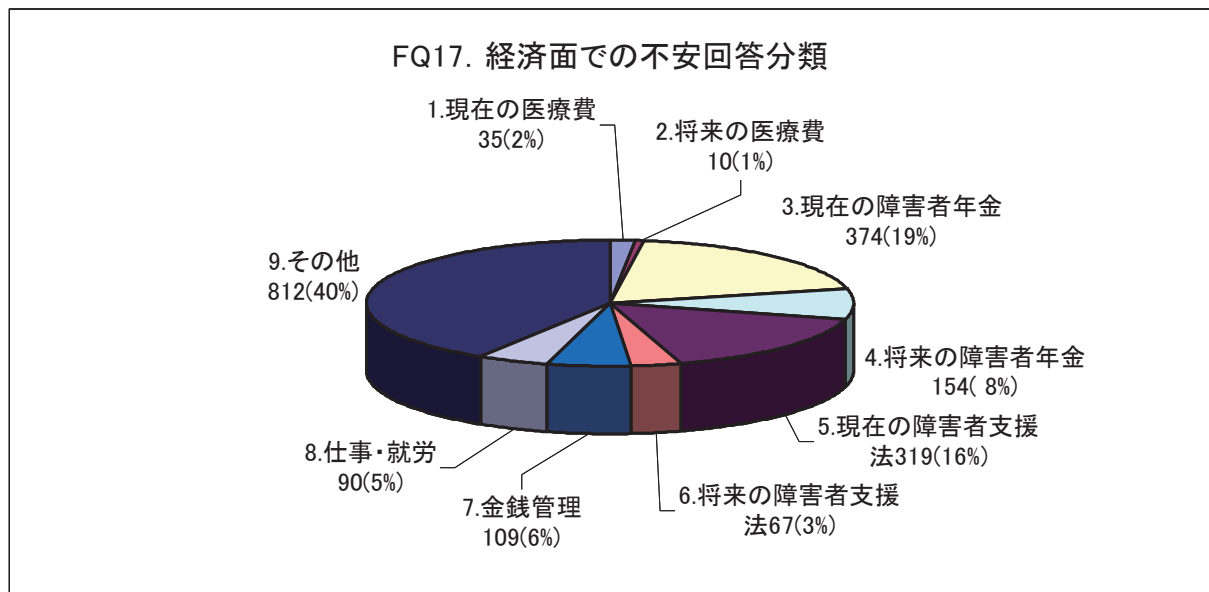


表 2-3-1 FQ17 経済的不安×FQ6s1 身辺生活自立度 1.衣服の着脱

FQ17*fq6s1 クロス表

		fq6s1. 身辺生活1. 衣服の着脱					合計
		無回答	全面介助	部分介助	ほぼ自立	完全自立	
経済的 不安自由 回答分類(a)	fq17cd1. 現在の医療費	0	7	14	11	3	35
		0.00%	4.10%	2.10%	1.60%	0.70%	
	fq17cd2. 将来の医療費	0	0	6	3	1	10
		0.00%	0.00%	0.90%	0.40%	0.20%	
	fq17cd3. 現在の障害者年金	8	31	137	124	74	374
		22.20%	18.10%	20.80%	18.40%	17.20%	
	fq17cd4. 将来の障害者年金	2	10	58	54	30	154
		5.60%	5.80%	8.80%	8.00%	7.00%	
	fq17cd5. 現在の障害者支援法	4	38	119	103	55	319
		11.10%	22.20%	18.10%	15.30%	12.80%	
	fq17cd6. 将来の障害者支援法	0	6	22	23	16	67
		0.00%	3.50%	3.30%	3.40%	3.70%	
	fq17cd7. 金銭管理	2	4	28	39	36	109
		5.60%	2.30%	4.20%	5.80%	8.40%	
	fq17cd8. 仕事・就労	0	1	19	32	38	90
		0.00%	0.60%	2.90%	4.80%	8.80%	
	fq17cd9. その他	20	74	256	284	178	812
		55.60%	43.30%	38.80%	42.20%	41.30%	
合計		36	171	659	673	431	1970

%は、fq6s1 内(縦列の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-3-1 FQ17 経済的不安×FQ6s1 身辺生活自立度 1.衣服の着脱

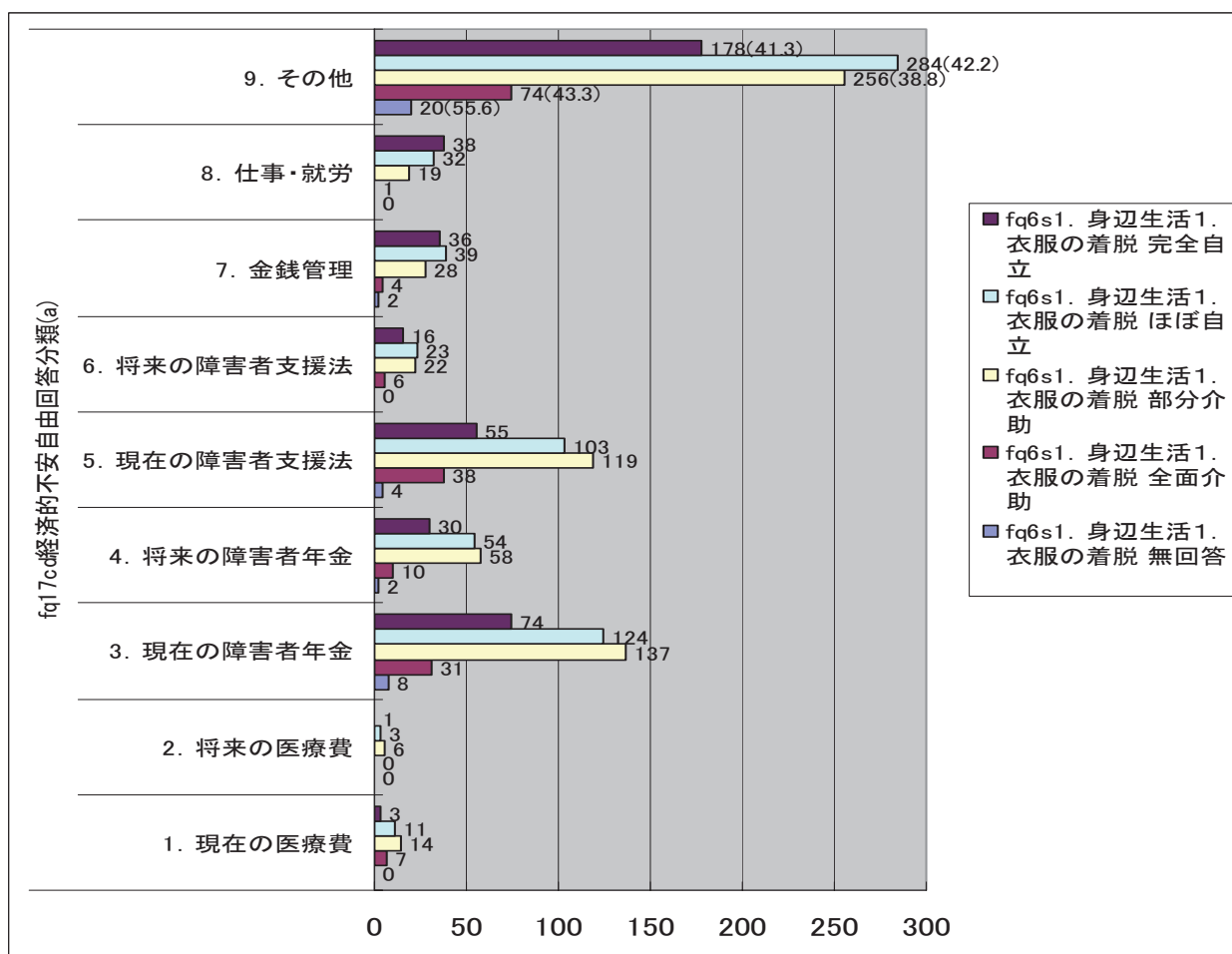


表 2-3-2 FQ17 経済的不安×FQ7s1 基礎年金の使い道

FQ17*fq7s1 クロス表								
		fq7s1. 基礎年金の使い道						合計
		無回答	本人の生活費として使っている	本人のために全額貯蓄している	家族の生活費に組み入れている	その他（ ）	本人が未成年=非該当	
FQ17. 経済的不安自由回答分類(a)	1. 現在の医療費	0	25	2	4	3	1	35
		0.00%	2.70%	1.20%	2.00%	2.00%	0.20%	
	2. 将来の医療費	0	5	0	0	1	4	10
		0.00%	0.50%	0.00%	0.00%	0.70%	1.00%	
	3. 現在の障害者年金	10	216	27	37	39	45	374
		11.50%	22.90%	15.60%	18.60%	26.20%	10.70%	
	4. 将来の障害者年金	10	80	18	18	3	25	154
		11.50%	8.50%	10.40%	9.00%	2.00%	6.00%	
	5. 現在の障害者支援法	9	167	19	32	29	63	319
		10.30%	17.70%	11.00%	16.10%	19.50%	15.00%	
	6. 将来の障害者支援法	3	30	8	12	3	11	67
		3.40%	3.20%	4.60%	6.00%	2.00%	2.60%	
	7. 金銭管理	8	31	19	8	7	36	109
		9.20%	3.30%	11.00%	4.00%	4.70%	8.60%	
	8. 仕事・就労	7	22	9	3	4	45	90
		8.00%	2.30%	5.20%	1.50%	2.70%	10.70%	
	9. その他	40	366	71	85	60	190	812
		46.00%	38.90%	41.00%	42.70%	40.30%	45.20%	
合計		87	942	173	199	149	420	1970
%は、fq7s1 内での割合。								

グラフ 2-3-2 FQ17 経済的不安×FQ7s1 基礎年金の使い道

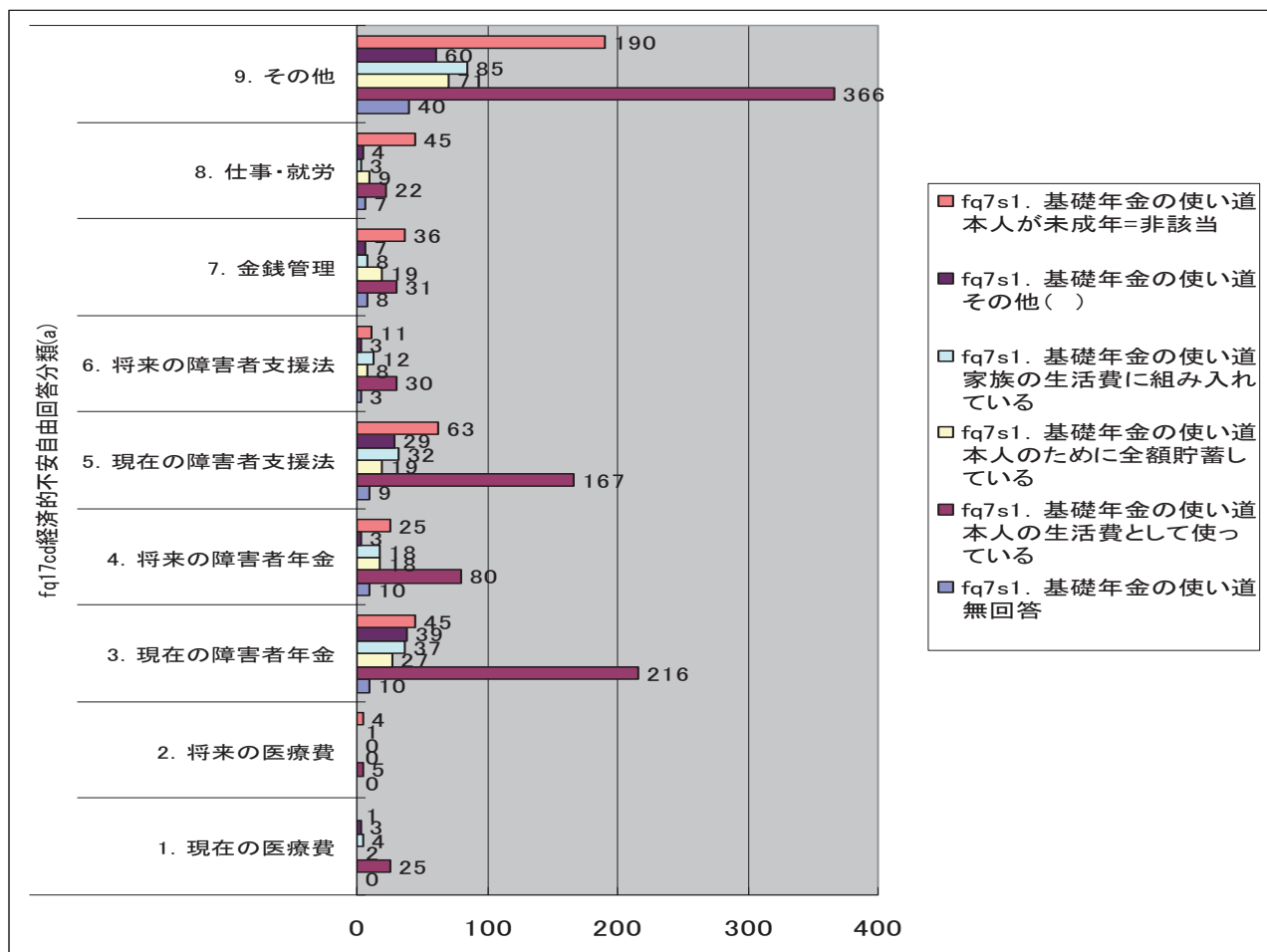


表 2-3-3 FQ17 経済的不安×FQ障害者手帳所有種類

FQ17*FQ4a3 クロス表									
		fq4a3. 障害者手帳所有種類(a)							合計
		療育手帳1 度(最重度)	療育手帳2 度(重度)	療育手帳3 度(中度)	療育手帳4 度(軽度)	身体障害者 手帳	精神障手害 帳者	手帳所有不 明	
FQ17. 経済的 不安自 由回答 分類	1. 現在の医療費	1	16	11	0	4	0	5	37
		0.70%	1.80%	2.10%	0.00%	2.60%	0.00%	1.90%	
	2. 将来の医療費	3	1	2	2	2	0	1	11
		2.10%	0.10%	0.40%	2.10%	1.30%	0.00%	0.40%	
	3. 現在の障害者年金	29	176	80	20	33	1	54	393
		20.60%	20.00%	15.40%	20.80%	21.30%	100.00%	21.00%	
	4. 将来の障害者年金	14	66	42	8	13	0	18	161
		9.90%	7.50%	8.10%	8.30%	8.40%	0.00%	7.00%	
	5. 現在の障害者支援法	26	167	68	3	25	0	43	332
		18.40%	19.00%	13.10%	3.10%	16.10%	0.00%	16.70%	
	6. 将来の障害者支援法	4	34	18	3	4	0	7	70
		2.80%	3.90%	3.50%	3.10%	2.60%	0.00%	2.70%	
	7. 金銭管理	5	40	45	8	1	0	11	110
		3.50%	4.60%	8.70%	8.30%	0.60%	0.00%	4.30%	
	8. 仕事・就労	5	14	47	11	3	0	10	90
		3.50%	1.60%	9.10%	11.50%	1.90%	0.00%	3.90%	
	9. その他	54	365	205	41	70	0	108	843
		38.30%	41.50%	39.60%	42.70%	45.20%	0.00%	42.00%	
合計		141	879	518	96	155	1	257	2047
%は、FQ4a3 内(縦列の合計を100%としたときの割合です。									

%は、FQ4a3 内(縦列の合計を100%としたときの割合です。

グラフ 2-3-3 FQ17 経済的不安×FQ4a3 障害者手帳所有種類

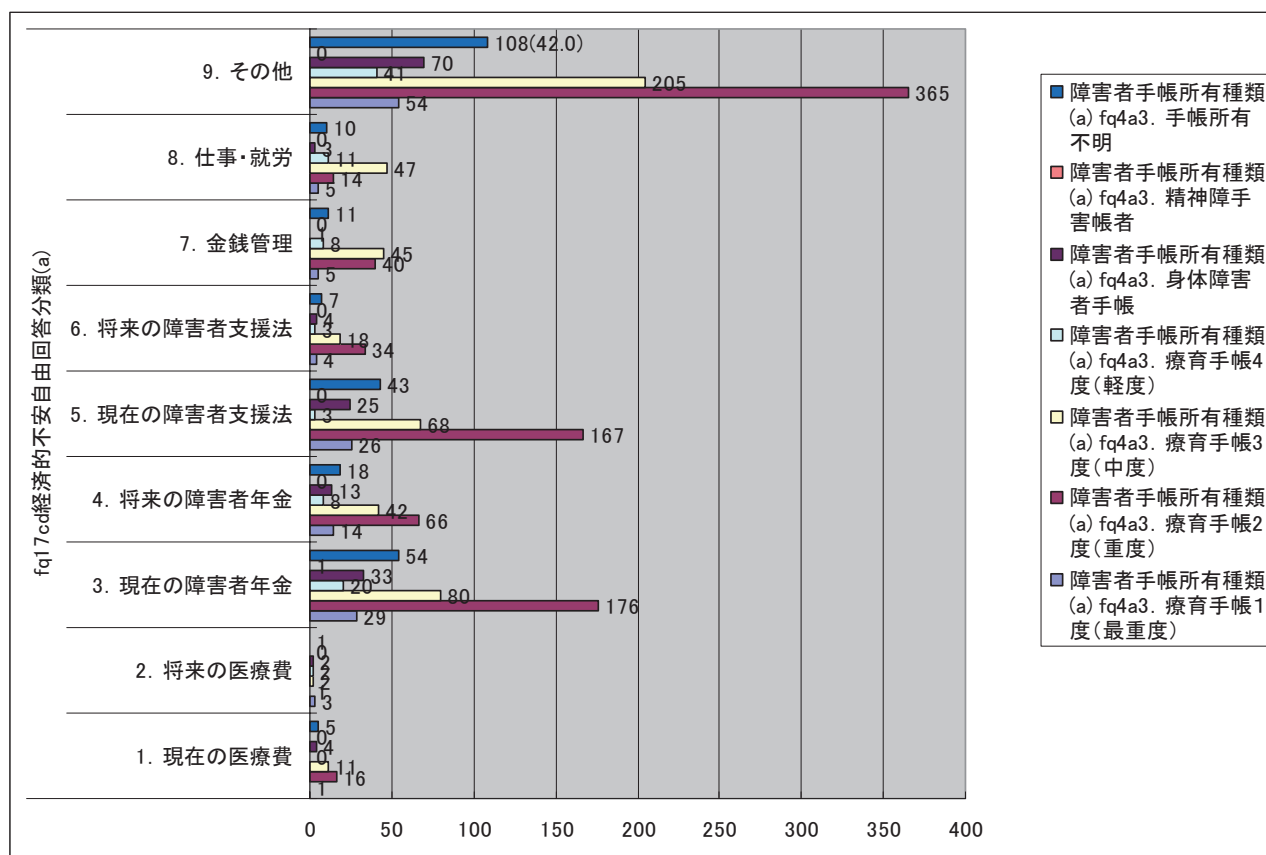
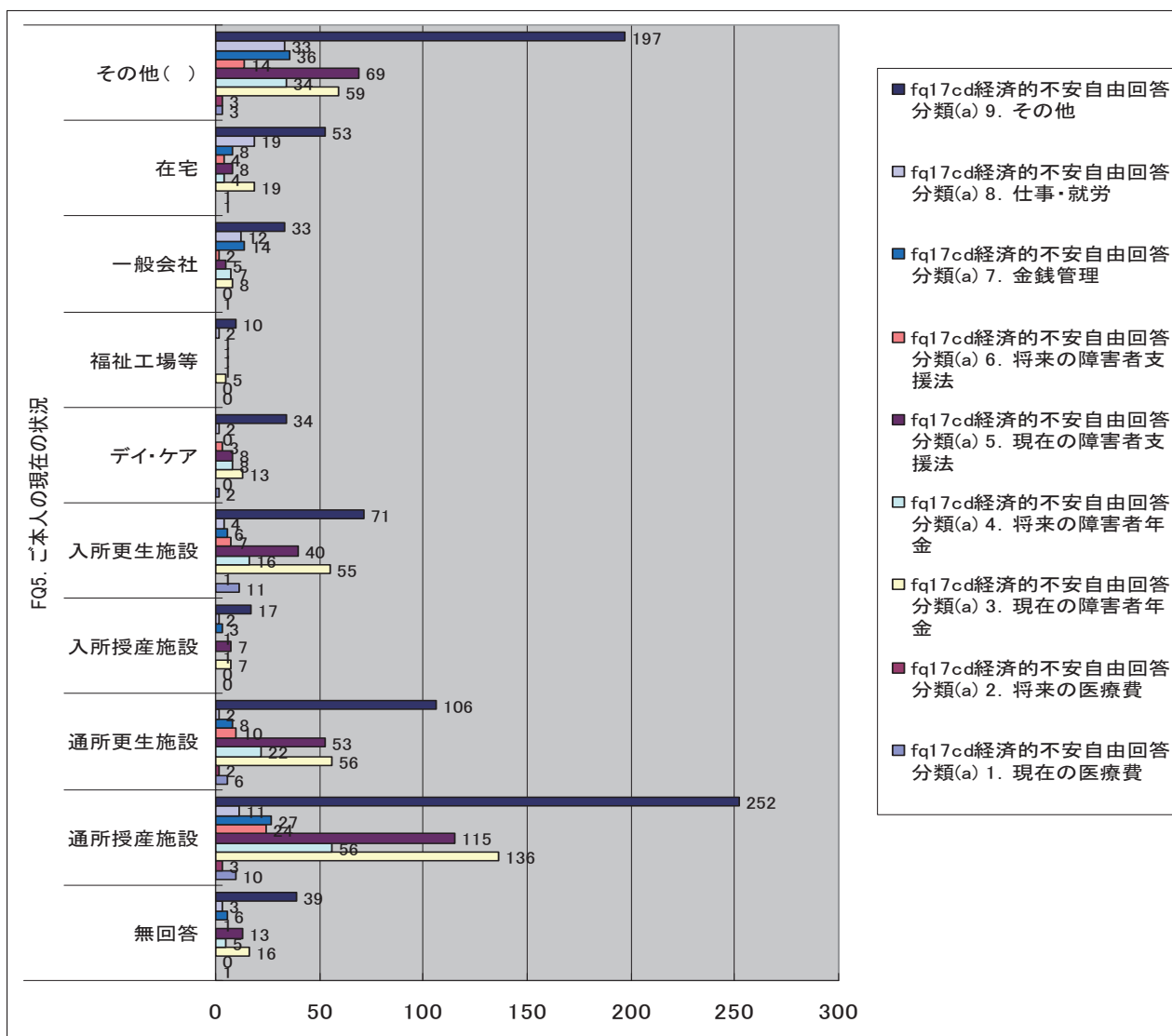


表 2-3-4 FQ17 経済的不安×FQ5 ご本人の現在の状況

FQ17*fq5 クロス表												
		FQ5. ご本人の現在の状況										合計
		無回答	通所授産施設	通所更生施設	入所授産施設	入所更生施設	デイ・ケア	福祉工場等	一般会社	在宅	その他()	
FQ17. 経済的不安自由回答分類(a)	1. 現在の医療費	1	10	6	0	11	2	0	1	1	3	35
		1.20%	1.60%	2.30%	0.00%	5.20%	2.90%	0.00%	1.20%	0.90%	0.70%	
	2. 将来の医療費	0	3	2	0	1	0	0	0	1	3	10
		0.00%	0.50%	0.80%	0.00%	0.50%	0.00%	0.00%	0.00%	0.90%	0.70%	
	3. 現在の障害者年金	16	136	56	7	55	13	5	8	19	59	374
		19.00%	21.50%	21.10%	18.40%	26.10%	18.60%	23.80%	9.80%	16.20%	13.20%	
	4. 将来の障害者年金	5	56	22	1	16	8	1	7	4	34	154
		6.00%	8.80%	8.30%	2.60%	7.60%	11.40%	4.80%	8.50%	3.40%	7.60%	
	5. 現在の障害者支援法	13	115	53	7	40	8	1	5	8	69	319
		15.50%	18.10%	20.00%	18.40%	19.00%	11.40%	4.80%	6.10%	6.80%	15.40%	
	6. 将来の障害者支援法	1	24	10	1	7	3	1	2	4	14	67
		1.20%	3.80%	3.80%	2.60%	3.30%	4.30%	4.80%	2.40%	3.40%	3.10%	
	7. 金銭管理	6	27	8	3	6	0	1	14	8	36	109
		7.10%	4.30%	3.00%	7.90%	2.80%	0.00%	4.80%	17.10%	6.80%	8.00%	
	8. 仕事・就労	3	11	2	2	4	2	2	12	19	33	90
		3.60%	1.70%	0.80%	5.30%	1.90%	2.90%	9.50%	14.60%	16.20%	7.40%	
	9. その他	39	252	106	17	71	34	10	33	53	197	812
		46.40%	39.70%	40.00%	44.70%	33.60%	48.60%	47.60%	40.20%	45.30%	44.00%	
合計		84	634	265	38	211	70	21	82	117	448	1970
%は、FQ5 内(縦列の合計を100としたときの割合です。												

%は、FQ5 内(縦列の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-3-4 FQ17 経済的不安×FQ5 ご本人の現在の状況



3) (2) 高齢化への不安について表 2-3- ②へグラフ 2-3-10

グラフ2-3-②高齢化への不安自由回答分類

FQ18 高齢化時の不安回答分類

	回答数	%／3948	%／3237
1. 仕事	36	0.90%	1.10%
2. 経済・余暇・管理	458	11.60%	14.20%
3. 生活人・質	954	24.20%	29.60%
4. 生活・生活拠点	660	16.70%	20.50%
5. 健康	388	9.80%	12.10%
6. その他	1452	36.80%	45.10%
合計	3948	100.00%	122.60%

複数回答集計※回答数3948この設問への回答者数3219(66.5%)

グラフ2-3-②高齢化への不安自由回答分類

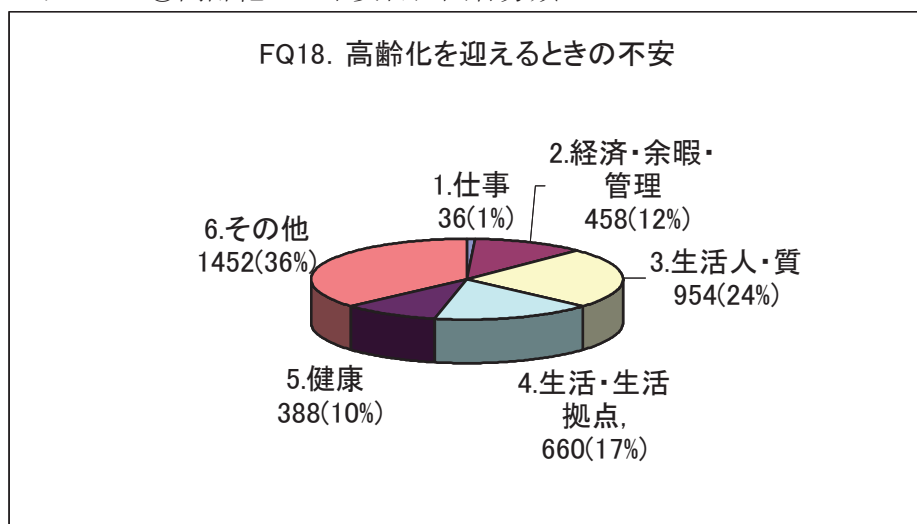


表 2-3-5 FQ18 高齢化時の不安×FQ8 家族内での相談相手

FQ18*fq8 クロス表

		FQ8. 日頃の家族相談相手の有無			合計
		無回答	はい	いいえ	
FQ18. 高齢化時の 不安自由回 答分類	1. 仕事	0	34	2	36
		0.00%	1.10%	0.30%	
	2. 経済・余 暇・管理	22	365	71	458
		13.60%	11.70%	10.70%	
	3. 生活面 人的・質的	44	747	163	954
		27.20%	23.90%	24.60%	
	4. 生活・生 活拠点	24	520	116	660
		14.80%	16.70%	17.50%	
	5. 健康	11	318	59	388
		6.80%	10.20%	8.90%	
6. その他	61	1139	252	1452	
	37.70%	36.50%	38.00%		
合計		162	3123	663	3948
%は、FQ8 内(縦列)の合計を100%としたときの割合です。					

表 2-3-6 FQ18 高齢化時の不安×FQ8s1 家族内相談相手との成年後見制度についての話題

FQ18*fq8s1 クロス表					
		fq8s1. 成年後見制度についての話題の有無			合計
		無回答	ある	ない	
FQ18. 高齢化時の不安自由回答分類	1. 仕事	1	20	15	36
		0.20%	1.80%	0.70%	
	2. 経済・余暇・管理	68	137	253	458
		10.20%	12.00%	11.80%	
	3. 生活人・質	164	270	520	954
		24.70%	23.60%	24.30%	
	4. 生活・生活拠点	107	186	367	660
		16.10%	16.30%	17.10%	
	5. 健康	62	133	193	388
		9.30%	11.60%	9.00%	
	6. その他	262	396	794	1452
		39.50%	34.70%	37.10%	
合計		664	1142	2142	3948
％は、FQ8 内(縦列)の合計を100%としたときの割合です。					

表 2-3-7 FQ18 高齢化時の不安×FQ9 家族外相談相手

		FQ9. 家族以外の相談相手の有無			合計
		無回答	いる	いない	
FQ18. 高齢化時の不安自由回答分類	1. 仕事	1	26	9	36
		0.80%	0.80%	1.20%	
	2. 経済・余暇・管理	19	354	85	458
		14.80%	11.50%	11.50%	
	3. 生活人・質	38	749	167	954
		29.70%	24.30%	22.60%	
	4. 生活・生活拠点	20	517	123	660
		15.60%	16.80%	16.60%	
	5. 健康	8	331	49	388
		6.30%	10.70%	6.60%	
6. その他	42	1103	307	1452	
	32.80%	35.80%	41.50%		
合計		128	3080	740	3948
％は、FQ8 内(縦列)の合計を100%としたときの割合です。					

表 2-3-8 FQ18 高齢化時の不安×FQ9s1 家族外相談相手との成年後見制度についての話題

FQ18*fq9s1 クロス表					
		fq9s1. 成年後見制度についての話の有無			合計
		無回答	ある	ない	
FQ18. 高齢化時の不安自由回答分類	1. 仕事	8	11	17	36
		1.00%	1.00%	0.80%	
	2. 経済・余暇・管理	92	116	250	458
		11.90%	11.00%	11.80%	
	3. 生活人・質	172	266	516	954
		22.30%	25.30%	24.30%	
	4. 生活・生活拠点	142	180	338	660
		18.40%	17.10%	15.90%	
	5. 健康	62	119	207	388
		8.00%	11.30%	9.70%	
6. その他	295	361	796	1452	
	38.30%	34.30%	37.50%		
合計		771	1053	2124	3948
%は、FQ8 内(縦列)の合計を100%としたときの割合です。					

次ページに上記 4 表を一つのグラフで表示。

グラフ 2-3-5 FQ18 高齢化時の不安×FQ8,8s1,9,9s1 家族・家族外相談相手、成年後見制度についての話題
(上記4表を一つのグラフ)

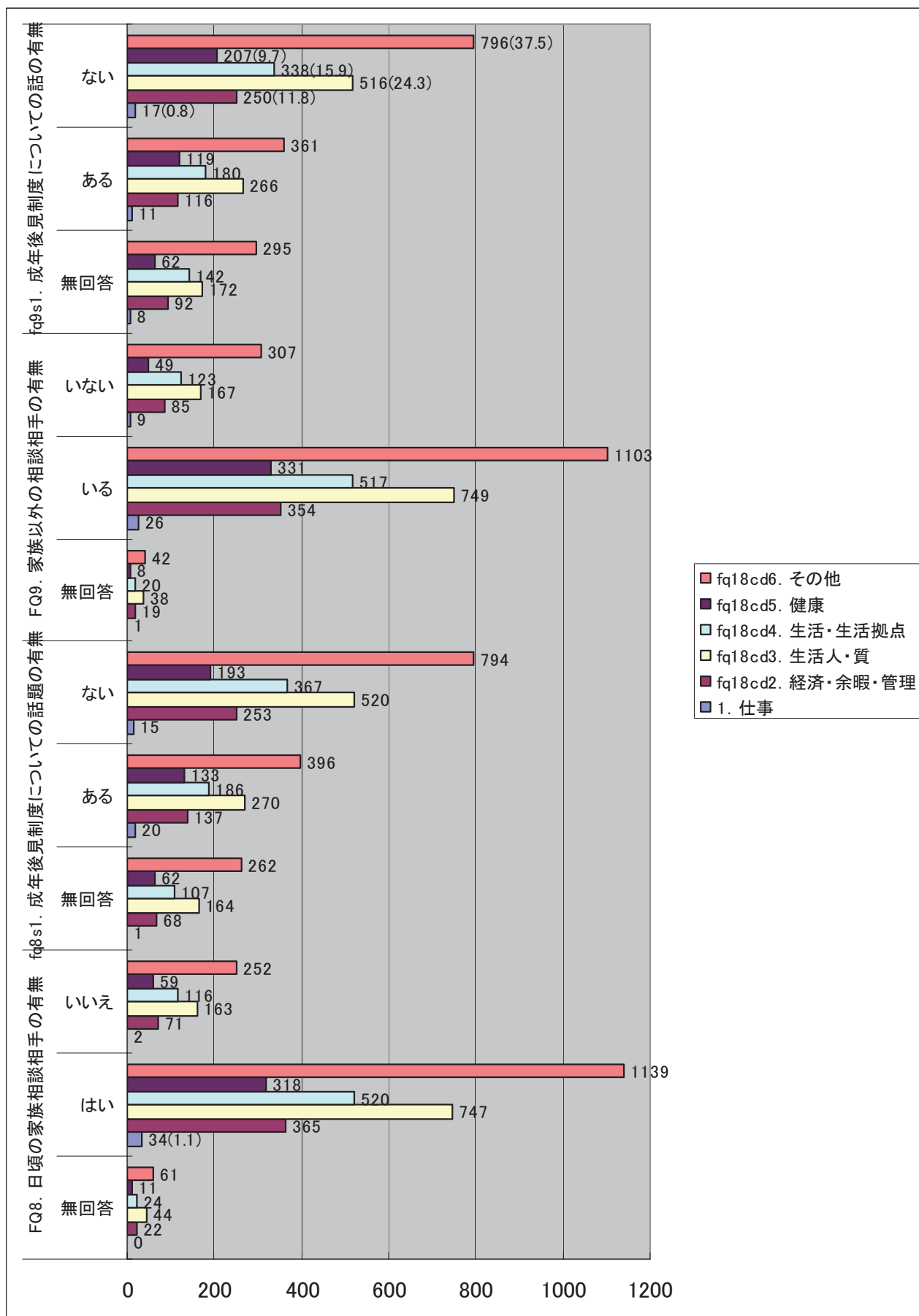


表 2-3-9 FQ18 高齢化時の不安×FQ13 本人の将来について心配な点

		FQ13. 本人の将来について特に心配な点						合計
		無回答	世話を する人	住まい	経済面	健康面	その他()	
FQ18. 高齢化を迎える ときの不安 自由回答分 類(a)	1. 仕事	0	22	1	9	2	2	36
		0.00%	0.80%	1.10%	1.70%	0.50%	2.20%	
	2. 経済・余 暇・管理	7	289	10	114	28	10	458
		12.70%	10.40%	10.80%	21.40%	7.20%	10.90%	
	3. 生活人・質	9	723	26	108	71	17	954
		16.40%	26.00%	28.00%	20.30%	18.20%	18.50%	
	4. 生活・生活 拠点	11	496	24	59	51	19	660
		20.00%	17.80%	25.80%	11.10%	13.10%	20.70%	
	5. 健康	7	226	5	47	95	8	388
		12.70%	8.10%	5.40%	8.80%	24.40%	8.70%	
6. その他	21	1030	27	195	143	36	1452	
	38.20%	37.00%	29.00%	36.70%	36.70%	39.10%		
合計		55	2786	93	532	390	92	3948
%は、FQ13(縦列)の合計を100としたときの割合です。								

%は、FQ13(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-3-9 FQ18 高齢化時の不安×FQ13 本人の将来について心配な点

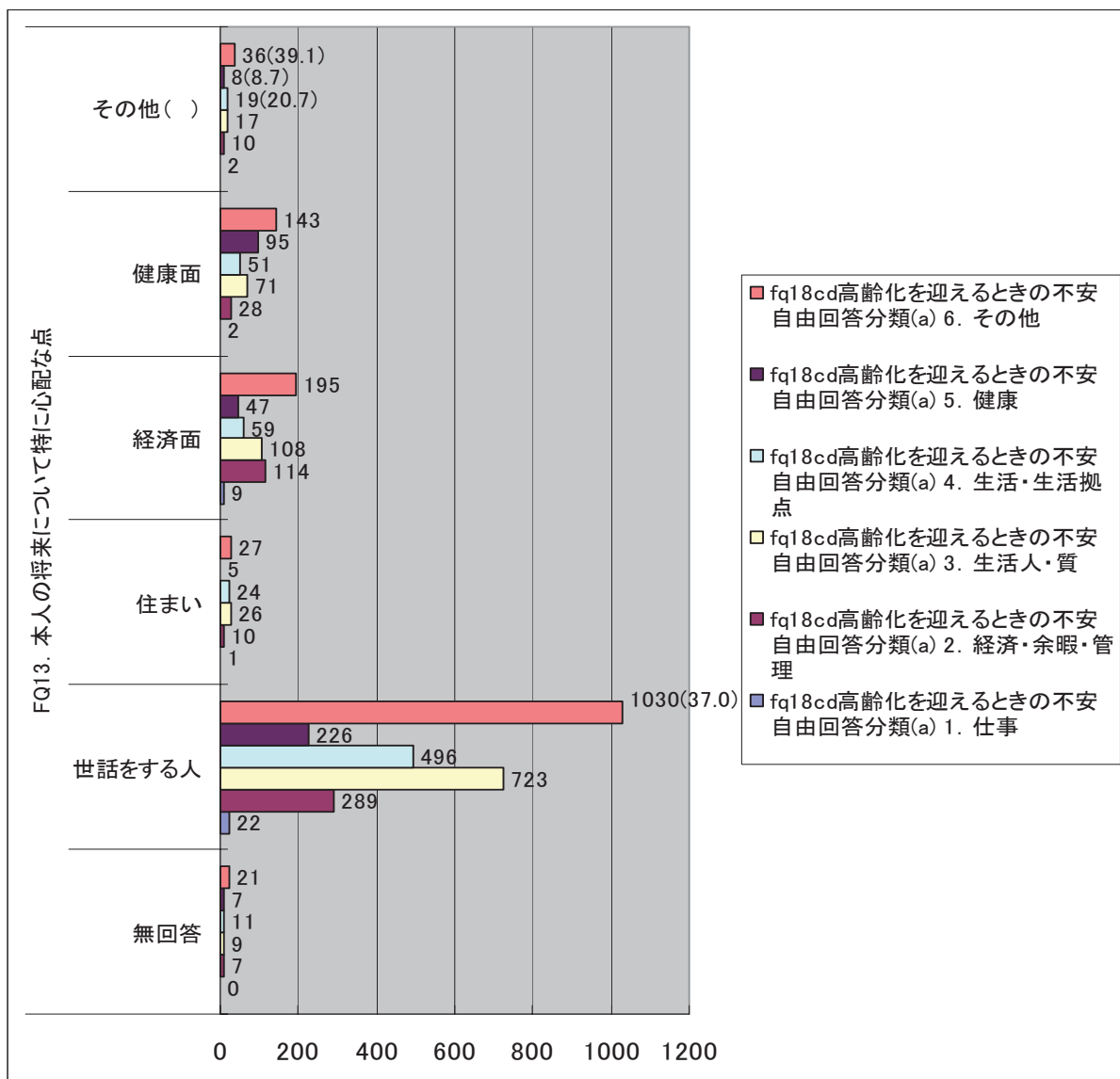


表 2-3-10 FQ18 高齢化時の不安×FQ14 あなたに代わる支援者希望人物・機関

表2-3-10

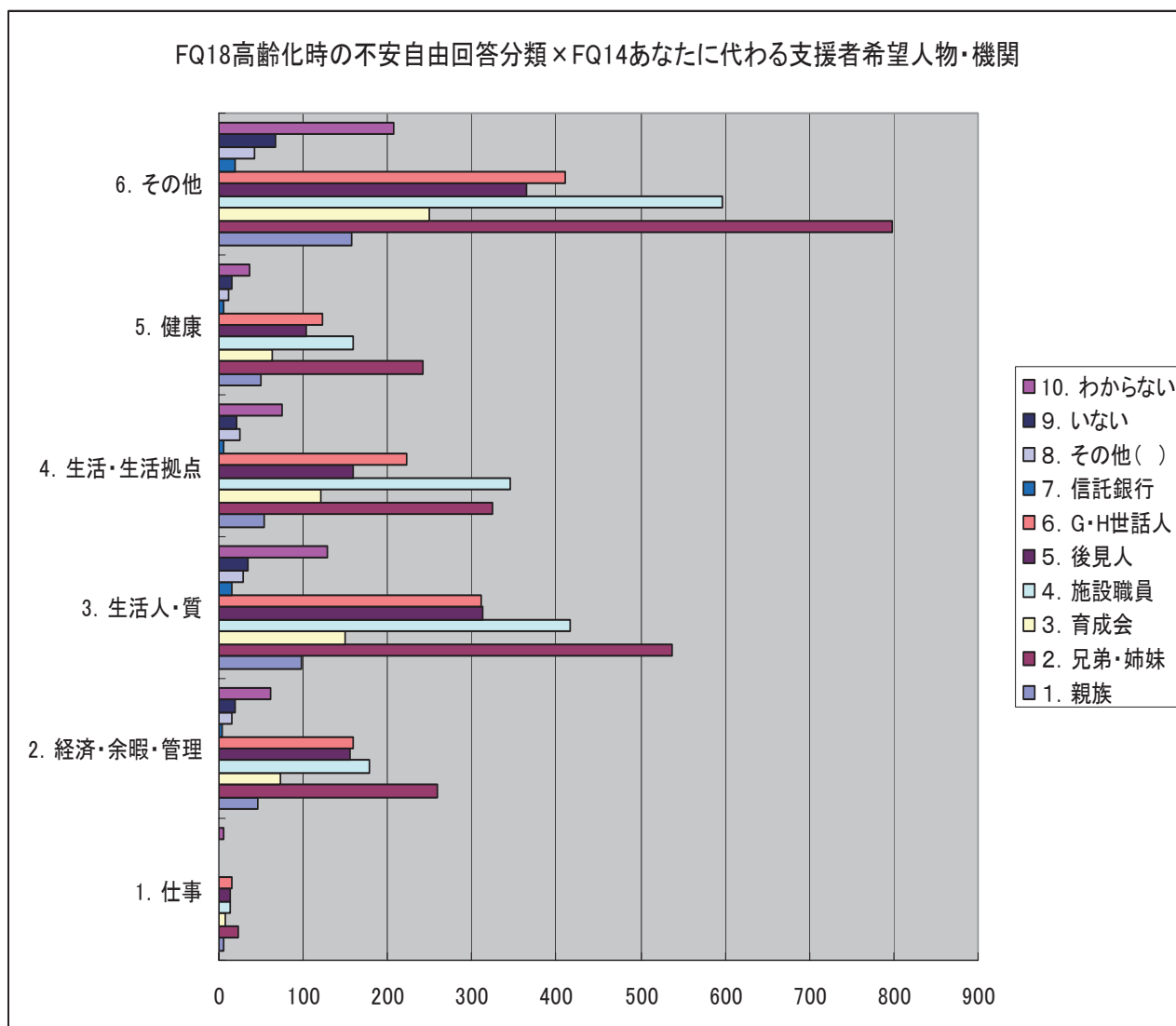
表2-10

		FQ18*FQ14 クロス表											
		あなたに代わる支援者希望人物・機関											
		1. 親族	2. 兄弟・姉妹	3. 育成会	4. 施設職員	5. 後見人	6. G・H世話人	7. 信託銀行	8. その他()	9. いない	10. わからない	合計	
高齢化時の不安分類	fq18cd1. 仕事	度数	6	23	8	14	14	15	0	1	1	5	36
		\$FQ18 内での割合 (%)	16.70%	63.90%	22.20%	38.90%	38.90%	41.70%	0.00%	2.80%	2.80%	13.90%	
	fq18cd2. 経済・余暇・管理	度数	47	259	73	179	156	159	4	16	20	61	453
		\$FQ18 内での割合 (%)	10.40%	57.20%	16.10%	39.50%	34.40%	35.10%	0.90%	3.50%	4.40%	13.50%	
	fq18cd3. 生活人・質	度数	98	537	149	416	312	310	15	28	34	129	945
		\$FQ18 内での割合 (%)	10.40%	56.80%	15.80%	44.00%	33.00%	32.80%	1.60%	3.00%	3.60%	13.70%	
	fq18cd4. 生活・生活拠点	度数	54	325	120	345	159	222	6	25	22	74	649
		\$FQ18 内での割合 (%)	8.30%	50.10%	18.50%	53.20%	24.50%	34.20%	0.90%	3.90%	3.40%	11.40%	
	fq18cd5. 健康	度数	49	241	63	160	104	122	5	12	15	37	383
		\$FQ18 内での割合 (%)	12.80%	62.90%	16.40%	41.80%	27.20%	31.90%	1.30%	3.10%	3.90%	9.70%	
	fq18cd6. その他	度数	158	799	250	597	365	411	19	43	68	208	1430
		\$FQ18 内での割合 (%)	11.00%	55.90%	17.50%	41.70%	25.50%	28.70%	1.30%	3.00%	4.80%	14.50%	
合計		度数	340	1787	544	1410	869	969	40	95	132	415	3175

%は、FQ18(横行)の合計を100としたときの割合です。

%は、FQ18(横行)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 2-3-10 FQ18 高齢化時の不安×FQ14 あなたに代わる支援者希望人物・機関



3. 調査結果 2-地方育成会対象調査

1) 単純集計結果と回答団体の属性

(1) 単純集計結果

①基礎調査項目 A：回答者の属性

F1. 会名称（自由記述回答）

F1-1. 所在地（都道府県、政令指定都市）

表 3-2

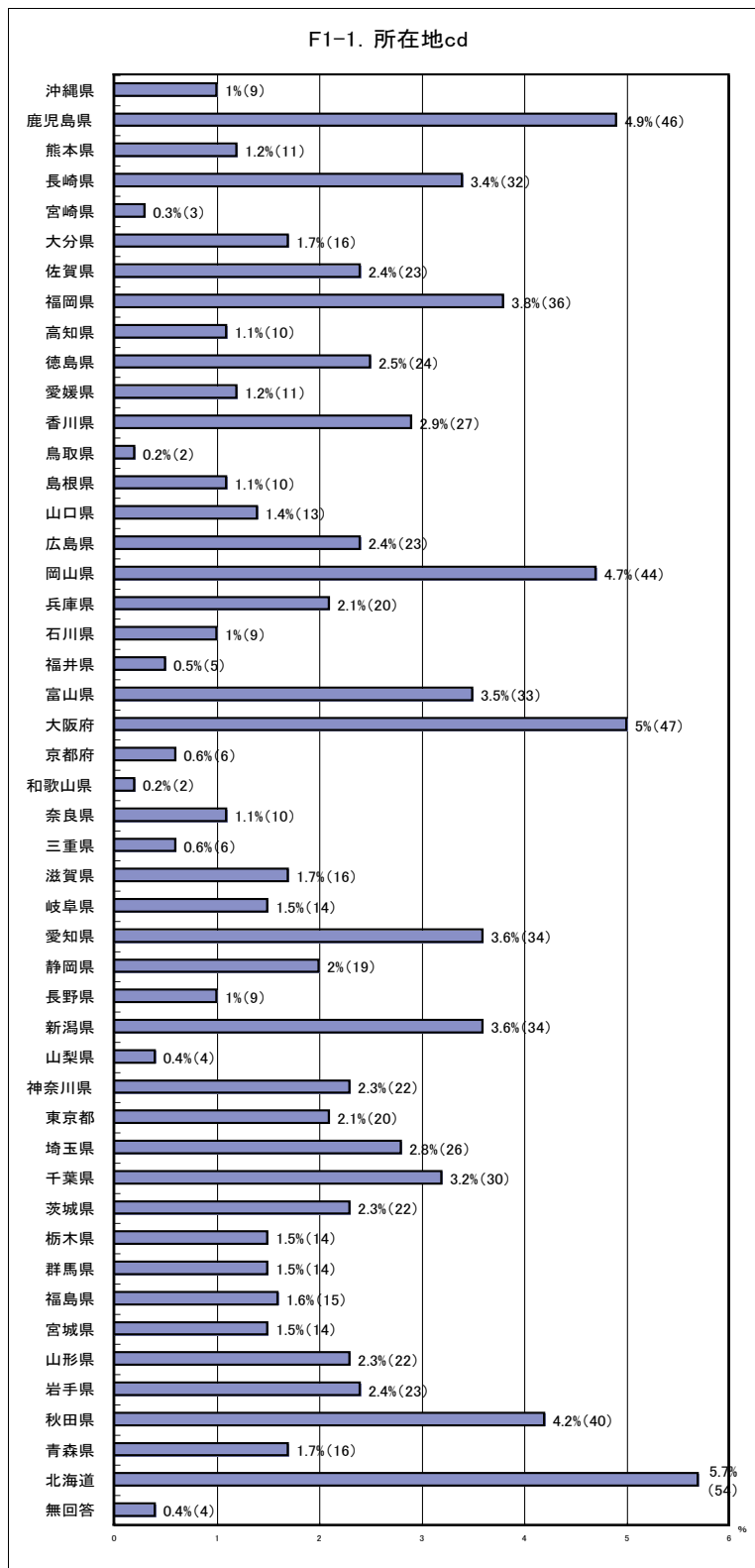
F1-1. 所在地		
	回答数	%
無回答	4	0.4
北海道	54	5.7
青森県	16	1.7
秋田県	40	4.2
岩手県	23	2.4
山形県	22	2.3
宮城県	14	1.5
福島県	15	1.6
群馬県	14	1.5
栃木県	14	1.5
茨城県	22	2.3
千葉県	30	3.2
埼玉県	26	2.8
東京都	20	2.1
神奈川県	22	2.3
山梨県	4	0.4
新潟県	34	3.6
長野県	9	1
静岡県	19	2
愛知県	34	3.6
岐阜県	14	1.5
滋賀県	16	1.7
三重県	6	0.6
奈良県	10	1.1
和歌山県	2	0.2
京都府	6	0.6
大阪府	47	5
富山県	33	3.5
福井県	5	0.5
石川県	9	1
兵庫県	20	2.1
岡山県	44	4.7
広島県	23	2.4
山口県	13	1.4
島根県	10	1.1
鳥取県	2	0.2
香川県	27	2.9
愛媛県	11	1.2
徳島県	24	2.5
高知県	10	1.1
福岡県	36	3.8
佐賀県	23	2.4
大分県	16	1.7
宮崎県	3	0.3
長崎県	32	3.4
熊本県	11	1.2
鹿児島県	46	4.9
沖縄県	9	1
合計	944	100

表 3-1

F1. 会の名称

	回答数	%
無回答	31	3.3
記入有り	913	96.7
合計	944	100.0

グラフ 3-2

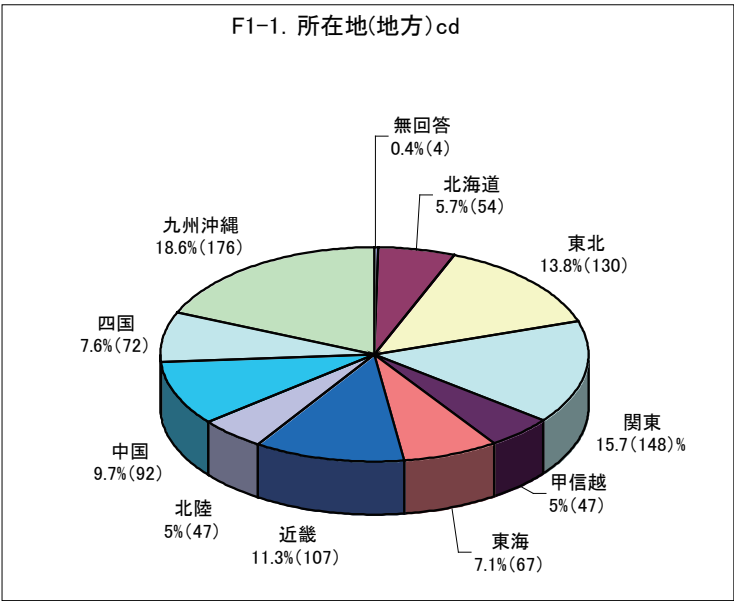


F1-1. 所在地（都道府県、政令指定都市）

表 3-3

F1-1. 所在地（地方）		
	回答数	%
無回答	4	0.4
北海道	54	5.7
東北	130	13.8
関東	148	15.7
甲信越	47	5.0
東海	67	7.1
近畿	107	11.3
北陸	47	5.0
中国	92	9.7
四国	72	7.6
九州沖縄	176	18.6
合計	944	100.0

グラフ 3-3



F1-1. 所在地（都道府県、政令指定都市）

表 3-4

F1-1. 政令指定都市		
	回答数	%
0	867	91.8
さいたま市	1	0.1
愛知県	1	0.1
横浜市	5	0.5
京都市	6	0.6
広島市	9	1
札幌市	1	0.1
神戸市	2	0.2
静岡市	1	0.1
仙台市	3	0.3
千葉市	2	0.2
川崎市	4	0.4
大阪市	20	2.1
福岡市	1	0.1
北九州市	12	1.3
名古屋市	9	1
合計	944	100

F1-1. 回答者氏名・役職

表 3-5

F2. 氏名		
	回答数	%
無回答	32	3.4
記入有り	912	96.6
合計	944	100.0

表 3-6

F2s1. 役職		
	回答数	%
無回答	57	6.0
記入有り	887	94.0
合計	944	100.0

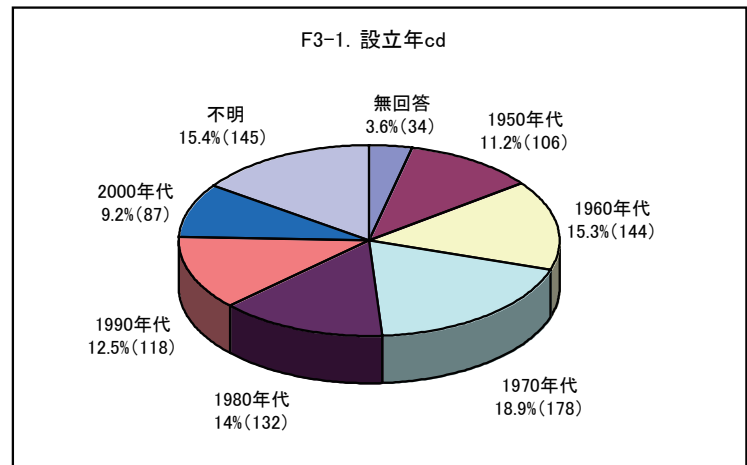
②基礎調査項目 B：会の活動沿革、現状

F3-1. 会の設立年月

表 3-7

F3-1. 設立年		
	回答数	%
無回答	34	3.6
1950年代	106	11.2
1960年代	144	15.3
1970年代	178	18.9
1980年代	132	14
1990年代	118	12.5
2000年代	87	9.2
不明	145	15.4
合計	944	100

グラフ 3-7

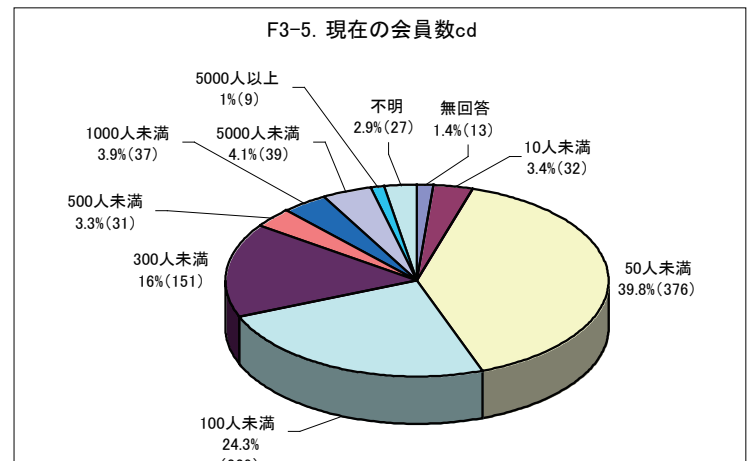


F3-2. 設立時の会名称（自由記述回答）

表 3-8

F3-2. 設立時の会名称		
	回答数	%
無回答・不明	56	5.9
現在と違う名称	250	26.5
現在と同じ名称	406	43.0
親の会	232	24.0
合計	944	100.0

グラフ 3-8

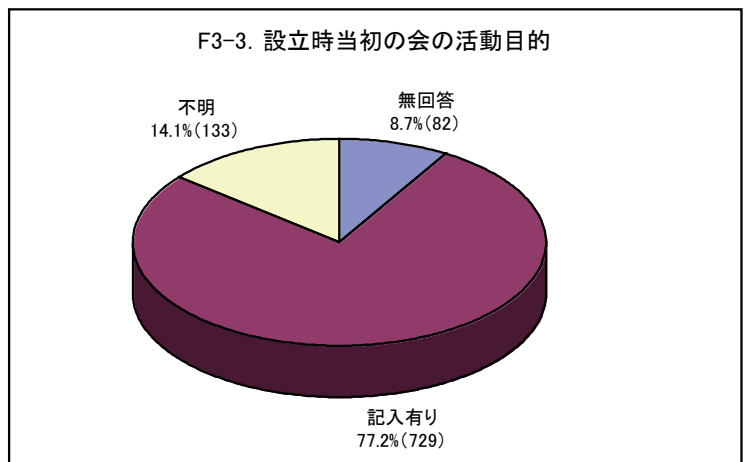


F3-3. 設立当初の活動目的（自由記述回答）

表 3-9

F3-3. 設立時当初の会の活動目的		
	回答数	%
無回答	82	3.7
記入有り	729	77.2
不明	133	14.1
合計	944	100.0

グラフ 3-9

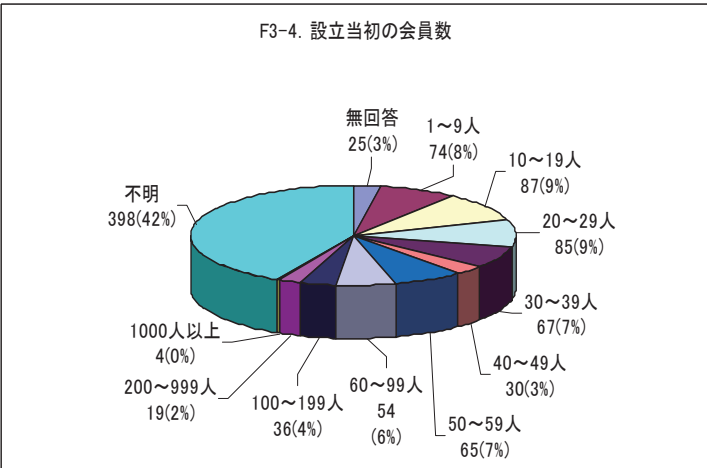


F3-4. 設立当初の会員数

表 3-9-1

F3s4. 設立当時の会員数		
	回答数	%
無回答	25	2.6
1～9人	74	7.8
10～19人	87	9.2
20～29人	85	9
30～39人	67	7.1
40～49人	30	3.2
50～59人	65	6.9
60～99人	54	5.7
100～199人	36	3.8
200～999人	19	2
1000人以上	4	0.4
不明	398	42.2
合計	944	100

グラフ 3-9-1

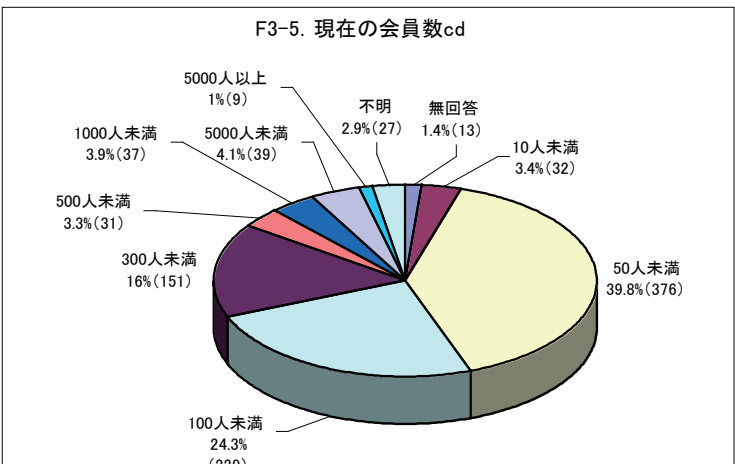


F3-5. 現在の会員数

表 3-10

F3-5. 現在の会員数		
	回答数	%
無回答	13	1.4
10 人未満	32	3.4
50 人未満	376	39.8
100 人未満	229	24.3
300 人未満	151	16
500 人未満	31	3.3
1000 人未満	37	3.9
5000 人未満	39	4.1
5000 人以上	9	1
不明	27	2.9
合計	944	100

グラフ 3-10

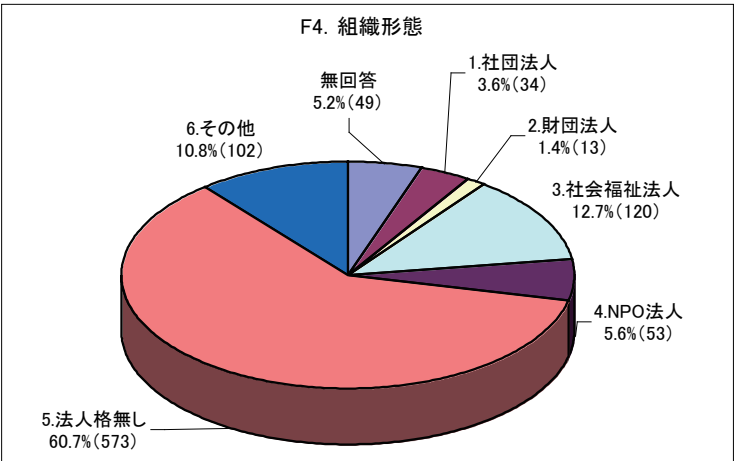


F4. 会の組織形態 = 法人格の有無

表 3-11

F4. 組織形態		
	回答数	%
無回答	49	5.2
1. 社団法人	34	3.6
2. 財団法人	13	1.4
3. 社会福祉法人	120	12.7
4. NPO 法人	53	5.6
5. 法人格無し	573	60.7
6. その他 ()	102	10.8
合計	944	100

グラフ 3-11

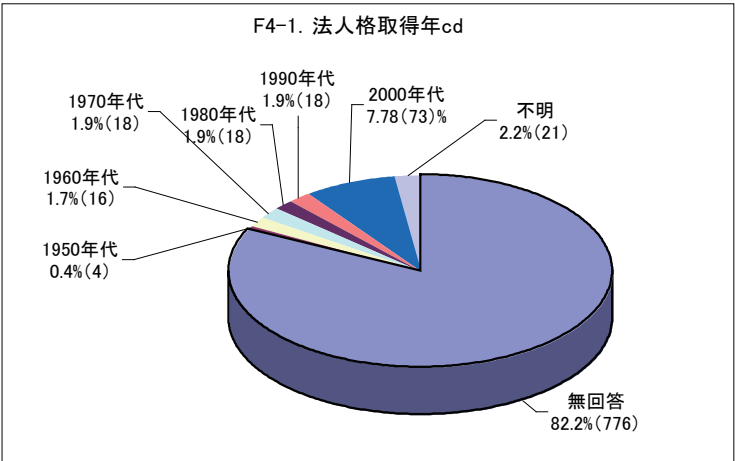


F4-1. 法人格取得年

表 3-12

F4-1. 法人格取得年		
	回答数	%
無回答	776	82.2
1950 年代	4	0.4
1960 年代	16	1.7
1970 年代	18	1.9
1980 年代	18	1.9
1990 年代	18	1.9
2000 年代	73	7.7
不明	21	2.2
合計	944	100

グラフ 3-12

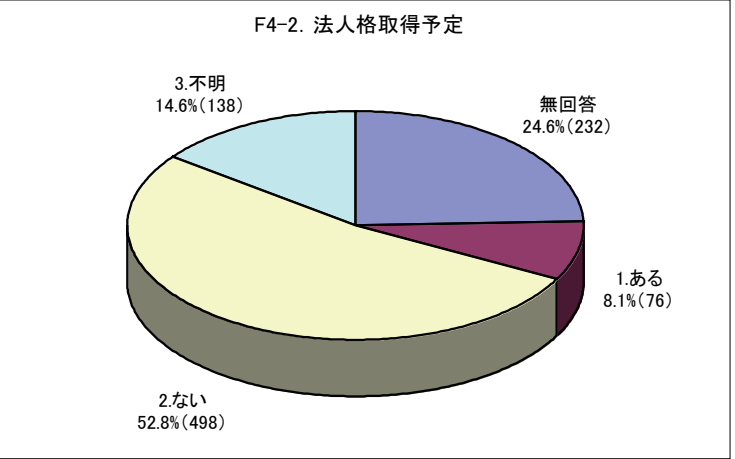


F4-2. 法人格取得予定・希望

表 3-13

F4-2. 法人格取得予定		
	回答数	%
無回答	232	24.6
1. ある	76	8.1
2. ない	498	52.8
3. 不明	138	14.6
合計	944	100

グラフ 3-13



F4-3. 申請状況

表 3-14

F4-3. 申請状況		
	回答数	%
無回答	862	91.3
1. 申請中	17	1.8
2. 申請予定・準備中	38	4
3. 不明	27	2.9
合計	944	100

F4-4. 申請法人種類（自由記述回答）

表 3-15

F4-4. 申請法人種類		
	回答数	%
非該当	887	94
該当	57	6
合計	944	100

F4-4. 申請法人種類

表 3-16

F4-4. 申請法人種類		
	回答数	%
無回答	889	94.2
1. 社団法人	1	0.1
3. 社会福祉法人	11	1.2
4. NPO 法人	40	4.2
5. その他	3	0.3
合計	944	100

F4-5. 法人格取得目的・事業名（自由記述回答）

表 3-17

F4-5. 取得事業目的・事業名		
	回答数	%
無回答	933	98.8
グループホーム運営	3	0.3
デイサービス運営	4	0.4
法人後見制度運営	4	0.4
合計	944	100

F5. 現在の活動内容（複数回答）

表 3-18（F5-1 ～ 10）

F5. 1. 会員相互の親睦

	回答数	%
非該当	140	14.8
現在の活動	642	68
最重点活動	162	17.2
合計	944	100

F5. 2. 会員活動情報の収集・提供

	回答数	%
非該当	291	30.8
現在の活動	580	61.4
最重点活動	73	7.7
合計	944	100

F5. 3. 会員相互の学習活動

	回答数	%
非該当	279	29.6
現在の活動	581	61.5
最重点活動	84	8.9
合計	944	100

F5. 4. デイ・サービス施設運営

	回答数	%
非該当	895	94.8
現在の活動	32	3.4
最重点活動	17	1.8
合計	944	100

F5. 5. グループホーム運営

	回答数	%
非該当	881	93.3
現在の活動	54	5.7
最重点活動	9	1
合計	944	100

F5. 6. 会報発行

	回答数	%
非該当	625	66.2
現在の活動	305	32.3
最重点活動	14	1.5
合計	944	100

F5. 7. 相談事業

	回答数	%
非該当	742	78.6
現在の活動	191	20.2
最重点活動	11	1.2
合計	944	100

F5. 8. 地域社会との交流

	回答数	%
非該当	474	50.2
現在の活動	427	45.2
最重点活動	43	4.6
合計	944	100

F5. 9. 成年後見事業

	回答数	%
非該当	910	96.4
現在の活動	32	3.4
最重点活動	2	0.2
合計	944	100

F5. 10. その他（ ）

	回答数	%
非該当	743	78.7
現在の活動	151	16
最重点活動	50	5.3
合計	944	100

F5. 現在の活動内容（複数回答）

F5-1. 1. 最も重点を置いている活動・事業名

2. 今年度実施日程・期間（自由記述回答）

3. 参加状況（属性別人数等）（自由記述回答）

4. 成果（自由記述回答）

5. 課題（自由記述回答）

表 3-19（F5-①～④）

F5-1 ① 活動・事業名

	回答数	%
無回答	232	24.6
記入有り	712	75.4
合計	944	100.0

F5-1 ② 実施日程・期間

	回答数	%
無回答	298	31.6
記入有り	646	68.4
合計	944	100.0

F5-1 ③ 参加状況（属性別人数）等

	回答数	%
無回答	303	32.1
記入有り	641	67.9
合計	944	100.0

F5-1 ④ 成果

	回答数	%
無回答	349	37.0
記入有り	595	63.0
合計	944	100.0

F5-1. 5. 課題（自由記述回答）

表 3-20

F5-1 ⑤ 課題

	回答数	%
無回答	356	37.7
記入有り	588	62.3
合計	944	100.0

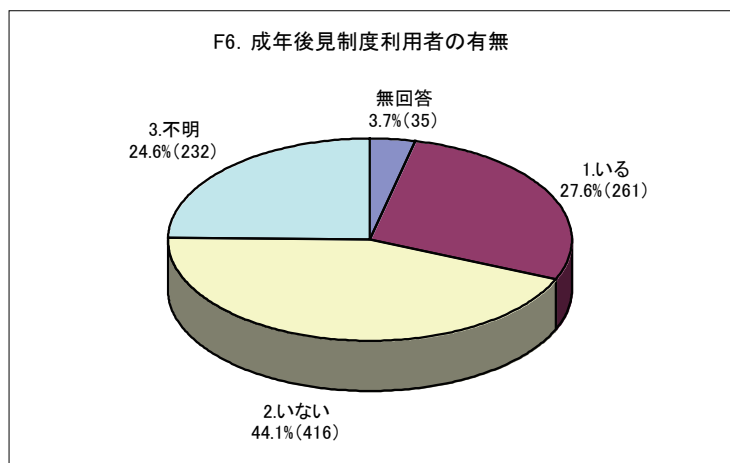
F6. 成年後見制度利用者の有無

表 3-21

F6. 成年後見制度利用者の有無

	回答数	%
無回答	35	3.7
1. いる	261	27.6
2. いない	416	44.1
3. 不明	232	24.6
合計	944	100

グラフ 3-21



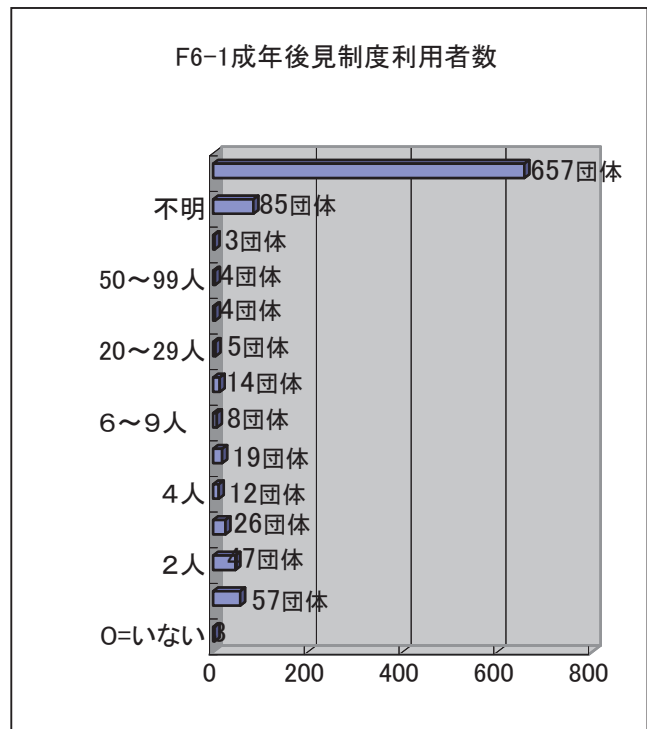
F6-1. 成年後見制度利用者数

表 3-22

F6-1. 成年後見制度利用者数

	回答数	%
0=いない	3	0.3
1人	57	6
2人	47	5
3人	26	2.8
4人	12	1.3
5人	19	2
6～9人	8	0.8
10～19人	14	1.5
20～29人	5	0.5
30～49人	4	0.4
50～99人	4	0.4
100～150人	3	0.3
不明	85	9
無回答	657	69.6
合計	944	100

グラフ 3-22



③成年後見制度に関する取り組み・考え方

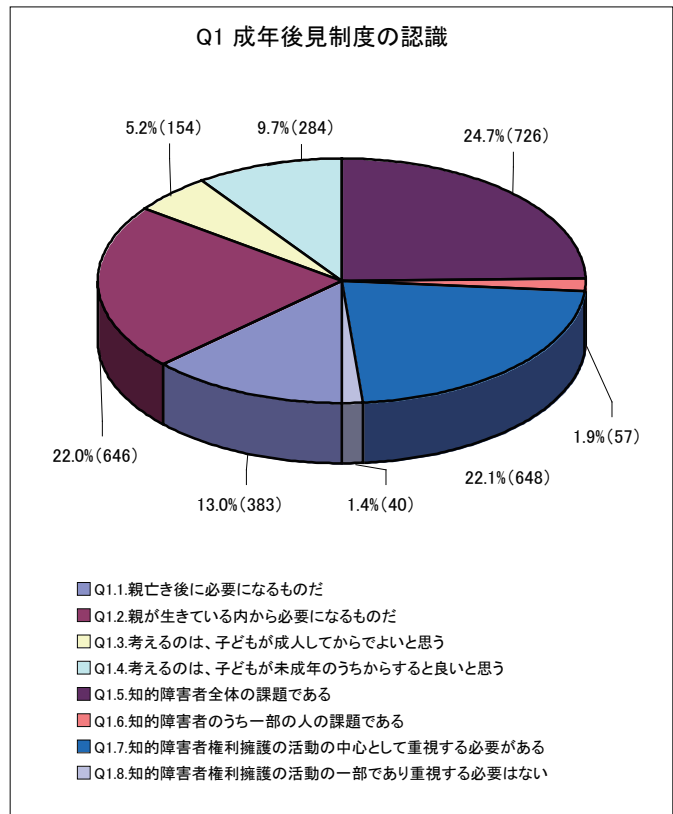
Q1. 成年後見制度の意義認識（複数回答※回答数 N=2938 回答団体数 902）

表 3-23

グラフ 3-23

Q1 成年後見制度の認識

	回答数	%
1. 親亡き後に必要になるものだ	383	13.0%
2. 親が生きている内から必要になるものだ	646	22.0%
3. 考えるのは、子どもが成人してからでよいと思う	154	5.2%
4. 考えるのは、子どもが未成年のうちからすると良いと思う	284	9.7%
5. 知的障害者全体の課題である	726	24.7%
6. 知的障害者のうち一部の人の課題である	57	1.9%
7. 知的障害者権利擁護の活動の中心として重視する必要がある	648	22.1%
8. 知的障害者権利擁護の活動の一部であり重視する必要はない	40	1.4%
合計	2938	100.0%



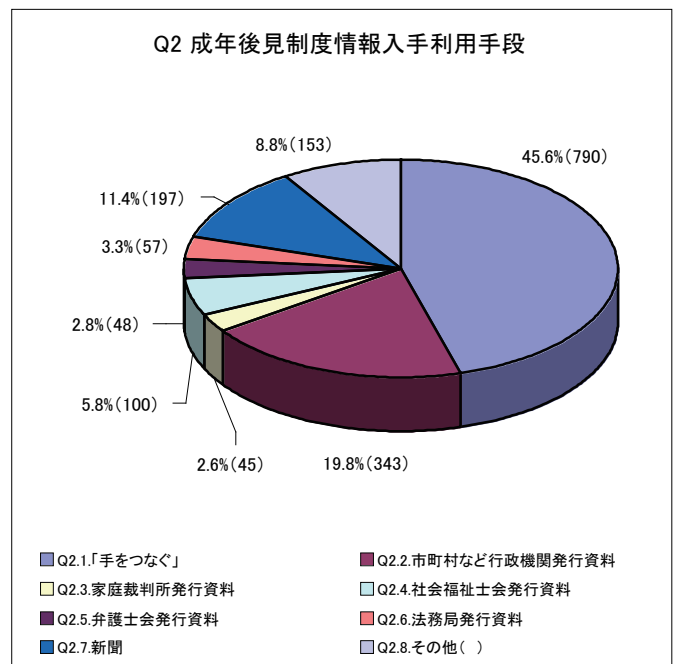
Q2. 成年後見制度に関する情報源利用状況（複数回答※回答数 N=1733 回答団体数 900）

表 3-24

グラフ 3-24

Q2 成年後見制度情報入手利用手段

	回答数	%
1. 「手をつなぐ」	790	45.6%
2. 市町村など行政機関発行資料	343	19.8%
3. 家庭裁判所発行資料	45	2.6%
4. 社会福祉士会発行資料	100	5.8%
5. 弁護士会発行資料	48	2.8%
6. 法務局発行資料	57	3.3%
7. 新聞	197	11.4%
8. その他（ ）	153	8.80
合計	1733	100.0%



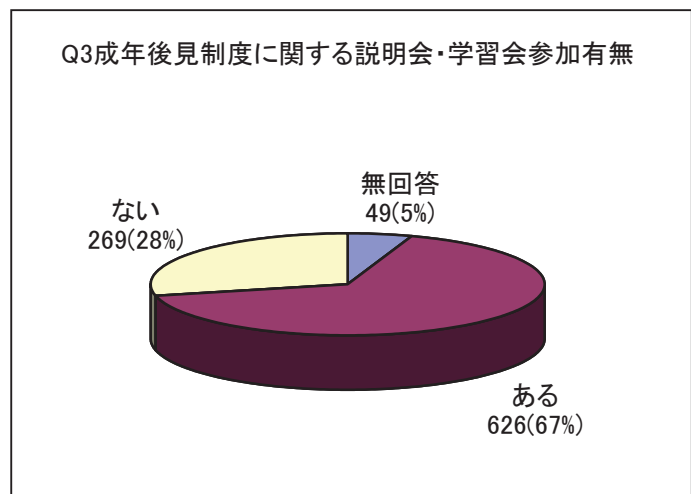
Q3. 成年後見制度に関する説明会、学習会参加経験

表 3-25

グラフ 3-25

Q3. 成年後見制度に関する説明会・学習会参加有無

	回答数	%
無回答	49	5.2
1. ある	626	66.3
2. ない	269	28.5
合計	944	100



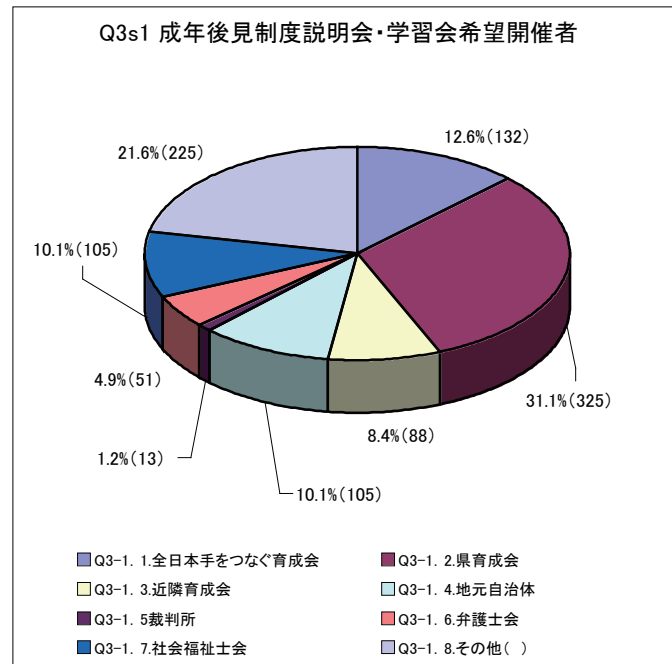
Q3-1. 参加説明会・学習会主催者団体（複数回答※回答数 N=1044 回答団体数 645）

表 3-23

グラフ 3-23

Q3s1 成年後見制度説明会・学習会希望開催者

	回答数	%
1. 全日本手をつなぐ育成会	132	12.6%
2. 県育成会	325	31.1%
3. 近隣育成会	88	8.4%
4. 地元自治体	105	10.1%
5. 裁判所	13	1.2%
6. 弁護士会	51	4.9%
7. 社会福祉士会	105	10.1%
8. その他（ ）	225	21.6%
合計	1044	100.0%



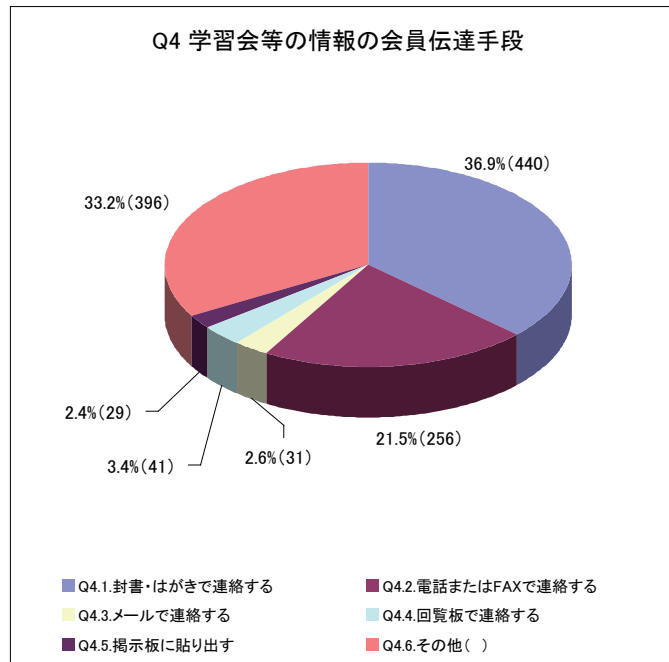
Q4. 学習会等の情報伝達手段（複数回答※回答数 1193 回答団体数 862）

表 3-27

グラフ 3-27

Q4 学習会等の情報の会員伝達手段

	回答数	%
1. 封書・はがきで連絡する	440	36.9%
2. 電話またはFAXで連絡する	256	21.5%
3. メールで連絡する	31	2.6%
4. 回覧板で連絡する	41	3.4%
5. 掲示板に貼り出す	29	2.4%
6. その他（ ）	396	33.2%
合計	1193	100.0%



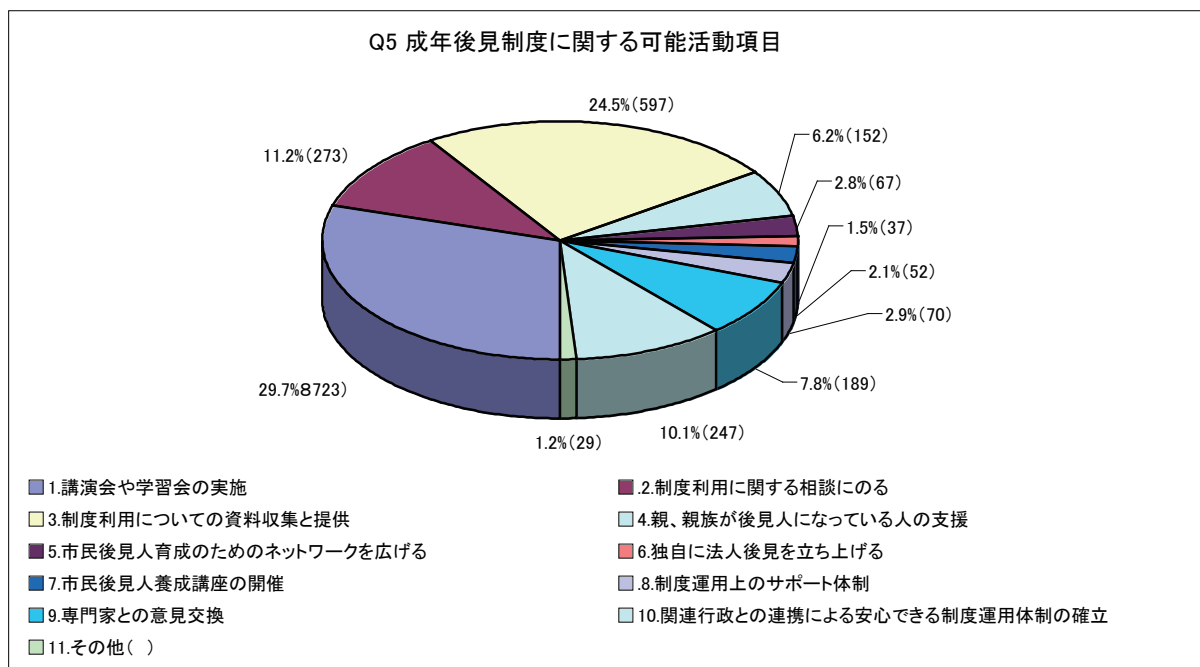
Q5. 成年後見制度に関する可能な活動（複数回答※回答数 N=2436 回答団体数 897）

表 3-28

Q5 成年後見制度に関する可能活動項目

	回答数	% /897	%
1. 講演会や学習会の実施	723	86.6%	29.7%
2. 制度利用に関する相談にのる	273	30.4%	11.2%
3. 制度利用についての資料収集と提供	597	66.6%	24.5%
4. 親、親族が後見人になっている人の支援	152	16.9%	6.2%
5. 市民後見人育成のためのネットワークを広げる	67	7.5%	2.8%
6. 独自に法人後見を立ち上げる	37	4.1%	1.5%
7. 市民後見人養成講座の開催	52	5.8%	2.1%
8. 制度運用上のサポート体制	70	7.8%	2.9%
9. 専門家との意見交換	189	21.1%	7.8%
10. 関連行政との連携による安心できる制度運用体制の確立	247	27.5%	10.1%
11. その他（ ）	29	3.2%	1.2%
合計	2436	271.6%	100.0%

グラフ 3-28



※このグラフは複数回答集計の回答総数を 100%とした場合の割合で作成した作成したグラフである。
講演会や学習会の実施に伴い制度についての資料収集を提供活動が制度に関する相談に関心が高くなっている様子が伺える。

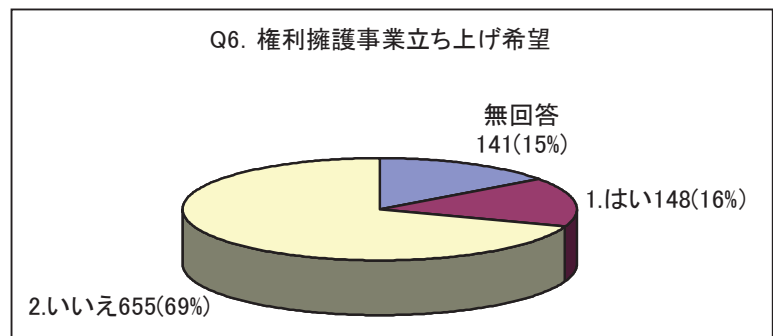
Q6. 権利擁護に関する活動立ち上げ希望

表 3-29

Q6. 権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えていますか

	回答数	%
無回答	141	14.9
1. はい	148	15.7
2. いいえ	655	69.4
合計	944	100

グラフ 3-29



Q6-1. 立ち上げ希望活動の内容（複数回答※回答数 N=196 回答団体数 162）

表 3-30

Q6s1 権利擁護事業立ち上げ事業内容

	回答数	%
1. 法人として後見事業を立ち上げる	71	36.2%
2. 他の法人・個人後見の監視（オンブズ機能）を行う	26	13.3%
3. 他の法人・個人後見の支援（バックアップ、立ち上げ補助等）を行う	74	37.8%
4. その他（ ）	25	12.8%
合計	196	100.0%

※回答

グラフ 3-30

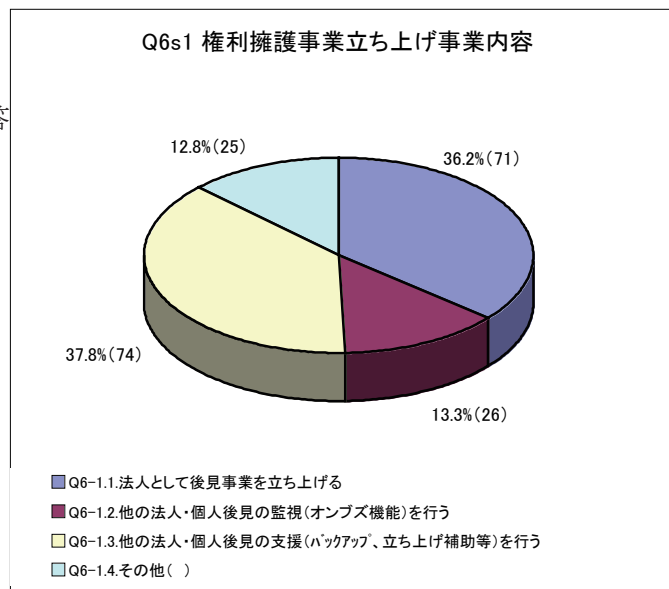
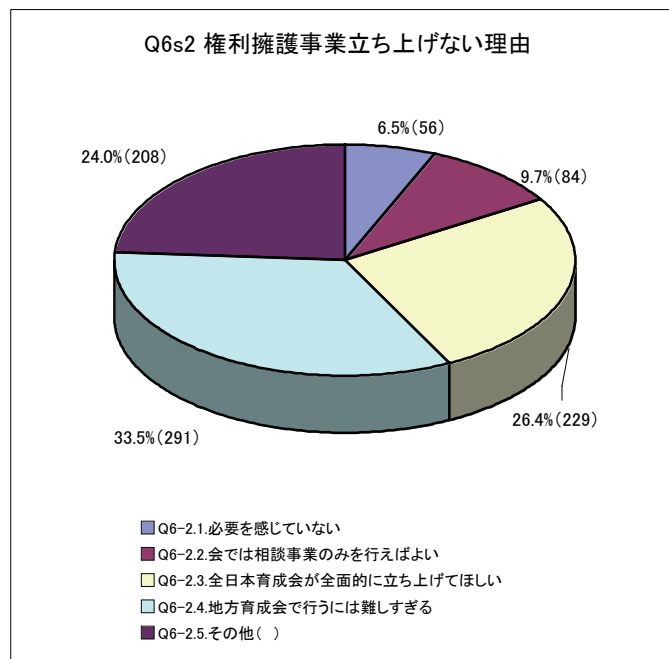


表 3-31

Q6s2 権利擁護事業立ち上げない理由

	回答数	%
1. 必要を感じていない	56	6.5%
2. 会では相談事業のみを行えばよい	84	9.7%
3. 全日本育成会が全面的に立ち上げてほしい	229	26.4%
4. 地方育成会で行うには難しすぎる	291	33.5%
5. その他（ ）	208	24.0%
合計	868	100.0%

グラフ 3-31



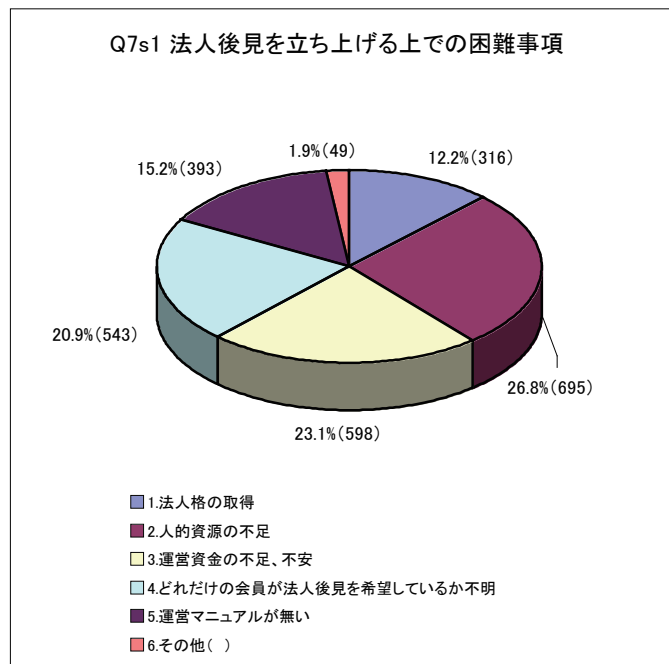
Q7. 法人成年後見立ち上げに際しての困難事項（複数回答※回答数 2594N= 回答団体数 879）

表 3-32

グラフ 3-32

Q7s1 法人後見を立ち上げる上での困難事項

	回答数	%
1. 法人格の取得	316	12.2%
2. 人的資源の不足	695	26.8%
3. 運営資金の不足、不安	598	23.1%
4. どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明	543	20.9%
5. 運営マニュアルが無い	393	15.2%
6. その他（ ）	49	1.9%
合計	2594	100.0%



Q8. 成年後見についての全日本育成会への希望支援内容

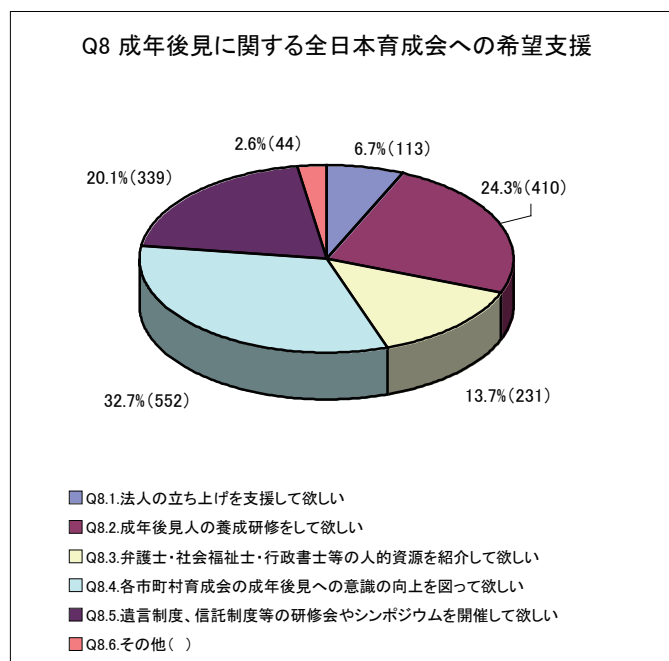
（複数回答※回答数 N=879 回答団体数 831）

表 3-33

グラフ 3-33

Q8 成年後見に関する全日本育成会への希望支援

	回答数	%
1. 法人の立ち上げを支援して欲しい	113	6.7%
2. 成年後見人の養成研修をして欲しい	410	24.3%
3. 弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介して欲しい	231	13.7%
4. 各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図って欲しい	552	32.7%
5. 遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催して欲しい	339	20.1%
6. その他（ ）	44	2.6%
合計	1689	100.0%



Q 9 権利擁護啓発活動を行う為に地方育成会、都道府県育成会、全日本育成会に具体的な要望、疑問、質問等をお聞かせ下さい。

表 3-34

Q9-1. 地方育成会への意見

	回答数	%
記入無し	627	66.4
記入有り	317	33.6
合計	944	100

表 3-35

Q9-2. 都道府県育成会への意見

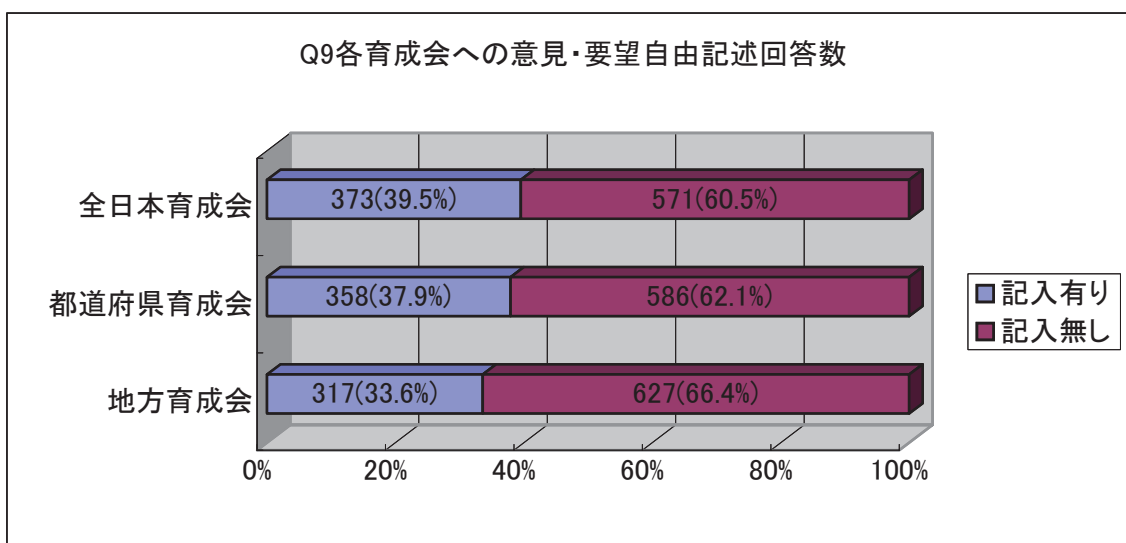
	回答数	%
記入無し	586	62.1
記入有り	358	37.9
合計	944	100

表 3-36

Q9-3. 全日本育成会への意見

	回答数	%
記入無し	571	60.5
記入有り	373	39.5
合計	944	100

グラフ 3-24, 25, 26



(2) 回答団体の属性

ここでは、単純集計結果の中からいくつかをピックアップして考察する。

①会の設立年月：F3-1(P93表・グラフ3-7)

「1970年代」という回答がもっとも多く18.9%、次いで「1960年代」15.3%、「1980年代」14.0%となっている。1970年代までに設立されたものが全体の45.4%を占めており、今回調査の回答団体の約半数が、日本において障害者福祉が大きく前進するきっかけの一つとなった1981年の国際障害者年より前から活動していることが分かる。1980年代以降に設立された団体は35.7%となっている。

②現在の会員数：F3-5(P94表・グラフ3-10)

「10人以上50人未満」がもっとも多く39.8%、次いで「50人以上100人未満」が24.3%、「100人以上300人未満」が16.0%となっている。大人数のところは、都道府県育成会であろうと考えられる。今回の単純集計では、市町村育成会と都道府県・政令指定都市育成会とを合算して集計しているが、成年後見制度に関する意見との関連を考察する際には、団体規模との関連を考える必要がある。

③組織形態：F4(P95表・グラフ3-11)

「法人格なし」がもっとも多く60.7%となっている。多くの市町村育成会がここに属しているものと考えられる。「社会福祉法人」を取得しているものは120団体12.7%、「NPO法人」が53団体5.6%、「社団法人」が34団体3.6%、「財団法人」が13団体1.4%、「その他」10.8%となっていた。都道府県育成会ではそのほとんどが何らかの法人格を取得している。

④法人格取得年：F4-1(P95表・グラフ3-12)

この設問に回答している147団体のうち、49.7%にあたる73団体が「2000年以降」に取得している。「1970年代」、「1980年代」、「1990年代」はそれぞれ18団体(12.2%ずつ)、「1960年代」が16団体(10.9%)、「1950年代」が4団体(2.7%)となっていた。

NPO法人格が取得できるようになったのは、平成10(1998)年に特定非営利活動促進法が施行されてからである。そのため、平成12(2000)年以降に法人格を取得した73団体の多くがNPO法人であろうと考えられる(現在NPO法人を有しているところは53団体)。

⑤法人格の取得予定：F4-2-5(P95表・グラフ3-12)

法人格を取得していない育成会のうち、「取得を予定している」と回答したところは76団体8.1%であった。そのうち、「現在申請中」の団体は17、「申請予定・準備中」が38団体となっていた。

申請しているまたは申請を考えている法人の種類は、「NPO法人」がもっとも多く72.7%(母集団を申請中・申請予定の55団体として算出)、「社会福祉法人」が20.0%(同)、「社団法人」が1.8%(同)となっていた。

法人格の取得事業目的についての記載は少なかったが、「デイサービス運営」のためと答えた団体が4ヶ所、「法人後見制度運営」のためが4ヶ所、「グループホーム運営」のためが3ヶ所であった。

⑥育成会活動の内容：F5-1-10(P97表3-19、グラフ3-19)

現在の活動内容と、もっとも重点を置いている活動について尋ねた結果は次のとおりであった。

a) 会員相互の親睦

会員相互の親睦を現在の「活動の一つ」としていると答えたところは 642 団体 (68.0%)、「最重点活動」にしていると答えたところは 162 団体 (17.2%) であった。

b) 会員活動情報の収集・提供

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 580 団体 (61.4%)、「最重点活動」にしているとところは 73 団体 (7.7%) であった。

c) 会員相互の学習活動

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 581 団体 (61.5%)、「最重点活動」にしているとところは 84 団体 (8.9%) であった。

d) デイサービス施設運営

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 32 団体 (3.4%)、「最重点活動」にしているとところは 17 団体 (1.8%) であった。

e) グループホーム運営

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 54 団体 (5.7%)、「最重点活動」にしているとところは 9 団体 (1.0%) であった。

f) 会報発行

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 305 団体 (32.3%)、「最重点活動」にしているとところは 14 団体 (1.5%) であった。

g) 相談事業

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 191 団体 (20.2%)、「最重点活動」にしているとところは 11 団体 (1.2%) であった。

h) 地域社会との交流

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 427 団体 (45.2%)、「最重点活動」にしているとところは 43 団体 (4.6%) であった。

i) 成年後見事業

これを「活動の一つ」としていると答えたところは 32 団体 (3.4%)、「最重点活動」にしているとところは 2 団体 (0.2%) であった。

上記を総合すると、「会員相互の親睦」や「情報提供および学習活動」には 60%以上の育成会が取り組んでいることがわかる。独自の「会報作成」にとりくんでいるところは 40%弱であった。「地域社会との交流」には約半数が取り組んでいると答えていた。

一方で、事業として何らかの取り組みを実施しているところでは、「相談事業」がもっとも多く、2 番目に「グループホーム運営」、3 番目が「デイサービス施設運営」「成年後見事業」となっていた。

2) 成年後見制度について

(1) 成年後見制度に関する会の現状

①利用者の有無：F6(P98 表・グラフ 3-21)

成年後見制度を利用している人が「いる」と答えた団体は 261 (7.6%) あり、「いない」は 416 団体 (44.1%)、「不明・無回答」が 267 団体 (28.3%) あった。

②利用者数：F6-1(P98 表・グラフ 3-22)

利用人数については、もっとも多かったのが 1 人(57 団体)、以下、2 人(47 団体)、3 人(26 団体)、5 人 (19 団体)、10 ～ 19 人 (14 団体)、4 人 (12 団体) となっていた。100 ～ 150 人という団体

も3つあるが、これは都道府県単位の育成会であると考えられる。

③制度の必要性：Q1(P98表・グラフ3-23)

この設問は、複数回答である。会としての意見を尋ねたところ、

「成年後見制度は、親亡き後に必要になるものだ」については40.6%（母数を944団体で算出、以下同じ）が賛同し、「成年後見制度は、親が活着しているうちから必要になるものだ」については68.4%が賛同していた。

「成年後見制度について考えるのは、子どもが成人してからで良いと思う」については16.3%が賛同し、「成年後見制度について考えるのは、子どもが未成年のうちからすると良いと思う」については30.0%が賛同していた。

「成年後見制度は、知的障害者全体の課題である」については76.9%が賛同し、「成年後見制度は、知的障害者のうち一部の人の課題である」については6.0%が賛同していた。

「成年後見制度は、知的障害者権利擁護の活動の中心として重視する必要がある」については68.6%が賛同し、「成年後見制度は、知的障害者権利擁護の活動の一部であり重視する必要はない」については4.2%が賛同していた。

成年後見制度について重要・必要であるという認識は70%程度の団体がもっていると考えられる。

④情報源：Q2(P99表・グラフ3-24)

これは、複数回答である。成年後見制度に関する情報源として、「手をつなぐ」を挙げている割合は83.7%ともっとも高かった（母数を944団体で算出、以下同じ）。次いで、「市町村など行政機関発行資料」36.3%、「新聞」20.9%、「社会福祉士会発行資料」10.6%、「法務局発行資料」6.0%、「弁護士会発行資料」5.1%、「家庭裁判所発行資料」4.8%となっている。

会として、送られてくる資料は参考にしているが、家庭裁判所や弁護士会などに行って意識的に資料収集をするという状況にはないところが多いことが分かる。

⑤学習会について：Q3、Q3-1、Q4(P100表・グラフ3-23, 27)

成年後見制度についての説明会や学習会に参加したことが「ある」という人は66.3%であった。

学習会の主催者は、「県育成会」がもっとも多く34.4%（母数を944団体で算出、以下同じ）、「全日本育成会」が14.0%、「地元自治体」「社会福祉士会」11.1%などとなっていた。

学習会などについての会員への連絡方法は、複数回答であるが、「封書・はがき」が46.6%、「電話またはFAX」が27.1%、「回覧板」4.3%、掲示板3.1%という結果であった。「その他」41.9%の中には、会報による連絡が含まれている。

（2）成年後見制度に関する今後の取り組み

①可能な事業：Q5(P101表・グラフ3-28)

この設問は、成年後見制度に関する活動を行う場合、可能なものを選択するという複数回答である（母数を944団体で算出した）。

「講演会や学習会の実施」がもっとも多く、76.6%であった。次いで「制度利用についての資料収集と提供」63.2%、以下「成年後見制度利用に関する相談にのる」28.9%、「関連行政との連携による安心できる制度運用体制の確立」26.2%、「専門家との意見交換」20.0%、「親・親族が後見人になっている人の支援」16.1%、「制度運用上のサポート体制」7.4%、「市民後見人育成のためのネットワークを立ち上げる」7.1%、「市民後見人養成講座の開催」5.5%、「独自

に法人後見を立ち上げる」3.9%であった。

家族と本人が安心して暮らせる地域づくりのためには、地域の住民にどのように自分達を理解してもらい、活動に参加してもらうか（ひらたい言い方をすれば、市民をまきこむ）ということも重要な視点の一つとなる。その観点から上記の結果を見ると、まず会員が勉強をしてから市民への啓蒙をとという意識が見て取れるが、制度への理解を深めるのも市民への啓蒙活動も数年単位での活動を要することから、同時に活動を展開することを考えていくことが必要であると考えられる。

②権利擁護事業の立ち上げ：Q6、Q6-1(P102表・グラフ3-29、30)

「権利擁護に関する事業を立ち上げたい」と考えているところは148団体(15.7%)あった。その内容を見ると、「他の法人・個人後見の支援（バックアップ、立ち上げ補助等）を行う」が74団体(148団体中の50.0%)、「法人として後見事業を立ち上げる」が71団体(同48.0%)、「他の法人・個人後見の監視（オンブズ機能）を行う」が26団体(同17.6%)となっていた。

「権利擁護に関する事業を立ち上げたいとは思えない」と答えたところは655団体(69.4%)あり、その理由をみると、もっとも多かったものは「地方育成会で行うには難しすぎる」で、291団体(44.4%。母数を655として算出、以下同じ)が挙げていた。以下、「全日本育成会が全面的に立ち上げてほしい」が229団体(同35.0%)、「会では相談事業のみを行えばよい」が84団体(同12.8%)、「必要性を感じていない」が56団体(同8.5%)となっており、「その他」を挙げたものは208団体(同31.8%)であった。Q6-2(P102表・グラフ3-31)

全日本育成会への期待が高いことは分かるが、権利擁護事業は地域に根ざしたものでなければ十分に機能しない点には留意する必要があるだろう。

③法人成年後見立ち上げに関する困難：Q7(P103表・グラフ3-32)

法人後見を立ち上げるとしたら、どのような点がもっとも困難だと感じるかについての複数回答である。

「人的資源の不足」を挙げている団体は73.6%(母数は944団体、以下同じ)、「運営資金の不足、不安」は63.3%、「どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明」は57.5%、「運営マニュアルがない」は41.6%、「法人格の取得」を挙げている団体が33.5%であった。法人格の取得がもっとも困難なのではないかと予測していたが、実際には人的・物的資源を挙げているところが多かった。

④全日本育成会への期待：Q8(P103表・グラフ3-33)

成年後見について、全日本育成会にどのような支援を望むかと複数回答で尋ねたところ、一番多かったのは「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」58.5%であった(母数を944団体で算出、以下同じ)。以下、「成年後見人の養成研修をしてほしい」43.4%、「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」35.9%、「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」24.5%、「法人の立ち上げを支援してほしい」12.0%となっていた。

成年後見制度に関する会の現状のところでも触れたことだが、成年後見制度に関する情報源として「手をつなぐ」がもっとも多くなっており、与えられる情報は参考にするけれども会としてさまざまなところと連携をもち情報収集を行うことについての認識が低いという現状が、全日本への期待の高さとなって現われているのではないだろうか。

⑤自由記述：Q9(P104表・グラフ3-34～36)

市町村育成会、都道府県育成会、全日本育成会への具体的な要望、疑問、質問については、市町村育成会に対して 317 回答（33.6%）、都道府県育成会に対して 358 回答（37.9%）、全日本育成会に対して 373 回答（39.5%）の記載があった。

3）クロス集計結果と考察

（1）成年後見制度に関する会の現状

①成年後見制度の情報源と属性の関係

a）成年後見制度の情報源×会員数（Q2 × F3 - 5）（P116 表・グラフ 3-3-1）

全体として、「手をつなぐ」の利用が多くなっているため、それ以外の情報源がどれくらい使われているかについて考察する。

「市町村など行政機関発行資料」を使っていると回答した割合が高かったのは、会員数が「10 人以上 50 人未満」22.7%、「10 人未満」21.6%、「5000 人以上」21.1%であった。逆に、割合が低かったのは「300 人以上 500 人未満」14.5%、「1000 人以上 5000 人未満」16.1%、「100 人以上 300 人未満」18.0%であった。

「家庭裁判所発行資料」を使っていると回答した割合が高かったのは、会員数が「300 人以上 500 人未満」5.8%、「500 人以上 1000 人未満」5.7%、「5000 人以上」5.3%であり、低かったのは「50 人以上 100 人未満」1.9%、「1000 人以上 5000 人未満」2.2%、「10 人以上 50 人未満」2.3%であった。

「社会福祉士会発行資料」を使っていると回答した割合が高かったのは、会員数が「1000 人以上 5000 人未満」8.6%、「500 人以上 1000 人未満」8.0%、「50 人以上 100 人未満」7.1%であり、低かったのは「10 人以上 50 人未満」4.1%、「5000 人以上」5.3%、「300 人以上 500 人未満」5.8%であった。

「弁護士会発行資料」を使っていると回答した割合が高かったのは、会員数が「1000 人以上 5000 人未満」7.5%、「300 人以上 500 人未満」5.8%、「5000 人以上」5.3%であり、低かったのは「100 人以上 300 人未満」1.7%、「10 人未満」「10 人以上 50 人未満」2.0%であった。

「法務局発行資料」を使っていると回答した割合が高かったのは、会員数が「5000 人以上」10.5%、「1000 人以上 5000 人未満」6.5%、「300 人以上 500 人未満」5.8%であり、低かったのは「10 人以上 50 人未満」2.6%、「100 人以上 300 人未満」2.8%、「50 人以上 100 人未満」3.1%であった。

「新聞」を使っていると回答した割合が高かったのは、会員数が「500 人以上 1000 人未満」13.8%、「50 人以上 100 人未満」13.2%、「1000 人以上 5000 人未満」11.8%であり、低かったのは「5000 人以上」5.3%、「10 人未満」7.8%、「300 人以上 500 人未満」10.1%であった。

上記の結果からは、組織が大きくなると「手をつなぐ」以外の資料の利用がやや増えるという傾向が見て取れるが、組織規模に応じて利用が増えているわけではなく、バラつきがみられている。

b）成年後見制度の情報源×組織形態（Q2 × F4）（P117 表・グラフ 3-3-2）

「手をつなぐ」の利用率が高かったのは「NPO 法人」47.4%、「法人格なし」46.4%、「社会福祉法人」45.2%の順であった。

「家庭裁判所発行資料」の利用率が高かったのは「財団法人」3.7%、「社団法人」3.4%であり、一番低かったのは「法人格なし」2.3%であった。

「社会福祉士会発行資料」の利用率が高かったのは「NPO 法人」9.5%、「社会福祉法人」8.7%、「社団法人」8.0%であり、一番低かったのは「法人格なし」5.2%であった。

「弁護士会発行資料」の利用率が高かったのは「社団法人」8.0%、「社会福祉法人」4.6%であり、一番低かったのは「NPO 法人」1.1%であった。

「法務局発行資料」の利用率が高かったのは「財団法人」7.4%、「社団法人」6.9%であり、一番低かったのは「社会福祉法人」1.8%であった。

「新聞」の利用率が高かったのは「財団法人」14.8%、「社団法人」12.6%、「法人格なし」12.5%であり、一番低かったのは「社会福祉法人」6.8%であった。

c) 成年後見制度の情報源×現在の活動内容 (Q2 × F5) (P118 表・グラフ 3-3-3)

「手をつなぐ」の利用率が40%を超えているところが多いのに対し、「デイサービス施設運営」を活動内容にしているところでは35.7%、「グループホーム運営」を活動内容にしているところでは35.1%と低くなっていた。

「市町村など行政発行資料」の利用率は、「デイサービス施設運営」をしているところと「グループホーム施設運営」をしているところ、「地域社会との交流」をしているところが高くなり、それぞれ21.4%であった。一番低かったのは「成年後見事業」を活動内容にしているところ10.8%であった。

「家庭裁判所発行資料」の利用率は、「グループホーム運営」をしているところ6.1%、「デイサービス施設運営」をしているところ5.7%、「成年後見事業」をしているところ4.6%の順で高かった。一番低かったのは「会員相互の親睦」をしているところ2.6%であった。

「社会福祉士会発行資料」の利用率は、「デイサービス施設運営」をしているところ11.4%、「グループホーム運営」をしているところ9.2%、「成年後見事業」をしているところ9.2%の順で高かった。一番低かったのは「会員相互の学習活動」をしているところ5.1%であった。

「弁護士会発行資料」の利用率は、「成年後見事業」をしているところ6.2%、「デイサービス施設運営」をしているところ4.3%、「グループホーム運営」をしているところ3.8%の順で高かった。一番低かったのは「会員相互の学習活動」をしているところ2.5%であった。

「法務局発行資料」の利用率は、「成年後見事業」をしているところ4.6%、「会員相互の学習活動」をしているところ3.9%、「会報発行」をしているところ3.7%の順で高かった。一番低かったのは「デイサービス施設運営」をしているところ1.4%であった。

「新聞」の利用率は、全体的に11%を超えており一番多いところで14.5%であったのに対し、「成年後見事業」をしているところが一番低く9.2%であった。

これらを総合すると、取り組んでいる活動内容が「デイサービス」「グループホーム」「成年後見」という事業形態をとっているところでは、使っている資料が他のところとは若干異なっていることが分かる。

②学習会などの伝達方法と会員数 (Q4 × F3 - 5) (P119 表・グラフ 3-3-4)

学習会等の情報の会員への伝達方法は、会員数にかかわらず「封書・はがき」で連絡するという回答割合が全体的に高い。もっとも高かったのは「5000人以上」42.9%であり、もっとも低かったのは「300人以上500人未満」27.3%であった。

「電話またはFAX」で連絡するという割合がもっとも高かったのは「10人未満」32.4%であり、もっとも低かったのは「5000人以上」7.0%であった。

「メール」で連絡するという割合がもっとも高かったのは「5000人以上」7.1%であり、「10

人以下」では利用率はゼロであった。

「回覧板」で連絡するという割合がもっとも高かったのは「10 人未満」5.9%であり、「500 人以上 1000 人未満」と「5000 人以上」ではゼロであった。

「掲示板に貼りだす」方法をとっている割合がもっとも高かったのは「10 人以上 50 人未満」であり、「300 人以上 500 人未満」「1000 人以上 5000 人未満」「5000 人以上」ではゼロであった。

「その他」には会報の発行等が含まれている。そのため、会員数が大きくなるにしたがって割合が高くなっているものと考えられる。

(2) 成年後見制度に関する今後の取り組み

①可能な事業

a) 可能な事業×会員数 (Q5 × F3 - 5) (P120 表・グラフ 3-3-5)

「講演会や学習会の実施」を挙げているところは多く、会員数が「1000 人以上 5000 人未満」では第 2 位に挙げられているが、それ以外はどの会員数においても第 1 位に挙げられていた。

「制度利用についての資料収集と提供」を第 1 位に挙げているところは「1000 人以上 5000 人未満」のところのみで、それ以外はどの会員数においても第 2 位に挙げられていた。

「制度利用に関する相談にのる」を挙げた割合が高かったのは、会員数が「10 人未満」のところであり (16.4%)、次いで「5000 人以上」のところ (13.3%) となっていた。

「親・親族が後見になっている人の支援」を挙げた割合が高かったのは、「5000 人以上」のところであり (10.0%)、次いで「300 人以上 500 人未満」のところ (8.4%) であった。

「市民後見人育成のためのネットワークを広げる」を挙げた割合が高かったのは、「5000 人以上」がもっとも多く (6.7%)、次いで「1000 人以上 5000 人未満」3.9%、「100 人以上 300 人未満」3.8%であった。

「独自に法人後見を立ち上げる」を挙げた割合がもっとも高かったのは、「5000 人以上」のところ (3.3%) であり、次いで「100 人以上 300 人未満」2.9%、「500 人以上 1000 人未満」2.5%、「300 人以上 500 人未満」と「1000 人以上 5000 人未満」はそれぞれ 2.4%であった。この項目については、選択している割合が全体的に非常に低いことから、組織規模との関連よりも、それ以外の要因が大きく影響していると考えられる。

「市民後見人養成講座の開催」を挙げている割合がもっとも高かったのは、「5000 人以上」のところ (6.7%) であった。

「制度運用上のサポート体制」を挙げている割合がもっとも高かったのは、「300 人以上 500 人未満」のところであり (4.8%)、次いで「100 人以上 300 人未満」(3.8%) であった。

「専門家との意見交換」を挙げている割合がもっとも高かったのは、「1000 人以上 5000 人未満」のところであり (13.4%)、次いで「500 人以上 1000 人未満」(10.9%) であった。

「関連行政との連携による安心できる制度運用体制の確立」を挙げている割合がもっとも高かったのは、「10 人未満」のところであり (12.7%)、次いで「300 人以上 500 人未満」(12.0%) であった。

b) 可能な事業×組織形態 (Q5 × F4) (P121 表・グラフ 3-3-6)

全体的に、どの組織形態においても「講演会や学習会の実施」「制度利用についての資料収集と提供」「制度利用に関する相談にのる」を挙げている割合は高い。

「独自に法人後見を立ち上げる」を挙げた割合がもっとも高かったのは、「社団法人」4.6%

であり、次いで「NPO 法人」3.7%であった。

「市民後見人育成のためのネットワークを広げる」を挙げた割合がもっとも高かったのは、「NPO 法人」3.1%であり、次いで「社団法人」2.8%、「法人格なし」2.7%であった。

「市民後見人養成講座の開催」を挙げた割合がもっとも高かったのは、「財団法人」4.5%であり、次いで NPO 法人 3.1%であった。

「専門家との意見交換」を挙げた割合がもっとも高かったのは、「財団法人」15.9%であり、次いで「社団法人」12.0%であった。

「関連行政との連携による安心できる制度運用体制の確立」を挙げた割合がもっとも高かったのは、「法人格なし」11.0%であった。

上記を総合すると、成年後見制度に関して取り組みやすい活動・取り組みにくい活動には組織形態はあまり関係がないということになる。法人後見や市民への広がりへの着目は、やはり組織の代表またはリーダー的存在の人の意識が反映されているものと考えられる。

②権利擁護事業の立ち上げ

a) 権利擁護事業の立ち上げ希望×会員数 (Q6 × F3 - 5) (P122 表・グラフ 3-3-7)

「権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えているか」との問いに、「はい」と答えた割合をみると、会員数が「10 人未満」(9.4%)から「100 人以上 300 人未満」(24.5%)にかけて高くなっているが、「300 人以上 500 人未満」で下がり (19.4%)、「500 人以上 1000 人未満」で一番高い割合を示し (32.4%)、それ以上の規模になると低下している。

会員数と事業立ち上げ希望との間にはある程度の関連があると考えられるが、組織が大きくなれば希望が高くなるというほど単純ではないことが分かる。組織運営の問題などの要因が存在しているのかどうか、更なる検討が必要である。

b) 権利擁護事業の立ち上げ希望×組織形態 (Q6 × F4) (P128 表・グラフ 3-3-8)

「権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えているか」との問いに、「はい」と答えた割合をみると、もっとも割合が高かったのは「NPO 法人」の 37.7%であり、以下「社団法人」29.4%、「財団法人」23.1%、「社会福祉法人」20.0%、「法人格なし」13.3%となっている。

この結果からは、何らかの法人格を有していた方が権利擁護事業の立ち上げを考えている割合が高いということが示されている。

c) 立ち上げを希望する活動内容×組織形態 (Q6-1 × F4) (P124 表・グラフ 3-3-9)

「権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えている」団体に対し、「どのような内容の事業を希望しているか」を尋ね、組織形態とのクロス集計を行った。

「社団法人」では、「法人後見事業の立ち上げ」がもっとも多く 53.3%、以下、「他の法人・個人後見の支援（バックアップ、立ち上げ補助）を行う」26.7%、「その他」13.3%、「他の法人・個人後見の監視（オンブズ機能）を行う」6.7%であった。

「財団法人」では、「法人後見事業の立ち上げ」がもっとも多く 66.7%、次いで「他の法人・個人後見の支援を行う」33.0%であった（ただし、母数は 3 団体）。

「社会福祉法人」では、「法人後見事業の立ち上げ」がもっとも多く 40.0%、以下、「他の法人・個人後見の支援を行う」23.3%、「他の法人・個人後見の監視を行う」20.0%、「その他」16.7%であった。

「NPO 法人」では、「法人後見事業の立ち上げ」がもっとも多く 48.1%、以下、「他の法人・個人後見の支援を行う」29.6%、「その他」14.8%、「他の法人・個人後見の監視を行う」7.4%

であった。

「法人格なし」では、「他の法人・個人後見の支援を行う」41.6%、「法人後見事業の立ち上げ」30.7%、「他の法人・個人後見の監視を行う」14.9%、「その他」12.9%であった。

何らかの権利擁護活動を立ち上げたいと考えている法人では、「法人後見の立ち上げ」の割合がもっとも高くなっているが、法人格を現在有していないところでは「他所のバックアップ」がもっとも高くなっている。

d) 立ち上げを希望する活動内容×会員数 (Q6-1 × F3-5) (P125 表・グラフ 3-3-10)

「権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えている」団体に対し、「どのような内容の事業を希望しているか」を尋ね、会員数とのクロス集計を行った。

「法人として後見事業を立ち上げる」を第1位に挙げているところは、会員数が「100人以上」のすべての団体である。一方、この項目を第2位に挙げているところは、会員数が「100人未満」のすべての団体である。

「他の法人・個人後見の支援（バックアップ、立ち上げ補助等）を行う」を第1位に挙げているところは、会員数が「100人未満」の全ての団体である。会員数が「100人以上」のところでは、第2位に挙げているところが多いが、第3位に挙げているところもあった。

何らかの事業を立ち上げたいと考えている団体では、可能な事業として自分のところで立ち上げるか、他のところを応援するかを考える際に、会員数が100人を超えるか超えないかが分かれ目になっていることが分かった。

③成年後見制度の立ち上げに関する困難

a) 法人成年後見立ち上げに関する困難×会員数 (Q7-1 × F3-5) (P126 表・グラフ 3-3-11)

「もし、法人成年後見を立ち上げるとしたらどのような点が困難ですか」（複数回答）への回答と、会員数との関係をみると、次のようになった。

会員数が「10人未満」のところでは、「人的資源の不足」の割合がもっとも高く26.7%、以下「運営資金の不足、不安」25.6%、「運営マニュアルがない」17.4%、「法人格の取得」16.3%、「どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明」10.5%であった。

会員数が「10人以上 50人未満」「50人以上 100人未満」「100人以上 300人未満」のところは回答割合の傾向が同じであった。もっとも割合が高かったのは「人的資源の不足」であり、以下「運営資金の不足・不安」「どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明」「運営マニュアルがない」「法人格の取得」の順であった。

会員数が「300人以上 500人未満」のところでは、「人的資源の不足」の割合がもっとも高く、以下「どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明」「運営マニュアルがない」「運営資金の不足、不安」「法人格の取得」の順となっていた。

会員数が「500人以上 1000人」「1000人以上 5000人未満」のところは回答傾向が同じであり、割合が高かった順に「人的資源の不足」「運営資金の不足、不安」「運営マニュアルがない」「どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明」「法人格の取得」となっていた。

会員数が「5000人以上」のところでは、「運営資金の不足、不安」がもっとも高い割合であり、第2位が「人的資源の不足」、第3位が「どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明」「法人格の取得」、第5位が「法人格の取得」となっていた。

b) 法人成年後見立ち上げに関する困難×組織形態 (Q7-1 × F4) (P127 表・グラフ 3-3-12)

「法人格なし」の場合に、「法人格の取得」を挙げる割合が他の団体に比べて高くなってい

る（14.2%）。しかしながら、「法人格なし」の団体においてもっとも高い割合で挙げられていたものは「人的資源の不足」（26.2%）であり、次いで「運営資金の不足、不安」（22.7%）となっていた。このことから、法人格の取得が壁になっているのではなく、まずそれらを担えるスタッフの確保が必要だという状況がみてとれる。

「社団法人」「社会福祉法人」「NPO 法人」を有している団体においても、数%が「法人格の取得」を挙げているが、これは自分の団体のことではなく一般的な場合を考えたものと判断される。

その他の困難点については、法人格がない場合を含めすべての団体において、回答割合の傾向が似ていることが分かる。

④成年後見に関する全日本育成会への期待

a) 成年後見に関して全日本育成会に望む支援内容×会員数（Q8 × F3-5）（P128 表・グラフ 3-3-13）

回答割合の傾向は、会員数が「10 人未満」「500 人以上 1000 人未満」「1000 人以上 5000 人未満」「5000 人以上」でやや異なっていたが、その他のところでは同じだった。

「10 人未満」では、「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」の割合がもっとも高く（34.8%）、以下「成年後見人の養成研修をしてほしい」（21.7%）、「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」（19.6%）、「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」（17.4%）、「法人の立ち上げを支援してほしい」（6.5%）の順であった。

「10 人以上…500 人未満」では、「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」の割合がもっとも高く（29.3～36.6%）、以下「成年後見人の養成研修をしてほしい」（22.8～25.1%）、「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」（17.3%～21.0%）、「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」（12.0%～17.3%）、「法人の立ち上げを支援してほしい」（5.4%～8.5%）の順であった。

「500 人以上 1000 人未満」では、「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」の割合がもっとも高く（28.6%）、以下「成年後見人の養成研修をしてほしい」（25.7%）、「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」（21.4%）、「法人の立ち上げを支援してほしい」（11.4%）、「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」（10.0%）の順であった。

「1000 人以上 5000 人未満」では、「成年後見人の養成研修をしてほしい」の割合がもっとも高く（31.3%）、以下「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」（30.0%）、「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」（25.0%）、「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」（6.3%）、「法人の立ち上げを支援してほしい」（5.0%）の順であった。

「5000 人以上」では、「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」（36.8%）がもっとも割合が高く、第 2 位に「成年後見人の養成研修をしてほしい」「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」が挙げられ（26.3%）、第 4 位として「法人の立ち上げを支援してほしい」「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」が挙げられていた（5.3%）。

b) 成年後見に関して全日本育成会に望む支援内容×組織形態（Q8 × F4）（P129 表・グラフ 3-3-14）

「法人の立ち上げを支援してほしい」と望む割合がもっとも高かったのは「財団法人」であり、「成年後見人の養成研修をしてほしい」と望む割合がもっとも高かった組織も「財団法人」であった。

「弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介してほしい」と望む割合がもっとも高かったのは「NPO 法人」であった。

「各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図ってほしい」と望む割合がもっとも高かったのは「社会福祉法人」であった。

「遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催してほしい」と望む割合がもっとも高かったのは「社団法人」であった。

(3) 組織票ークロス集計表・グラフ

3)(1) 成年後見制度に関する会の現状 (P109～111)

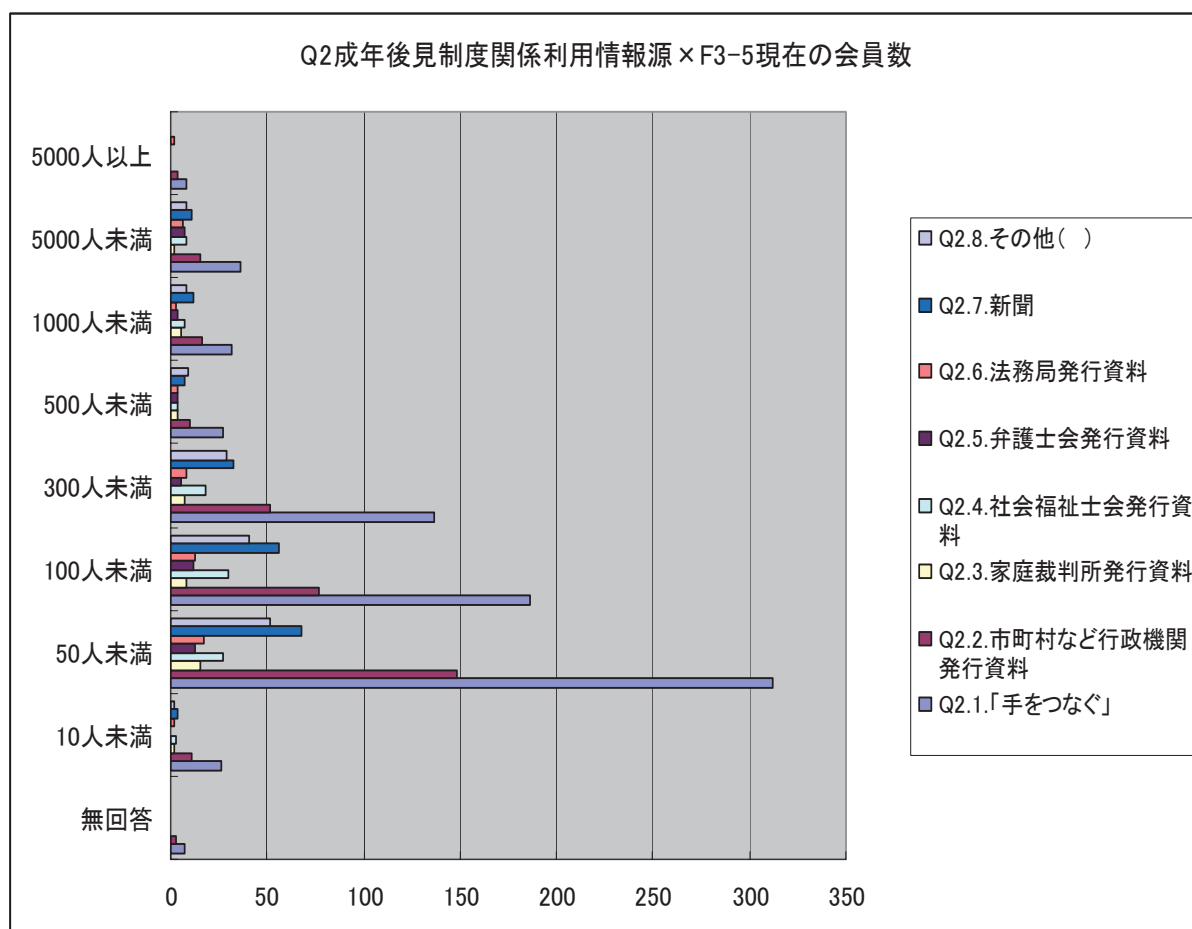
a) 成年後見制度の情報源×会員数 (Q2×F3 - 5)

表 3-3-1

Q2*F3-5 クロス表											
		F3-5. 現在の会員数cd									合計
		無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上	
Q2. 成年後見制 度関係利用 情報源	1.「手をつなぐ」	7	26	312	186	137	27	32	36	8	771
		50.00%	51.00%	47.90%	44.00%	47.40%	39.10%	36.80%	38.70%	42.10%	
	2.市町村など行政機関 発行資料	3	11	148	77	52	10	16	15	4	336
		21.40%	21.60%	22.70%	18.20%	18.00%	14.50%	18.40%	16.10%	21.10%	
	3.家庭裁判所発行資料	1	2	15	8	7	4	5	2	1	45
		7.10%	3.90%	2.30%	1.90%	2.40%	5.80%	5.70%	2.20%	5.30%	
	4.社会福祉士会発行資 料	1	3	27	30	18	4	7	8	1	99
		7.10%	5.90%	4.10%	7.10%	6.20%	5.80%	8.00%	8.60%	5.30%	
	5.弁護士会発行資料	0	1	13	12	5	4	4	7	1	47
		0.00%	2.00%	2.00%	2.80%	1.70%	5.80%	4.60%	7.50%	5.30%	
	6.法務局発行資料	1	2	17	13	8	4	3	6	2	56
		7.10%	3.90%	2.60%	3.10%	2.80%	5.80%	3.40%	6.50%	10.50%	
	7.新聞	0	4	68	56	33	7	12	11	1	192
		0.00%	7.80%	10.40%	13.20%	11.40%	10.10%	13.80%	11.80%	5.30%	
	8.その他()	1	2	52	41	29	9	8	8	1	151
		7.10%	3.90%	8.00%	9.70%	10.00%	13.00%	9.20%	8.60%	5.30%	
合計		14	51	652	423	289	69	87	93	19	1697

パーセントは、F3-5.現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 3-3-1

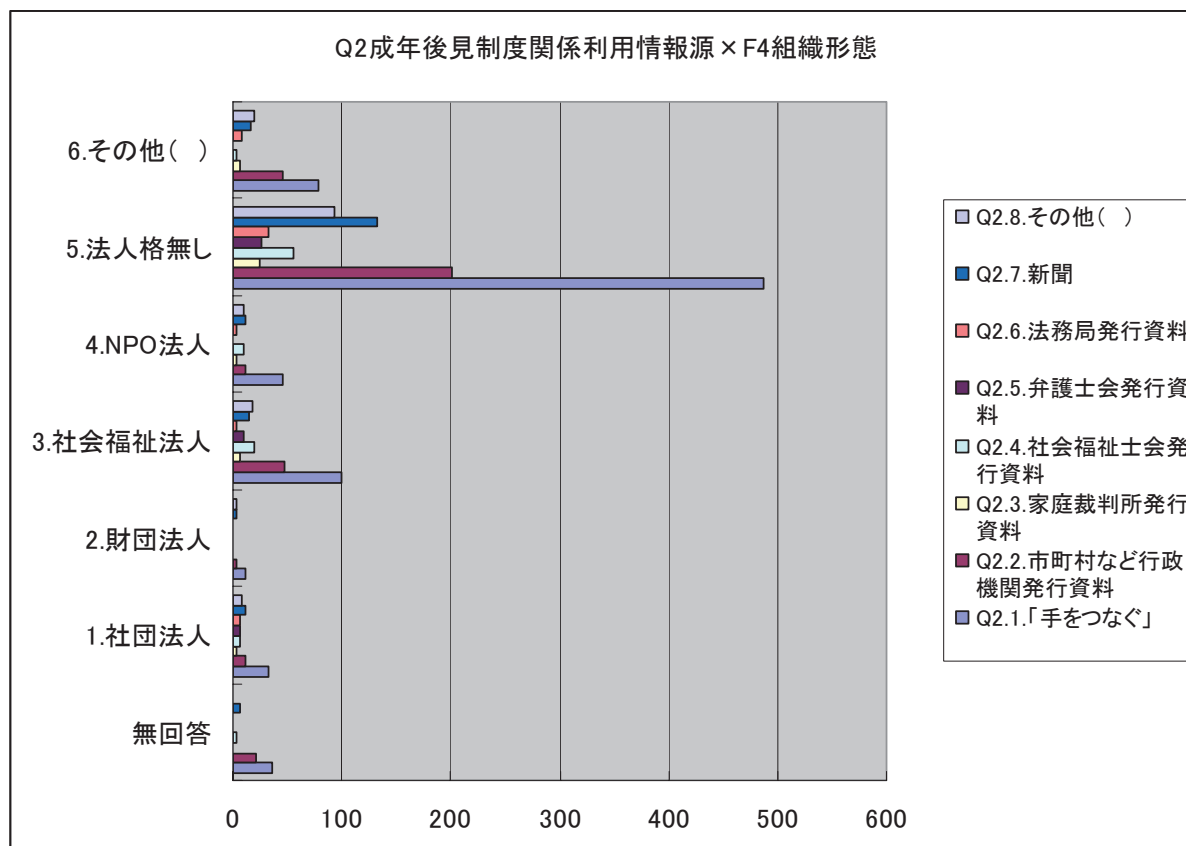


b) 成年後見制度の情報源×組織形態 (Q2×F4)

表 3-3-2

		F4. 組織形態							合計
		無回答	1.社団法人	2.財団法人	3.社会福祉法人	4.NPO法人	5.法人格無し	6.その他()	
Q2. 成年後見制度関係利用 情報源(a)	1.「手をつなぐ」	36 49.30%	33 37.90%	11 40.70%	99 45.20%	45 47.40%	488 46.40%	78 43.30%	790
	2.市町村など行政機関発行資料	22 30.10%	12 13.80%	3 11.10%	47 21.50%	12 12.60%	201 19.10%	46 25.60%	343
	3.家庭裁判所発行資料	1 1.40%	3 3.40%	1 3.70%	7 3.20%	3 3.20%	24 2.30%	6 3.30%	45
	4.社会福祉士会発行資料	4 5.50%	7 8.00%	2 7.40%	19 8.70%	9 9.50%	55 5.20%	4 2.20%	100
	5.弁護士会発行資料	1 1.40%	7 8.00%	1 3.70%	10 4.60%	1 1.10%	26 2.50%	2 1.10%	48
	6.法務局発行資料	1 1.40%	6 6.90%	2 7.40%	4 1.80%	4 4.20%	32 3.00%	8 4.40%	57
	7.新聞	7 9.60%	11 12.60%	4 14.80%	15 6.80%	11 11.60%	132 12.50%	17 9.40%	197
	8.その他()	1 1.40%	8 9.20%	3 11.10%	18 8.20%	10 10.50%	94 8.90%	19 10.60%	153
	合計	73	87	27	219	95	1052	180	1733
パーセントは、F4. 組織形態(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

グラフ 3-3-2



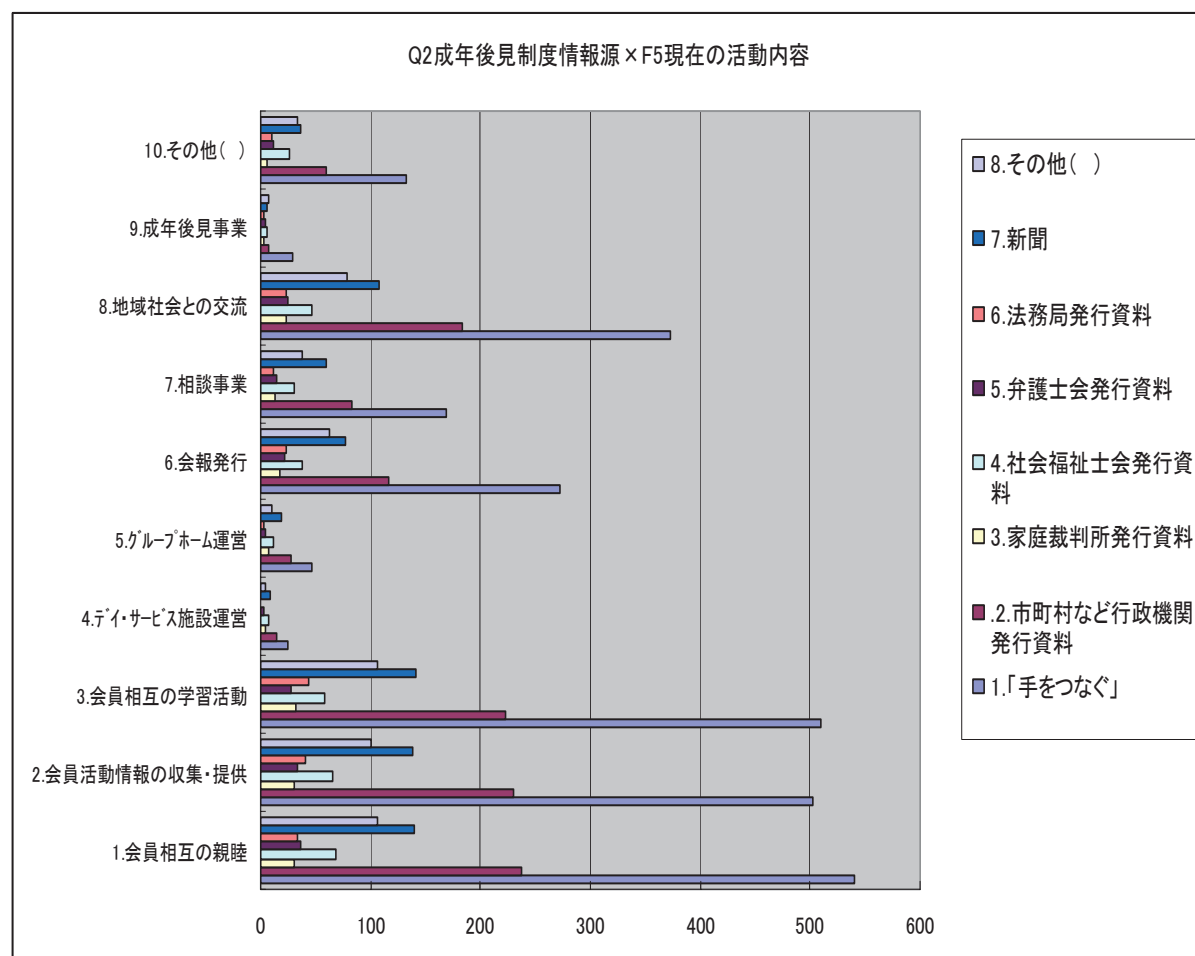
c) 成年後見制度の情報源×現在の活動内容 (Q2×F5)

表 3-3-3

		F5. 現在の活動内容										合計
		F5. 1.会員 相互の親睦	F5. 2.会員 活動情報の 収集・提供	F5. 3.会員 相互の学習 活動	F5. 4.デイ・ サービス施設 運営	F5. 5.グルー プホーム運営	F5. 6.会報 発行	F5. 7.相談 事業	F5. 8.地域 社会との交 流	F5. 9.成年 後見事業	F5. 10.その 他()	
Q2 成年後見制 度関係利用 情報源	1.「手をつなぐ」	541	503	509	25	46	272	169	373	29	133	2600
		45.30%	44.00%	44.60%	35.70%	35.10%	43.20%	40.30%	43.30%	44.60%	42.10%	
	2.市町村など行政機関 発行資料	238	230	223	15	28	117	83	184	7	60	1185
		19.90%	20.10%	19.50%	21.40%	21.40%	18.60%	19.80%	21.40%	10.80%	19.00%	
	3.家庭裁判所発行資料	31	31	32	4	8	18	13	23	3	6	169
		2.60%	2.70%	2.80%	5.70%	6.10%	2.90%	3.10%	2.70%	4.60%	1.90%	
	4.社会福祉士会発行資 料	68	65	58	8	12	38	31	46	6	26	358
		5.70%	5.70%	5.10%	11.40%	9.20%	6.00%	7.40%	5.30%	9.20%	8.20%	
	5.弁護士会発行資料	36	34	28	3	5	22	15	25	4	11	183
		3.00%	3.00%	2.50%	4.30%	3.80%	3.50%	3.60%	2.90%	6.20%	3.50%	
	6.法務局発行資料	33	41	44	1	3	23	11	24	3	10	193
		2.80%	3.60%	3.90%	1.40%	2.30%	3.70%	2.60%	2.80%	4.60%	3.20%	
	7.新聞	140	139	141	9	19	77	59	108	6	37	735
		11.70%	12.20%	12.30%	12.90%	14.50%	12.20%	14.10%	12.50%	9.20%	11.70%	
	8.その他()	106	101	107	5	10	63	38	78	7	33	548
		8.90%	8.80%	9.40%	7.10%	7.60%	10.00%	9.10%	9.10%	10.80%	10.40%	
合計		1193	1144	1142	70	131	630	419	861	65	316	5971

パーセンテージと合計は応答数を基に計算されます。

グラフ 3-3-3



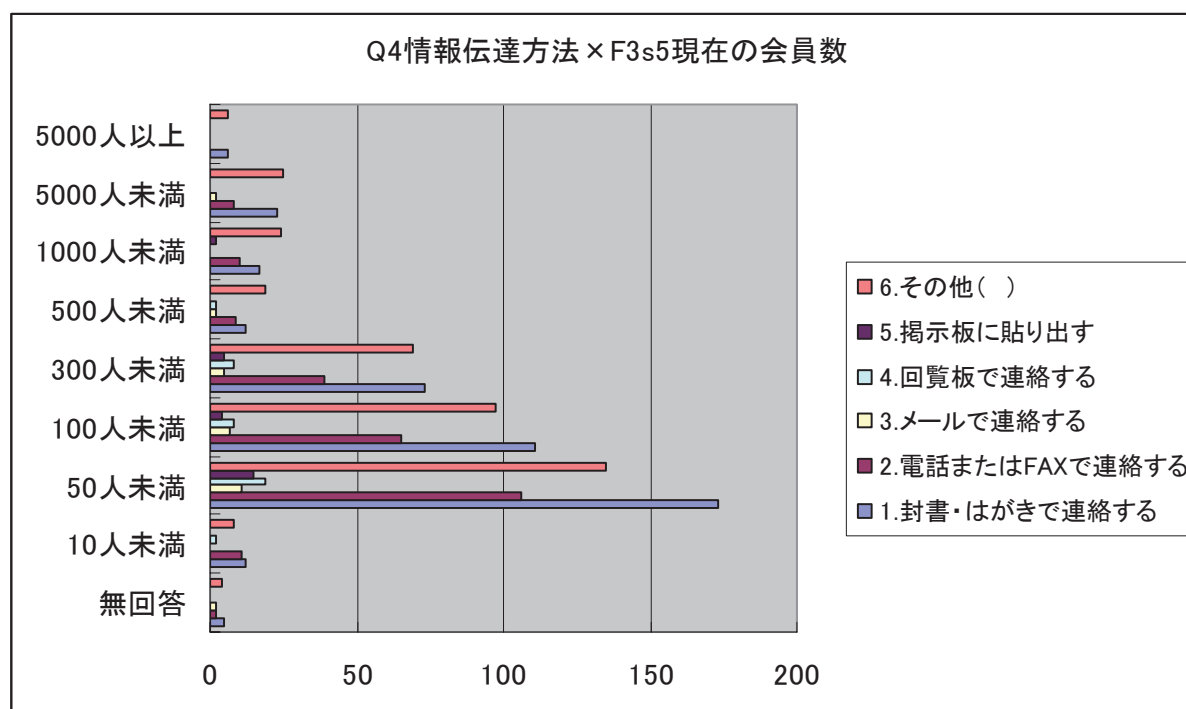
②学習会などの伝達方法と会員数（Q4×F3 - 5）

表 3-3-4

Q4*f3s5 クロス表											
		F3-5. 現在の会員数cd									合計
		無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上	
Q4. 学習会等の 情報の会員 伝達方法(a)	1.封書・はがきで連絡する	5	12	173	111	73	12	17	23	6	432
		35.70%	35.30%	37.70%	38.00%	36.70%	27.30%	31.50%	39.00%	42.90%	
	2.電話またはFAXで連絡する	2	11	106	65	39	9	10	8	1	251
		14.30%	32.40%	23.10%	22.30%	19.60%	20.50%	18.50%	13.60%	7.10%	
	3.メールで連絡する	2	0	11	7	5	2	1	2	1	31
		14.30%	0.00%	2.40%	2.40%	2.50%	4.50%	1.90%	3.40%	7.10%	
	4.回覧板で連絡する	0	2	19	8	8	2	0	1	0	40
		0.00%	5.90%	4.10%	2.70%	4.00%	4.50%	0.00%	1.70%	0.00%	
	5.掲示板に貼り出す	1	1	15	4	5	0	2	0	0	28
		7.10%	2.90%	3.30%	1.40%	2.50%	0.00%	3.70%	0.00%	0.00%	
	6.その他()	4	8	135	97	69	19	24	25	6	387
		28.60%	23.50%	29.40%	33.20%	34.70%	43.20%	44.40%	42.40%	42.90%	
合計		14	34	459	292	199	44	54	59	14	1169
パーセントは、F3-5現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。											

パーセントは、F3-5現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 3-3-4



3) (2) 成年後見制度に関する今後の取り組み (P111~115)

① 可能な事業

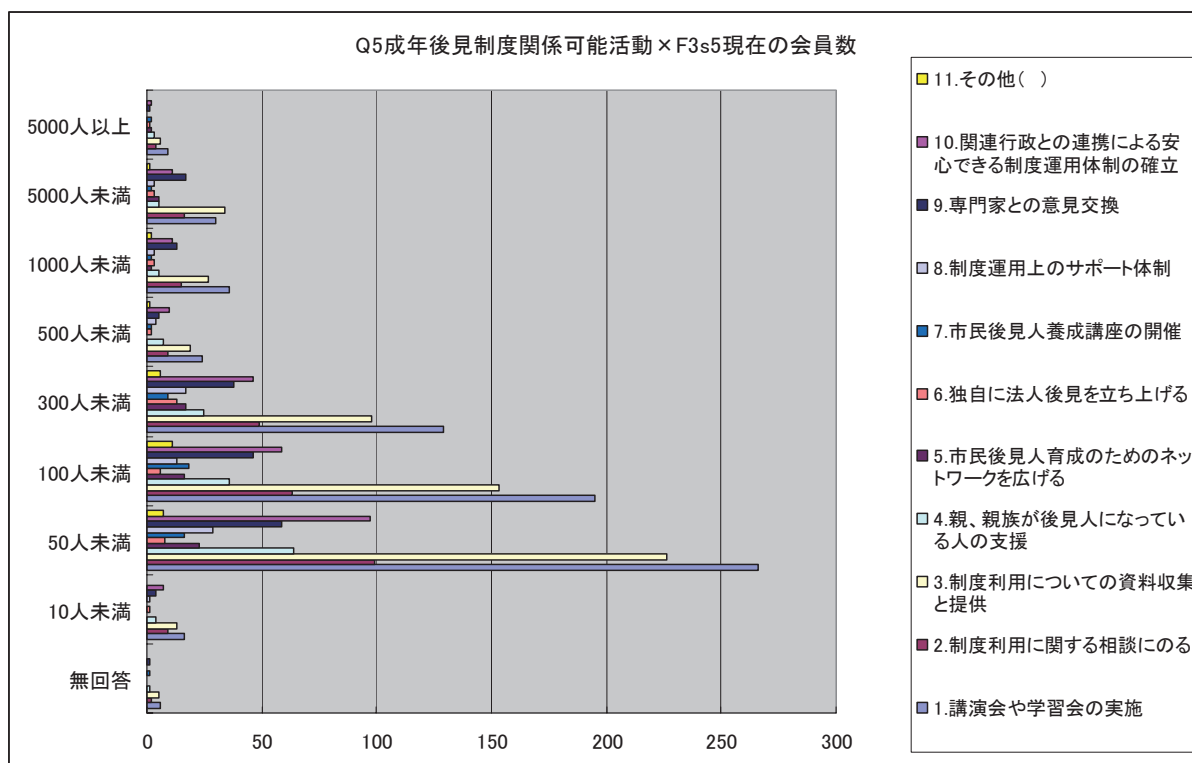
a) 可能な事業×会員数 (Q5×F3-5)

表 3-3-5

Q5*f3s5bクロス表											
		F3-5. 現在の会員数cd									合計
		無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上	
Q5. 成年後見制 度関係可能 活動(a)	1.講演会や学習会の実施	6	16	266	195	129	24	36	30	9	711
		37.50%	29.10%	29.80%	31.70%	28.90%	28.90%	30.30%	23.60%	30.00%	
	2.制度利用に関する相談にのる	2	9	99	63	49	9	15	16	4	266
		12.50%	16.40%	11.10%	10.20%	11.00%	10.80%	12.60%	12.60%	13.30%	
	3.制度利用についての資料収集と提供	5	13	226	153	98	19	27	34	6	581
		31.30%	23.60%	25.30%	24.80%	21.90%	22.90%	22.70%	26.80%	20.00%	
	4.親、親族が後見人になっている人の支援	1	4	64	36	25	7	5	5	3	150
		6.30%	7.30%	7.20%	5.80%	5.60%	8.40%	4.20%	3.90%	10.00%	
	5. 市民後見人育成のためのネットワークを広げる	0	0	23	16	17	0	2	5	2	65
		0.00%	0.00%	2.60%	2.60%	3.80%	0.00%	1.70%	3.90%	6.70%	
	6.独自に法人後見を立ち上げる	0	1	8	6	13	2	3	3	1	37
		0.00%	1.80%	0.90%	1.00%	2.90%	2.40%	2.50%	2.40%	3.30%	
	7.市民後見人養成講座の開催	1	0	16	18	9	2	2	2	2	52
		6.30%	0.00%	1.80%	2.90%	2.00%	2.40%	1.70%	1.60%	6.70%	
	8.制度運用上のサポート体制	0	1	29	13	17	4	3	3	0	70
		0.00%	1.80%	3.20%	2.10%	3.80%	4.80%	2.50%	2.40%	0.00%	
	9.専門家との意見交換	1	4	59	46	38	5	13	17	1	184
		6.30%	7.30%	6.60%	7.50%	8.50%	6.00%	10.90%	13.40%	3.30%	
	10.関連行政との連携による安心できる制度運用体制の確立	0	7	97	59	46	10	11	11	2	243
		0.00%	12.70%	10.90%	9.60%	10.30%	12.00%	9.20%	8.70%	6.70%	
	11.その他()	0	0	7	11	6	1	2	1	0	28
		0.00%	0.00%	0.80%	1.80%	1.30%	1.20%	1.70%	0.80%	0.00%	
合計		16	55	894	616	447	83	119	127	30	2387
パーセントは、F3-5現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。											

パーセントは、F3-5現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 3-3-5

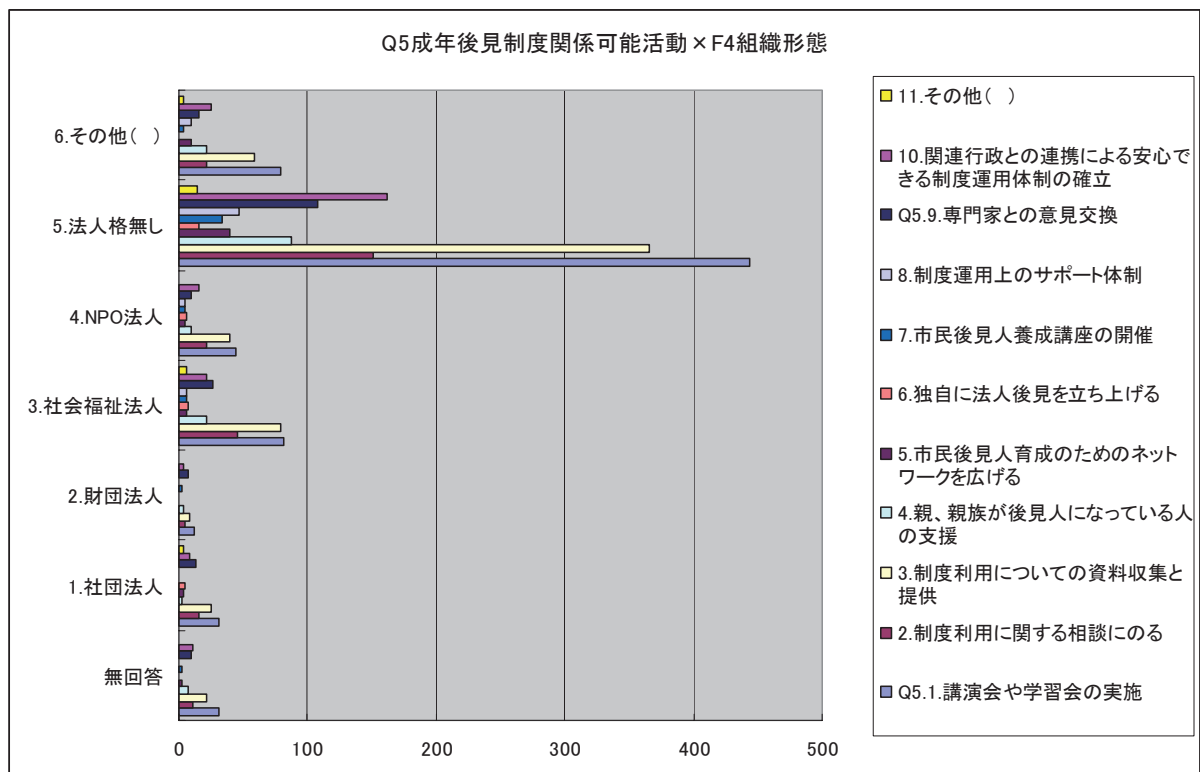


b) 可能な事業×組織形態 (Q5×F4)

表 3-3-6

Q5*f4 クロス表									
		F4. 組織形態							合計
		無回答	1.社団法人	2.財団法人	3.社会福祉法人	4.NPO法人	5.法人格無し	6.その他()	
Q5. 成年後見制度関係可能活動(a)	1.講演会や学習会の実施	31	31	12	82	44	444	79	723
		31.60%	28.70%	27.30%	26.60%	27.30%	30.20%	31.70%	
	2.制度利用に関する相談にのる	11	16	5	46	22	151	22	273
		11.20%	14.80%	11.40%	14.90%	13.70%	10.30%	8.80%	
	3.制度利用についての資料収集と提供	21	25	8	79	39	366	59	597
		21.40%	23.10%	18.20%	25.60%	24.20%	24.90%	23.70%	
	4.親、親族が後見人になっている人の支援	7	2	3	22	10	87	21	152
		7.10%	1.90%	6.80%	7.10%	6.20%	5.90%	8.40%	
	5. 市民後見人育成のためのネットワークを広げる	2	3	1	6	5	40	10	67
		2.00%	2.80%	2.30%	1.90%	3.10%	2.70%	4.00%	
	6.独自に法人後見を立ち上げる	1	5	1	7	6	16	1	37
		1.00%	4.60%	2.30%	2.30%	3.70%	1.10%	0.40%	
	7.市民後見人養成講座の開催	2	1	2	6	5	33	3	52
		2.00%	0.90%	4.50%	1.90%	3.10%	2.20%	1.20%	
	8.制度運用上のサポート体制	1	1	1	6	5	47	9	70
		1.00%	0.90%	2.30%	1.90%	3.10%	3.20%	3.60%	
	9.専門家との意見交換	10	13	7	26	9	108	16	189
		10.20%	12.00%	15.90%	8.40%	5.60%	7.40%	6.40%	
	10.関連行政との連携による安心できる制度運用体制の確立	11	8	4	22	15	162	25	247
		11.20%	7.40%	9.10%	7.10%	9.30%	11.00%	10.00%	
	11.その他()	1	3	0	6	1	14	4	29
		1.00%	2.80%	0.00%	1.90%	0.60%	1.00%	1.60%	
合計		98	108	44	308	161	1468	249	2436
パーセントは、F4. 組織形態(縦列)の合計を100をしたときの割合です。									

グラフ 3-3-6



②権利擁護事業の立ち上げ

a) 権利擁護事業の立ち上げ希望×会員数 (Q6×F3 - 5)

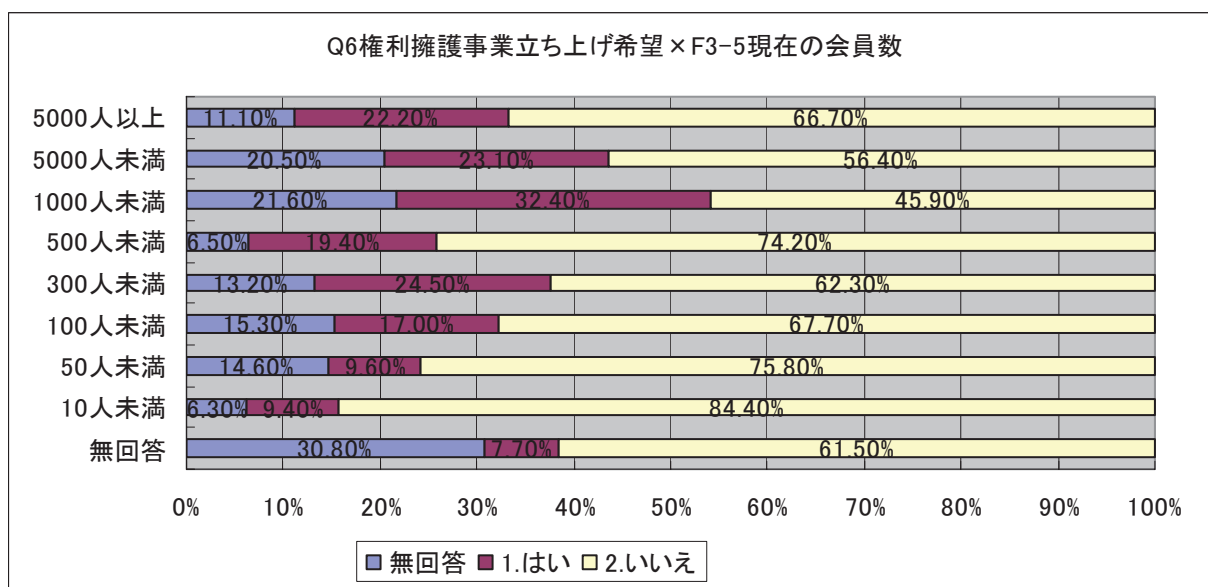
表 3-3-7

q6*f3s5cd クロス表

		F3-5. 現在の会員数cd									合計
		無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上	
Q6. 権利擁護事業に関する 立ち上げたいと 考えていますか	無回答	4	2	55	35	20	2	8	8	1	135
		30.80%	6.30%	14.60%	15.30%	13.20%	6.50%	21.60%	20.50%	11.10%	
	1.はい	1	3	36	39	37	6	12	9	2	145
		7.70%	9.40%	9.60%	17.00%	24.50%	19.40%	32.40%	23.10%	22.20%	
	2.いいえ	8	27	285	155	94	23	17	22	6	637
		61.50%	84.40%	75.80%	67.70%	62.30%	74.20%	45.90%	56.40%	66.70%	
合計		13	32	376	229	151	31	37	39	9	917

パーセントは、F3-5. 現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 3-3-7



b) 権利擁護事業の立ち上げ希望×組織形態 (Q6×F4)

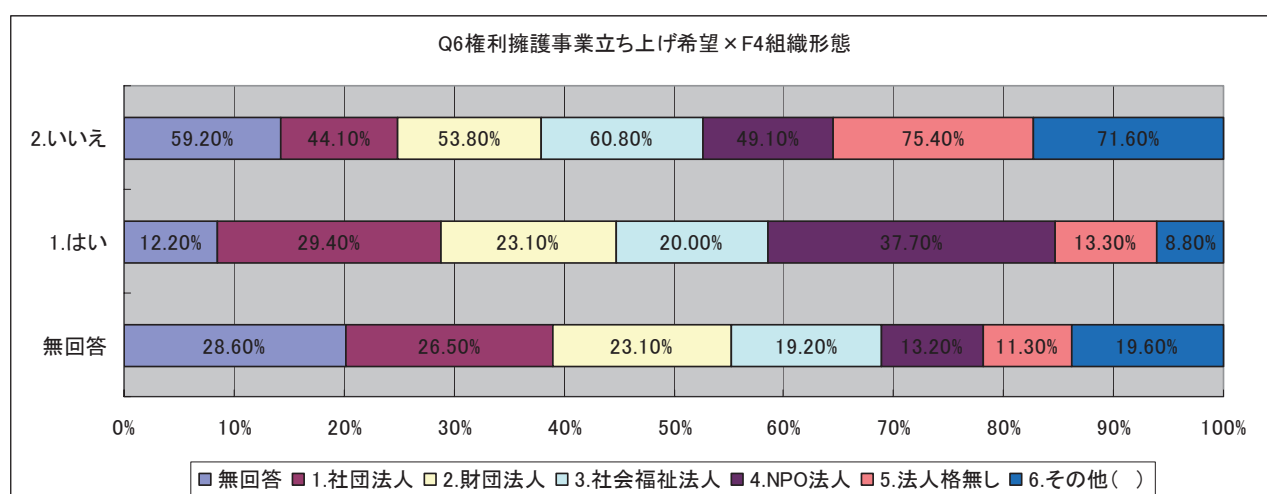
表 3-3-8

q6*f4 クロス表

		F4. 組織形態							合計
		無回答	1.社団法人	2.財団法人	3.社会福祉法人	4.NPO法人	5.法人格無し	6.その他()	
Q6. 権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えていますか	無回答	14	9	3	23	7	65	20	141
		28.60%	26.50%	23.10%	19.20%	13.20%	11.30%	19.60%	
	1.はい	6	10	3	24	20	76	9	148
		12.20%	29.40%	23.10%	20.00%	37.70%	13.30%	8.80%	
	2.いいえ	29	15	7	73	26	432	73	655
		59.20%	44.10%	53.80%	60.80%	49.10%	75.40%	71.60%	
合計		49	34	13	120	53	573	102	944

パーセントは、F4. 組織形態(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 3-3-8

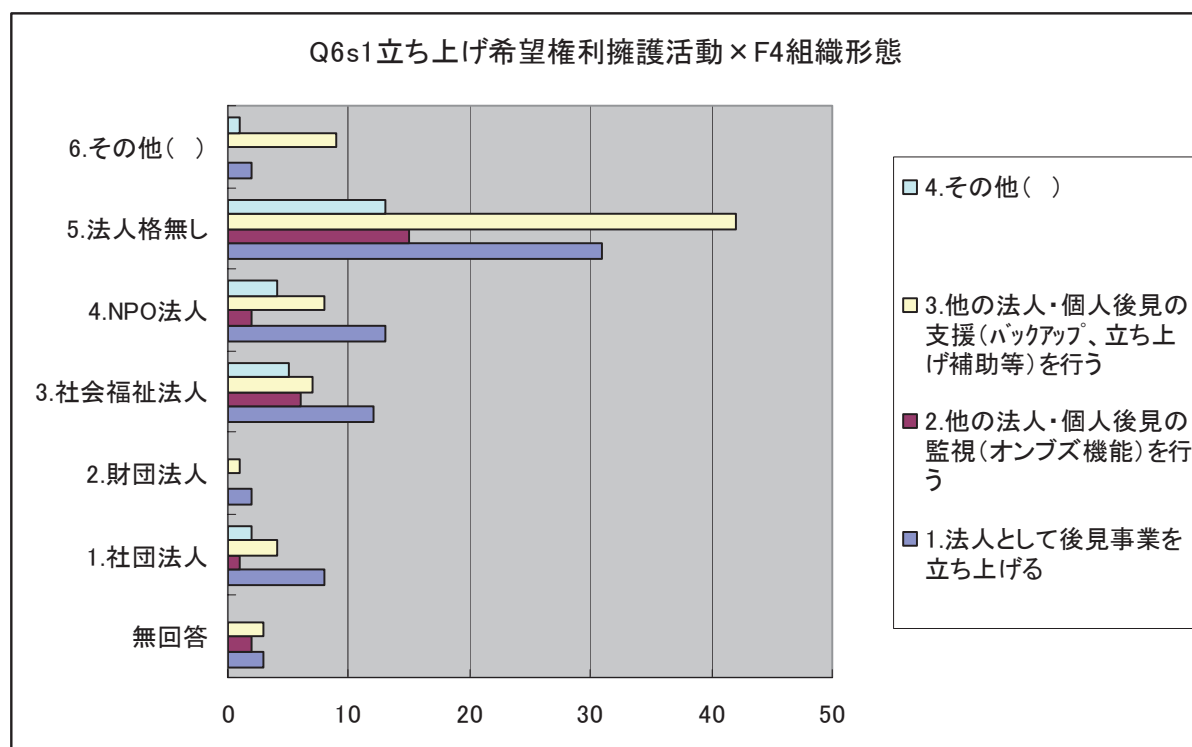


c) 立ち上げを希望する活動内容×組織形態 (Q6-1×F4)

表 3-3-9

Q6s1*f4 クロス表									
		F4. 組織形態							合計
		無回答	1.社団法人	2.財団法人	3.社会福祉法人	4.NPO法人	5.法人格無し	6.その他()	
Q6-1. 立ち上げを希望する権利擁護活動内容(a)	1.法人として後見事業を立ち上げる	3	8	2	12	13	31	2	71
		37.50%	53.30%	66.70%	40.00%	48.10%	30.70%	16.70%	
	2.他の法人・個人後見の監視(オンブズ機能)を行う	2	1	0	6	2	15	0	26
		25.00%	6.70%	0.00%	20.00%	7.40%	14.90%	0.00%	
	3.他の法人・個人後見の支援(バックアップ、立ち上げ補助等)を行う	3	4	1	7	8	42	9	74
		37.50%	26.70%	33.30%	23.30%	29.60%	41.60%	75.00%	
	4.その他()	0	2	0	5	4	13	1	25
		0.00%	13.30%	0.00%	16.70%	14.80%	12.90%	8.30%	
合計		8	15	3	30	27	101	12	196
パーセントは、F4組織形態(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

グラフ 3-3-9

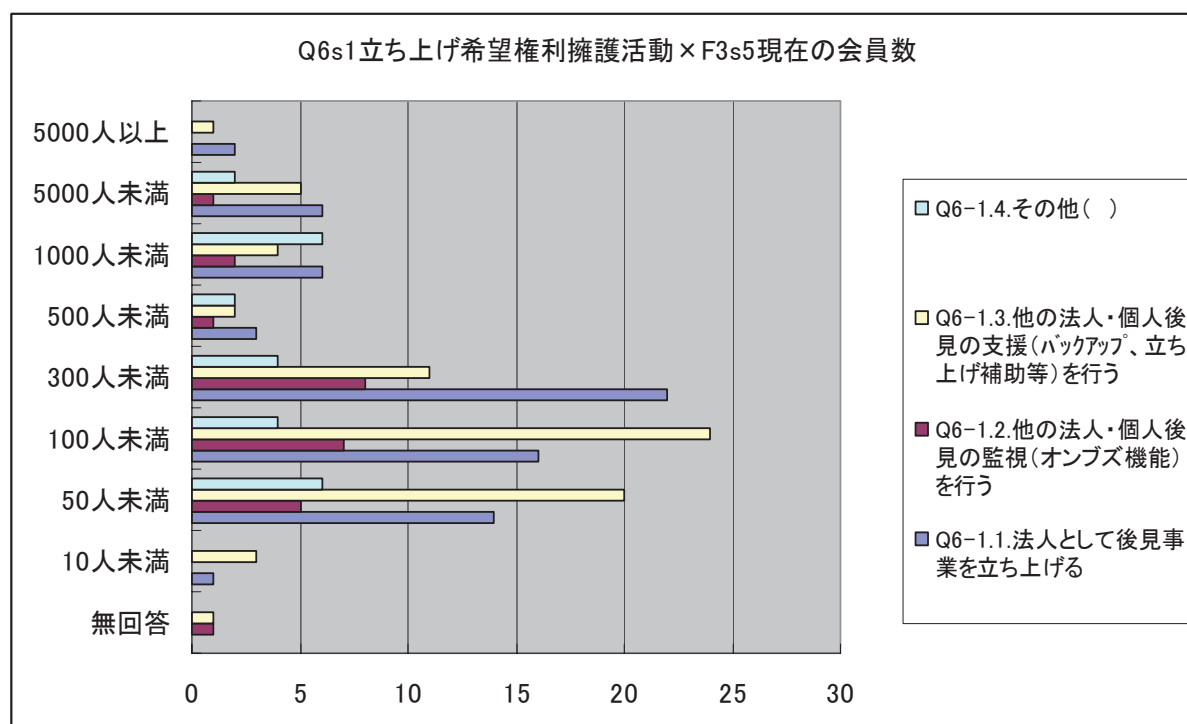


d) 立ち上げを希望する活動内容×会員数 (Q6-1×F3-5)

表 3-3-10

		Q6-1×F3s5クロス表									
		F3-5. 現在の会員数d									
		無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上	合計
Q6-1. 立ち上げを 希望する権 利擁護活動 内容a)	1.法人として後見事業を立ち上げる	0	1	14	16	22	3	6	6	2	70
		0.00%	25.00%	31.10%	31.40%	48.90%	37.50%	33.30%	42.90%	66.70%	
	2他の法人・個人後見の監視・オンブズ機能を行う	1	0	5	7	8	1	2	1	0	25
		50.00%	0.00%	11.10%	13.70%	17.80%	12.50%	11.10%	7.10%	0.00%	
	3他の法人・個人後見の支援(バックアップ、立ち上げ補助等)を行う	1	3	20	24	11	2	4	5	1	71
		50.00%	75.00%	44.40%	47.10%	24.40%	25.00%	22.20%	35.70%	33.30%	
	4その他()	0	0	6	4	4	2	6	2	0	24
		0.00%	0.00%	13.30%	7.80%	8.90%	25.00%	33.30%	14.30%	0.00%	
合計		2	4	45	51	45	8	18	14	3	190
パーセントは F3-5. 現在の会員数(総列)の合計を100としたときの割合です。											

グラフ 3-3-10



③成年後見制度の立ち上げに関する困難

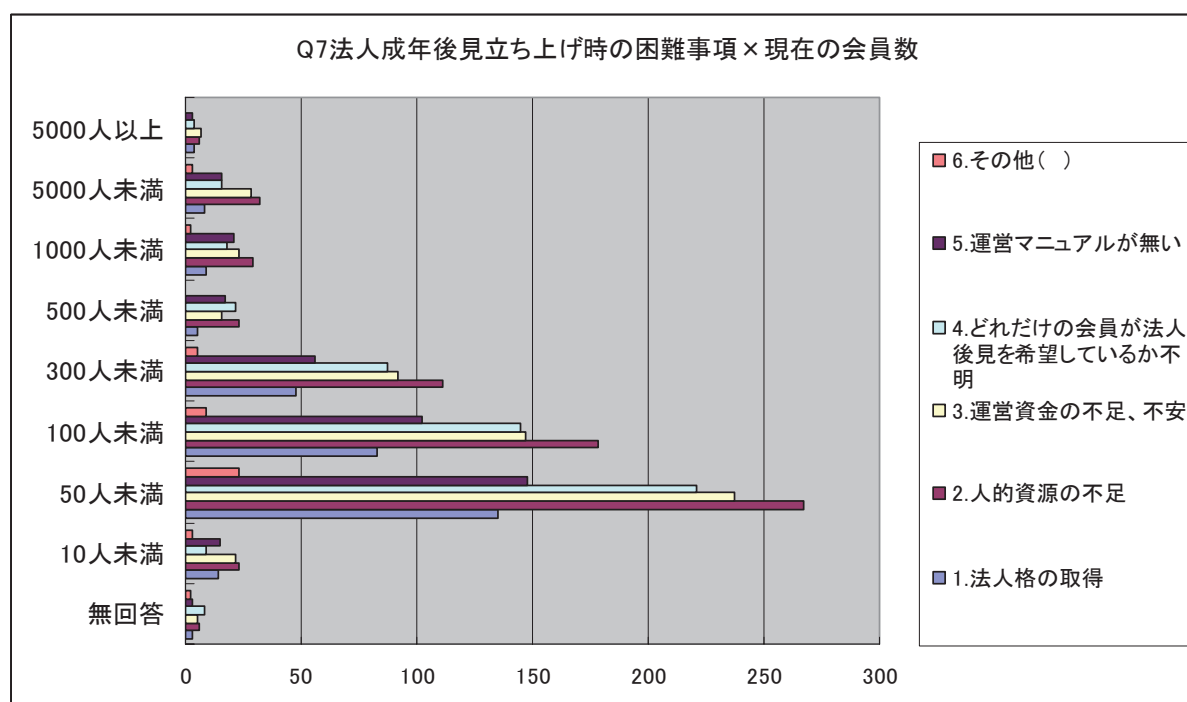
a) 法人成年後見立ち上げに関する困難×会員数 (Q7-1×F3-5)

表 3-3-11

Q7s1*F3s5 クロス表											
		F3-5. 現在の会員数 ^{cd}									合計
		無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上	
Q7. 邦人成年後 見を立ち上 げる場合の 困難事項 ^{a)}	1.法人格の取得	3	14	135	83	48	5	9	8	4	309
		11.10%	16.30%	13.10%	12.50%	12.00%	6.00%	8.80%	7.80%	16.70%	
	2.人的資源の不足	6	23	267	178	111	23	29	32	6	675
		22.20%	26.70%	25.90%	26.80%	27.80%	27.40%	28.40%	31.10%	25.00%	
	3.運営資金の不足、不安	5	22	237	147	92	16	23	28	7	577
		18.50%	25.60%	23.00%	22.10%	23.10%	19.00%	22.50%	27.20%	29.20%	
	4.どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明	8	9	221	145	87	22	18	16	4	530
		29.60%	10.50%	21.40%	21.80%	21.80%	26.20%	17.60%	15.50%	16.70%	
	5.運営マニュアルが無い	3	15	148	102	56	17	21	16	3	381
		11.10%	17.40%	14.40%	15.40%	14.00%	20.20%	20.60%	15.50%	12.50%	
	6.その他()	2	3	23	9	5	1	2	3	0	48
		7.40%	3.50%	2.20%	1.40%	1.30%	1.20%	2.00%	2.90%	0.00%	
合計		27	86	1031	664	399	84	102	103	24	2520
パーセントは、F3-5. 現在の会員数(縦列)の合計を100をしたときの割合です。											

パーセントは、F3-5. 現在の会員数(縦列)の合計を100をしたときの割合です。

グラフ 3-3-11

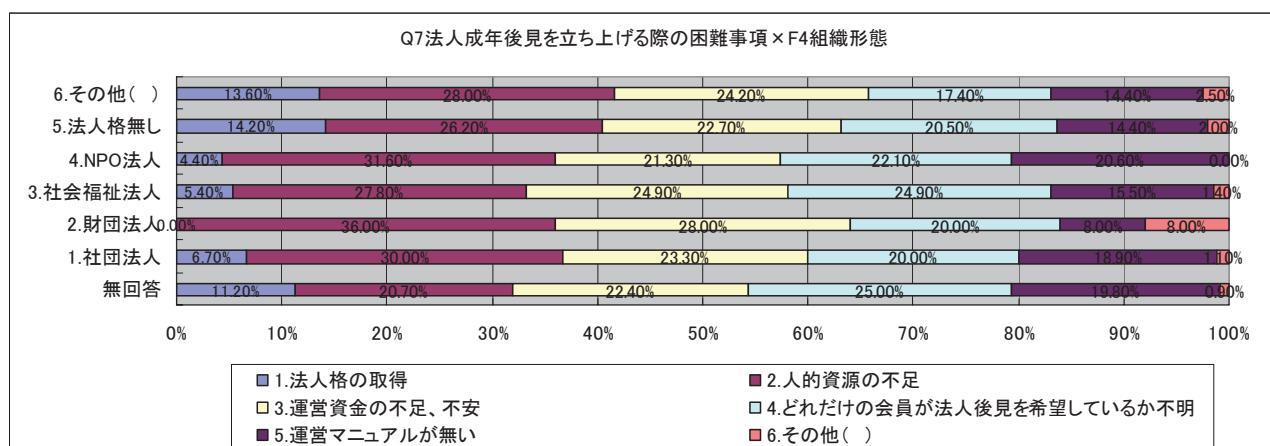


b) 法人成年後見立ち上げに関する困難×組織形態 (Q7-1×F4)

表 3-3-12

Q7s1*f4 クロス表									
		F4. 組織形態						合計	
		無回答	1.社団法人	2.財団法人	3.社会福祉法人	4.NPO法人	5.法人格無し		6.その他()
Q7. 法人成年後見を立ち上げる場合の困難事項(a)	1.法人格の取得	13	6	0	15	6	244	32	316
		11.20%	6.70%	0.00%	5.40%	4.40%	14.20%	13.60%	
	2.人的資源の不足	24	27	9	77	43	449	66	695
		20.70%	30.00%	36.00%	27.80%	31.60%	26.20%	28.00%	
	3.運営資金の不足、不安	26	21	7	69	29	389	57	598
		22.40%	23.30%	28.00%	24.90%	21.30%	22.70%	24.20%	
	4.どれだけの会員が法人後見を希望しているか不明	29	18	5	69	30	351	41	543
		25.00%	20.00%	20.00%	24.90%	22.10%	20.50%	17.40%	
	5.運営マニュアルが無い	23	17	2	43	28	246	34	393
		19.80%	18.90%	8.00%	15.50%	20.60%	14.40%	14.40%	
6.その他()	1	1	2	4	0	35	6	49	
	0.90%	1.10%	8.00%	1.40%	0.00%	2.00%	2.50%		
合計		116	90	25	277	136	1714	236	2594
パーセントは、F4. 組織形態(縦列)の合計を100としたときの割合です。									

グラフ 3-3-12



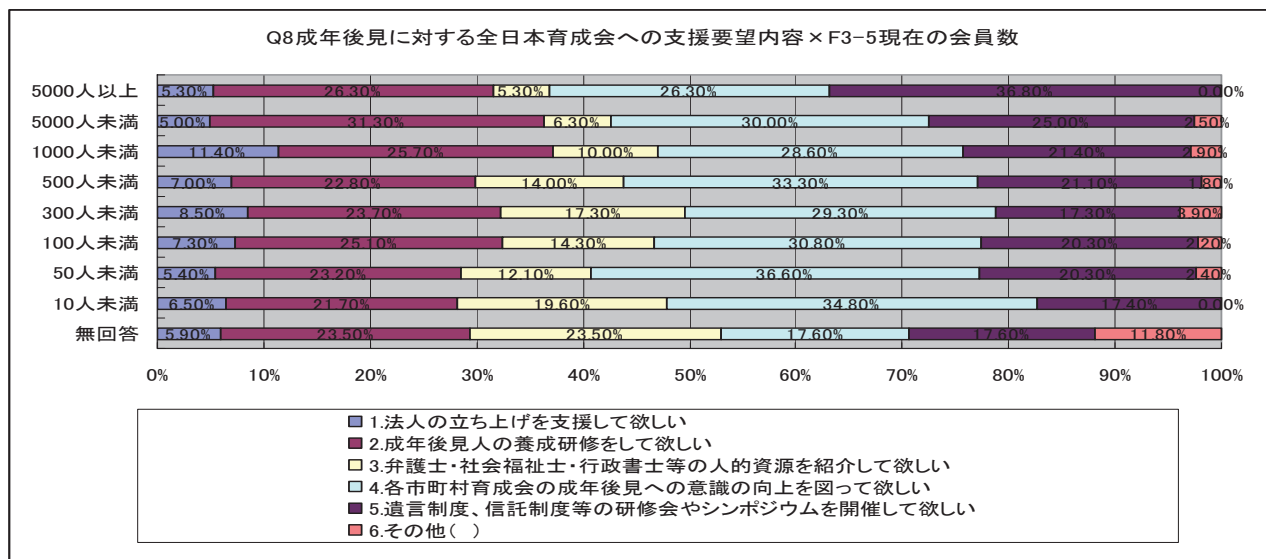
④成年後見に関する全日本育成会への期待

a) 成年後見に関して全日本育成会に望む支援内容×会員数 (Q8×F3-5)

表 3-3-13

Q8×F3s5cd クロス表											
			F3-5. 現在の会員数cd								
			無回答	10人未満	50人未満	100人未満	300人未満	500人未満	1000人未満	5000人未満	5000人以上
Q8. 成年後見に 関する全日 本育成会へ の支援内容 (a)	1.法人の立ち上げを支援して欲しい	度数	1	3	34	33	24	4	8	4	1
		f3s5cd 内での割合 (%)	5.90%	6.50%	5.40%	7.30%	8.50%	7.00%	11.40%	5.00%	5.30%
	2.成年後見人の養成研修をして欲しい	度数	4	10	145	114	67	13	18	25	5
		f3s5cd 内での割合 (%)	23.50%	21.70%	23.20%	25.10%	23.70%	22.80%	25.70%	31.30%	26.30%
	3.弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介して欲しい	度数	4	9	76	65	49	8	7	5	1
		f3s5cd 内での割合 (%)	23.50%	19.60%	12.10%	14.30%	17.30%	14.00%	10.00%	6.30%	5.30%
	4.各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図って欲しい	度数	3	16	229	140	83	19	20	24	5
		f3s5cd 内での割合 (%)	17.60%	34.80%	36.60%	30.80%	29.30%	33.30%	28.60%	30.00%	26.30%
	5.遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催して欲しい	度数	3	8	127	92	49	12	15	20	7
		f3s5cd 内での割合 (%)	17.60%	17.40%	20.30%	20.30%	17.30%	21.10%	21.40%	25.00%	36.80%
	6.その他()	度数	2	0	15	10	11	1	2	2	0
		f3s5cd 内での割合 (%)	11.80%	0.00%	2.40%	2.20%	3.90%	1.80%	2.90%	2.50%	0.00%
合計		度数	17	46	626	454	283	57	70	80	19
パーセントは、F3-5. 現在の会員数(縦列)の合計を100としたときの割合です。											

グラフ 3-3-13



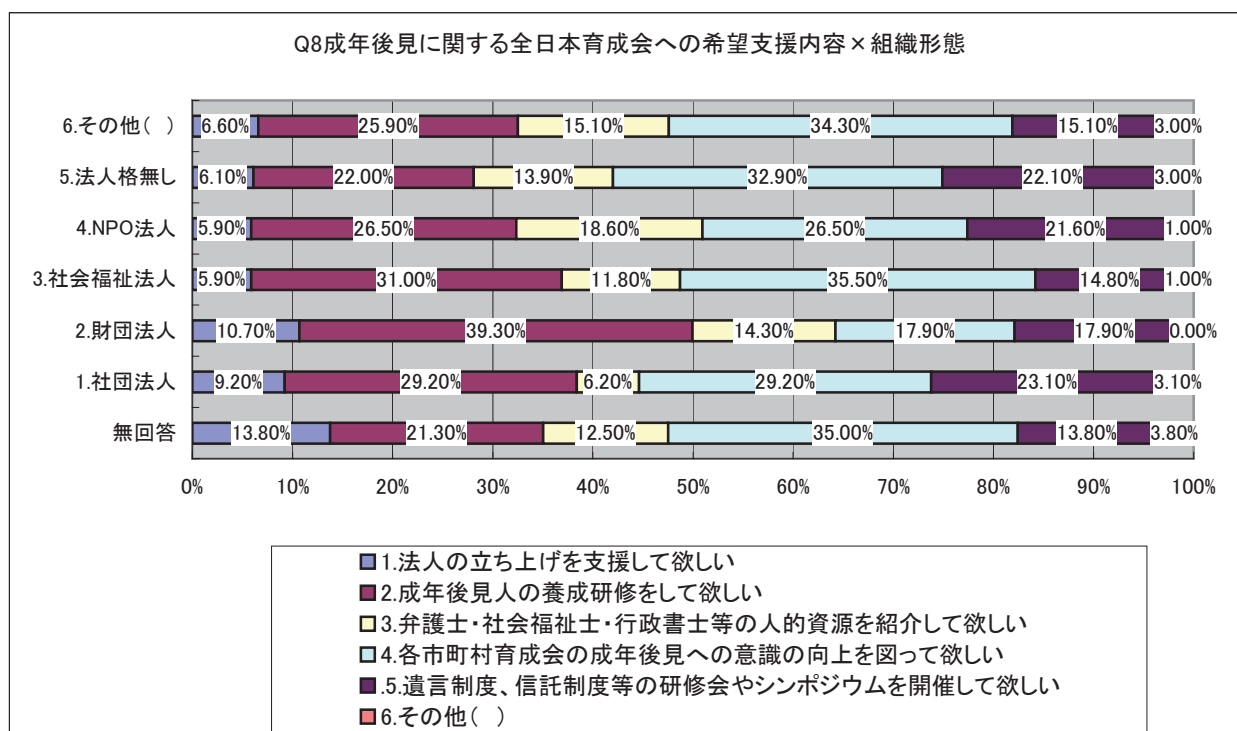
b) 成年後見に関して全日本育成会に望む支援内容×組織形態 (Q8×F4)

表 3-3-14

Q8*F4 クロス表									
		F4. 組織形態							合計
		無回答	1.社団法人	2.財団法人	3.社会福祉法人	4.NPO法人	5.法人格無し	6.その他()	
Q8. 成年後見に関する全日本育成会への支援内容(a)	1.法人の立ち上げを支援して欲しい	11 13.80%	6 9.20%	3 10.70%	12 5.90%	6 5.90%	64 6.10%	11 6.60%	113
	2.成年後見人の養成研修をして欲しい	17 21.30%	19 29.20%	11 39.30%	63 31.00%	27 26.50%	230 22.00%	43 25.90%	410
	3.弁護士・社会福祉士・行政書士等の人的資源を紹介して欲しい	10 12.50%	4 6.20%	4 14.30%	24 11.80%	19 18.60%	145 13.90%	25 15.10%	231
	4.各市町村育成会の成年後見への意識の向上を図って欲しい	28 35.00%	19 29.20%	5 17.90%	72 35.50%	27 26.50%	344 32.90%	57 34.30%	552
	5.遺言制度、信託制度等の研修会やシンポジウムを開催して欲しい	11 13.80%	15 23.10%	5 17.90%	30 14.80%	22 21.60%	231 22.10%	25 15.10%	339
	6.その他()	3 3.80%	2 3.10%	0 0.00%	2 1.00%	1 1.00%	31 3.00%	5 3.00%	44
	合計	80	65	28	203	102	1045	166	1689
	パーセントはは、F4. 組織形態(縦列)の合計を100としたときの割合です。								

パーセントは、F4. 組織形態(縦列)の合計を100としたときの割合です。

グラフ 3-3-14



4. 全体のまとめ

1) 作業仮説との関連

(1) 個人対象調査

①成年後見制度が利用されない背景の分析

成年後見制度が利用されない理由として、本人の生活に関して家族が現状維持を望む傾向、制度についての情報（理解）不足があるのではないかとという仮説は、本人の将来の住まいについての現状維持の傾向、成年後見制度のイメージに関する回答から立証された。

②親の心配

親は、身上監護を中心に心配しており、財産管理は二の次なのではないかとという仮説は、親の不安は多くが将来の「世話をする人」であったということから立証された。

また、親の安心＝本人の幸せとは限らないのではないかとという仮説は、安心をどのように定義するかにもよるが、本調査では「親の思うとおりの状況」と位置づけて考えたい。多くの人にとって、自分が思うとおりにことが進んだり周りの者が行動したりすることが、安心につながると思われるからである。「本人の意思・要求の理解方法」や「本人の要求への配慮」に関するいくつかのクロス集計から、「親の安心（親の思うとおりの状況）＝本人の幸せ」である場合もあればそうでない場合もあることが立証された。

③障害程度と意思把握

障害が重くなるほど言葉によるコミュニケーションや意思表示が乏しくなるため、本人の意を汲むことの困難が大きくなるという仮説は、「本人の意思・要求の理解方法」において「言語による理解」が70%以上を占めていることと、障害程度（手帳等級）とのクロス集計によって裏付けられた。

権利擁護推進に関して、意思把握の困難さが影響しているのではないかとという仮説は、「権利擁護で大事な事項」と「本人の意思・要求の把握方法」とのクロス集計では明確な傾向は見出せなかった。意思把握の方法がどのようなものであっても、本人のさまざまな力を強めていくことよりも周囲の者・環境がどのようなものであるかの方が重視されていたためである。周囲の者・環境の中には当然のことながら「家族」も含まれており、家族自身が権利擁護についてどのような意識を持ち行動するかが重要であるということが指摘できよう。

④家族による本人の権利侵害

この項目を設定した理由は、家族にとって、本人を擁護したり本人の代弁をしたりするという場面は日常のものであるため、どのような時に本人の権利侵害が起きているのかが分かりにくいのではないかと考えられたこと、本人の生きていく力を強めるためには、まず家族がそれに気がつき取り組んでいくことが必要だと考えられたことによる。

「本人の意思・要求の理解方法」「本人の要求への配慮」と、さまざまな生活場面での実際の「決定方法」とをクロス集計した結果、家族の意識と実際の行動の間にはギャップが存在する場合がある、ということが分かった。

『親の心配』の項でも考察を行ったが、親が決めたものがすべて本人の意に叶うものであるはずはなく、地域の中で生き生きと暮らす本人の姿を実現させるためにはまず、本人が自分で選び決められるような（それによって自尊感情が高まり生活意欲が増す）環境を整えていくことが必須である。制度的な対応ももちろん必要であるが、家族自身も、本人に目の前で応対している「人」の態度として、大人になった本人に「大人として」接することの大切さを自覚し、

自身の普段のあり様を謙虚に見つめていくことが求められるのではないだろうか。

⑤サービス利用と権利擁護の関係

さまざまなサービスを利用している家族の方が、利用していない家族よりも権利擁護制度の利用については垣根が低いのではないかという仮説は、「サービスの利用状況」と「成年後見制度の利用」とのクロス集計で検討してみたが、明確な関連は見出せなかった。

(2) 地方育成会対象調査

①設立経緯や規模と権利擁護事業の関連

それぞれの育成会の現在の構成人員や組織形態、実施事業内容などによって、権利擁護事業への取り組み状況が異なるのではないかという仮説を立てた。実際に権利擁護事業を行っている団体は、ある程度の規模を有しているところが多く、成年後見制度を利用している人も多いであろうことが単純集計の結果から推測される。しかしながら、全体的な回答傾向が似ていたこともあり、会員数や事業実施の有無、組織形態が必ずしも権利擁護事業への取り組みに影響しているわけではないという結論となった。

ただし、権利擁護事業の立ち上げ希望については、ある程度の会員数を有しているところでは希望が高い傾向があるというクロス集計結果が出ている。

②連絡体制や情報源と権利擁護事業への取り組み

連絡体制や情報源によって、権利擁護事業への取り組み状況が異なるのではないかという仮説を立てた。連絡体制そのものについては、「封書・はがき」「会報」「電話・FAX」が用いられていることが多いことは判明したが、権利擁護への知識の伝達状況との関連は見いだせなかった。情報源と権利擁護事業を立ち上げない理由とのクロス集計も行ったが、関連は見出せなかった。

③権利擁護事業への取り組みとリーダーの意識

権利擁護事業への取り組みには、各育成会の代表およびリーダー的存在の人の意識が反映されているのではないかという仮説を立てた。

その検証のために、権利擁護事業への取り組み、可能な活動、法人後見事業の立ち上げ希望等と、会員規模や組織形態、情報源および学習会への参加状況等とのクロス集計を行ったが、明確な関連を見出すことはできなかった。すなわち、各育成会の代表およびリーダー的存在の人の意識が反映されているということになるのではないかと考えられる。

④権利擁護事業の実施と法人格の取得、全日本との関係

権利擁護事業の実施にあたっては、法人格の取得および全日本育成会との関係がかぎになるのではないかという仮説を立てた。

何らかの法人格をすでに有しているところの方が権利擁護事業の立ち上げを考えている割合が高かったものの、「法人成年後見を立ち上げる際に困難な点」として「法人格の取得」を挙げたところは33.5%であり、「人的資源の不足」73.6%や「運営資金の不足、不安」63.3%の方が多かった。また、「成年後見について全日本育成会に望むこと」では「法人の立ち上げ支援」は12.0%であり、次いで「人的資源の紹介」24.5%などとなっていた。

これらのことから、権利擁護事業の実施については、法人格の取得や全日本育成会との関係も影響しているが、その他の要因の方が大きいことが判明した。

2) 家族の意識と育成会の役割

(1) 家族支援と育成会

本調査の結果から総合的に指摘できることは、家族は本人のことをよく考えているということである。「よく考え」、そして「将来に大きな不安を抱く」、ここまでは多くの家族が経験することである。その家族の将来を左右するのは、実際に「その次に何をするか」ということであると考えられる。不安が強いのであれば、家族が元気に活動できるうちに、本人の力を強める関わり方をし、権利擁護の仕組みの促進に目を向け動いていくことが必要なのではないだろうか。漠然とした不安は、実際に手立てを講じていくうちに内容が明確化され、問題解決の方策を考え出すことにつながっていくものである。「現状のまま」で居続けたのでは、これらの不安を払拭することは難しい。

身近な改善点として挙げられるものは、親の意識と実際の生活における本人への関わり方についてのギャップであろう。全ての家族にギャップがあるわけではないが、このようなギャップが少なからず存在しているという現状には、家族のために使える資源が少ないということの影響もあるだろう。それと同時に、家族自身が抱えている「自分が本人にとっての最大の権利擁護者である」という意識の「強さ」、すなわち「自分は絶対に正しい」という感覚が、ギャップの発生に影響していることは想像に難くない。次の時代に進んでいくための「本人と家族が安心して暮らせるしくみ作り」のためには、このような諸点を正面から受け止め、家族自身がさまざまな物事の質を見極める視点を養いつつ、今後の発展に向けた方策を組み立てていくことが必要不可欠であると考えられる。

日本においては、障害児者の家族支援のためのしくみがほとんど整備されていないという現状があり、本人のために使えるサービスは徐々に増えてきてはいるものの、高齢の家族にとっては使い方がわからない、家族が面倒を見るのは当然と考える、面倒をみるのが生きがいとなっている等の状況から、家族による本人の抱え込みが生じやすいと考えられる。また、障害児者の「きょうだい」としては、親が将来の生活設計を立ててくれないことが大きな不安となっているということも指摘されており、親が望む現状維持の傾向ときょうだいへの支援者としての期待の高さとの間にもギャップが存在している。

それゆえに、全日本を含めた各育成会が、それぞれの家族に対して親としてのあり方や本人への関わり方（きょうだいや親戚としての関わり方を含めて）についての指針や、具体的なステップの踏み方を示す役割を担うことの意義は大きい。家族教育・家族支援をどのように展開するか、それを背景にもちながら本人の力をいかにして強めていくか、この双方への取り組みを強力に推進していくことが求められていると言える。

(2) 権利擁護事業と育成会

「成年後見制度」ができて5年が経過するが、なかなか後見人が増えていかない背景には、上記のような家族自身が「自分だけが永遠の保護者」であるという意識を有していることがあると推測される。本人が成人するまでの間に家族が果たしてきた役割や責任の所在を点検し、成人後の生活についてどの側面をどのような人や組織に移管していけるのかを考え将来設計を立てていくことが、本人と家族の双方にとって重要であると考えられる。

個人対象調査で明らかになったように、家族の心配が「世話をする人」に集中しているという結果からは、「全ての世話」を「誰か一人」が担うことをイメージしているのであろうことが想像される。しかしながら実際には、全てを担ってくれる「誰か」を探すよりも、例えば身近なことはホームヘルプサービスで、住まいについてはグループホームおよび世話人で、権利や財産に関することは成年後

見制度や権利擁護事業で、日中活動はデイサービスや授産施設で、そして総合的な判断を後見人に託すといったように、既存のサービスや制度を組み合わせながら将来設計を考えていくことの方が、実現できる可能性は高い。その観点から言えば、「家族」から「後見人」への役割移管を行っていくことに関する意識を高めるための啓発活動をさらに充実していくことは必要不可欠であり、そこでは育成会が大きな役割を果たすことが期待される。

今回の調査は、育成会会員および地方育成会を対象にしているという性格上、学習会や後見支援センターの設置等において育成会主催であることを望む回答が多くなることはうなずける。一方で、単により大きな組織を頼るというのではなく、市町村育成会もそれぞれの状況にみあった意識の移行、啓発、学習の機会提供を試み、それから都道府県育成会や全日本育成会とのコラボレーションを図っていくことが必要であろうと考えられる。

3) 今後の分析課題

調査票を配布し始めた時には、居住している地域によって育成会の規模を含めた社会資源の状況が異なるため、家族の意識にも差がみられるのではないかと想定し、地域ごとに分類した発送を行おうと考えていた。実際には、全ての地域を分別することはできず、返送期日の指定日が異なったもののみとなってしまったが、地域による回答傾向を分析する手立てを得ることはできた。

しかしながら本報告書においては、地域による差異を検討するための時間的余裕がなかったため、地方育成会の活動状況や社会資源の状況と会員の意識との関連を見ることは今後の課題として残されている。

また、自由記述も多数寄せられており、その詳細な分析を行っていくことも必要である。

謝辞

本調査には、全日本手をつなぐ育成会が実施主体であるという安心感があったためでしょうか、調査項目が多岐にわたり分量が多かったにも関わらず、驚くほど高い回収率でした。また、一つ一つの調査票にはそれぞれの「本音」がよく表されていて、熱心に記入してくださっている様子が伝わってきました。そのようなご家族および各育成会のご協力により、「実態調査」にふさわしい内容を報告することができましたことに心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

また、調査の実施経過をあたたかく見守って下さった全日本手をつなぐ育成会および中央委員の方々、本委員会の担当をして下さった小林氏、納期や費用の面で最大の協力をして下さったパンメデアの横田氏にも、あわせて御礼申し上げます。

この調査報告書が、「家族と本人が安心して仲良く暮らしていけるような仕組みづくり」のための基礎データを示すものとして役立てられることを、切に願ってやみません。

生活実態調査委員会 委員一同

2006年 月 日

都道府県・指定都市育成会 各位

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 理事長 藤原 治
権利擁護システム研究プロジェクト

生活実態調査委員会 委員長 吉川かおり

知的障害者の権利擁護に関する意見調査実施についてのお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当会の活動に特別のご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、全日本育成会では、今年度の事業として、厚生労働省からの補助金を得ての「知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究」を進めているところです。知的障害のある本人の安心な暮らしを実現するために、地域における権利擁護システムの構築が重要であると考えられます。

そこで、全日本育成会としては、どのようなしくみを作ることが知的障害のある本人の最善の利益につながるかを考えるために、特に組織としての取り組み方などについては各育成会から、具体的な状況については市町村育成会を通して会員の方々から、お考えや平素感じておられることなどを聞かせていただくことになりました。

会員の方々にお伺いするアンケートは「添付書類- 1」のとおりです。組織へのアンケートに関しては現在作成中です。

つきましては全国の会員の方々にアンケートをお配りするために、「添付書類- 2」のとおり該当市町村育成会を御紹介いただけますと幸いです。

ご多忙の折、お手数をおかけいたしますが趣旨をご理解いただき、ご協力とご了解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この調査に関する情報は、権利擁護システムづくりのために用い、その他の目的には使用しないことを申し添えます。

添付書類

1. 権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査アンケート
2. 「権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査アンケート」対象者のご紹介について
(依頼)
3. 「対象者の紹介」についての回答

問合せ先：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 （事務局／小林）
〒105-0031 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階
電話：03-3431-0668 FAX：03-3578-6935
E-Mail :ikuseikai@pop06.odn.ne.jp

権利擁護システム研究プロジェクト

生活実態調査アンケート

「対象者のご紹介」についての回答

全日本育成会E-mail : ikuseimac@yahoo.co.jp もしくはFAX. 03-3578-6935 へご連絡下さい

育成会名 ()
担当者名 ()

1. アンケート配布について

- ☐ 県育成会より配ることができる。
☐ 県育成会にて、配付し、回収もできる。
☐ 市町村育成会をご紹介します。

2. 対象市区町村育成会名

	育成会名	連絡先電話	連絡先 E-mail	ご担当者	年齢層 (分かればご記入下さい)		
					～9 才	10 才代	20 才代～
1.							合計
2.							
3.							
4.							
5.							
6.							

注：御多忙中にもかかわらずご協力いただきありがとうございます。誠に恐縮ですが 11 月 8 日 (水) までにお返事下さいますようお願い申し上げます。アンケート全体の締切りを 12 月 1 日と考えております。よろしくお願いいたします。

2006年11月8日

ご紹介地方育成会 各位

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 理事長 藤原 治
権利擁護システム研究プロジェクト

生活実態調査委員会 委員長 吉川かおり

「権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査アンケート」
実施についてのお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当会の活動に特別のご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、全日本育成会では、今年度の事業として、厚生労働省からの補助金を得ての「知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究」を進めているところです。知的障害のある本人の安心な暮らしを実現するために、地域における権利擁護システムの構築が重要であると考えられます。

そこで、全日本育成会としては、どのようなしくみを作ることが知的障害のある本人の最善の利益につながるかを考えるために、特に組織としての取り組み方などについては各育成会から、具体的な状況については市町村育成会を通して会員の方々から、お考えや平素感じておられることなどを聞かせていただくことになりました。

今般、各都道府県・政令指定都市育成会（以下、県育成会）よりそれぞれご紹介を頂きました地方育成会の会員の方々および日常おつきあいのある地域の方でご賛同頂ける方々にご協力をお願いすることになりました。何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

同封のアンケートは、県育成会よりのご紹介時にご指示頂きました数をお届けいたしました。各県よりのご指示によります該当年齢の方々への配布、回収等をお願い申し上げます。配布回収の手順につきまして、以下の方法をご参照頂き、ご都合の良い方法にて実施頂ければと存じます。

記

1. 配布方法：

- ①. 各対象者宅への個別郵送：郵送代金をお立て替え下さい。後ほど、当委員会より実費をお支払い致します。
- ②. 集合配布：実施期間内に行事等で集まる会場での配布。
- ③. 役員による手渡し配布。

2. 回収方法：

- ①. 返信用封筒による回答者個別投函。
- ②. 集合回収：育成会の集会等で役員が、一括回収、返送＝着払い返送。
- ③. ①②併用。

3. アンケート実施期間：

- ①. 11月13日（月）から12月15日（金）
- ②. アンケートの個人回収締め切り日：12月8日（金）とさせて頂いております。
- ④. 育成会単位での集合回収の場合、全日本への到着日を12月15日（金）

4. 実施時の注意事項：既に全国大会11月18日（土）・19日（日）で、配布させて頂いています。参加された方でご協力を頂いている方への二重配布にご注意をお願いいたします。

以上、お手数をおかけ致しますが、多くの方々のご協力を得られますようご協力の程、重ねて宜しくお願い申し上げます。

なお、本個人調査に続きまして、地方育成会の活動につきましてのアンケート（全国2600育成会対象）の実施を予定しています。その際のご協力も何卒宜しくお願い申し上げます。

問合せ先：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 （事務局／小林）
〒105-0031 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階
電話：03-3431-0668 FAX：03-3578-6935 E-Mail：
ikuseikai@pop06.odn.ne.jp

権利擁護(成年後見制度)に関する生活実態調査アンケート

へのご協力をお願い致します

手をつなぐ育成会会員 各位

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長 藤原 治
権利擁護システム研究プロジェクト
生活実態調査委員会 委員長 吉川かおり

ご挨拶:このアンケートは、全日本育成会:権利擁護システム研究プロジェクト・生活実態調査委員会が実施しています。時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当会の活動に特別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省からの補助金を得て「知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究」を行うことになりました。

知的障害のある方の権利を守るといっても、具体的にどうすれば良いのかが分からないという場合も多いのではないかと思います。

例えば、

- ・ 家族の指示を本人が拒否する時、どういう対応をすることが本人の権利を守ることにつながるのか
- ・ 本人の希望と家族や施設職員の希望が異なる時、どのように調整したらよいのか
- ・ 本人の意思がはっきりしない時、誰が代りに決めるのか、決めたことへの責任は誰が取るのか
- ・ 本人が決めるのを援助する方法が分からない、時間がかかるのでつきあう暇がない時どうしたらいいのか
- ・ 親なき後の財産管理や生活保障などを誰に託したらいいのか

など、身近な生活状況に応じた権利擁護の視点や方法について、みなさまのお考えを聞かせて頂たく存じます。

あわせて、日頃の福祉サービスの利用状況についても教えていただき、育成会としてどのような権利擁護を行っていったらよいのかについての指針を考案していきたいと考えております。

ご多忙のりお手数をおかけして恐縮ですが、障害のある方とそこそご家族が安心して仲良く暮らしていけるような仕組みを作っていくために行う調査ですので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

アンケート用紙は、**2006年11月10日(金)まで**に、全日本手をつなぐ育成会あてに同封の専用封筒にて郵便下るか、ファックスにてお送り下さい。

問合せ先: 〒105-0031

東京都港区西新橋2- 16- 1 全国たばこセンタービル8階

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

権利擁護システム研究プロジェクト・生活実態調査委員会委員長: 吉川かおり

ファックス: 03- 3578- 6935

電話: 03- 3431- 0668

※. このアンケートは、育成会会員のお宅で、障害を持たれた方を主に支援されているご家族お一人にお願いをさせていただきます。

＜アンケートの記入に当たって＞

- ①. アンケートの記入は無記名です。個人の情報のプライバシーには、最大限の配慮をしまして、得られました結果は、こういう回答が全体の何%という形でまとめて報告致します。
- ②. このアンケートで、「本人」とは、障害を持つ方。「あなた」とは、回答されている方を指します。
- ③. 回答は、選択肢の場合、指示のある場合にはその回答数の○を、また()内には回答数字や自由記述でご回答下さい。
- ④. 今回の実態調査は、全日本手をつなぐ育成会が、権利擁護活動に成年後見制度を積極的に取り入れて行く為のアンケートです。どうかありのままのご回答を頂けますようお願いいたします。
- ⑤. アンケートは、次の2頁から6頁までです。

F I . 現在のあなたと本人についてお伺いします。

FQ1.回答されているあなたは、	・年齢=()	・性別=()	・お仕事をしていますか、 1.はい 2. いいえ
------------------	---------	---------	-----------------------------

FQ1. 回答者年齢コード	FQ1. 回答者性別	FQ1. 回答者職業有無
無回答 31 (0.6%)	無回答 26(0.5%)	無回答 77(1.6%)
10才代 5 (0.1%)	男性 875(18.1%)	はい(有職) 1929(39.9%)
20才代 55 (1.1%)	女性 3939(81.4%)	いいえ(無職) 2834(58.6%)
30才代 341 (7.0%)	合計 4840(100.0%)	合計 4840(100.0%)
40才代 1075(22.2%)		
50才代 1629(33.7%)		
60才代 1204(24.9%)		
70才代 444(9.2%)		
80才代以上 56(1.2%)		
合計 4840(100.0%)		

FQ2.本人の福祉サービス利用にかかる費用は、1ヶ月平均で:(平均)円／月

FQ2. 福祉サービス利用費用金／額月cd

0(かからない) 691(14.3%) 1万円未満 623(12.8%) 1～3万円台 **1842(38.1%)** 4～6万円台 498(10.3%)
7～9万円台 174(3.6%) 10万円台 35(0.7%) 20万円以上 7(0.1%) 無回答 970(20.0%)

FQ3. あなた以外のご家族で 支援をしている方は、	本人	1. 夫(父) 3080 (63.6%) 2. 妻(母) 772 (16.0%) 3. 父(祖父) 372 (7.7%) 4. 母(祖母) 709 (14.6%) 5. 子ども=兄弟・姉妹 1607 (33.2%) 6. 叔父・叔母 168 (3.5%) 7. その他 141 (2.9%)() 8. いない 454 (9.4%)
-------------------------------	----	--

FQ4.障害者手帳対象者は、 (全員お知らせ下さい。)	・回答者との間柄 ①.= ()・年齢 才 ②.= ()・年齢 才 ③.= ()・年齢 才	・お住まい: ①. 1.自宅 2.施設 3.独立 (独居、共同) ②. 1.自宅 2.施設 3.独立 (独居、共同) ③. 1.自宅 2.施設 3.独立 (独居、共同)	・障害者手帳の 障害程度: ①. =(1012人回答) ②. =(65人回答) ③. =(9人回答) ※. 手帳種類、程度別 コード化中
--------------------------------	---	--	--

FQ4. 回答者からみた本人 の間柄①	FQ4. 本人①の障害者手帳種類 (含、複数所有者)	FQ4bcd. 回答者からみた本 人の間柄コード②	FQ4ccd. 回答者からみた 本人の間柄コード③
無回答 377 (7.8%)	療育手帳1度(最重度) 363(7.5%)	無回答 4585 (94.7%)	無回答 4797 (99.1%)
長男 1345 (27.8%)	療育手帳2度(重度) 2122(43.8%)	長男 23 (0.5%)	長男 1 (0.0%)
長女 703 (14.5%)	療育手帳3度(中度) 1186(24.5%)	長女 14 (0.3%)	長女 4 (0.1%)
次男 426 (8.8%)	療育手帳4度(軽度) 187(3.9%)	次男 52 (1.1%)	次男 2 (0.0%)
次女 244 (5.0%)	身体障害者手帳 311(6.4%)	次女 19 (0.4%)	次女 2 (0.0%)
三男 63 (1.3%)	精神障手害帳者 2(0.0%)	三男 17 (0.3%)	三男 3 (0.1%)
三女 32 (0.7%)	手帳所有不明 811(16.8%)	三女 5 (0.1%)	三女 0
子,子,娘 1307 (27.0%)		子,息子,娘 38 (0.8%)	子,息子,娘 2 (0.0%)
兄弟姉妹 109 (2.3%)		兄弟姉妹 15 (0.3%)	兄弟姉妹 13 (0.3%)
上記以外 109 (2.3%)		上記以外 64 (1.3%)	上記以外 8 (0.2%)
不詳 94 (1.9%)		不詳 8 (0.2%)	不詳 8 (0.2%)
合計 4840 (100.0%)		合計 4840 (100.0%)	合計 4840 (100.0%)

FQ4a1. 本人年齢コード①	FQ4b1. 本人年齢コード②	FQ4c1. 本人年齢コード③
無回答 167 (3.5%)	無回答 4573 (94.5%)	無回答 4798 (99.1%)
10才未満 320 (6.6%)	10才未満 27 (0.6%)	10才未満 2 (0.0%)
10才代 921 (19.0%)	10才代 68 (1.4%)	10才代 4 (0.1%)
20才代 1377 (28.5%)	20才代 48 (1.0%)	20才代 13 (0.3%)
30才代 1328 (27.4%)	30才代 32 (0.7%)	30才代 12 (0.3%)
40才代 484 (10.0%)	40才代 24 (0.5%)	40才代 5 (0.1%)
50才代 135 (2.2%)	50才代 29 (0.6%)	50才代 1 (0.0%)
60才以上 108 (2.2%)	60才以上 39 (0.8%)	60才以上 5 (0.1%)
合計 4840 (100.0%)	合計 4840(100.0%)	合計 4840(100.0%)
FQ4a2. 本人住まい①	FQ4b2. 本人住まい②	FQ4c2. 本人住まい③
無回答 163 (3.4%)	無回答 4617 (95.4%)	無回答 4804(99.3%)
自宅 3936 (81.3%)	自宅 186 (3.8%)	自宅 26(0.5%)
施設 598 (12.4%)	施設 30(0.6%)	施設 5(0.1%)
独立 143 (3.0%)	独立 7(0.1%)	独立 5(0.1%)
合計 4840 (100.0%)	合計 4840(100.0%)	合計 4840 (100.0%)

FQ5.ご本人の現在の状況について該当するものを次から1つに○をつけて下さい。※. 複数人いらっしゃる場合は、○△で区別をして記入下さい。無回答 255(5.3%)

1. 通所授産施設 1497(30.9%) 2. 通所更生施設 624 (12.9%) 3. 入所授産施設 90(1.9%) 4. 入所更生施設 479(9.9%)
5. デイ・ケア 186 (3.8%) 6. 福祉工場等 78 (1.6%) 7. 一般会社 228 (4.7%) 8. 在宅 309 (6.4%) 9. その他351 (7.3%) ()※.含、養護学校等学齢者(～10代)743(15.4%)

FQ6.ご本人の身近生活についてお聞きます。()内の該当する項目1つに○をつけて下さい。

1. 衣服の着脱:	1. 全面介助	2. 部分介助	3. ほぼ自立	4. 完全自立
無回答122(2.5%)	468 (9.7%)	1555 (32.1%)	1516 (31.3%)	1179 (24.4%)
2. 入 浴 :	1. 全面介助	2. 部分介助	3. ほぼ自立	4. 完全自立
無回答153(3.2%)	926 (19.1%)	1632 (33.7%)	1133 (23.4%)	996 (20.6%)
3. 食 事 :	1. 全面介助	2. 部分介助	3. ほぼ自立	4. 完全自立
無回答163(3.4%)	331 (6.8%)	1411 (29.2%)	1631 (33.7%)	1304 (29.9%)
4. 排 泄 :	1. 全面介助	2. 部分介助	3. ほぼ自立	4. 完全自立
無回答167(3.5%)	489 (10.1%)	1380 (28.5%)	1431 (29.6%)	1373 (28.4%)
5. 留守番 :	1. 全面介助	2. 部分介助	3. ほぼ自立	4. 完全自立
無回答205(4.2%)	1650 (34.1%)	1192 (24.6%)	1249 (25.8%)	544 (11.2%)

FQ7.ご本人の障害基礎年金についてお伺いいたします。

FQ7S1.基礎年金の使い道は、

1. 本人の生活費 2158(44.6%) 2. 本人の為に全額貯蓄している 617(12.7%) 3. 家族の生活費に組み入れている469(9.7%) 4. その他() 336 (6.9%) 5. 本人が未成年=非該当 957 (19.8%) 無回答303 (6.3%)

FQ7S2.基礎年金の管理は、どなたがされていますか、

1.本人 64(1.3%) 2.家族 3019(62.4%) 3.施設職員 348(7.2%)(例. 入所施設職員、グループホーム・アパートの世話人等)
4後見人 56(1.2%) 5.その他 82(1.7%) 6.非該当=本人が未成年 911(18.8%)

FQ8. あなたが日頃、家族で、何事もよく相談をする方がいらっしゃいますか。

1. いる 3713 (76.7%) 2. いない 860 (17.8%) 無回答 267(5.5%)

↓

SQ1.その方と「成年後見制度」について、お話をされたことがありますか。

1. ある 1162 (24.0%)=その内容を下欄に: 2. ない 2718 (56.2%) 無回答 960(19.8%)

SQ2.上記1.あるの内容 = 1086人(22.4%)回答記入

FQ9. あなたが日頃、家族以外で、障害のある本人のことで話をしたり、相談や悩みをしたり出来る方がいらっしゃいますか。

1. いる 3640 (75.2%) 2. いない 966 (20.0%) 無回答 234 (4.8%)

↓

SQ1.その方と「成年後見制度」について、お話をされたことがありますか。

1. ある 1058 (21.9%) =その内容を下欄に: 2. ない 2686 (55.5%) 無回答 1096 (22.6%)

SQ2.上記1.あるの内容=1021(21.1%)回答記入

FⅡ. 普段の福祉サービス利用についてお伺いします。

☆. 次にあげる福祉サービス利用についてそれぞれご回答下さい。

FQ10. ホームヘルプ・サービス:

1. 利用している431 (8.9%) 2. 利用したことがある236 (4.9%) 3.利用したい430 (8.9%) 4.利用していない3507 (72.5%) 無回答236(4.9%)

FQ10S1.このサービスで利用している・利用したい内容は、何ですか。(○はいくつでも)

1.留守中の見守り1161(24.0%) 2.入浴介助349(7.2%) 3.食事の支援525(10.8%) 4.身体介助と見守り452(9.3%)
5.掃除・洗濯347(7.2%) 6.夜間就寝中の介助126(2.6%) 7.その他296(6.1%)()

FQ10S2.このサービスの利用で良い点と改善点についてお聞かせ下さい。

1. 良い点= 625(12.9%)人回答記入
2. 改善点= 635(13.1%)人回答記入

FQ11. ガイド・ヘルプ:

1. 利用している774 (16.0%) 2. 利用したことがある280 (5.8%) 3.利用したい556 (11.5%)
4.利用していない2913 (60.2%) 無回答317(6.5%)

FQ11S1.このサービスで利用している・利用したい内容は、何ですか。○はいくつでも MA

1. 買い物 797 (16.5%) 2. 余暇 1797 (37.1%) 3. 習い事 378 (7.8%) 4. 外食 528 (10.8%) 5. その他()329 (6.8%)

FQ11S2.このサービスの利用で良い点と改善点についてお聞かせ下さい。

1. 良い点=884 (18.3%)人回答記入
2. 改善点=775 (16.0%)人回答記入

FQ12. ショートステイ:

1. 利用している611 (12.6%) 2. 利用したことがある790 (16.3%) 3.利用したい434 (9.0%)
4.利用していない2717 (56.1%) 無回答288(6.0%)

FQ12S1.このサービスの利用で良い点と改善点についてお聞かせ下さい。

1. 良い点= 1029(21.3%)
2. 改善点= 948(19.6%)

FⅢ.本人とあなたの将来についてお伺いします。

FQ13. 本人の将来について特に心配な点は何ですか。(○は、一つだけ)

1. 世話をする人 3339(69.0%) 2. 住まい 117 (2.4%) 3. 経済面 619 (12.8%) 4. 健康面 515 (10.6%)
5. その他() 111 (2.3%) 無回答139(2.9%)

FQ14. もし、あなたに代わる本人の支援者として頼む場合、望ましい人物・機関を以下の選択肢からお選び下さい。
(○は、3つまで) 無回答. 93(1.9%)

1. 親戚528(10.9) 2. 兄弟・姉妹2707(55.9) 3. 育成会748(15.5) 4. 施設職員1976(40.8) 5. 後見人1128(23.3)
6. グループホーム世話人1279(26.4%) 7. 信託銀行47(1.0%) 8. その他()108(2.2%) 9. いない191(3.9%)
10. わからない656(14.0%)

FQ15. 将来、本人が住むのに望ましいとお考えの住居はどこですか。(○は、1つ)

1. 自宅1479(30.6%) 2. グループホーム1532(31.7%) 3. 入所施設1437(29.7%) 4. 老人ホーム56(1.2%)
5. その他()198(4.1%) 無回答138(2.9%)

FQ15S1.上記住居を選んだ理由をお書き下さい。

自由記述欄: 2632(54.4%)回答記入

FQ16. 本人の安心した暮らしを実現するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は、いくつでも) 無回答. 39(0.8%)

1. 充実した福祉制度 4505 (93.1%)
2. 地域社会の障害への理解 3583 (74.0%)
3. 家族やきょうだいの協力 2681 (55.4%)
4. あまり考えたことがない 64 (1.3%)
5. 考えるには早すぎる 44 (0.9%)
6. その他 () 304 (6.3%)

FQ17. 経済面で不安をお持ちの方は何かご意見、ご要望があれば具体的にお書き下さい。

自由記述欄: **2021(41.8%)** 人回答記入

FQ18. 親・本人が高齢化を迎える時の心配な点について具体的にお書き下さい。

自由記述欄: **3237(66.9%)** 人回答記入

A.「成年後見制度」についてお伺いします。

AQ1.「成年後見制度」を知っていますか。 無回答 589(12.2%)

1. 初めて聞いた制度である 454 (9.4%)
2. 聞いたことはあるが詳しい内容はわからない **2236(46.2%)**
: =詳しい内容を知りたいですか。 1. はい **1997(41.3%)** 2. いいえ 130(2.7%)
3. 知っているが利用したいとは思っていない 686(14.2%)
4. 将来、利用するために手続きを考えている 589(12.2%)
5. 利用している 96(2.0%)
6. その他 () 190(3.9%)

AQ1S1.[AQ1.の回答をされた理由をお聞かせ下さい。]

自由記述欄: **1382(28.6)** 人回答記入

AQ2.「成年後見制度」と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか。(複数回答)

1. 親亡き後の本人の親代わり 1288(26.6%)
2. 親亡き後の本人の財産管理 **2110(43.6%)**
3. 親亡き後の本人の相談役 672(13.9%)
4. 本人の権利侵害を未然に防ぐ為の信頼できる第3者を制度として選べる 1369(28.3%)
5. その他 () 71(1.5%)

AQ3.「成年後見制度」についての学習会や説明会に出席したことがありますか。 NA. 747(15.9)

1. はい 1910(39.5%) 2. ない **2158(44.6%)**
→ 出席したいと思いますか。 1. はい **1863(38.5%)** 2. いいえ 409(8.5%) 無回答2568(53.1%)

AQ4.「成年後見制度」について今後学習するとしたら、どの機関での学習を希望しますか。(複数回答)

1. 育成会主催 **2109(43.6%)** 2. 市町村主催 1085(22.4%) 3. 障害者本人の通う施設主催 1368(28.3%) 4. 個人的にインターネット等で 131(2.7%) 5. その他 () 168(3.5%)

AQ5.「成年後見制度」は、「親でも後見人にならなければ、本人の代理契約を行うことは出来ない」ことになっていることをご存じですか。 NA. 533(11.3)

1. はい 1636(33.8%) 2. いいえ **2648(54.7%)**

BQ1. 本人の権利擁護(権利を守ること)を考える上で、どのようなことが最も大事だと思いますか。 無回答635(13.1%)

1. 本人が言葉で意思表示できることが大事である 699(14.4%)
2. 本人が身振り・手振りで意思表示できることが大事である 149(3.1%)
3. 言葉や身振り・手振りに関わらず、本人が意思を持つことを促すことが大事である 325(6.7%)
4. 言葉や身振り・手振りに関わらず、本人が意思を表現できる環境が大事である **1643(33.9%)**
5. 本人ではなく、周囲の理解が大事である 1248(25.8%)
6. その他 () 141(2.9%)

BQ2. 外出先で食事をする時、本人の食事のメニューを主にどのようにして決めていますか。 無回答 446(9.2%)

1. 本人が選び、本人が注文をする 694(14.3%)
2. 本人が選び、家族が注文をする **2588(53.5%)**
3. 本人に家族の薦めるものを選ばせるようにし、本人が注文をする 33(0.7%)
4. 本人に家族の薦めるものを選ばせるようにし、家族が注文をする 511(10.6%)
5. 本人の意見は聞かず、家族が選んだものを注文する 329(6.8%)
6. その他 () 239(4.9%)

BQ3. 本人が在宅の時、食事・入浴・就寝時間を主にどのように決めていますか。無回答 471(9.7%) 1. 本人の意思を優先する 1057(21.8%) 2. 本人の意思を優先し家族全体が合わせる 926(19.1%) 3. 家族の都合を優先し本人が合わせる 600(12.4%) 4. 家族の都合を優先し家族全体が合わせる 1266(26.2%) 5. 家族全員が自由である 280(5.8%) 6. その他 () 240(5.0%)
BQ4. 本人の行事やレクリエーション活動の種類について主にどのように決めていますか。無回答 501(10.4%) 1. 本人が選ぶ 1327(27.4%) 2. 本人に家族の薦めるものを選ばせるようにする 239(4.9%) 3. 本人の健康や趣味を考慮した上で、家族の薦めるものを本人に選ばせる 1036(21.4%) 4. 本人の健康や趣味を考慮した上で、家族が選ぶ 1430(29.5%) 5. 本人の意見は聞かず、家族が選ぶ 175(3.6%) 6. その他 () 132(2.7%)
BQ5. 本人の収入(工賃・基礎年金・手当等)の使用目的を主にどのように決めていますか。無回答 688(14.2%) 1. 本人が決め、本人のために使用する 481(9.9%) 2. 本人と家族が相談しながら、本人のために使用する 1377(28.5%) 3. 家族の薦める使用目的を本人に選ばせ、本人のために使用する 399(8.2%) 4. 本人の意見は聞かず、家族が決めて本人のために使用する 1294(26.7%) 5. 本人の意見は聞かず、家族が決めて本人の目的以外のことに使用する 35(0.7%) 6. その他 () 566(11.7%)
BQ6. 本人の医療的ケアを主にどのようにおこなっていますか。無回答 588(11.5%) 1. 本人がケアの必要性を示した時に家族がおこなっている 1343(27.7%) 2. 家族が定期受診に連れて行くことでケアをおこなっている 1865(38.5%) 3. 第三者からケアが必要であると指示を受けた時に、家族が必ず対応する 407(8.4%) 4. 第三者からケアが必要であると指示を受けた時に、家族の判断で対応する 252(5.2%) 5. 本人に任せている 91(1.9%) 6. その他 () 324(6.7%)
BQ7. あなたは、本人の意思や要求をどの程度理解していると感じますか。無回答 466(9.6%) 1. とてもよく理解していると思う 323(6.7%) 2. よく理解していると思う 2965(61.3%) 3. あまりよく理解していないと思う 802(16.6%) 4. まったく理解していないと思う 22(0.5%) 5. 本人の意思や要求にあまり重きをおいていない 22(0.5%) 6. その他 () 240(5.0%)

BQ8. あなたは、本人の意思や要求を主にどのような方法で理解しますか。無回答 64(1.3%) 1. 言葉 3432(70.9%) 2. 身振り・手振り 623(12.9%) 3. 表情や視線 626(12.9%) 4. 絵や記号を用いたサイン 15 (0.3%) 5. 本人の意思や要求を理解することをあまり意識していない 31(0.6%) 6. その他 () 49(1.0%)
BQ9. 本人の「○○したい」という要求に対してどのように配慮をしていますか。無回答109 (2.3%) 1. 本人が要求を伝えやすい関係づくりに努めている 1377(28.5%) 2. 本人の言葉による要求に耳を傾けることに意識的に努めている 1879(38.8%) 3. 本人の身振り・手振りによる要求を読み取ることに意識的に努めている 729(15.1%) 4. 本人の要求の内容について、何がわがままで何が要求かをよく考えるようにしている 568(11.7%) 5. 本人の要求がわからない 94(1.9%) 6. その他 () 84(1.7%)
BQ10. 家族が本人を叱る場合、どのような対応をしますか。無回答 140(2.9%) 1. 本人が理解しやすい方法を考えた上で叱る 2278(47.1%) 2. 本人が何を理解できないのかを考えた上で叱る 1010(20.9%) 3. 本人には家族の気持ちや状況は理解できないだろうと思いながら叱る 364(7.5%) 4. 叱ることで本人への効果や変化を期待して叱る 674(13.9%) 5. まず叱る 170(3.5%) 6. その他 () 204(4.2%)
BQ11. 家族以外の本人に関わる人物(施設職員や学校教員等)が主にどんなことに関して本人の権利を侵していると思いますか。無回答 1344 (27.8%) 1. 外出時における本人の食事メニューの決定に関して 314(6.5%) 2. 本人の衣類や物品の好みの決定に関して 232(4.8%) 3. 食事・入浴・就寝等の日常生活時間の決定に関して 348(7.2%) 4. 行事やレクリエーション活動の種類や参加の決定に関して 1035(21.4%) 5. 本人の収入(工賃、基礎年金、手当等)の使用目的の決定に関して 118(2.4%) 6. その他 () 1449(29.9%)

以上でございます。ご協力ありがとうございました。

ご記入頂きましたアンケート用紙は、
 添付の返信用封筒(切手不要)に入れて11月10日(金)までにご投函下さい。(兵庫県大会配布分)
 添付の返信用封筒(切手不要)に入れて12月 8日(金)までにご投函下さい。(全国大会配布、全国発送分)

添付資料3 組織調査票 質問項目毎に単純集計結果数値(%)を記載。(実際のアンケートは、4頁)

知的障害者の権利擁護「成年後見制度」に関する意見調査 ご協力のお願い

2006年12月25日

都道府県・指定都市、市町村育成会 各位

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長 藤原 治
権利擁護システム研究プロジェクト
生活実態調査委員会 委員長 吉川かおり

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当会の活動に特別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省からの補助金を得て「知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究」を行うことになりました。

権利擁護といってもさまざまな形態があり、例えば成年後見制度をとってみても、個人が後見人や保佐・補助人になって行うもの、法人が行うもの、法人が別組織を作って行うものなどが存在しています。また、遺言による権利擁護や、一定の目的に従って財産の管理等を行う「信託」という制度の活用も、知的障害のある本人の安心な暮らしを実現するためには必要になってくると考えられます。

全日本育成会として、どのようなしくみを作ることが知的障害のある本人の最善の利益につながるのかを考えるために、特に組織としての取り組み方などについて各育成会のお考えや平素感じていらっしゃるなどを聞かせて頂きたく存じます。

ご多忙のおりお手数をおかけして恐縮ですが、知的障害のある本人とご家族が安心して仲良く暮らしていけるようなしくみを作っていくために行う調査ですので、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、各育成会に関する情報は、権利擁護システムづくり（例えばニーズと人数規模の関係を考察するなど）のために用いその他の目的には使いませんので、現状についての正確な情報をお書き下さい。

アンケート用紙は、2007年1月15日（月）までに、全日本手をつなぐ育成会あてに同封の専用封筒にて郵便下さるか、ファックスにてお送りください。

問合せ先：〒105-0031

東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

ファックス：03-3578-6935

電話：03-3431-0668

このアンケートは、'06年育成会要覧記載の都道府県、市町村育成会約2600の全活動組織を対象とさせて頂いています。10月末から12月初旬にかけて実施させて頂きました育成会会員11000名を対象とした個人アンケート対をなしています。個人アンケートの折りには、年齢別での個人配布にご協力頂きました。感謝申し上げます。「成年後見制度」に関する権利擁護の取り組みの実情について、以下の質問にご回答をお願いいたします。

年始早々のお届けとなりましたが、これは、2月中旬から開始されます今回の「権利擁護システム研究プロジェクト」全国報告会ご案内広告との同封をさせて頂いたという経緯があります。今後、各育成会で「成年後見制度」にどのように取り組んで行くことが出来るかを展望させて頂くために、組織としての現状とご意見をお聞かせ下さい。2600全育成会皆様からのご回答が得られますようお願い申し上げます。

ご回答は、来たる1月15日（月）までにご投函頂けますようお願い申し上げます。

貴会のことについてお尋ねします。

F1. 育成会名：944 育成会より回答：N=944

(都道府県名) (政令指定都市の場合は、○して下さい)

F1-1. 所在地：[47 都道府県より回答] . [15 政令指定都市より回答]

F2. ご回答者氏名：912 名 記名:32 名 NA : 役職：887 名 記入:57 名 NA :

・貴会の沿革についてお伺いします。わからないところには「不明」に○して下さい。

F3-1. 貴会の設立年は＝_____年 _____月 ・不明

1950年代=106(11.2) 1960年代=144(15.3) 1970年代=178(18.9) 1980年代=132(14.0)

1990年代=118(12.5)2000年代=87(9.2) 合計=944(100)

F3-2. 設立時の会名称は＝「494 団体記入(52.6%)」 ・現在と同じ 402(42.9%) ・不明 42(4.5%)

F3-3. 設立当初の会の活動目的は＝729 団体記入(77.2%) 無回答 82(8.7%) ・不明 133(14.1%)

F3-4. 設立時の会員数は＝_____名 ・不明

1～9 人 74(7.8%) 10～19 人 87(9.2%) 20～29 人 85(9.0%) 30～39 人 67(7.1%) 40～49 人 30(3.2%)

50～59 人 65(6.9%) 60～99 人 54(5.7%) 100～199 人 36(3.8%) 200～999 人 19(2.0) 1000 人以上 4(0.4%)

不明 398(42.2%) 無回答 25(2.6%)

F3-5. 現在の会員数は＝_____名 ・不明 27(2.9%) 無回答 13(1.4%)

10 人未満 32(3.4%) 50 人未満 476(39.8%) 100 人未満 229(24.3%) 300 人未満 151(16.0%)

500 人未満 1000 人未満 37(3.9%) 5000 人未満 39(4.1%) 5000 人以上 9(1.0%)

F4. 現在の貴会の組織形態を、下記の 1～6 から選び○して下さい。

1. 社団法人 34(3.6%) 2. 財団法人 13(1.4%) 3. 社会福祉法人 120(12.7%) 4. NPO 法人 53(5.6%)

↓ 5. 法人格無し 573(60.7%) 6. その他 102(10.8%) ()

F4-1. [1～4 に回答の場合] →法人格を取得した年は＝(西暦 _____年) ・不明 21(2.2%)

1950 年代 4(0.4%) 1960 年代 16(1.7%) 1970 年代 18(1.9%)

1980 年代 18(1.9%) 1990 年代 18(1.9%) 2000 年代 73(7.7%) 非該当・無回答 776(82.2%)

F4-2. 貴会では、近い将来、法人格を取得する予定や希望がありますか。

1. ある 76(8.1%) 2. ない 498(52.8%) 3. 不明 138(14.6%)

→F4-3. 1. 申請中 17(1.8%) 2. 申請予定・準備中 38(4.0%) 3. 不明 27(2.9%)

→F4-4. 申請法人種類＝(回答記入団体 55(5.8%) 非該当・無回答 889(94.2%)

＝NPO 法人 40(4.4%) 社会福祉協議会 11(1.2%) 社団法人 1(0.1%)その他 3(0.3%)

→F4-5. 取得目的・事業名＝(回答記入団体 52(5.1%) 非該当・無回答 896(94.9%))

F5. 現在の活動内容についてお伝え下さい。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。又、複数○がある場合、最も重点を置いている活動に◎を付けて下さい。

1. 会員相互の親睦 ○642(68.0%) ◎162(17.2%)

2. 会員活動情報の収集・提供 ○580(61.4%) ◎73(7.7%)

3. 会員相互の学習活動 ○581(61.5%) ◎84(8.9%)

4. デイ・サービス施設運営 ○32(3.4%) ◎17(1.8%)

5. グループホーム運営 ○54(5.7%) ◎9(1.0%)

6. 会報発行 ○305(32.3%) ◎14(1.5%)

7. 相談事業 ○191(20.2%) ◎11(1.2%)

8. 地域社会との交流○427(45.2%) ◎43(4.6%) 9. 成年後見事業○32(3.4%) ◎2(0.2%)

10. その他 ○151(16.0%) ◎50(5.3%) ()

F5-1. 上記のうち、最も重点をおいている活動についてお知らせ下さい。

①活動・事業名： 回答記入団体 712(75.4%) 無回答 232(24.6%)

②実施日程・期間： 回答記入団体 646(68.4%) 無回答 298(31.6%)

③参加状況（属性別人数等）： 回答記入団体 641(67.9%) 無回答 303(32.1%)

④成果： 回答記入団体 595(63.0%) 無回答 349(37.0%)

⑤課題： 回答記入団体 588(62.3%) 無回答 356(37.7%)

F6. 貴会員で、成年後見制度を利用されている方はいらっしゃいますか。

1. いる 261(27.6%) 2. いない 416(44.1%) 3. 不明 232(24.6%) 無回答 35(3.7%)

↓

F6-1. それは何人くらいですか。

1. _____人くらい 1人 57(6.0%) 2人 47(5.0%) 3人 26(2.8%) 4人 12(1.3%) 5人 19(2.0%)

2. 不明 85(9.0%) 6～9人 8(0.8%) 10～19人 14(1.5%) 20～49人 9(2.4%)

50～99人 4(0.4%) 100～150人 3(0.3%)

成年後見制度に関する取り組みとお考えについて伺います。

Q1. 次に挙げる意見のうち、貴会として賛同するものすべてに○をつけて下さい。

1. 成年後見制度は、親亡き後に必要になるものだ。383(13.0%)

2. 成年後見制度は、親が生きているうちから必要になるものだ。646(22.0%)

3. 成年後見制度について考えるのは、子どもが成人してからで良いと思う。154(5.2%)

4. 成年後見制度について考えるのは、子どもが未成年のうちからすると良いと思う。284(9.7%)

5. 成年後見制度は、知的障害者全体の課題である。726(24.7%)

6. 成年後見制度は、知的障害者のうち一部の人の課題である。57(1.9%)

7. 成年後見制度は、知的障害者権利擁護の活動の中心として重視する必要がある。648(22.1%)

8. 成年後見制度は、知的障害者権利擁護の活動の一部であり重視する必要はない。40(1.4%)

複数回答：回答団体者数 902(95.6%) 回答数 2938(100%)

Q2. 成年後見制度に関する情報源として利用されているものに○をつけて下さい。

1. 全日本手をつなぐ育成会機関誌「手をつなぐ」790(45.6%)

2. 市町村など行政機関発行資料 343(19.8%)

3. 家庭裁判所発行資料 45(2.6%) 4. 社会福祉士会発行資料 100(5.8%) 5. 弁護士会発行資料 48(2.8%)

6. 法務局発行資料 57(3.3%) 7. 新聞 197(11.4%) 8. その他 153(8.8%) ()

複数回答：回答団体数 900(95.3%) 回答数 1733(100%)

Q3. これまでに成年後見制度に関する説明会や学習会に参加されたことがありますか。

1. ある 626(66.3%) 2. ない 269(28.5%) 無回答 49(5.2%)

↓

Q3-1. [1.あると回答の方に] 参加された会合の主催者をお伝え下さい。（複数回答可）

1. 全日本手をつなぐ育成会 132(12.6%) 2. 県育成会 325(31.1%) 3. 近隣育成会 88(8.4%)

4. 地元自治体 105(10.1%) 5. 裁判所 13(1.2%) 6. 弁護士会 51(4.9%) 7. 社会福祉士会 105(10.1%)

8. その他 225(21.6%) ()

Q4. 学習会などの情報を、どのように会員に伝えていますか。（複数回答可）

1. 封書または葉書で連絡する 440(36.9%)

2. 電話またはFAXで連絡する 256(21.5%)

3. メールで連絡する 31(2.6%)

4. 回覧板で連絡する 41(3.4%)

5. 掲示板に貼り出す 29(2.4%)
6. その他 396(33.2%) (会報 71(7.5%) 会合で直接連絡)

Q5. 成年後見制度に関する活動を行う場合、貴育成会で可能なものすべてに○をつけて下さい。
(複数回答可)

1. 成年後見制度に関する講演会や学習会の実施 723(29.7%)
2. 成年後見制度利用に関する相談にのる 273(11.2%)
3. 成年後見制度に関する制度利用についての資料収集と提供 597(24.5%)
4. 親・親族が後見人になっている人の支援 152(6.2%)
5. 市民後見人育成のためのネットワークを広げる 67(2.8%)
6. 独自に法人後見組織を立ち上げる 37(1.5%)
7. 市民後見人養成講座の開催 52(2.1%)
8. 法人後見など市町村育成会単体ではカバー出来ない、制度運用上のサポート体制 70(2.9%)
9. 法律家、行政書士、社会福祉士等専門家との意見交換 189(7.8%)
10. 関連行政(裁判所、県庁・市町村)との連携による安心出来る制度運用体制の確立 247(10.1%)
11. その他 29(1.2%) ()

Q6. 貴育成会として、権利擁護に関する事業を立ち上げたいと考えていますか。

1. はい 148(15.7%)

↓

Q6-1. [1. はいと回答の方に]

以下のうち、お考えになっているものに○をつけて下さい。(複数回答可)

1. 法人として後見事業を立ち上げる。71(36.2%)
2. 他の法人後見・個人後見の監視(オンブズ機能)を行う。26(13.3%)
3. 他が行う法人後見・個人後見の支援(バックアップ・立ち上げ補助など)を行う。74(37.8%)
4. その他 25(12.8%) ()

2. いいえ 655(69.4%) 無回答 141(14.9%)

↓

Q6-2. [Q6 で 2. いいえと回答の方に]

その理由はなんですか、当てはまるものに○をつけて下さい。(複数回答可)

1. 必要性を感じていない。56(6.5%)
2. 会では相談事業のみを行えばよい。84(9.7%)
3. 全日本育成会が全面的に立ち上げてほしい。229(26.4%)
4. 地方県育成会で行うには難しすぎる。291(33.5%)
5. その他 208(24.0%) ()

複数回答：回答数 N=868 回答団体数 685

Q7. もし貴会が、法人成年後見を立ち上げるとしたら、どのような点がもっとも困難だと感じますか。当てはまるもの全てに○を付けて下さい。(複数回答可)

1. 法人格の取得 316(12.2%)
2. 人的資源の不足 695(26.8%)
3. 運営資金の不足、不安 598(23.1%)
4. どれだけの会員が「法人成年後見」を希望しているか不明 543(20.9%)
5. 運営マニュアルが無い。393(15.2%)
6. その他 49(1.9%) () 複数回答：答数 2594N=回答団体数 879

Q8. 成年後見について、全日本育成会に対しどのような支援を望みますか。当てはまるものすべてに○をつけて下さい。(複数回答可)

1. 法人の立ち上げを支援してほしい。113(6.7%)
2. 成年後見人の養成研修をしてほしい。410(24.3%)
3. 弁護士・社会福祉士・行政書士などの人的資源を紹介してほしい。231(13.7%)
4. 各市町村育成会の、成年後見制度への意識の向上を図ってほしい。552(32.7%)

5. 「遺言制度」「信託制度」などの研修会やシンポジウムなどを開催してほしい。339(20.1%)

6. その他 44(2.6%) ()

Q9. このアンケートを受けて、成年後見制度をテーマとした権利擁護啓発活動を行う為に、市町村育成会、都道府県育成会、全日本育成会に対する具体的な要望、疑問、質問等をお聞かせ下さい。

Q9-1. 市町村育成会へ 回答記入 317(33.6%) 無回答 627(66.4%)

Q9-2. 都道府県育成会へ 回答記入 358(37.9%)無回答 586(62.1%)

Q9-3. 全日本育成会へ 回答記入 373(39.5%) 無回答 571(60.5%)

以上です。ご協力どうもありがとうございました。

兵庫県手をつなぐ育成会
第 50 回兵庫県知的障害者福祉大会
参加の皆様へ



全日本手をつなぐ育成会 全国 1 万人アンケート

にご協力下さい！

内容は、

「権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査」
です。

このアンケートは、育成会会員のお宅で、障害を持たれた方を主に支援されているご家族お一人にお願いをさせていただきます。

- 実施期間：配布日＝10月27日（金）
- 解答期間：10月27日～11月10日
- 解答締め切り：11月10日までにポストにご投函下さい。
（返信は在中の返信用封筒（切手不要）をご利用下さい。）

県、地元育成会のご協力を得て実施させて頂いています。
出来るだけ沢山の方々のご協力を頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

全日本育成会「権利擁護システム研究プロジェクト」
生活実態調査委員会一同
2006年10月27日

第 55 回全日本手をつなぐ育成会全国大会
第 40 回関東甲信越会
参加の皆様へ



全日本手をつなぐ育成会 全国 1 万人アンケート

にご協力下さい！

内容は、

「権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査」
です。

このアンケートは、育成会会員のお宅で、障害を持たれた方を主に支援されているご家族お一人にお願いをさせていただきます。

- 実施期間：配布日＝11 月 18 日(土)・19 日(日)
- 回答期間：11 月 18 日(土)～12 月 1 日(金)の 2 週間
- 回答締め切り：12 月 8 日(金)までに郵便ポストに！！
(返信は在中の返信用封筒（切手不要）をご利用下さい。)

県、地元育成会のご協力を得て実施させて頂いています。
出来るだけ沢山の方々のご協力を頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

全日本育成会「権利擁護システム研究プロジェクト」
生活実態調査委員会一同
2006 年 11 月 18 日

2006 年度新規厚生労働省助成研究事業

全日本手をつなぐ育成会

全国 1 万人アンケート

ご協力を宜しくお願い致します!!

「権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査」
アンケート在中。

- このアンケートは、障害を持たれた方を主に支援されているご家族お一人に
お願いをさせていただきます。
- 12月8日(金)をめどにポストにご投函下さい。

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
〒105-0031 東京都港区西新橋 2-16-1
全国たばこセンタービル 8 階
TEL : 03-3431-0668 FAX : 03-3578-6935
権利擁護システム研究プロジェクト
生活実態調査委員会

2006 年度新規厚生労働省助成研究事業

全日本手をつなぐ育成会

「権利擁護システム研究プロジェクト」

1. 「権利擁護（成年後見制度）に関する活動実態調査」 アンケート

- '06 要覧掲載の全 2600 育成会組織を対象とさせて頂き、一斉にご協力
お願いさせていただきます。 実施主体：生活実態調査委員会
- 1 月 15 日(月) までにポストにご投函下さい。

2. 研究報告／説明会開催ご案内（全国 7 ヶ所実施）

在中

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

〒105-0031 東京都港区西新橋 2-16-1 全国たばこセンタービル 8 階

TEL：03-3431-0668 FAX：03-3578-6935

「権利擁護システム研究プロジェクト」

知的障害者の権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査報告書

《執筆者一覧》

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業「調査」小委員会委員

吉川かおり（よしかわ かおり）	明星大学人文学部人間社会学科助教授
長葭千恵子（ながよし ちえこ）	岩手県障害者 110 番相談室長・全日本手をつなぐ育成会理事
河村真千子（かわむら まちこ）	日本大学国際関係学部非常勤講師
高野 淑恵（たかの よしえ）	越谷市手をつなぐ育成会会長
森山 康之（もりやま やすゆき）	東京都知的障害者育成会烏山福祉園施設長
渡辺 成彦（わたなべ なりひこ）	東京医療秘書福祉専門学校介護福祉科非常勤講師

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業 Report 4

知的障害者権利擁護（成年後見制度）に関する生活実態調査報告書

発行日：2007 年 3 月 20 日

編集者：吉川 かおり

発行者：藤原 治

発行所：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-16-1 全国たばこセンタービル 8 階

TEL. 03-3431-0668 FAX. 03-3578-6935

<http://www1.odn.ne.jp/ikuseikai/>

E-mail : ikuseikai@pop06.odn.ne.jp

印刷所：株式会社パンメディア

